

千葉県総合計画

～千葉の未来をともに創る～

令和 7 年 8 月

千葉県

目 次

第1編 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の構成と期間	2

第2編 基本構想編

第1章 千葉の新たな飛躍に向けた6つのチャレンジ	3
1 頻発化・激甚化する大規模災害等に備えた危機管理体制の強化 と新たな犯罪形態への対応	4
2 本格的な人口減少社会への対応	6
3 成田空港の拡張事業等に伴う波及効果の最大化	9
4 超高齢化時代における医療・福祉・介護ニーズの高まり への対応	11
5 多様性を活力とし、誰もが活躍できる社会づくり	13
6 独自の自然・文化を生かした魅力の発信と 千葉に向かう人の流れの創出	15

第2章 千葉県が目指す姿

第1節 基本理念	18
第2節 基本目標・目指す姿	19
I 危機管理体制の構築と安全の確保	19
II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備	21
III 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実	23
IV こども・若者の可能性を広げる千葉の確立	24
V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現	25
VI 独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造	26
第3節 県づくりの方向性	28
○ 東葛・湾岸ゾーン	30
○ 印旛ゾーン	34
○ 香取・東総ゾーン	37
○ 九十九里ゾーン	41
○ 南房総・外房ゾーン	44
○ 内房ゾーン	47

第3編 実施計画編

第1章 重点的な施策・取組	50
第I項 危機管理体制の構築と安全の確保	50
政策分野 I-1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立	50

I－1－①	激甚化する災害への対応力強化	50
I－1－②	災害に強いまちづくりの推進	57
I－1－③	新興感染症等健康危機への対応力強化	62
政策分野 I－2	くらしの安全・安心の確保	64
I－2－①	新たな犯罪形態にも対応する犯罪の起こりにくい 社会づくりと被害者等支援の充実	64
I－2－②	「交通安全県ちば」の確立	70
I－2－③	安全・安心な消費生活の確保	75
第Ⅱ項	千葉経済圏の確立と社会資本の整備	78
政策分野Ⅱ－1	経済の活性化と更なる飛躍	78
Ⅱ－1－①	新たな産業・地域づくりと企業誘致の推進	78
Ⅱ－1－②	県経済を担う産業の振興と育成	81
Ⅱ－1－③	成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成と 地域づくり	86
Ⅱ－1－④	観光立県の推進	90
Ⅱ－1－⑤	中小企業・小規模事業者の経営基盤強化	94
Ⅱ－1－⑥	産業人材の育成と就労支援	99
政策分野Ⅱ－2	稼げる農林水産業の推進	103
Ⅱ－2－①	次世代を担う人材の確保・育成	103
Ⅱ－2－②	農林水産業の成長力の強化	106
Ⅱ－2－③	需要を捉えた販売力の強化と輸出促進	111
政策分野Ⅱ－3	社会資本の充実とまちづくり	114
Ⅱ－3－①	半島性を克服する交通ネットワークの強化	114
Ⅱ－3－②	社会資本の適正な維持管理	119
Ⅱ－3－③	快適で暮らしやすいまちづくりと スマート自治体の実現	122
第Ⅲ項	超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実	128
政策分野Ⅲ－1	医療提供体制の充実と健康寿命の延伸	128
Ⅲ－1－①	増大する医療需要への対応	128
Ⅲ－1－②	生涯を通じた健康づくりと予防医療の推進	133
政策分野Ⅲ－2	高齢者福祉と障害者福祉の充実	137
Ⅲ－2－①	高齢者福祉の充実	137
Ⅲ－2－②	障害者福祉の充実	142
第Ⅳ項	こども・若者の可能性を広げる千葉の確立	147
政策分野Ⅳ－1	こども・若者施策の充実	147
Ⅳ－1－①	こども・若者の健やかな成長への支援	147
Ⅳ－1－②	安心して子育てできる環境づくり	152

IV-1-③	若者の仲間づくりの促進やライフイベント に応じた支援	156
政策分野IV-2	教育施策の充実	159
IV-2-①	こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	159
IV-2-②	未来を切り拓く「人」の育成	164
IV-2-③	地域全体でこどもを育てる体制づくり	168
IV-2-④	青少年の健全育成	170
第V項 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会		
	の実現	172
政策分野V-1	多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会 の実現	172
V-1-①	誰もが力を発揮できる社会の実現	172
V-1-②	男女共同参画の推進	175
V-1-③	外国人の活躍・共生と国際交流の推進	177
政策分野V-2	連携・協働による社会づくり	180
V-2-①	多様な主体の連携・協働による社会づくり	180
第VI項 独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造		
政策分野VI-1	脱炭素化と循環経済の推進	183
VI-1-①	地球温暖化対策の推進	183
VI-1-②	循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行	188
政策分野VI-2	環境の保全と豊かな自然との共生	194
VI-2-①	豊かな自然環境と大気・水環境の保全	194
VI-2-②	野生生物の保護と適正管理	198
政策分野VI-3	千葉の魅力の向上と活用	201
VI-3-①	半島性を活用した「千葉」のブランディングと 移住・二地域居住の促進	201
VI-3-②	地域の特色を生かした農山漁村の活性化	204
政策分野VI-4	千葉の特徴・歴史を生かした文化・ スポーツ振興	208
VI-4-①	文化芸術の振興	208
VI-4-②	スポーツの振興	212
第2章 行政経営の基本的視点		
1	市町村との連携強化	217
2	県民や民間等との協働・共創	218
3	D X の推進	218
4	時代の変化に対応した行政組織への変革	219
5	S D G s の推進	220

第3章 実施計画の政策評価	221
---------------	-----

【総合計画の指標一覧】	222
-------------	-----

第 1 編 計画策定の基本的な考え方

第 1 節 計画策定の趣旨

千葉県では、令和 3 年度（令和 4 年（2022 年）3 月）に「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」を策定し、県民の命とくらしを守るとともに、海と緑に囲まれた自然環境や優れた都市機能を生かし、豊かな県民生活を実現できる「千葉の未来」を切り開いていくため各種施策を推進してきました。

この間、成田国際空港（以下「成田空港」という。）の拡張事業に向けた取組や、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）・北千葉道路など広域道路ネットワークの整備進展等により、立地優位性をはじめとした本県のポテンシャルが更に高まるとともに、社会のグローバル化やデジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症の経験を契機としたライフスタイルの変化など、本県を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しています。

同時に、頻発化・激甚化する自然災害への対応や、「匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）」に代表される新たな犯罪形態への対応、本格的な人口減少社会の到来に伴う、様々な分野での人手不足や、地域経済の縮小、集落機能の低下への懸念などに対し、将来にわたり地域の活力を維持していくための取組が求められています。

さらに、誰一人取り残すことなく、持続可能な世界を実現するための普遍的な国際目標である SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）や、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、民間企業や県民とも連携・協働した取組が必要です。

そこで、県では、これまでの取組の成果を踏まえつつ、県民の命とくらしを守るため、これら喫緊の課題に迅速・的確に対応するとともに、本県が有する「空」、「海」、「里」の魅力を磨き上げ、誰もが社会に参加・活躍し、豊かなライフスタイルを実現できる県づくりを加速していくため、新たな総合計画を策定します。

第2節 計画の性格

この計画は、本県の更なる飛躍に向け、本県が県民と共に目指す将来像を示すとともに、その実現に向けて取り組むべき県の政策及び施策の基本的な方向を、総合的かつ体系的に定めた、県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画です。

第3節 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想編」と「実施計画編」で構成しています。

（1）基本構想編

基本構想編では、計画策定時を起点におおむね10年後を見据え、千葉県を取り巻く社会・経済環境の変化についての課題認識と、計画の基本理念や政策の推進に当たっての基本目標など、本県が目指す姿を示します。

（2）実施計画編

実施計画編では、基本構想編で掲げた課題認識や基本理念を踏まえ、6つの基本目標の実現に向けて、令和7年度（2025年度）から令和10年度（2028年度）までの4年間で重点的に実施する施策・取組を体系的に整理します。

第2編 基本構想編

第1章 千葉の新たな飛躍に向けた6つのチャレンジ

本県を取り巻く社会・経済環境は、前総合計画の策定時から大きく変化しています。

成田空港では、令和10年度末（2028年度末）の第3滑走路供用などに向け拡張事業が行われており、また、令和8年度（2026年度）の圏央道の県内区間全線開通や、北千葉道路の整備をはじめとする広域道路ネットワークの充実、加えて令和7年（2025年）7月に東京圏国家戦略特区区域が千葉県全域に拡大されたことにより、本県は半島性の課題を克服し、県内の活力をより一層向上させる好機を迎えています。

こうした中、本県へ向かう人の流れを加速していくためには、本県が有する豊かな自然や文化、バランスの取れた産業構造などを生かし、地域の魅力を創造・発信していくことが求められています。

一方、本県は、本格的な人口減少社会の到来や、自然災害の頻発化・激甚化、新興感染症の脅威、高齢化の更なる進行など、我が国全体が抱える課題にも直面しており、こうした課題に対して、県民の命とくらしを守り、地域の活力を維持・向上させる取組が必要です。

また、社会経済のグローバル化・デジタル化の進展や、新型コロナウイルス感染症の経験、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）などを経て、人々の価値観やライフスタイルが変化し、多様性尊重への意識が高まるなど、社会全体がアップデートされています。

さらに、2030年を達成年限とするSDGsや、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を、県民や市町村、事業者などあらゆる関係者と共に着実に進め、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すとともに、環境保全と経済成長の好循環を生み出していかなければなりません。

このように、本県を取り巻く状況や課題が変化する中、直面するピンチをチャンスに転換し、県民の命とくらしを守るとともに、本県の更なる飛躍に向け、「空」「海」「里」そして「まち」「ひと」などの力を結集し、チャンスをより大きな成果に結びつけていくとの考えの下、県として取り組むべき課題を「6つのチャレンジ」として整理しました。

- 1 頻発化・激甚化する大規模災害等に備えた危機管理体制の強化と新たな犯罪形態への対応
- 2 本格的な人口減少社会への対応
- 3 成田空港の拡張事業等に伴う波及効果の最大化
- 4 超高齢化時代における医療・福祉・介護ニーズの高まりへの対応
- 5 多様性を活力とし、誰もが活躍できる社会づくり
- 6 独自の自然・文化を生かした魅力の発信と千葉に向かう人の流れの創出

1 頻発化・激甚化する大規模災害等に備えた危機管理体制の強化と新たな犯罪形態への対応

(1) 大規模災害や新興感染症等に備えた危機管理体制の整備

- 近年、地球温暖化などをはじめとする気候変動の影響として、集中豪雨の頻度が増加するとともに、台風等の強度が強まっており、風水害や土砂災害が増加し、甚大な被害を及ぼす傾向にあります。本県でも、令和元年房総半島台風(2019年)等の一連の災害では、県内の広範囲で長期にわたる停電や通信遮断、断水などが発生し、県民生活や各産業にこれまでにない大きな被害を及ぼしました。
- また、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大規模の地震であり、本県でも、津波や液状化などにより大きな被害が生じました。
- さらに、令和6年能登半島地震(2024年)では、道路の寸断により集落が孤立し、救助活動や物資供給への支障、電気・水道の途絶による避難の長期化や避難環境の悪化などが生じ、半島における災害ぜい弱性が改めて浮き彫りになりました。
- これまでの災害の経験を生かし、「防災対策には終わりが無い」という認識の下、県・市町村・事業者等との間での迅速な情報共有体制の構築や連携体制の強化、河川改修や水害に強いまちづくりなど流域治水対策、電気や上下水道などライフラインの維持、災害に強い道路ネットワークの整備に取り組むとともに、孤立集落対策を強化することなどにより、人々のくらしや企業活動の場として選択される、災害に強い千葉県づくりを進める必要があります。
- また、災害が起きた際、高齢者や障害者、妊産婦、外国人など、避難の際に特に配慮や支援が必要な人々に対して、平時から関係機関と連携して対応を検討し、訓練などを行っておくことが必要です。
- 災害時の対応を迅速かつ効果的に行うためには、デジタル技術を活用した被害の予測や、情報収集、重層的な情報発信、被災者の生活再建に係る事務手続の利便性向上など、防災分野においてもDXを進めていく必要があります。
- 本県は成田空港や千葉港など、諸外国との直接的な玄関口を擁しているほか、石油コンビナート地区は、一たび事故が発生すると、極めて大規模な災害に拡大するおそれがあります。また、近年ではデジタル技術の発達に伴い、サイバー攻撃などの発生も懸念されます。
- このため、空港・港湾における水際対策や、情報セキュリティの水準向上などを進めるとともに、関係機関との連携を密にし、テロなど人為災害に対する体制についても強化することが必要です。
- 令和2年(2020年)1月に国内で最初に確認された新型コロナウイルス感染症は、国内外で未曾有の感染拡大を引き起こし、県内でも病床のひっ迫や救急搬送の困難事例等が生じるなど、危機的な状況を引き起こしました。また、国による緊急事態宣言や、休業要請等による経済の停滞、新しい生活様式の普及など、個人の働き方やライフスタイルにも大きな影響を及ぼしました。
- こうした経験を踏まえ、新興感染症については、次のパンデミックを想定し、

市町村や関係機関との連携を平時から再確認するとともに、保健所をはじめとする県職員や医療従事者、高齢者施設等の従業員に対する研修・訓練の実施、感染拡大時に備えた医療提供体制の確保など、対応力の強化を図ることが必要です。

（２）新たな犯罪形態への対応など防犯対策の推進

- 本県の刑法犯認知件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により人々の行動が制限される以前の令和元年（2019 年）より減少しているものの、依然として全国ワースト上位にあります。
- 近年では、スマートフォンのメッセージアプリを悪用した電話 d e 詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺が増加するなど、犯罪の手口が多様化・巧妙化していることに加え、「匿名・流動型犯罪グループ」のような、新たな犯罪集団による強盗事件等の凶悪犯罪も発生しています。また、不法滞在外国人等により組織的に敢行される金属盗、大量万引き、自動車盗などの犯行も後を絶ちません。
- こうした中、効果的に犯罪を抑止するためには、県民・事業者・市町村・県の連携により、犯罪が起こりにくいまちづくりを推進するとともに、犯罪者を見逃すことなく逮捕・検挙するため、デジタル技術の活用も含め、万全の体制を確保する必要があります。
- 加えて、誰もが犯罪被害者になる可能性があることを踏まえ、相互扶助の精神に基づき、犯罪被害者やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）への支援を行う必要があります。
- 一方で、刑法犯検挙人員のうち、半数近くが再犯者であることから、二度と罪を犯すことのないよう、服役後、円滑に社会に復帰できるようにすることも重要であり、市町村や国、民間団体と連携して再犯防止に取り組むことが必要です。

（３）飲酒運転の根絶と交通安全対策の推進

- 本県の令和 6 年（2024 年）の交通事故死者数は 131 人となっており、依然として全国ワースト上位にあります。特に、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高く、また、重大な交通事故の発生につながる飲酒運転やあおり運転等の悪質・危険な運転も後を絶たない状況です。
- このため、交通事故抑止に資する交通指導取締りの強化や、県民一人ひとりの交通安全意識向上のための啓発活動、心身の発達段階や自転車、自動車などの通行の態様に応じた交通安全教育、交差点の改良や歩道の整備など交通事故が起こりにくい道路交通環境の整備などの取組を、関係機関・団体が連携して行う必要があります。
- また、飲酒運転の根絶を目指し、県では、「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」の改正や「千葉県飲酒運転根絶計画」の策定等により、各種取組を進めてきたところですが、全ての県民が「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い意識を持つよう更なる啓発を図るとともに、県民総ぐるみで対策の強化に取り組む必要があります。

2 本格的な人口減少社会への対応

(1) 将来人口の見通し

- 我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が令和 5 年（2023 年）4 月に公表した人口推計によると、令和 2 年（2020 年）では 1 億 2,615 万人であったところ、30 年後の令和 32 年（2050 年）には 8 割程度まで、50 年後の令和 52 年（2070 年）には 7 割程度となる 8,700 万人まで減少する見込みとなっています。
- 本県の人口は、東日本大震災などの影響を受けた平成 23 年（2011 年）から平成 25 年（2013 年）の間を除き、大正 9 年（1920 年）の国勢調査開始以来、増加を続けてきました。

しかしながら、平成 23 年（2011 年）には、少子化の進行に伴い、死亡数が出生数を上回る自然減となり、令和 3 年（2021 年）には社会増による人口増加を自然減による人口減少が上回る、総人口減少時代に入りました。
- 社人研が令和 5 年（2023 年）12 月に公表した地域別将来推計人口によると、令和 2 年（2020 年）に 628 万 4 千人であった本県の人口は、令和 17 年（2035 年）には約 20 万人減少し 607 万 6 千人へ、令和 32 年（2050 年）には 569 万人へと、30 年間で 9 割程度まで減少する見込みとなっています。

(2) 人口減少社会への対応

- 人口減少は、我が国全体が直面する喫緊の課題であり、本県においても、地域経済の縮小や、各分野における担い手不足、空き家の増加や商店の閉鎖、交通や医療・福祉・介護等のサービスの低下など、様々な影響が懸念されているところです。
- このため、急激な人口減少を緩やかにしていくとともに、将来にわたって県の活力を維持・向上させ、持続可能な地域社会をつくっていくことが重要です。
- 県として、市町村とも連携しながら、県民一人ひとりの選択を尊重しつつ、結婚や妊娠・出産、子育ての希望をかなえる環境づくりなどの少子化対策や、各地域の特性を生かした産業の振興、地域と多様な形で関わる関係人口の創出や移住・二地域居住の促進、地域公共交通の維持・確保、医療や商業等の都市機能を集約したコンパクトなまちづくりなどに、引き続き取り組んでいく必要があります。
- また、成田空港の拡張事業や圏央道など広域的な道路ネットワークの整備を生かして千葉県への「人・モノ・財」の流れを創出し、県内外の交流を活性化するとともに、新たな産業の創出や都市機能の向上を図り、様々なライフスタイルが実現可能な千葉の魅力を多くの人に発信することで、本県に向かう人の流れをより大きなうねりに変え、地域の更なる活性化につなげていくことが必要です。
- また、県人口の 60.7%を占める生産年齢人口（15～64 歳）が減少する中であっても、デジタル技術の活用による生産性の向上や業務の効率化を図るとともに、年齢・性別・障害の有無・国籍・性的指向や性自認などの違いにかかわらず、誰もが活躍できる社会づくりを進め、多様な担い手が本県の経済・社会を支える県

づくりを進めていく必要があります。

（３）県の将来を支えるこどもの育成と若者の応援

- 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現は、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において重要です。

一方で、令和５年（２０２３年）の本県の出生数は 35,658 人、合計特殊出生率は 1.14 で、共に減少傾向となっており、長きにわたり少子化の状況が続いています。

- この少子化傾向に歯止めをかけるためには、若者の出会い、結婚、妊娠・出産、子育てに関するあらゆる希望をかなえることができるよう、各ライフイベントに応じた支援を行っていくことが必要です。
- 特に、結婚し、こどもを生み育てたいという希望をかなえるためには、十分な所得を確保することのできる正規雇用での就労・定着に向けた支援が必要です。加えて、保育・放課後児童クラブ等の子育てサービスの充実、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりなど、働きながら、安心してこどもを生み育てることのできる社会づくりや、教育費や医療費など経済的な負担の軽減も必要です。
- また、核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化のほか、人口減少・少子化の進行など、子育て・教育環境には大きな変化が生じています。
- このため、次世代の千葉県を担うこどもの健やかな成長に向け、優れた資質を有する教員の確保を図るとともに、スクールカウンセラーなど多様な専門性を持つ職員との連携等により、学校教育の質の確保・向上を図ることが必要です。
- さらに、将来、こどもたちが社会で活躍することができるよう、家庭や地域、産業界等との連携の下、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせる体系的・実践的なキャリア教育の充実も求められています。

（４）地域経済や県民サービスを支える人材の確保対策

- 人口減少や少子高齢化を背景として労働力の減少が進んでいることや、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）における 5 類感染症移行後の労働需要の増加により、様々な分野で人材不足が顕在化・深刻化しているとともに、近年の物価高騰なども影響し、特に中小企業等において人材確保の困難さが増しています。
- このため、県内中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、地域で求められ活躍できる人材の育成・確保に向け、地元企業等と連携したキャリア教育や職業訓練の充実などに取り組んでいくことが必要です。
- また、優れた知識や技能を有する専門的な人材を県全体で確保するため、副業人材の積極的な活用や、中小企業における人材採用の支援を図る必要があります。
- さらに、本県の農林水産業を支える担い手の確保・定着を図るため、職業としての魅力の発信や、各種相談会の開催、地域の関係機関との連携による新規就業者の受入体制づくりを進めていく必要があります。

- また、若い世代は、進学や就職等の時期を迎える際に、生まれ育った地域から転出すること多いため、それぞれの地域に住み・働き続けていくことができるよう、魅力ある雇用の場を創出していくとともに、コミュニティの再生、生活インフラや地域公共交通の維持・確保などにより、安心して快適に暮らせる地域社会をつくっていく必要があります。
- 一方、フリーター等をはじめ、自らが望む職業能力を形成する機会に恵まれなかった若者や、就職氷河期世代、中高年齢離職者、障害のある人など、誰もがそれぞれの希望に応じて活躍することができるよう、就労・定着の促進に取り組むとともに、働く人の意識やニーズの多様化を踏まえた職場環境の整備促進を図る必要があります。
- 加えて、育成就労制度の創設等により、今後、更に外国人労働者が増加することが予想されることから、県内企業における外国人材の採用・定着に向けた支援等に取り組むことも必要です。

(5) 持続可能な地域経済の確立

- 人口減少が進む中であっても、将来にわたり県の活力を維持していくためには、持続可能な地域経済を確立させる必要があります。
- このため、成田空港の拡張事業や圏央道等の広域的な道路ネットワークの整備により、今後更なる向上が見込まれる本県のポテンシャルを生かした、新たな産業拠点の形成や企業誘致の推進に取り組むとともに、本県経済の要でもある京葉臨海コンビナートについては、社会・経済環境の変化を踏まえ、国際競争力の強化とカーボンニュートラルの推進を図っていく必要があります。
- また、本県の強みである、大学など最先端の研究拠点を生かした新産業の振興や、スタートアップの育成によるイノベーションの促進を図るとともに、本県の豊かな農林水産物や鉱工業品等の地域資源を活用した商品開発や販路開拓の支援を行うことも必要です。
- 加えて、急増するインバウンド需要を県内周遊につなげることや、付加価値の高い観光コンテンツの造成、観光地域づくりの司令塔となる観光地域づくり法人（DMO）の形成促進等により、魅力ある持続可能な観光地域づくりを推進するとともに、物価高騰やデジタル技術の進展、後継者不足・人手不足等への対応に向けた中小企業への支援などを推進することも必要です。
- また、本県は全国屈指の農林水産県でもあります。一次産業従事者の減少や高齢化により生産力の低下に直面していることから、新規就業や経営体の規模拡大、企業参入の促進などにより、本県農林水産業の次世代を担う人材の確保・育成を進める必要があります。
- さらに、スマート農林水産業の推進や農地の集約等により生産性の向上を図るとともに、ブランディングの強化による販売促進や海外への輸出拡大、畜産経営の体質強化に向けた取組等を進めることにより、「稼げる農林水産業」を実現していく必要があります。

3 成田空港の拡張事業等に伴う波及効果の最大化

(1) 全県への効果の波及

- 日本の空の表玄関であり、日本最大の貿易港である成田空港は、我が国の国際競争力強化を図る上で重要な拠点となっています。
- 現在、成田空港では、年間発着枠 50 万回化に向けて、令和 10 年度末（2028 年度末）の第 3 滑走路の供用開始等、「第二の開港」とも言うべき拡張事業が進められるなど、極めて重要なタイミングを迎えています。
- この拡張事業により、旅客数、貨物取扱量、空港内従業員数の大幅な増加が見込まれていることから、これらの効果を最大化し、空港周辺地域はもとより、県内全域へと波及させていくことで、県全体の発展につながるよう取組を進めていく必要があります。
- また、「成田空港周辺の地域づくりに関する『実施プラン』」（以下「実施プラン」という。）に掲げた、「空港を核として、都市と田園が調和し、くらしや産業の拠点として選ばれるエアポートシティ」の実現に向けて、「地域と空港を支える人材の確保」と「空港を生かした産業の発展」を起点として、くらしの拠点となるまちづくり等の生活環境の向上や産業振興、インフラ整備といった地域活性化策にも取り組み、「地域の発展」と「空港の発展」の好循環を生み出していく必要があります。

(2) 産業拠点の形成と更なる企業誘致

- 本県は、東京都に隣接しており大消費地へのアクセスが良く、生産年齢人口が多いため人材を確保しやすい状況にあり、さらには一都三県の中では地価が安価である等、新たな企業の誘致や産業拠点の形成に向け、高いポテンシャルを有しています。
- また、圏央道の県内区間全線開通や北千葉道路の整備等により、本県の広域交流拠点としてのポテンシャルは飛躍的に高まっていくものと見込まれます。
- 加えて、これまで成田市及び千葉市のみが指定されていた東京圏国家戦略特区区域が令和 7 年（2025 年）7 月に千葉県全域に拡大され、県内のあらゆる地域や幅広い分野で特区制度を活用し、世界をリードする産業拠点形成や新事業創出に取り組むことが可能となりました。
- さらに、成田空港の拡張事業により、本県の広域的な拠点性の向上が見込まれるため、これらの立地優位性を生かし、空港周辺には、精密機器や航空宇宙産業をはじめとする、成田空港の特徴や強みを生かせる産業を集積し、空港を核とした国際的な産業拠点の形成に、スピード感をもって取り組んでいくことが必要です。
- また、千葉経済圏の確立に向け、本県経済をけん引していくことが期待される地域の現状や将来性、民間の投資動向等を踏まえて、20 年、30 年先の将来を見据えて目指すべき産業・地域づくりの方向性を整理するとともに、企業ニーズを的確に把握し、戦略的な企業誘致を行うことが必要です。
- 一方で、企業立地の受け皿となる県内の産業用地が不足していることから、市

町村や民間企業とも連携し、新たな産業用地の確保等に取り組む必要があります。

（３）本県への「人・モノ・財」の流れの創出

- 本県は、都心へのアクセスが良好でありながら、海や里山など豊かな自然を有しており、また、ゴルフやサーフィンなどの趣味を楽しめる場も多く、様々なライフスタイルを実現できるポテンシャルを有しています。
- このような中、成田空港の拡張事業の効果を本県経済の活性化につなげていくためには、本県の持つ様々な産業、豊かな自然、高度な医療、また、本県で実現可能な多様なライフスタイルなどを組み合わせ、積極的に発信することで、国内外からの「人・モノ・財」の流れを創出し、県全体に波及させていく必要があります。
- 成田空港の拡張事業により、国内外から本県を訪れる観光客の更なる増加が見込まれることから、県南部や東部も含めた各地域の活性化につなげるため、広域周遊の促進や魅力発信の強化に加え、付加価値の高い観光コンテンツの造成を図り、より大きな経済効果を各地域に波及させていく必要があります。
- また、令和４年（２０２２年）１月には、日本初となるワンストップ輸出拠点機能を備えた成田市公設地方卸売市場（以下「成田市場」という。）が本格稼働したことから、航空輸送に適した品目を中心に、輸出に係る生産・流通・販売の各段階における支援を行い、県産農林水産物の輸出拡大を図る必要があります。
- さらに、空港から県内外への「人・モノ・財」の流れをより円滑にするため、圏央道の県内区間全線開通と併せ、東京湾アクアライン（以下「アクアライン」という。）の効果を最大化できるよう、通行料金引下げの継続や交通流を最適化する施策に取り組むとともに、北千葉道路などの広域的な幹線道路や、銚子連絡道路・長生グリーンラインなどのアクセス道路の充実、県北西部や隣接都県間の交通渋滞の改善、高速バスネットワーク拠点の充実など、交通アクセスの強化を進めていく必要があります。

4 超高齢化時代における医療・福祉・介護ニーズの高まりへの対応

(1) 高齢化の進行

- 令和2年(2020年)における本県の高齢者人口(65歳以上)は約170万人、高齢化率は27.6%となっており、いずれも過去最高となっています。令和7年(2025年)には、約3.5人に1人が高齢者となり、全ての「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となります。また、社人研の将来推計(令和5年(2023年)12月公表)によると、今後、総人口が減少する中であっても、高齢者人口は令和27年(2045年)まで増加し続けるとともに、高齢化率はその後も上昇し、令和32年(2050年)には35.5%に達する見込みとなっています。
- このため、生涯現役社会の実現に向けた環境整備や県民の健康づくりを進めるとともに、高齢化の進行に伴って増加する医療・福祉・介護ニーズに十分に対応するため、サービス提供体制の整備等を着実に進めることが必要です。
- また、県民の多くが、介護が必要な状態や認知症になっても、住み慣れた自宅や地域で、自分らしく暮らし続けることを望んでいることから、在宅医療の充実や切れ目のない在宅ケアサービスの提供などに取り組むことが必要です。
- さらに、一人暮らし高齢世帯数の増加や来るべき高齢多死社会を見据え、高齢者を見守り支える地域社会づくりや終末期医療の充実、終活の促進など、高齢者が安心して最期を迎えることができるよう、市町村や関係団体等と連携して取り組んでいくことも必要です。

(2) 健康寿命の延伸

- 本県における死因の第1位であるがんは、令和4年度(2022年度)時点で、全体の25.2%を占めており、これに循環器疾患(心疾患及び脳血管疾患)による死亡を加えると、約5割の方が生活習慣病で亡くなっていることとなります。
- 生活習慣病は、40歳代から増え始め、50歳代で急激に増加する傾向にあり、今後の高齢化の進行に伴って、更なる患者の増加が見込まれます。
- 生涯現役社会の実現には、高齢になっても、健康で生き生きと自立して暮らしていくことができるよう、生活習慣病等に対する予防医療を推進し、健康寿命の延伸を図ることが重要です。
- このため、胎児期から高齢期に至るまで、人の生涯において、それぞれのステージに応じた適切な健康づくり(ライフコースアプローチ)を行うという観点を取り入れ、県、市町村、医療・介護関係団体、保険者、企業、学校などが連携・協力し取り組んでいく必要があります。

(3) 医療・福祉・介護人材の確保・定着対策と生産性の向上

- 出生数の減少や高齢化の進行、医療技術の進歩、県民の健康に対する意識の高まりなど、医療を取り巻く環境は大きく変化しているとともに、後期高齢者人口の急増に伴い、医療・福祉・介護ニーズの更なる増加が見込まれています。
- 本県における医療施設従事医師数は増加傾向にあり、令和4年末(2022年末)現在では、全国で8番目に多い医師数(13,097人)となっていますが、令和2年末

(2020 年末) の医師数を基に令和 5 年度 (2023 年度) に国が算定した医師偏在指標は、全国で 38 位となっており、他の都道府県と比べ相対的に医師数が少ない状況にあります。また、看護職員についても、人口 10 万人当たりの看護職員数は、令和 4 年末 (2022 年末) 現在で 989.8 人となっており、全国平均の 1,332.1 人を大きく下回っています。

- 介護職員については増加しているものの、介護ニーズの増加に対して職員の増加が見合っておらず、令和 8 年度 (2026 年度) には約 11,000 人、令和 22 年度 (2040 年度) には約 28,000 人の介護職員が県内で不足すると見込まれています。今後の生産年齢人口の減少等により、福祉人材全体の確保が一層困難になることから、対応が喫緊の課題となっています。
- このため、医師や看護職員、介護福祉士等の人材の確保・育成を進めるとともに、地域による人材の偏在を解消し、誰もが多様なサービスを地域で安心して受けることができるよう、医療・福祉・介護サービスの提供体制の整備に取り組む必要があります。
- さらに、医療・福祉・介護現場における業務負担の軽減や、サービスの質の維持・向上を図り、急増するニーズに適切に対応していくため、オンライン診療の普及や介護ロボットの導入等、デジタル技術の活用を通じた生産性向上に取り組む必要があります。

(4) 一人ひとりの事情に応じた伴走型福祉の充実

- 少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会・経済を取り巻く環境の変化により、多様化・複雑化する問題を一人で抱えざるを得ず、支援を必要とする人が増えています。
- このため、生活困窮者、ひきこもり、いわゆる「8050 問題」(80 代の高齢の親と 50 代のひきこもりのこどもが同居する世帯が、地域社会から孤立してしまう問題)、配偶者等からの暴力 (DV)、児童虐待、家族関係の破綻など、困難を抱える様々な人に対し、一人ひとりの事情に寄り添った対応を充実させていく必要があります。
- また、障害のある人の地域生活を特定の個人や機関のみで支えていくのは困難な場合もあるため、福祉関係団体はもとより、地域住民、ボランティア、企業、学校など様々な主体が連携し、障害のある人が地域でその人らしく暮らせる社会を構築していくことが必要です。

5 多様性を活力とし、誰もが活躍できる社会づくり

(1) あらゆる分野における多様性尊重を踏まえた施策の推進

- 私たちの社会は、年齢、性別、障害の有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など、様々な違いがある人々で構成されています。
- こうした違いを尊重することは、様々な人が抱える生きづらさの解消につながるるとともに、あらゆる立場の人々の意見が表に出てくることで、社会全体の創造性が豊かになります。また、違った個性や能力を持つ人同士が影響し合うことで、これまでなかったアイデアや新しい成果が生まれることが期待できます。
- 人口減少やグローバル化、技術革新など、本県を取り巻く大きな社会環境の変化に的確に対応していくためには、このような多様性がもたらす活力や創造性が重要となります。
- 県では、こうした認識の下、令和6年(2024年)1月に「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」(以下「多様性尊重条例」という。)を施行し、同年6月には「ちばダイバーシティ宣言」を行い、県政のあらゆる分野において、多様性尊重の考え方を踏まえた施策を推進していく決意を広く表明したところです。
- 今後は条例の理念等を踏まえながら、誰もがその人らしく生き・活躍できる社会の実現に向け、多様性尊重の意義を県全体で共有するとともに、県行政のあらゆる分野で施策を推進していく必要があります。

(2) 多様な人材の活躍

- 人口減少や少子高齢化を背景に、生産年齢人口の減少が進んでいることから、様々な分野において、人材不足が深刻化しています。
- こうした中、女性や高齢者の就業者数は年々増加しており、また、育成就労制度の創設等により、外国人労働者が、今後、更に増加することが予想されます。
- このため、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消や、多様な選択・生き方が尊重される社会に向けて、年齢や性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認等にかかわらず、全ての県民が、自身の希望や能力に応じて、その人らしく活躍することのできる環境づくりを進める必要があります。
- また、テレワークや副業など多様な働き方の普及や、リスキリングやリカレント教育等、社会で必要とされる知識や技能を習得する機会を提供することなどにより、県民の活躍をサポートしていく必要があります。

(3) 多文化共生社会の推進

- 県内の在留外国人は、令和6年(2024年)12月末現在231,614人と、過去最高を更新し、平成26年(2014年)からの10年間で、約2倍の増加となっています。
- 本県は、成田空港を擁する世界に最も近い県であり、成田空港の拡張事業や育

成就労制度の創設等により、今後も増加が見込まれる外国人の活躍を、将来にわたり本県の活力につなげていくことが求められています。

- このため、多様性尊重条例の理念を踏まえ、国籍や文化的背景など様々な違いにかかわらず、外国人による働き手や地域の担い手としての活躍を促進していくとともに、日本人と外国人が共に安心してこの千葉県で暮らせるよう、多文化共生社会の実現に向けた取組を充実させていく必要があります。

6 独自の自然・文化を生かした魅力の発信と千葉に向かう人の流れの創出

(1) 空・海・里を生かした魅力発信とブランド化

- 本県は、三方を海に囲まれ、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、東京湾に残された貴重な干潟、緑豊かな房総丘陵、様々な動植物が生息・生育する里山など、豊かで多様な自然に恵まれているとともに、日本の空の表玄関である成田空港も擁しており、空・海・里、それぞれにおいて、様々な魅力を有しています。
- 国内外から本県に向かう人の流れを創出していくためには、これらの魅力を磨き上げるとともに、様々な媒体を通じて、知名度、信頼度、好感度を高めていくことが重要であり、内容や対象者に合わせた戦略的な魅力発信に取り組む必要があります。
- さらに、魅力発信を通じて千葉県ファンをつくり、「買う」「訪れる」「暮らす」といった具体的な行動に結びつけていくとともに、本県の魅力を県民の誇りと愛着につなげていくことが必要です。
- 加えて、本県は、生産量日本一の醤油やみりんをはじめ、日本酒や味噌、乳製品の生産も盛んであり、バイオテクノロジー分野の企業・研究所も数多く立地するなど、各地で発酵に関わる多様な文化・産業が発展していることから、こうした「発酵県ちば」の特色を生かすことは、観光誘致、県産品の販路拡大、文化や産業の振興など、様々な面で千葉県の価値の向上に資するものです。
- また、農作物等に被害を与えるイノシシやシカについて、有害鳥獣として捕獲するだけでなく、有効活用を図るため、本県の新たな魅力として「房総ジビエ」の普及拡大を図るとともに、捕獲の担い手の確保・育成に取り組むことが必要です。

(2) 千葉の特徴・歴史を生かした文化・スポーツの振興

- 文化芸術は、県民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で欠かせないものであるとともに、教育、地域づくり、産業など社会のあらゆる分野と関わり、地域社会の発展と県民の活力を高めていく貴重な財産です。
- 本県には、「チバニアン」命名のきっかけとなった地層、特別史跡「加曽利貝塚」、ユネスコ無形文化遺産「佐原の山車行事」、海に関する文化や郷土料理など後世に継承すべき、多様で魅力的な文化資源が豊富です。
- こうした多様な文化財や地域固有の伝統行事などを、県民の財産として次世代に継承するとともに、野外での音楽イベントや芸術祭、ダンスイベント等、活力ある新しい「ちば文化」を創造していくことも必要です。
- 加えて、千葉県誕生 150 周年の節目を契機に、令和 5 年度（2023 年度）から令和 6 年度（2024 年度）にかけ、約 1 年間にわたり行われた様々な「ちば文化」の創造・発信が一過性のものとならないよう、県民や民間企業等と築き上げた関係性を将来に受け継ぎながら、更なる文化芸術の振興につなげていくことが必要です。
- また、スポーツには、一人ひとりの心身の健康の保持増進にとどまらず、地域における交流の促進やにぎわいの創出など、多面的な効果が期待できます。

- このため、誰もがスポーツに親しみ、スポーツの「楽しさ」や「喜び」を分かち合うことができるよう、競技力の向上のみならず、年齢や障害の有無にかかわらず、体力向上や健康づくりに取り組むことができる環境の整備などが必要です。
- また、東京 2020 大会で新競技となったサーフィンやスケートボードなどが注目されるとともに、パラスポーツに対する興味・関心が芽生えたことなどを踏まえ、県民がこうした多様なスポーツを知り、親しむことができるよう取り組んでいく必要があります。
- さらに、マリンスポーツやサイクリングなど豊かな自然や地域の特性を生かしたスポーツの普及を進めることで、参加者と地域の交流や魅力発信、スポーツを核とした地域の活性化を目指していくことも重要です。

(3) 持続可能な環境づくりに向けたカーボンニュートラルの実現と豊かな自然の保全・継承

- 2024 年の世界の平均気温は、産業革命前の水準と比べて初めて 1.5 度を超えて上昇し、観測史上最高を記録しました。我が国においても、真夏日や猛暑日の増加、台風等の気象災害の激甚化といった様々な影響が確認されています。県としても、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化の推進のみならず、脱炭素に資するまちづくりや交通環境の整備など、様々な分野における取組を進めていく必要があります。
- また、大気、水、土壌の環境汚染や地盤沈下、騒音など、生活環境に関わる身近な環境問題も過去のものではありません。県民の生活環境を守り、良好な環境を将来に引き継ぐためには、継続的な環境監視、環境汚染の未然防止・環境改善に向けた排出者等に対する指導の実施や、環境にやさしいライフスタイルの定着、水生生物の生息・生育環境の保全などに取り組んでいく必要があります。
- さらに、外来種や有害鳥獣の増加は、生態系への悪影響ばかりでなく、農業や生活環境にも問題を生じさせています。特に特定外来生物は在来種の生息を脅かしており、生物多様性の劣化が懸念されています。自然環境を保全するためにも、希少な野生生物の種の保存を図るなど、生物多様性を保持しながら、本県が誇る恵み豊かな里山・里海・里沼を守り、次世代に引き継いでいく必要があります。
- 加えて、主要幹線道路の周辺には休耕田や谷津田が多く、産業廃棄物の不法投棄がいまだに後を絶たないことや、東京に隣接し、港湾や広大な土地を有しているため、不適正な自動車ヤードや金属スクラップヤード等もいまだ数多く見られることから、県では不法投棄の根絶に向けて監視体制を強化するとともに、条例に基づく指導や立入りの実施などにより不適正なヤードを一掃するなど、県民の生活環境を守りながら適正な資源リサイクルを推進することで、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を進めているところです。
- 現在、例えば環境への負荷低減に寄与する製品やサービスが積極的に選択されるなど、環境に配慮した取組が経済活性化にも結び付く時代となっています。持続可能な環境づくりと豊かな自然の保全・継承を目指す上では、環境保全の行動が経済を活性化させ、それが更なる環境の保全を促進し、環境づくりへの意識を

高めるといった、環境と経済の好循環を創出していくことが重要です。

第2章 千葉県が目指す姿

第1節 基本理念

～千葉の未来をともに創る～
県民を守り、支え、そして飛躍する千葉の実現

本県は、首都圏に位置し、日本の表玄関であり最大の貿易港でもある成田空港や、「職・住・学・遊」の複合機能を備えた国際業務都市として発展を遂げてきた幕張新都心、国際拠点港湾である千葉港、我が国最大の素材・エネルギー産業の拠点である京葉臨海コンビナートを有するとともに、かずさ・柏の葉をはじめとするエリアには高い技術力を持つ企業や研究機関・大学等が集積し、さらに、アクアラインや圏央道・北千葉道路など、これらの拠点と県内外を結ぶ広域道路網の整備も進んでいます。

同時に、長大な砂浜が続く九十九里浜や貴重な干潟が残る東京湾など、三方を美しい海に囲まれ、利根川や江戸川、印旛沼や手賀沼など多様な水辺空間を有するほか、房総丘陵には緑豊かな山々が連なるなど、豊かな自然環境にも恵まれています。

加えて、本県は野菜や果樹、米、畜産など様々な分野で全国上位の産出額を誇る全国屈指の農業県としての特徴も有しているほか、水産業や商業、工業においても、全国上位に位置しています。これら4つの産業の全てにおいてベスト10に入るのは全国でも千葉県のみとなっていることから、本県は、各産業分野で全国有数の力を持つ、バランスの取れた産業構造を有していると言えます。

何より、本県は全国第6位の約630万人の人口を擁し、先人が長い歴史の中で育んできた独自の食文化や漁業文化、祭り、伝統行事など、多彩な文化が県内各地域に息づいています。

本県を取り巻く環境は、頻発化・激甚化する自然災害や新興感染症の脅威、少子高齢化の更なる進行と本格的な人口減少社会の到来、それに伴う人材不足や地域経済の縮小への懸念、社会・経済のグローバル化や地球規模の気候変動など、厳しさを増しています。

こうした中、本県の有する都市機能や社会基盤、自然環境、産業や文化等の財産を基に、成田空港の拡張事業や広域道路網の整備進展というビッグチャンスを最大限に生かし、さらに、社会の多様性を本県の飛躍に向けた活力とするとともに、DX、GX等のイノベーションを進めることで、変化を力に変えていくことが求められています。

そこで、本計画の基本理念を、「～千葉の未来をともに創る～ 県民を守り、支え、そして飛躍する千葉の実現」とし、県民の命と暮らしを守り、県民一人ひとりが豊かなライフスタイルを実現できるよう支え、雇用と経済の更なる飛躍を目指し、全ての県民と共に、新しい千葉の未来を創っていきます。

第2節 基本目標・目指す姿

基本理念を実現するため、県民の命とくらしを守る視点から「危機管理」「産業・社会資本」「医療・福祉」「こども・若者」について基本目標を設けるとともに、多様な個性が力を発揮できる社会をつくる視点から「共生」、本県が培ってきた財産を守り、活用する視点から「自然・文化」について基本目標を設け、これに沿って、10年後の目指す姿を明らかにします。

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- III 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実
- IV こども・若者の可能性を広げる千葉の確立
- V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現
- VI 独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造

I 危機管理体制の構築と安全の確保

大規模災害や新興感染症に対して迅速かつ的確に対応できる体制や強じんな防災基盤の整備が進むことにより、県民や企業が安全・安心に活動できる千葉県が確立している。

防犯・交通安全対策が整い、事件や事故の不安なく安全・安心に暮らせる環境が整っている。

1 災害等に対する迅速かつ的確な危機管理体制の構築と防災基盤等の整備が進んでいる千葉

- 令和元年房総半島台風（2019年）等の一連の災害を踏まえ、県庁内の危機管理体制が強化されるとともに、停電や断水などへの対応も含め、県や市町村、ライフライン事業者等の密接な連携体制が構築され、地震、台風、豪雨などの災害から県民を守る体制が確立されている。
- 令和6年能登半島地震（2024年）における課題を踏まえ、孤立集落対策の強化や災害に強い道路ネットワークの整備が進んでいる。
- 河川・海岸施設の整備や橋りょう・港湾施設等の耐震化が計画的に行われ、災害に強い社会資本整備が進んでいる。
- 建築物の耐震診断・耐震改修が進むとともに、洪水等に対しても、住まい方の工夫が徹底され、災害に強いまちづくりが図られている。
- 県民一人ひとりが、防災に関する正しい知識を有するとともに、地域住民同士が助け合い、適切に行動できる体制が整っている。
- 新興感染症に対し、市町村等と連携した感染防止対策の実施や、感染拡大時における県と医療関係機関等の連携による対応など、オール千葉県で県民の命とく

らしを守る体制が整っている。

2 防犯対策と交通安全施策が行き届いている安全・安心な千葉

- SNS等を通じた新たな犯罪形態にも的確に対応し、犯罪の徹底検挙が図られるとともに、県民一人ひとりが防犯意識を持ち、県民・事業者・市町村・県が一体となって、犯罪の不安がない安全・安心な社会が実現している。
- 県民の安全を著しく脅かすテロなどが発生した際に、迅速かつ的確に対応できる体制が整っている。
- 歩道や自転車通行環境の整備、交差点の改良など、安全で快適に通行できる環境が整うとともに、飲酒運転の根絶をはじめとした交通安全対策の推進により、交通安全の意識が県全体に行き渡り、悪質・危険・迷惑な行為がなくなること、県民が安心して通行できる社会が実現している。
- 消費者が身近な市町村で相談を受けられるとともに、多様化・複雑化する消費生活に対応した教育の機会や情報が十分に提供されるなど、消費者被害を未然に防止する体制が整備された社会が実現している。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

成田空港の拡張事業や道路ネットワークの充実・強化により、本県の広域的な拠点としての優位性が飛躍的に高まる中で、これらの好機を最大限に生かした、千葉ならではの自立性の高い経済圏の確立が進んでいる。

デジタル化の進展や脱炭素への取組など、社会環境の変化を確実に取り込み、新しいビジネスや産業が本県から生まれている。

また、スマート農林水産業の推進や生産性の向上、需要を捉えた販売・輸出促進などにより、農林水産業が「稼げる」産業に育っている。

さらに、全ての産業分野において、多様な人々が活躍できる環境が整うとともに、デジタル技術の活用による生産性向上や業務効率化が進み、人材不足が解消している。

1 成田空港の拡張事業などによるポテンシャルの向上を生かし、地域経済が活性化している千葉

- 成田空港の拡張事業や広域的な幹線道路ネットワークの整備などによる本県のポテンシャルの向上を生かし、新たな産業拠点の形成に向けた取組が進むとともに、企業立地の促進や成長産業の振興により、雇用の創出や地域経済の活性化が図られている。

また、市町村や民間等との連携により、産業用地の確保が図られている。

- 京葉臨海コンビナートでは、技術開発に取り組みながら、国際競争力の強化とカーボンニュートラルの推進に向けて、取組が進められている。
- 洋上風力等の再生可能エネルギーの発電施設の整備が進み、県内企業の参入や企業立地の増加により、再生可能エネルギー関連産業の集積が図られている。

また、水素などの次世代エネルギーの研究や応用が進み、素材・エネルギー産業のほか、交通や物流をはじめ、幅広い分野で活用されている。

- 「実施プラン」に基づき、空港周辺の地域づくりが進み、成田空港を核としたくらしや産業の拠点として選ばれるエアポートシティが実現している。
- 本県の持つ海や緑などの自然や独自の食文化などの魅力が発掘され、十分に生かされることで、誰もが何度も訪れたい観光地づくりが進み、季節を問わず本県に多くの観光客が訪れている。

また、観光コンテンツの高付加価値化や滞在期間の長期化が進み、消費の拡大や持続可能な観光地域づくりが図られている。

- 中小企業が自らの特性を生かし、DX等による生産性の向上や事業の円滑な継続により、引き続き地域経済を力強く支えている。
- 様々な主体の新たな発想による特色ある多様な起業・創業が進み、県内経済の活力が増している。
- 地域経済をけん引する人材の育成が進むとともに、全ての県民が自己実現できるような、多様で柔軟な働き方が実現している。

- 多様な人材の就労やデジタル化の進展とともに、地域産業や未来の労働市場を見据えたキャリア教育の充実が図られ、様々な分野において人材不足が解消している。

2 農林水産業が魅力ある力強い産業に育っている千葉

- 本県の農林水産業を支える人材が活躍し、稼げる産業として確立されるとともに、働きやすい環境が整えられることで、農林水産業を魅力ある職業として選ぶ若者が増え、世代間のバランスが取れた就業構造が実現している。
- また、外国人材の活用や農福連携なども進み、労働力が確保されるとともに、経営体の規模拡大や法人化、営農組織の育成、企業の参入等が進み、多様な担い手の確保・育成・定着が図られている。
- 将来の具体的な農地利用の姿について地域の合意形成が図られ、農地の集積・集約と持続的管理が行われている。
- 先端技術の導入による「スマート農林水産業」の進展など、生産性の向上が図られるとともに、環境に配慮した生産活動や水産資源の適切な管理等により持続性を確保しつつ、成長産業として発展している。
- 農林水産物の生産・流通・販売において、加工や鮮度保持などによる高付加価値化やICTの活用による効率化が進み、マーケットニーズの多様化に対応できる体制が構築されるとともに、重点品目を絞った効果的なプロモーションなどにより、国内外で販路が拡大している。
- 千葉の魅力を生かした「農山漁村と食」の文化が創出され、本県の農林水産物が好んで選ばれている。

3 交通ネットワークの整備と社会資本の充実が進む千葉

- 県内の広域的な幹線道路ネットワークの整備や国道・県道の整備により、成田空港へのアクセスや県内各地へのアクセスが強化されることで、県内外への人やモノの流れが活発になり、半島性の克服につながっている。
また、県北西部等の都市部においては、市街地の道路整備が進み、交通渋滞の解消が図られている。
- 地域の実情に応じた交通サービスの再編やモード転換による地域公共交通の再構築、デジタル技術の活用等が進み、人口減少に伴い利用者が減少する中にあっても、地域公共交通が維持・確保されている。
- 道路、上下水道施設、公共施設などの社会資本が適正に維持管理されるとともに、長寿命化が進んでいる。
- 地域が持つ魅力が最大限に生かされたまちづくりが進み、県民がゆとりある暮らしを楽しんでいる。
- バリアフリー化が進み、障害のある人も、高齢者も誰もが安心して快適なくらしができている。

Ⅲ 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

必要な時に必要な医療が受けられる体制が整っているとともに、県民の健康寿命が延伸し、健康で生き生きと暮らせる地域づくりが進んでいる。

医療・福祉などの地域資源が密接に連携し、高齢者や障害のある人等が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境が整っている。

1 健康で生き生きと安心して暮らせる千葉

- 医療機関の機能分担・連携や在宅医療の充実が進むとともに、デジタル技術などを活用した最先端の医療技術やオンライン診療の導入が進み、県内の医療従事者の育成・確保が図られ、地域において質の高い医療サービスが提供できる体制が構築されている。
- 県民一人ひとりが、がんの予防や早期発見に努めるとともに、がんになっても安心して納得した最善の医療を受けられる体制づくりが進んでいる。
- 県民一人ひとりの健康意識が高まり、健康でこころ豊かに暮らす社会が実現している。

2 誰もが住み慣れた地域で個性豊かにその人らしく暮らせる千葉

- 誰もが互いに見守り支え合う地域づくりが進むとともに、健康寿命が更に延伸し、高齢者が意欲や能力を生かしながら住み慣れた地域で元気に生活している。
- 介護分野における人材確保が図られるとともに、介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入が進むなど介護現場の生産性向上が図られており、介護サービスの質の向上と効率的な業務運営が実現されている。
- 障害のある人がその人に合った福祉サービスを選択しつつ、地域の中で、その人らしく暮らせる環境が整っている。

IV こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

若者同士が出会える環境が整っていると同時に、結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるために必要なサービスが提供され、全てのこども・若者に明るい未来が広がっている。

個性や能力に応じたきめ細やかな指導体制により、児童生徒一人ひとりの可能性を広げ、社会で活躍できる人材を育成する教育が行われている。

1 誰もが結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえられる千葉

- 若者同士が出会える環境づくりが進むとともに、経済的な安定が確保され、結婚、妊娠、出産から子育て期まで、ライフイベントに応じた支援体制が整い、誰もが結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえられる環境が実現している。
- また、男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、安心してこどもを生み育てやすい社会の構築が進んでいる。
- 多様なニーズに応じた、きめ細やかな保育サービスが構築されるとともに、こどもが家庭や学校以外でも安全・安心に過ごすことのできる居場所が確保され、こどもの健全な成長・発達につながっている。
- 相談体制の充実や関係団体の連携などにより、児童虐待など様々な困難を克服するための支援体制が整い、全てのこども・若者に明るい未来が広がっている。
- 学校・家庭・地域が連携し、こども・若者の健全な成長を一体となって支える社会づくりが進んでいる。

2 児童生徒一人ひとりの可能性を広げ社会で活躍できる人材を育成する千葉

- こどもたちにとって安全・安心で魅力ある教育環境や、「誰一人取り残さない」多様な教育ニーズに応える教育環境、教員が心身共に健康でやりがいを持って働ける環境が整うとともに、こどもたちの自信を育み、安心して学ぶことのできる教育が実践されている。
- 夢や目標を持ち、自らの生き方を考え、何事にも前向きにチャレンジし、地域や世界で活躍できる能力を備えた、千葉の未来を担うこどもたちが育成されている。
- 情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用した学習活動の充実が進み、ICT等を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等が育まれている。
- つながりや支え合いによる地域コミュニティが形成され、地域でこどもの育成に関わる体制が構築されている。

V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現

多様性が尊重され、誰もがその人らしく個性と能力を発揮することができる社会づくりが進み、活力あふれる千葉が実現している。

多様な主体が連携・協働し、様々な課題解決に取り組んでいる。

1 多様性が尊重され、誰もがその人らしく個性と能力を発揮することができる千葉

- 年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いにかかわらず、全ての県民及び事業者が多様性を尊重することの重要性を理解し、互いに認め合い、連携し、協力する社会が実現している。
- あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として尊重され、社会に参画するとともに、様々な人が抱える生きづらさが解消され、自分らしく、安心して暮らし・活躍することができる社会づくりが進んでいる。
- 外国人に対する相談支援体制が充実するとともに、日本人との共生が図られ、外国人県民が、共に暮らす地域社会の担い手として活躍できる社会が実現している。

2 多様な主体が連携・協働し様々な課題解決に取り組んでいる千葉

- SDGs の考え方が、行政や県民、企業、団体など様々な主体に広く共有され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、取組が進められている。
- 県民、市民活動団体、学校、企業、行政など多様な主体が連携・協働し、社会の様々な課題解決に取り組んでいる。
- 多数の県民が自発的にボランティア活動などに参加しており、地域における新たな支え合いの確立が進んでいる。
- 市民活動団体の基盤強化が進み、地域活動の支えとなっている。
- 社会変化に対応した学習機会の拡充やリカレント教育の推進などにより、社会で必要とされる知識や技能をいつでも習得することができる生涯学習社会が実現している。

VI 独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造

独自の文化を次世代に継承するとともに、多様な文化、スポーツの振興が図られている。また、豊かな自然環境などが観光地づくりや子育て、移住・二地域居住の促進など、幅広い分野で活用されている。

1 脱炭素社会や循環経済への移行が進んでいる千葉

- 行政・県民・事業者などの全ての主体が、2050年カーボンニュートラルの実現という目標を共有し、太陽光発電や洋上風力発電などの再生可能エネルギーの導入拡大や、家庭や事業所における省エネルギー化の徹底などに連携・協力して取り組み、温室効果ガス排出量が大幅に削減されている。
- 廃棄物の発生を最小化するとともに、再使用やリサイクル等を推進することで、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が進み、持続可能な循環型社会が構築されている。

2 里山・里海・里沼が守られ、未来に引き継がれている千葉

- 里山・谷津田など、房総の自然豊かな環境の大切さが広く浸透し、県民が自然の恵みを身近に感じながら暮らすとともに、自発的に自然環境を守るよう行動している。
- 生物の多様性が保全されるとともに、生態系や農業等に悪影響を及ぼす生物の適正管理がなされ、人と野生生物とが適切に共存している。

3 様々な「千葉」の魅力の活用により人々が集う千葉

- 「海」や「発酵」をはじめ、県内の各地域が持つ様々な魅力を発掘し、磨き上げ、広く発信することで、「千葉」というブランド価値が向上するとともに、多くの人々が本県を訪れている。
- 首都圏にありながら、海や里山など豊かな自然に恵まれていることから、様々なライフスタイルが実現可能な魅力ある地域として認知され、本県への移住・二地域居住につながっている。
- 本県の特徴である豊かな地域資源の活用や、関係人口など多様な人材の活躍により、農山漁村が活性化し、国土や自然環境の保全、文化の伝承などに欠かせない存在となっている。
- 本県において古くから盛んな「漁業」に関する文化が、千葉の魅力として広く認知され、人々を引き付けている。

4 誰もが文化芸術・スポーツに親しめる千葉

- 本県の豊かな自然と長い歴史の中で育まれてきた郷土芸能、食文化、伝統技術等、魅力あふれる地域の多様な伝統文化を継承していく体制が整っている。
- 本県の特徴である、首都圏にありながら恵まれた自然環境を生かした野外イベ

ントなどの文化芸術活動や、時代の流れの中で生まれた新しい文化芸術活動が活発化し、千葉の魅力として、人々を引き付けている。

- 東京 2020 大会や千葉県誕生 150 周年の節目を契機に行われた様々な「ちば文化」の創造・発信が継続され、本県の持続的な発展につながっている。
- 県民が日常生活の中で、気軽に多様なスポーツに親しめるよう、環境の整備が進んでいる。
- サーフィンやパラスポーツの振興など、東京 2020 大会のレガシーが継承され、スポーツによる地域活性化や、パラスポーツの更なる普及促進が図られている。

第3節 県づくりの方向性

【各地域の課題や特性を踏まえた取組の推進】

本県では、東京との近接性や、美しい海と豊かな緑などの自然環境、歴史的経緯などにより、それぞれの特性を生かした産業や文化が育まれ、個性ある地域づくりが進められてきており、県北西部では、人口増加や商工業の集積が進み、東京湾臨海部には我が国を代表する工業地域が形成され、県南部や東部では、農林水産業や観光業の振興が図られています。

また、本県は、優れた都市機能・社会インフラを持つとともに、豊かな自然環境や魅力的な観光地、多様な文化を有し、農林水産業・商工業などバランスの取れた産業構造を形成しています。

こうした中、千葉県は、今後、成田空港第3滑走路の供用開始等、「第二の開港」とも言うべき拡張事業や、その効果を県内全域に波及させる圏央道の県内区間全線開通、北千葉道路、銚子連絡道路、長生グリーンラインなどの高規格道路の整備進展による更なる道路ネットワークの充実といった交通インフラ整備により、本県の活力が一層向上する好機を迎えています。

今後の県づくりの方向性としては、この好機を的確に捉え、本県経済をけん引することが期待される地域を中心に産業拠点形成に向けた取組を進めるとともに、国家戦略特区制度なども積極的に活用しながら、ビジネス環境を整え、県内各地域の更なる発展につなげていきます。

さらに、様々な人や多様な文化を受け入れられるよう、それまでの慣習や地域性に囚われない寛容性を養うことで、誰もが活躍できる環境づくりを進めるとともに、地域が有する魅力を県内外へ戦略的に発信することで、より多くの人を千葉県内に呼び込んでいきます。

こうした取組を通じて、「人・モノ・財」の流れをより一層大きくし、各地域の産業振興、魅力あるまちづくりの推進、移住・二地域居住、定住、関係人口の増加などにつなげることで、県全体の活性化を進め、県内外から求められる千葉の実現を図っていきます。

なお、本県は、東京と隣接している地域、工業が発達している地域、海や里山など豊かな自然を有している地域など、様々な表情を持っており、各地域を取り巻く状況は一律ではないことから、それぞれの地域の実情に応じた対応が求められています。

こうしたことから、人口や産業構造、地理的条件、交通網の整備状況等、各地域が持つ特性を把握した上で、共通する特性や可能性を持つ地域を大きくくくりとして、6つのゾーンを設定し、それぞれの特性や強みを踏まえ、地域の活性化に向けた取組の方向性を示すこととしました。

なお、人々の生活や企業の経済活動等は、市町村の枠に捕らわれずに展開されてい

るものであり、産業基盤や交通網の整備等により変化することも想定されることから、ゾーン設定は市町村域と必ずしも一致するものではなく、一つの市町村が複数の特性を併せ持つ場合もあります。

〔各ゾーンはおおむね次のような地域を想定しています。〕

○東葛・湾岸ゾーン

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市等を中心とした地域

○印旛ゾーン

成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町及び栄町等を中心とした地域

○香取・東総ゾーン

銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町及び東庄町等を中心とした地域

○九十九里ゾーン

茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町等を中心とした地域

○南房総・外房ゾーン

館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町等を中心とした地域

○内房ゾーン

木更津市、市原市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市等を中心とした地域

注1 行政各分野における個別計画の策定やサービスの提供に当たっては、このゾーン設定にかかわらず、それぞれの観点から圏域設定を行う必要があります。

2 このゾーンは、市町村間の自主的な連携を妨げるものではありません。

3 人口に関する数値は、「令和2年（2020年）国勢調査」のデータを用いています。ただし、将来推計人口については、令和5年度（2023年度）に社人研が行った将来推計人口のデータを用いています。

【ゾーンごとの方向性】

○ 東葛・湾岸ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

本ゾーンには、県人口の 67% に当たる約 418 万人が居住しています。ゾーン内の 65 歳以上の高齢者の割合は 25% と、県全体の割合より 2 ポイント低く、また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合は 63% と、県内では最も年齢構成の若いゾーンです。

これまで人口が急増してきた本ゾーンにおいても、今後は人口減少に転じるとともに、高齢化が急速に進み、令和 32 年（2050 年）には高齢化率が 33.3% と、3 人に 1 人が高齢者となると予想されています。

なお、県人口に占める本ゾーンの人口の割合は、平成 12 年（2000 年）は 63%、令和 2 年（2020 年）は 67% となっていたところ、令和 32 年（2050 年）には 71% まで増加するものと見込まれており、県内では今後も人口が集中していく地域となっています。

また、労働力人口に対する一次産業就業者の割合が 1% 未満であるのに対し、三次産業就業者の割合は約 8 割と、非常に高い割合を占めています。

都内への通勤・通学者が多く、日常生活における東京とのつながりの強さを感じるゾーンです。

2 産業

本ゾーンは、東京に隣接し、都心部や成田空港・東京国際空港（以下「羽田空港」という。）へのアクセスに優れ、企業や大学、研究機関が集積するとともに、多くの企業支援施設も立地する産業基盤が充実した地域です。

さらに、人口集積地であること、道路交通網が発達していることなどを背景に、インターチェンジや基幹道路などの周辺を中心に大型の物流施設の進出が相次いでいます。

東葛地域は、電気機械、金属製品、一般機械を中心に、技術力のある企業が数多く立地するとともに、醤油やみりんなど伝統的な醸造業も盛んです。また、大学や研究機関等の集積を生かし、医療、バイオテクノロジーなどの先端技術産業分野の研究開発や、スタートアップ支援なども活発に行われています。

湾岸地域は、国際拠点港湾に指定されている千葉港を有しており、鉄鋼や食品などの企業集積が進み、国内有数のテーマパークや大型商業施設なども立地しています。

さらに、大消費地に近接しており、生産量（収穫量）・栽培面積・産出額共に日本一の日本なしなどの果樹のほか、こかぶやえだまめなど本県が産出額で全国上位を誇るなど、収益性の高い都市農業が展開されています。沿岸部では、スズキ

などを対象としたまき網漁業や小型底びき網漁業のほか、採貝漁業やノリ養殖業などが営まれています。

3 まちづくり

本ゾーンは、人口密度が高く、鉄道網の発達により主要駅周辺を中心に、商業・アミューズメント施設や高層住宅など様々な都市機能が集積しています。一方で、利根川、江戸川をはじめ、東京湾、手賀沼などの豊かな水辺空間や下総台地など、生活の潤いとなる自然環境も残されています。

また、平成30年（2018年）に外環道千葉県区間が開通するなど、近年、道路交通網が発達しているとともに、北千葉道路、新湾岸道路、千葉北西連絡道路などの新たな道路の整備進展が見込まれるなど、更なる利便性の向上が期待されています。

東葛地域では、東京への近接性から、常磐線沿線を中心に早くから商業が栄えるとともに、つくばエクスプレス沿線では大規模な土地区画整理事業により秩序ある住宅地・商業地等の形成が図られ、また、東京大学や千葉大学、公的研究機関等が最先端の研究を推進し、エネルギーや高齢社会などの課題に対応する新しいまちづくりを目指すなど、企業や大学などと連携した国際学術都市づくりが展開されています。

湾岸地域においても、総武線沿線を中心に、東京への通勤の利便性等から、いち早く人口集積が進みました。幕張新都心においては、国際展示場、国際会議場などを有する幕張メッセをはじめ、国際的な企業、学術・研究機関、業務ビル、商業施設等の立地や住宅整備が進むとともに、令和5年（2023年）には「幕張豊砂駅」が開業し、さらにはスポーツ施設の計画等、新たな動きも出てきており、より一層の活性化が期待されます。

さらに、本ゾーンでは、野球やサッカー、バスケットボール、ラグビーなど多くのスポーツチームの本拠地が置かれ、地域を盛り上げています。

【ゾーンの方向性】

《多様な産業と都市機能の一層の充実を図り、首都圏での都市間競争における更なる優位性向上を図る》

通勤・通学などによる都内との交流が活発であることから、災害発生時において、帰宅困難者対策や広域避難など重要な対応が求められるとともに、人口も密集している本ゾーンでは、新興感染症が発生した際に、ゾーン内において急速な感染拡大が生じる可能性が高く、特に迅速かつ適切な対応が迫られる地域です。

このため、政令指定都市や中核市などをはじめ、各市と連携した対策を推進していきます。

県都千葉市をはじめとする、充実した都市機能と活力を備えた都市群で形成さ

れており、また、東京に隣接し、成田・羽田両空港の中間に位置することから、東京・成田空港間の「人・モノ・財」の流れを商業及び観光業など様々な分野に取り込み、活用していくことが期待されています。

県内外の交流・連携の強化や人・モノの流れのボトルネックとなっている慢性的な交通渋滞の解消を図るとともに、成田空港や千葉港の機能強化、物流施設の立地、周辺人口の増加等に伴う交通需要の増大に対応し、国際競争力や首都圏の生産性、住民等の生活利便性を向上させ、県内全域へと効果を波及させるため、北千葉道路の整備促進、京葉道路の渋滞対策や国道 357 号の機能強化、新湾岸道路及び千葉北西連絡道路の計画の具体化に向けた取組や、広域的な幹線道路ネットワークへのアクセス道路を含めた国県道全体の円滑化に向けて、現道拡幅や、バイパス整備、交差点改良、県境橋りょうなどの道路整備を加速していきます。

また、こうした各種道路整備の進展の効果を生かして、更なる産業振興を図るとともに、各市と連携し、企業誘致の受け皿となる新たな産業用地の確保に努めていきます。

さらに、新湾岸道路の進展に合わせて、千葉港における公共ふ頭とのアクセス強化を行うことにより更なる物流機能の向上に努めていきます。

ゾーン内には、本県経済をけん引していくことが期待される地域である幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線などがあり、これらの地域では、学術・研究機関等との連携への期待など、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、産業拠点形成に向けた取組を進めていきます。

幕張新都心においては、国家戦略特区制度を活用した未来技術社会実装等の取組を促進し、これまで培ってきたMICE機能や業務、学術・研究機関を生かした産業振興を図るとともに、「職・住・学・遊」の複合機能を備えた国際業務都市として、国内外でのブランドイメージの向上を図っていきます。

柏の葉地域では、東京大学柏地区キャンパスや千葉大学柏の葉キャンパス、東葛テクノプラザ、国立研究開発法人産業技術総合研究所柏センター、国立研究開発法人国立がん研究センター東病院などがあり、こうした学術・研究機関を核に、新産業の創出に向けて、産学官連携を図っていきます。

北千葉道路の未整備区間（市川市・鎌ヶ谷市間）の沿線の多くが、市街化調整区域であることから、広域的な視点を持ち、将来を見据えた土地の利活用に向けた取組を進めていきます。

都市農業の更なる発展を図るため、地域の特産品である、日本なしをはじめとした、果樹や野菜等の特産品を生かした産地知名度の向上や、農林水産物の高付加価値化を促進します。

また、農地の持つ防災機能や教育機能などの多面的な機能の発揮に向け、農地の保全に努めるとともに、地場産業としての水産業の生産力の強化、漁業への就業促進に取り組んでいきます。

さらに、海に係る地域資源の価値や魅力を生かした「海業」を推進し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すよう取組を進めます。

都心に近く、優れた都市機能を有するとともに、農地や公園などの緑地空間や、東京湾をはじめとした豊かな水辺空間などが共生する、潤いと安らぎにも恵まれた環境等を積極的に情報発信することで、多くの人を地域に呼び込むとともに、人口の社会増が大きな地域であることから、多様な人たちがその人らしく過ごせる環境の整備などを進めることで、地域に住みたい、住み続けたいと思う人たちの増やしていきます。

今後も、道路整備の進展による、県内各地と首都圏各都市、空港とのアクセス向上を追い風に、企業等の更なる発展のサポートや新たな企業等の誘致を行うとともに、エリアマネジメントの視点を持ったまちづくりを促進し地域のブランドイメージの向上を図ります。

また、東京、成田空港間の「人・モノ・財」の流れを様々な分野に取り込みつつ、人口集中地域である本ゾーンの魅力を積極的に磨き上げ、発信することで、首都圏での都市間競争における更なる優位性の向上を目指していきます。

注 東葛・湾岸ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、
我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市

○ 印旛ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

本ゾーンには、県人口の 11%に当たる約 72 万人が居住しています。ゾーン内の 65 歳以上の高齢者の割合は 29%、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合は 59%と、いずれも県全体の割合と同程度となっています。

今後、ゾーン内の人口は、令和 17 年（2035 年）には 70 万人を下回り、令和 32 年（2050 年）には 64 万人まで減少、高齢化率は 37%になると予想されています。

また、労働力人口に対する一次産業就業者の割合が 3%、二次産業就業者の割合が 19%、三次産業就業者の割合が 78%となっており、おおむね県内の平均的な数値となっています。

東京や千葉市への通勤・通学者の割合が多い一方で、成田空港を有することもあり、昼夜間人口比率が 100%を大きく超えている地域もあるなど、周辺市町村に対して大きな吸引力を持っています。

2 産業

本ゾーンは、日本の空の表玄関である成田空港を擁し、空港内は約 4 万人が就業し、空港周辺や臨空工業団地を中心に物流関係企業や空港関連産業の集積が進んでいます。

千葉ニュータウンでは、北千葉道路沿線を中心に、国内外の世界的企業のデータセンターやマルチテナント型の物流施設群などの立地が進んでいます。

成田空港周辺地域では、空港の拡張事業、圏央道や北千葉道路などの整備による広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化が進み、様々な産業の受け皿となるポテンシャルが高まっています。

また、成田市を中心とする成田商圏や印西市を中心とする印西商圏が形成され、大型店舗の立地が進むなど、周辺市町村からの吸引力を高めています。

佐倉工業団地、白井工業団地など、県内有数の内陸工業団地が整備されており、地域経済の拠点として大きな役割を果たしています。

さらに、東京へのアクセスが良く、印旛沼や利根川などの豊かな水資源や平坦な土地に恵まれていることから、日本なし、すいか、落花生の生産が盛んな地域であり、県内でも新規就農者や農業法人への就職が多い地域です。

年間約 1,200 万人の参詣客が訪れ、県内第 2 位の観光スポットとなっている成田山新勝寺をはじめ、佐倉城跡、武家屋敷群など「日本遺産（北総四都市江戸紀行）」に認定された歴史的観光資源が数多く存在するとともに、県立房総のむらなどがあり、外国人観光客にも注目されている地域となっています。

3 まちづくり

本ゾーンは、歴史的観光資源に認定された地区のみならず、印西市木下地区な

ど歴史的な土蔵や町家を活用したまちづくりが活発に進められるとともに、鉄道や幹線道路の整備を背景として東京への通勤圏が拡大し、鉄道沿線を中心に住宅地の開発が進んできました。

特に、千葉ニュータウンにおいては、計画的で大規模な市街地の整備が進められてきたことに加え、近年、北総鉄道の運賃値下げなどもあって、更に需要が増えています。

空港周辺地域においては、平成 30 年（2018 年）3 月の国・県・空港周辺 9 市町・成田国際空港株式会社（以下「N A A」という。）で構成される四者協議会における合意を踏まえ、周辺地域と空港との共生・共栄を目指し、航空機騒音に配慮しつつ、生活環境の改善や公共施設などの地域整備を進めるとともに、第 3 滑走路の新設などを含む成田空港の拡張事業の効果を、地域振興に結び付けていきます。

【ゾーンの方向性】

《成田空港の拡張事業等を生かしたまちづくりや空港を核とした国際的な産業拠点の形成などを行い、更なる地域の発展を図る》

本ゾーンは、成田空港という国際的な「人・モノ・財」の交流・連携拠点をもち、今後、成田空港の拡張事業や交通網の整備による利便性の向上が進み、地域のポテンシャルが飛躍的に高まることから、人口減少や高齢化が進む千葉県を支える地域として期待されます。

圏央道の成田空港に最も近い県内唯一の未開通区間である大栄・横芝間が令和 8 年度（2026 年度）までに開通することで、県内全域が全線開通となり、圏央道とアクアラインが一体となって広域的な幹線道路ネットワークが形成され、生産性の向上、企業立地の促進、防災力の強化等が図られます。

あわせて、北千葉道路や、圏央道へのアクセス道路である国道 296 号や県道成田小見川鹿島港線、県道成田松尾線など成田空港周辺における国道・県道の整備、さらには成田空港及び周辺地域と圏央道を結ぶ、新たなインターチェンジの実現により、本ゾーンの交流・連携機能が一層強化されます。

千葉ニュータウン周辺地域では、成田空港の拡張事業や北千葉道路の整備の効果により、多様な産業集積や居住の場としての魅力が高まっていくことから、高付加価値を生み出す企業などの立地を促進することなどにより雇用の場の創出を図るとともに、交通の利便性や豊かな自然環境などの魅力を積極的に発信し、多くの人を地域に呼び込んでいきます。

空港周辺地域においても、成田空港の拡張事業や広域的な幹線道路ネットワークの整備により、飛躍的に高まるポテンシャルを生かし、空港の特徴や強みを生かせる産業の立地を促進していきます。

また、インターチェンジ周辺等において、市町と連携しながら、地域振興につながる産業の受け皿づくりを促進します。

農業では、恵まれた地理的条件を生かし、地域の特産品である、日本なしをはじめとした、農作物の生産力強化や高付加価値化の促進、海外輸出を含めた販路拡大などにより、更なる産地の発展を図るとともに、新規就農や企業参入等に向けた相談体制を整備し、意欲ある担い手の確保・育成を図ります。

また、農林水産物の輸出手続きにワンストップで対応可能な成田市場について、本ゾーンをはじめとする県産農林水産物の拠点としてだけでなく、今後整備される集客施設などによる魅力発信の場としても、活用していきます。

隣接する香取・東総ゾーンも含めた、日本遺産等の多くの歴史的資源を保存・継承・活用することで、郷土への愛着と誇りの醸成や地域の活性化につなげていきます。また、これらの魅力を生かし、国内はもとより、トランジット客の取り込みや外国人観光客も意識した観光地づくりに取り組むことで、ゾーン内への更なる誘客を図ります。

さらに、東京への通勤圏でありながら、受け継がれてきた水辺・里山などの豊かな自然環境を有する魅力や、成田空港の拡張事業等による地域での雇用増などを積極的に発信することで、様々な人を地域に呼び込むとともに、住みたい、住み続けたいと思う人たちを増やしていきます。

今後も、成田空港の拡張事業や、広域的な幹線道路ネットワークの整備進展等を生かし、国家戦略特区制度等も活用しながら、成田空港周辺のまちづくりや空港を核とした国際的な産業拠点の形成を進めることで地域振興を図っていきます。さらに、こうした取組や地域の魅力を国内外に戦略的に発信することで、「人・モノ・財」の流れを各地域に取り込みつつ、その効果を本県経済の活性化につなげていきます。

注 印旛ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町

○ 香取・東総ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

本ゾーンには、県人口の 4%に当たる約 26 万人が居住しています。ゾーン内の 65 歳以上の高齢者の割合は 36%と、県全体の割合より 8 ポイント高く、また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合は 55%となっています。

今後、ゾーン内の人口は、令和 22 年（2040 年）には 20 万人を下回り、令和 32 年（2050 年）には 15 万人まで減少、高齢化率は 48%になると予想されています。

また、労働力人口に対する一次産業就業者の割合が 14%と県内で最も高い一方、三次産業就業者の割合は 61%と 6 つのゾーンの中で最も低くなっています。

成田市と茨城県への通勤・通学者が比較的多く、日常生活においてこれらの地域とのつながりを感じるゾーンです。

2 産業

本ゾーンは、県内最大の農業産出額を誇り、農業が地域の基幹産業として発展しています。稲作は利根川沿いの地域で水田の基盤整備が進み、優良な水田地帯が広がり、良質な早場米の産地として有名です。また、さつまいも、キャベツ、だいこんなどの露地野菜やトマト、きゅうりなどの施設園芸野菜が生産されているほか、植木の生産や、養豚業をはじめとした畜産も盛んに行われています。

水産業では、全国有数の水揚量を誇る銚子漁港を擁し、沖合に広がる豊かな漁場において、イワシ、サバ等の多獲性魚やキンメダイ、マグロ類等の高級魚を対象とした漁船漁業が盛んに営まれているほか、それらを利用した水産加工業も発達しています。また、日本各地の漁船を受け入れる総合漁業基地として大きな役割を果たしています。

また、水運に恵まれた地域性という歴史的背景から、醤油や酒などの伝統的な醸造業が盛んであり、さらに、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（以下「再エネ海域利用法」という。）に基づき、銚子市沖の促進区域における洋上風力発電事業者が選定され、運転開始を目指して準備が進められるとともに、建設補助・維持管理拠点である名洗港の整備も行われているところであり、地域経済の活性化に寄与することが期待されています。

成田空港周辺地域では、空港の拡張事業や、圏央道や東関東自動車道水戸線などの広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化により、様々な産業の受け皿となるポテンシャルが高まっています。

加えて、「日本遺産（北総四都市江戸紀行）」に認定された香取市佐原や銚子市外川の町並み、「ユネスコ無形文化遺産」にも登録された 300 年の伝統を誇る「佐原の大祭」、国の重要伝統的建造物群保存地区に県内で唯一選定された香取市佐原の建造物群、国の重要文化財に指定された犬吠埼灯台などの文化財、「日本ジ

オパーク」に認定されている犬吠埼や屏風ヶ浦などの多様な地形や豊かな自然、太平洋や利根川などを望む雄大な景色を有するとともに、各地域の温泉や、豊富で新鮮な農林水産物、いも掘りやいちご狩りなどの収穫体験も人気で、県内外から多くの観光客が訪れています。

3 まちづくり

本ゾーンでは、自然景観や歴史・文化などの地域資源を有効に活用し、各地で個性豊かなまちづくりが進められており、中でも、水運を利用して「江戸優り(まさり)」といわれるほど栄えていた町並みの面影を残す、小野川沿岸や香取街道では、歴史的な景観を生かしたまちづくりや、地域に受け継がれる発酵文化を生かしたまちづくりが進んでいます。また、海匠地域では、漁村の町並みや、海岸の景観を生かしたまちづくりを進めるほか、民間事業者とも連携しながらあらゆる世代が交流し協働する生涯活躍のまちづくりが進められています。

圏央道の県内唯一の未開通区間である大栄・横芝間では、令和8年度(2026年度)までの開通を目指して整備が進められているほか、茨城県境から大栄間については、暫定2車線区間の4車線化と併せて、休憩施設として道の駅と連携したパーキングエリアの整備が進められています。また、圏央道の整備効果を東総・山武地域へ広く波及させる銚子連絡道路についても、令和5年度(2023年度)に開通した横芝光町・匝瑳市間に続き、匝瑳市・旭市間の整備に着手するなど、事業が着実に進んでいるところです。

空港周辺地域においては、周辺地域と空港との共生・共栄を目指し、航空機騒音に配慮しつつ、生活環境の改善や公共施設などの地域整備を進めるとともに、第3滑走路の新設などを含む成田空港の拡張事業の効果を、地域振興に結び付けていきます。

【ゾーンの方向性】

≪農林水産業の産地機能の更なる強化を図るとともに、成田空港、北関東・東北方面とのつながりを生かし、多様な産業展開を図る≫

本ゾーンは、農業、畜産業、水産業が発展した食料の一大生産地であるとともに、多彩な観光資源を有し、今後、洋上風力発電事業の進展も見込まれるなど、地域が持つポテンシャルは高く、広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化や成田空港の拡張事業を契機に、更なる活性化が期待されています。

茨城県のみならず北関東や東北方面などから、圏央道や東関東自動車道水戸線を経由した本県の玄関口であり、さらに、成田空港の拡張事業や圏央道の県内区間全線開通及び4車線化、東関東自動車道水戸線の全線開通、銚子連絡道路の整備が図られることから、これらによる広域的な「人・モノ・財」の流れの拡大を積極的に取り込みつつ、産業振興やまちづくりを進めていきます。

また、地域の生活や産業基盤の安定化等のため、幹線道路となる国道 356 号などの国道・県道の整備推進や、鉄道や路線バス等の交通網を生かすことにより、ゾーン内外の交流の促進を図ります。

空港周辺地域においては、成田空港の拡張事業や広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化により、飛躍的に高まるポテンシャルを生かし、空港の特徴や強みを生かせる産業の立地を促進していきます。

さらに、インターチェンジ周辺等において、市町と連携しながら、地域振興につながる産業の受け皿づくりを促進します。

農業では、生産者の高齢化や担い手不足等に対応するため、スマート技術の活用、農業経営体や集落営農組織の育成・支援を行うほか、農作物等を守るための有害鳥獣対策等に取り組みます。水産業では、若者を中心とした漁業への就業促進、収益力の高い漁業経営体への転換、大型漁船に対応した拠点漁港の整備などに取り組み、力強い産地づくりを推進するとともに、海や漁村の地域資源の価値や魅力を生かした「海業」を推進し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すよう取組を進めます。

さらに、新鮮で多種多様な農林水産物の高付加価値化の促進、成田市場を活用した、さつまいもなどの海外輸出による販路拡大を促進します。

利根川を中心とした水辺空間や里山などの魅力ある自然景観、日本ジオパーク、伝統ある発酵文化、佐原の町並み等、「北総四都市江戸紀行」に認定された歴史的観光資源、道の駅、ふるさとイモ祭りや酒蔵まつりなどの地域資源を保存・継承・活用することで、郷土への愛着と誇りの醸成や地域の活性化につなげていきます。また、これらの魅力を生かした観光を推進するとともに、外国人観光客も意識したプロモーションを推進し、成田空港からの更なる誘客を促進します。

また、多様な産業展開や、雄大な海などの豊かな自然、多彩な食文化にあふれた本ゾーンの魅力を市町と連携し積極的に発信することで認知度の向上を図り、移住・二地域居住の促進や地域への定着を進めていきます。

今後も、成田空港の拡張事業や、圏央道・北千葉道路などの広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化を生かし、国家戦略特区制度等も活用しながら、広域的な「人・モノ・財」の流れを取り込み、農林水産業や観光業の更なる振興を図っていきます。さらに、空港を核とした国際的な産業拠点形成や銚子市沖の洋上風力発電事業の進展などにより新たな雇用を創出することで、地域振興を図っていきます。

注 香取・東総ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町

○ 九十九里ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

本ゾーンには、県人口の5%に当たる約34万人が居住しています。ゾーン内の65歳以上の高齢者の割合は35%と、県全体の割合より7ポイント高く、また、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は56%となっています。

今後、ゾーン内の人口は、令和17年(2035年)には30万人を下回り、令和32年(2050年)には24万人まで減少、高齢化率は47%になると予想されています。

また、労働力人口に対する一次産業就業者の割合が7%、二次産業就業者の割合が25%、三次産業就業者の割合が68%となっており、産業就業者のバランスが取れたゾーンとなっています。

JR外房線、東金線、総武本線のほか、圏央道や東関東自動車道、館山自動車道、千葉東金道路を活用した都心を含む多方面へのアクセスが良好で、通勤・通学圏となっています。

2 産業

本ゾーンは、日本有数の砂浜が美しい九十九里浜や水田などが広がる九十九里平野、緑豊かな里山風景を擁する房総丘陵など多彩な自然に恵まれており、また、太平洋を北上する黒潮の影響を受け、年間を通じて温暖な気候となっています。

肥沃な土壌と温暖な気候により、米、ねぎ、トマト、いちごなどバラエティに富んだ農作物の生産が盛んであり、農業は主要な産業の一つとなっています。また、古くからサンプスギと呼ばれる挿し木による林業が行われてきた地域として全国的にも有名であり、水産業では、イワシやハマグリなどの資源に恵まれ、これらを対象とした漁業や水産加工業も営まれています。

また、茂原には工業団地など多くの工業団地を中心に、電子機器や機械・化学等の企業が集積しているほか、九十九里沖の海域が、再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電に係る有望区域として選定されています。

また、千葉県における天然ガスの主要な生産地であるとともに、天然ガス採取のために汲み上げるかん水に含まれるヨウ素生産の中心地でもあり、その産量は国内生産量の約80%を占めています。

成田空港周辺地域では、空港の拡張事業や広域的な幹線道路ネットワークの整備により、様々な産業の受け皿となるポテンシャルが高まっています。

加えて、全国で2例目、県内で初めてブルーフラッグを取得した本須賀海水浴場をはじめ、全国的にも有名な九十九里浜を中心に多くの海水浴場があり、海を活用した観光業も盛んで、サーフィンやSUPなどのマリンスポーツをはじめ、テニス・乗馬などを楽しむ人が多く訪れています。

3 まちづくり

本ゾーンは、鉄道路線や圏央道が地域内を縦断しており、これらを利用した東葛・湾岸ゾーンや都内への通勤・通学圏として、住宅地等の整備が進められてきました。

都心にほど近い雄大な海を目当てに移住・二地域居住をする人も多く、東京2020大会のサーフィン会場となった釣ヶ崎海岸を有する一宮町などでは、新たなサーフショップや飲食店が開業するなど、魅力ある町並みが広がっています。

さらに、圏央道の整備効果を香取・東総ゾーンや南房総・外房ゾーンにも波及させる銚子連絡道路、長生グリーンラインの整備を図るとともに、廃校となった小学校などの空き公共施設を活用した取組も進められています。

また、一宮川流域では、近年の豪雨災害に加え、気候変動による水害の頻発化・激甚化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「一宮川水系流域治水プロジェクト」を県内で初めて策定し、流域治水の推進に取り組んでいます。

空港周辺地域においては、周辺地域と空港との共生・共栄を目指し、航空機騒音に配慮しつつ、生活環境の改善や公共施設などの地域整備を進めるとともに、第3滑走路の新設などを含む成田空港の拡張事業の効果を、地域振興に結び付けていきます。

【ゾーンの方向性】

《圏央道整備効果を様々な産業活動に取り込むとともに、各種産業の連携や「九十九里」のブランド化を進め、地域振興を図る》

本ゾーンは、圏央道など広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化や、成田空港の拡張事業によって、都心を含む多方面へのアクセスや、企業立地の優位性、産業競争力などが向上し、地域の持つポテンシャルが格段に高まっていることから、その効果を商工業や農林水産業など各種産業に取り込んでいくことが期待されています。

そこで、圏央道の県内区間全線開通を促進するとともに、銚子連絡道路、長生グリーンラインなどの整備を進め、鉄道や路線バス等の交通網を生かすことで、隣接するゾーンからの「人・モノ・財」の流れを各種産業活動に取り込んでいきます。

空港周辺地域においては、空港の拡張事業や広域的な幹線道路ネットワークの整備により飛躍的に高まるポテンシャルを生かし、空港の特徴や強みを生かせる産業の立地を促進していきます。

また、インターチェンジ周辺等において、市町村と連携しながら、地域振興につながる産業の受け皿づくりを促進します。

さらに、主要産業の一つである農林水産業の更なる発展に向けて高付加価値化を促進するとともに、スマート技術の積極的な活用や担い手不足の解消等に取り組み、生産体制の強化を図ります。また、海や漁村の地域資源の価値や魅力を生かした「海業」を推進し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すよう取組を進めます。

観光業においては、海や里山など魅力的な自然環境をはじめ、いちご狩りなどの農作物の収穫や地引き網、ガラス工芸の制作などの体験型観光や、サーフィンやSUPなどのマリンスポーツをはじめとしたスポーツ観光など、多様な観光資源の積極的な発信を行うとともに、観光・宿泊施設等における国内外からの受入体制の強化に努めます。

また、「九十九里」という広く知られた地域のブランド化について、民間団体も巻き込みながら取組を進めるとともに、雄大な海と打ち寄せる良い波、見渡す限りの砂浜、緑豊かな里山や田園風景、風、陽光など、九十九里の魅力を求めて集まる人々の活力や感性、ライフスタイルなどを、まちづくりや産業振興に生かしていきます。

さらに、九十九里浜の景観等を保持し、マリンスポーツの振興を推進するとともに、海や里山などの豊かな自然と、都心を含む多方面へのアクセスが良好であることを生かしたワーケーションに取り組むなど、新たなライフスタイルを求める人を引き付ける、魅力ある地域づくりを行い、本ゾーンへの移住・二地域居住の促進や地域への定着を図っていきます。

今後も、「九十九里」のブランド化を図るとともに、成田空港の拡張事業や広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化等を生かし、国家戦略特区制度等も活用しながら、空港を核とした国際的な産業拠点形成や観光客の誘致、農林水産物の販路拡大、魅力的な地域づくりなどに取り組み、農林水産業や観光業など各種産業の連携による地域振興を図っていきます。

注 九十九里ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町

○ 南房総・外房ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

本ゾーンには、県人口の3%に当たる約19万人が居住しています。ゾーン内の65歳以上の高齢者の割合は43%と、県平均より15ポイント高く、県内では高齢化率が最も高いゾーンです。また、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は48%となっています。

今後、ゾーン内の人口は、令和17年(2035年)には15万人を下回り、令和32年(2050年)には11万人まで減少、高齢化率は53%になると予想されています。

また、労働力人口に対する一次産業就業者の割合が10%、三次産業就業者の割合が74%と県内でも高くなっています。

県外への通勤・通学者の割合は1%以下と県内で最も少なく、市町村別の昼夜間人口比率は平均95%とゾーン内で活動している人の多い地域です。

2 産業

本ゾーンは、多くの恵まれた漁場を有していることから、勝浦漁港や鴨川漁港、大原漁港等の数多くの漁港が存在し、カツオやキンメダイ、トラフグ、アワビ、イセエビ等の種類に富んだ水産物が水揚げされるとともに、地元水産物を利用した水産加工業も発達しており、地域の重要な産業の一つとなっています。また、関東唯一の捕鯨基地である和田漁港を有しており、伝統的な食文化が継承されています。

農業では、温暖な気候や豊かな自然を生かし、米を中心に、びわや花き、たけのこ等の多彩な特産品が生産されており、また、酪農発祥の地でもあることから、地場産の牛乳を使ったチーズなどの乳製品が増えつつあります。

温暖な気候と海や緑豊かな自然環境に恵まれていることから、多くの観光施設や宿泊施設などがある、観光業の盛んなゾーンです。夏は海水浴、冬から春にかけては花摘みやいちご狩りといった観光とともに、サーフィン、SUPやダイビングなど多様なマリンスポーツも楽しむことができます。

さらに、多くの道の駅や直売所が点在しており、地元の新鮮な農林水産物や加工品等を販売するだけでなく、農業体験ができるところもあるなど、魅力ある地域資源となっています。

また、個人旅行客だけでなく、本ゾーンならではの自然環境を生かした教育旅行の誘致や学生のスポーツ合宿など団体客の受け入れにも取り組んでいます。さらに、近年は、「食」による観光振興も盛んになっているとともに、豊かな自然の中での釣りや、キャンプやバーベキューなどのアウトドアアクティビティを目的に地域を訪れる人も多くなっています。

加えて、本ゾーンのいすみ市沖の海域が、再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電に係る有望区域として選定されています。

3 まちづくり

本ゾーンは、豊かな自然や歴史、文化等の地域資源を生かしたまちづくりが進められており、温暖な気候や海を生かした風光明媚なリゾート地、漁港や栈橋を中心とした港町、歴史的な建物が今も残る城下町のほか、先進医療機関を生かした医療・介護のまちづくりなども進められています。

また、アクアラインと一体となって広域的な幹線道路ネットワークを形成する圏央道の整備進展や館山道の全線4車線化などにより、東京・神奈川や東葛・湾岸ゾーン、内房ゾーンとの交流・連携機能の強化が図られています。

こうした温暖な気候や魅力あるまちづくり、道路ネットワークの充実・強化を背景として、多数の別荘群が立地するなど、首都圏における移住・二地域居住先としての人気が高い地域となっています。

【ゾーンの方向性】

《海と緑に囲まれた自然環境や多様なライフスタイルの魅力を発信し、観光や移住・二地域居住などを促進することで地域振興を図る》

本ゾーンは、多くの観光資源に恵まれ、首都圏有数の観光・リゾート地として多くの観光客が訪れるとともに、近年は、館山道や圏央道、アクアラインなどを活用した高速バス路線の充実により、通勤・通学範囲が広がり、また都心に近接しつつ、海や里山など豊かな自然環境を有することなどが魅力となり、都市部に暮らす人々を中心に移住・二地域居住先としての関心が高まっています。

そこで、圏央道の県内区間全線開通や、暫定2車線となっている圏央道や富津館山道路の暫定2車線区間の全線4車線化を促進し、長生グリーンラインをはじめとする国道・県道の整備を推進します。さらに、東関東自動車道館山線の富浦以南の計画の具体化、東京湾口道路の調査・研究の促進、外房地域を結ぶ高規格道路の検討など、広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化を図るとともに、鉄道や路線バス等の交通網を生かすことで、都心や他ゾーンからの「人・モノ・財」の流れを大きくしていきます。

房総半島の南に位置し、地震などの災害が起こった際には、交通が遮断され、孤立する集落が発生するおそれがあることから、緊急輸送道路ネットワークの充実・強化や食料の備蓄など孤立集落対策の強化を進めていきます。

農林水産業では、担い手不足を解消するため、スマート技術の活用を図るとともに、地域が一体となって行う新規就業者の育成・支援や、集落を支える多様な人材との連携に取り組めます。

また、海や漁村の地域資源の価値や魅力を生かした「海業」を推進し、地域の

にぎわいや所得と雇用を生み出すよう取組を進めるとともに、豊かな地域資源を生かすため、「地域資源活用・地域連携サポートセンター」で6次産業化等に取り組む農林漁業者を支援することにより、都市部との交流を促進し、農山漁村の活性化を図ります。

深刻化する有害鳥獣被害については、地域ぐるみでの対策を推進するとともに、捕獲した有害鳥獣を地域資源として活用する取組を支援します。

海や里山など豊かな自然環境などを保全し、その魅力を発信するとともに、一年中楽しめる自然環境を生かした体験型観光、マリンスポーツやサイクリングをはじめとする各種スポーツツーリズム、リゾート地等で余暇を楽しみつつ仕事を行うワーケーションの取組などを推進していきます。

さらに、圏央道やアクアラインなどの広域的な幹線道路ネットワークを生かし、インバウンド需要の取り込みに向け、外国人観光客の来訪も意識したプロモーションを推進し、成田空港や羽田空港からの更なる誘客を促進します。

さらに、都心や内房ゾーン等への通勤圏でありながら、海や里山などの豊かな自然や趣味を満喫するくらしや、のびのびとした環境での子育て、温暖な気候でのセカンドライフなど、様々なライフスタイルが可能であり、多くの人々が自己実現を図ることができる魅力的な地域であることを、市町と共に積極的に情報発信し、幅広い世代の移住・二地域居住の促進や地域への定着を図っていきます。

今後も、広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化や国道・県道の整備の進展による「人・モノ・財」の流れを取り込み、観光業や農林水産業の振興を促進しつつ、空き公共施設や医療機関等の地域資源の活用などにより、地域での雇用創出を図るとともに、豊かな自然環境等の魅力を積極的に発信し、交流人口や関係人口を更に増加させることで、地域振興を図っていきます。

注 南房総・外房ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町

○ 内房ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

本ゾーンには、県人口の9%に当たる約59万人が居住しています。ゾーン内の65歳以上の高齢者の割合は30%と、県全体の割合より2ポイント高く、また、15歳から64歳までの生産年齢人口は59%と、県全体の割合とほぼ同水準となっています。

今後、ゾーン内の人口は、令和17年(2035年)には55万人を下回り、令和32年(2050年)には48万人まで減少、高齢化率は38%になると予想されています。

また、労働力人口に対する一次産業就業者の割合が3%と低い一方、二次産業就業者の割合が約28%と県内で最も高くなっています。

アクアラインや圏央道、館山道、東京湾岸道路などの広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化により、東京・神奈川方面や県内各地など多方面への通勤・通学圏となっています。

2 産業

本ゾーンでは、東京湾臨海部の埋立てを機に、日本を代表する素材・エネルギー産業の集積地である「京葉臨海コンビナート」が形成されています。現在でも、県内の製造品出荷額等の約5割を占めており、今後も本県経済のけん引役として重要な役割を担うとともに、カーボンニュートラルの実現に向けて、水素の共同利用など、行政・立地企業等が連携した先進的な取組を行うことが期待されます。

また、県内唯一の高等専門学校である木更津工業高等専門学校があり、県内外の産業界に優秀な人材を輩出しています。

かずさアカデミアパークには、かずさDNA研究所をはじめとする研究開発施設のほか、製薬、新素材、バイオテクノロジー、エレクトロニクスや精密機械など、多様な分野のマザー工場の立地が進んでいます。さらに、アクアラインの通行料金引下げの効果もあり、東京・神奈川方面との交流・連携が強化されたことから、アクアライン着岸地周辺地域において大規模商業施設や企業の立地が進んでいます。

農業では、米、日本なし、ブルーベリーなどの栽培が盛んであるとともに、全国有数のカラーの生産地であり、えだまめで人気の「小糸在来」の特産地としても有名です。

水産業では品質の高さが全国的に有名なノリの養殖や潜水器漁業、採貝漁業、小型底びき網漁業などが営まれています。

さらに、海ほたるパーキングエリアや大規模商業施設、自然を生かした観光施設、ゴルフ場など集客力の高いスポットが多数存在するほか、潮干狩りや魚釣り等、都市部に近い海辺でのレジャーが人気となっているなど、観光も盛んなゾーンです。

3 まちづくり

本ゾーンでは、アクアラインなどを利用した各方面への通勤・通学圏としての優位性が高まっており、対岸である東京・神奈川からの玄関口であるアクアライン着岸地周辺においては、大規模な土地区画整理事業が実施され、道路、住宅地、商業施設等の整備が進められています。

また、圏央道や館山道、その効果を他ゾーンに波及させる国道 410 号などのアクセス道路の整備進展により、本ゾーンの利便性の向上が期待されます。

こうした、計画的で住みよいまちづくりと道路ネットワークの整備進展によって、居住地としての人気が高まっており、本ゾーンの更なる活性化が期待されています。

【ゾーンの方向性】

《道路網を介した他地域との交流機能を生かし、幅広い産業を活用した地域振興を図る》

本ゾーンは、千葉県の玄関口であるアクアラインの着岸地に位置し、広域的な幹線道路であるアクアラインや圏央道、館山道が交わる県内交通の要衝かつ、成田空港と羽田空港という二つの国際空港が活用できる地域です。

県内の道路ネットワークの充実・強化やアクアラインの通行料金引下げの継続、高速バスネットワーク拠点の充実等により、東京・神奈川方面や他ゾーンへの通勤・通学圏としての優位性が向上していることから、居住の場としてのポテンシャルが高まっています。また、今後も更なる企業の進出が見込まれることから、雇用の場としての役割も期待されています。

そこで、県内の道路ネットワークの整備効果が更に発揮されるよう、圏央道の県内区間全線開通や富津館山道路の全線 4 車線化、新湾岸道路や圏央道の追加インターチェンジ（(仮称) かずさインターチェンジ）、東京湾岸道路未整備区間の計画の具体化や、圏央道へのアクセス道路をはじめとした国道・県道の整備に取り組むとともに、アクアラインの効果が最も発揮できるよう、アクアラインの通行料金引下げの継続、料金変動による交通流の最適化などの取組に加え、6 車線化の検討や東京湾口道路の調査・研究を国に働きかけるなど、東京・神奈川や他ゾーンとの交流・連携を促進させ、また、木更津港において大型船舶に対応した岸壁等の整備を進めるとともに、鉄道や路線バス等の交通網を生かすことで、「人・モノ・財」の流れをより一層大きくしていきます。

京葉臨海コンビナートにおいては、これまでも国内需要の動向や世界規模での競争の激化等に対応して、事業の再編や高度化などが図られるとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、新技術の開発などの様々な取組が進められており、

今後も、企業の課題やニーズをきめ細やかに把握しながら、企業間連携の促進や国への規制緩和の働きかけなどを通じて、企業の事業環境の向上を図っていきます。

また、ゾーン内には、本県経済をけん引していくことが期待される地域であるかずさアカデミアパーク、アクアライン着岸地などがあり、これらの地域では、学術・研究機関等との連携への期待など、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、産業拠点形成に向けた取組を進めていきます。

さらに、インターチェンジ周辺等においても、市町と連携しながら、地域振興につながる産業の受け皿づくりを促進します。

また、東京に近接するなど立地優位性を有し、マーケット需要にも対応できる都市近郊農業の一層の発展を目指し、高付加価値化等を促進するとともに、ノリの養殖や貝類などに代表される東京湾漁業の振興を図ります。

さらに、担い手不足を解消するため、地域が一体となって行う新規就業者の育成を支援し、意欲ある担い手の確保・育成のための体制づくりを促進するとともに、海に係る地域資源の価値や魅力を生かした「海業」を推進し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すよう取組を進めます。

あわせて、農作物等を守るための有害鳥獣対策にも、引き続き取り組んでいきます。

さらに、本ゾーンは、房総有数の温泉郷である養老溪谷をはじめ、潮干狩りなどが楽しめる東京湾の干潟や緑豊かな房総丘陵、一番新しい地磁気逆転が記録され、時代を分ける境界がよく分かる地層として国際機関で認められた「チバニアン」などの多彩な自然環境を有しています。これらの特色ある環境を未来につなげていくとともに、アウトレットモールなどの大型商業施設等の魅力を併せて積極的に発信することで、様々な人を地域に呼び込むとともに、住みたい、住み続けたいと思う人たちを増やしていきます。

今後も、広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化や国内外からの企業誘致の推進、京葉臨海コンビナートの更なる競争力強化、観光資源などの魅力発信を行うなど、様々な取組を実施することで、地域が持つポテンシャルを最大限に生かした地域振興を図っていきます。

注 内房ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

第3編 実施計画編

第1章 重点的な施策・取組

第Ⅰ項 危機管理体制の構築と安全の確保

政策分野Ⅰ－１ 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

これまでの災害の経験や本県の地理的特性を踏まえ、あらゆる関係機関等と連携した取組や災害に強い社会資本の整備を進めるとともに、新興感染症等の健康危機に迅速かつ的確に対応できる体制を構築することで、県民の命とくらしを守ります。

施策項目Ⅰ－１－① 激甚化する災害への対応力強化

【目標】

これまでの災害の経験や本県の地理的特性を踏まえ、あらゆる関係者との更なる連携強化により激甚化する災害に対応できる体制を構築し、県全体の防災力の向上を図ります。

【現状と課題】

近年、地球温暖化などをはじめとする気候変動の影響として、集中豪雨の頻度が増加するとともに、台風等の強度が強まっており、風水害や土砂災害が増加し、甚大な被害を及ぼす傾向にあります。

令和元年（2019年）の房総半島台風や東日本台風等では、膨大な数の住宅損壊や、広範囲で長期にわたる停電と通信遮断や断水、さらには河川の越水により生じた浸水、土砂災害など、これまでにない被害が発生しました。このため、県では、「千葉県災害復旧・復興に関する指針（令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨）」に基づき、被災した住宅の再建をはじめ、農林漁業者や企業の施設・設備等の復旧等を着実に進め、中長期的な取組を除き令和4年度末（2022年度末）までに取組を完了しました。

震災については、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災において、津波による死者・行方不明者の発生をはじめとして、液状化による住宅被害や臨海部の石油コンビナート火災など、多くの人的・物的被害が生じました。

また、令和6年（2024年）1月に発生した能登半島地震では、道路の寸断等により集落が孤立し、救助や物資供給に支障が生じたほか、電気・水道の途絶により避難の長期化や避難所の衛生環境の悪化などの状況が生じました。このため、半島という同じ地理的特性を有する本県でも、令和6年（2024年）に孤立する可能性のある集落を調査したところ532もの集落が孤立する可能性があることを確認しました。

さらに、国では、「日本海溝・千島海溝」や「南海トラフ」沿いの太平洋側、首都直

下地震が想定されている関東地方などで、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の激しい揺れに襲われる確率が高くなっていると予測しており、市川市から千葉市直下を震源とする「千葉県北西部直下地震」が起きた場合、約 8 万 1 千棟の建物が全壊・焼失、約 2 万 7 千人の死傷者の発生など、甚大な被害が懸念されています。

加えて、富士山をはじめ、本県周辺の火山が噴火した際には、特に都市機能が集積した首都圏等において、広域に堆積する火山灰がライフライン関係施設などに大きな影響を及ぼす可能性が想定されます。

今後は、これらの災害の経験や半島という地理的特性等を踏まえ、停電対策や治水対策、市町村や民間事業者等と連携した被害情報の把握や物資供給支援、避難所の環境整備などの課題解決に取り組み、激甚化する災害への対応力を強化していく必要があります。

そのほか、本県は、成田空港や千葉港、大規模集客施設、全国有数の石油コンビナートを有しており、武力攻撃事態、テロなど県民の安全を脅かす緊急事態が発生し、またそのおそれがある場合に備える必要があります。

大規模災害や危機的事態などが発生した場合、県民の生命・身体・財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、危機管理体制の強化や関係機関との連携が不可欠です。

【取組の基本方向】

これまでの災害の経験や本県の地理的特性を踏まえ、市町村及び民間事業者等との一層の連携強化、孤立集落対策の強化、デジタル技術を活用した情報収集・発信や被災者生活再建の迅速化など防災分野における D X の推進、各種計画等の見直し、他県で発生した災害の復旧復興を支援することによる実践的なノウハウの蓄積を行います。

また、県民、事業者、自主防災組織、県・市町村などの役割を明らかにした「千葉県防災基本条例」に基づき、自助・共助・公助が一体となり、相互に連携した継続的な防災対策に取り組むとともに、県民・自主防災組織等に向けた教育・研修・訓練を実施し、地域防災力の向上を図ります。

さらに、市町村と連携した総合的な津波対策の推進、災害時における要配慮者及び避難行動要支援者となる高齢者、障害のある人、外国人や女性などの多様な視点に配慮した防災対策、市町村による避難体制の構築、消防体制の充実・強化などについて、ソフト・ハード一体となった取組により、県内全域の防災力の向上を図ります。

これらを、平時と災害時を問わず施設や物品等を活用するフェーズフリーの考え方も取り入れながら進めます。

【主な取組】

I－1－①－1 防災連携体制の充実強化

これまでの災害の検証等を踏まえ、県の地域防災計画や業務継続計画等の各種計画やマニュアルなどを継続的に見直し、防災対策の強化を図るとともに、図上訓練、職員向け危機管理研修会、他県への災害派遣から得られた経験を全庁で共有することに

より、職員の災害対応力を向上させていきます。

また、災害発生時に、県、市町村、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関はもとより、ライフライン事業者、物流事業者、交通事業者、地域の建設業者など、広く民間事業者等と迅速かつ的確な対応を図るため、平時からこれら関係機関との連携を緊密に図るとともに、今後の災害発生状況等を踏まえて、多様な民間事業者等との協定締結や、応援・協力内容の見直しなどを行い、関係機関等と様々な災害を想定した訓練の実施などを通じて、先を見据えた初動対応など、本県の総合的な防災対応力の強化を図ります。

そして、災害時には、被害規模を迅速に把握し、必要な応急対策を速やかに実施するため、市町村へのリエゾン派遣、防災関係機関によるヘリコプターの運行、ドローンの活用、民間のAI技術を活用したシステムの運用など、様々な手段により情報収集を実施します。

市町村長等向けのトップセミナーの実施や、各市町村の業務継続計画の充実・強化を促進します。また、避難所については、県で作成する手引きや研修等を通じて市町村の避難所運営等の取組を支援するほか、良好な避難環境を確保するため、避難所開設時からパーティション等を活用し、十分な広さの居住スペースを確保することやトイレ環境の改善等、避難所の質の向上を考えるときの指標となるスフィア基準に沿った避難所運営となるよう支援を行います。加えて、民間事業者等との連携により、避難環境の改善に資する資機材や物資の迅速な調達・供給に係る体制強化を図ります。

さらに、被災者が一刻も早く生活再建に向けた各種支援を受けられるよう、住家被害認定調査や被災証明書発行を迅速化する被災者支援システムの全県導入、被災者のニーズに合わせた災害ボランティア活動ができるよう調整を行う災害ボランティアセンターの体制強化等について支援します。

また、災害時における医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の施設・設備整備を図るとともに、災害発生後の急性期（おおむね 48 時間以内）に医療救護活動を開始できる機動性を持った、災害派遣医療チーム（DMAT）の体制を強化します。

災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに、災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大することが考えられ、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動支援を行う必要があります。これらの活動を行うため、専門的な研修及び訓練を受けた災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制を強化します。

あわせて、避難所や在宅等で避難生活を送る高齢者や障害のある人、こども、傷病者等の生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害を防ぐため、福祉的な支援が円滑に実施できるよう、介護福祉士や社会福祉士等の福祉専門職からなる災害福祉支援チーム（DWA T）についても、人材養成や実践的な訓練に取り組むとともに、福祉団体との連携を促進します。

そのほか、大規模災害発生時における救出救助活動等に必要な装備品の整備拡充や窃盗や詐欺などの災害に便乗した犯罪の抑止対策に努めます。

- ・職員の災害対応力向上に係る取組の推進
- ・関係団体と連携した効果的な訓練等の実施

- ・民間事業者等との協定に基づく災害対応力の強化
- ・災害時における情報収集体制の強化
- ・市町村における避難所の運営や生活環境の改善に係る支援
- ・被災者支援システムの市町村への導入支援（再掲）
- ・孤立集落対策の推進（再掲）
- ・千葉県業務継続計画の推進
- ・市町村業務継続計画の充実・強化の促進
- ・市町村の受援計画策定支援
- ・被災者支援体制の充実
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）等の体制強化
- ・災害拠点病院等の整備
- ・災害用装備品の整備拡充
- ・災害に便乗した犯罪への対策

I－1－①－2 自助・共助の取組強化

県民の生命、身体を守るためには、平時から「自らの身の安全は、自らが守る」自助の取組や、「自分たちの地域は地域みんなで守る」共助の取組を更に促進し、これらを支える「公助」と一体化して地域防災力を向上させることが必要です。

このため、「千葉県防災基本条例」の理念に基づき、自助・共助の防災意識を高めるため、平時から備蓄などの防災対策を進め、災害発生時に自ら行動できるよう防災教育を推進します。

体験型学習施設である西部防災センターにおいては、老朽化が進む展示設備のリニューアルを進めるとともに、自主防災組織の結成・活動促進、災害ボランティア活動参加の動機付け、地域における防災活動の中核となる人材の育成等に努め、県民一人ひとり及び地域のコミュニティの防災力の強化を図ります。

また、災害時に、県民が安全に避難等の行動を取るためには、迅速かつ正確な情報を誰もが受け取れる環境が必要であることから、これまでの防災行政無線・テレビ・ラジオ等の手段に加え、千葉県防災ポータルサイトやSNS、さらに、要配慮者に対応した情報提供ツールにより発信する防災情報のバリアフリー化など、情報発信を一層強化していきます。

さらに、県消防学校・防災研修センターにおいて、消防職員・消防団員への教育訓練を実施するとともに、地域防災力の中核を担う自主防災組織、企業の防災担当者や市町村職員等を対象とした研修・訓練を実施します。

加えて、大規模地震や風水害、新興感染症などの緊急事態が発生した際に企業がとる行動をまとめた「事業継続計画（BCP）」の作成を行うことは、緊急時に企業が早期再建を目指す上で大変重要であることから、事業継続計画の普及・啓発等を行い、計画策定の促進を図ります。

- ・防災教育の推進
- ・西部防災センター展示設備の再整備
- ・災害対策コーディネーターの養成

- ・ 自主防災組織の結成・活動促進
- ・ 災害時における要配慮者及び避難行動要支援者対策の推進
- ・ 生活必需品等の備蓄促進
- ・ 災害情報の収集・発信能力の充実
- ・ 企業等の事業継続計画（BCP）策定の支援
- ・ 防災情報のバリアフリー化の促進

I－1－①－3 半島性を踏まえた防災対策の推進

災害が発生した際に半島という地理的特性により孤立し、すぐには公助が行き届かない場合でも、自助・共助の取組により長期的に避難体制を維持できるよう、孤立する可能性のある集落における備蓄の強化や避難施設などに対し支援するとともに、家庭における備蓄の啓発強化や自主防災組織の活性化などに取り組みます。

「千葉県国土強靱化地域計画」に基づき、災害時に避難所を含む防災拠点となる県有施設では、非常用自家発電設備の設置を進めるとともに、「千葉県庁エコオフィスプラン」でも取り組むこととしている太陽光発電設備の導入を推進し、蓄電池を併せて設置などすることで非常用電源の確保に取り組みます。

また、関係機関等と連携して、令和6年能登半島地震（2024年）を教訓とし、本県の地理的特性を踏まえた実践的かつ効果的な訓練を実施していきます。

さらに、平時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保する重要物流道路など災害時に確実に機能する道路ネットワークを形成していくとともに、緊急輸送道路等に架かる橋りょうの耐震補強やのり面の補修及び無電柱化、海上からの物資輸送の拠点となる港湾施設の耐震化など、災害に強い社会資本の整備を進めていきます。

あわせて、能登半島地震を教訓として策定した道路啓開計画に基づき、大規模災害時に道路が寸断された場合の緊急輸送体制を早期に確保する体制を整えます。

加えて、停電や通信遮断、断水に備えるため、上下水道・工業用水道施設、河川管理施設、医療機関、社会福祉施設等のライフライン関係施設の耐震化や停電・浸水対策を推進します。

- ・ 孤立集落対策の推進
- ・ 民間事業者等との協定に基づく災害対応力の強化（再掲）
- ・ 自主防災組織の結成・活動促進（再掲）
- ・ 生活必需品等の備蓄促進（再掲）
- ・ 橋りょうの耐震補強（再掲）
- ・ 道路のり面の防災対策の推進（再掲）
- ・ 無電柱化の推進（再掲）
- ・ 災害に強い道路ネットワークの整備（再掲）
- ・ 耐震強化岸壁の整備推進（再掲）
- ・ ライフライン関係施設等における耐震化及び停電・浸水・断水対策等の推進（再掲）
- ・ 県有施設への再生可能エネルギー導入の推進（再掲）

I－1－①－4 津波避難・液状化対策の推進

県民や観光客が津波から安全かつ迅速に避難できるよう、市町村の津波避難計画、津波ハザードマップの作成、避難誘導看板の設置及び避難路の街路灯整備等を支援します。

また、S-net（日本海溝海底地震津波観測網）を基に、津波浸水予測システムで予測した海岸ごとの津波高や津波到達時間、浸水範囲、浸水深などを救援活動や被災市町村への人的・物的支援等、県が災害対応の意思決定をする際に活用するとともに、県が作成した津波浸水予測図等を広報し、県民の津波避難に対する意識向上に努めます。

さらに、東日本大震災では液状化により大きな被害が発生したことから、県が作成した液状化しやすさマップや国が研究している液状化対策工法を周知し、液状化被害の減少に努めます。

あわせて、液状化メカニズムや、県域の地質構造や地震動特性に関する調査研究を推進し、液状化対策のための知見を提供します。

- ・津波避難環境整備の促進
- ・災害対応への津波浸水予測システムの活用
- ・市町村の津波避難対策に対する支援
- ・液状化-流動化現象の調査研究の実施
- ・津波避難・液状化対策に係る周知

I-1-①-5 消防・救急救助体制の充実強化

地域における消防防災力の向上を図るため、自主的な市町村の消防広域化の推進に向けた取組への支援や、市町村の消防防災施設・設備の整備に対する支援、消防団員の確保や消防団の活性化のための普及啓発等のほか、消防団の機能強化に取り組めます。

- ・消防広域化の取組に対する支援
- ・消防防災施設・設備の整備による消防防災力の強化
- ・被用者・女性・若者など幅広い住民の消防団への加入促進
- ・消防団活動の理解促進に係る広報
- ・消防団員の技術力の維持・向上の推進

I-1-①-6 石油コンビナート防災対策の推進

石油コンビナート地区は、一たび事故が発生すると、極めて大規模な災害に拡大するおそれがあり、社会的にも経済的にも甚大な被害が懸念されます。

そのため、県では、関係消防機関や海上保安部並びに石油コンビナート事業所や共同防災組織等と連携した実践的かつ効果的な訓練、立入調査による従業員に対する教育の実施状況及び設備の補修・更新基準等の確認、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の見直しなどを実施し、石油コンビナート地区の防災対策の強化を図ります。

また、高圧ガスによる事故の発生を防止するため、高圧ガス取扱事業者等に対する立入検査や保安講習等を通じて法令遵守の徹底を図るとともに、災害が発生した場合の適切かつ迅速な対応の習得を目的とした訓練等を実施します。

- ・石油コンビナート等防災訓練の実施
- ・千葉県石油コンビナート等防災計画の見直し
- ・高圧ガスに係る訓練実施等による安全対策の推進

I－１－①－７ 防災DXの推進

河川監視カメラ、ドローンの活用や能登半島において導入された「道路復旧見える化マップ」を参考とした情報収集などにより災害危険性や被災状況を迅速に把握するとともに、防災情報システムの活用などにより被災状況や避難情報等を効率的に収集し、千葉県防災ポータルサイトやSNSなどを通じて県民への迅速かつ重層的な情報発信に取り組みます。

あわせて、地震被害予測システムや津波浸水予測システムも活用し、地震や津波による被害を予測することで、地震発生時における初動体制の確立など災害対応の迅速化を図ります。

また、被災者の生活再建に向けた事務手続や、避難所運営など市町村が行う災害対応についてデジタル技術の導入・活用を支援し、利便性の向上や事務の効率化を図ります。

- ・AIなどを活用した災害情報の収集・分析
- ・SNSなどによる防災情報の発信力強化
- ・災害対応への津波浸水予測システムの活用（再掲）
- ・被災者支援システムの市町村への導入支援
- ・災害危険性や被災状況の迅速な検知と情報発信

I－１－①－８ 平時と災害時を一体として捉えた防災対策の推進

災害のために特別に備えるのではなく、平時と災害時を問わず施設や物品等を活用するフェーズフリーの考え方について、県民への普及啓発や理解促進に努めるとともに、日常生活での実践に関する情報発信を行うほか、県有施設等でも取組を推進することにより、防災力強化を図っていきます。

- ・フェーズフリーの考え方の普及啓発
- ・生活必需品等の備蓄促進（再掲）
- ・市町村の地域防災計画などへの助言
- ・民間事業者等との協定に基づく災害対応力の強化（再掲）
- ・県有施設への再生可能エネルギー導入の推進（再掲）
- ・庁舎・学校・文化施設の耐震化等の推進（再掲）

施策項目Ⅰ－１－② 災害に強いまちづくりの推進

【目標】

県民の生命・身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、地震や風水害など災害に強い社会資本の整備等を進めます。

また、農林漁業者の安定した経営や農山漁村の安全・安心な暮らしを実現します。

【現状と課題】

国では、関東地方などで今後 30 年以内に震度 6 弱以上の激しい揺れに襲われる確率が高くなっていると予測しており、千葉県においても、大規模な地震が起きた場合は甚大な被害が懸念されています。

また、近年、地球温暖化などをはじめとする気候変動の影響として、集中豪雨の頻度が増加するとともに、台風等の強度が強まっており、風水害や土砂災害が増加し、甚大な被害を及ぼす傾向にあります。

東日本大震災や令和元年房総半島台風(2019 年)、令和 6 年能登半島地震(2024 年)等の一連の災害など過去の災害から得られた教訓を生かし、切迫する首都直下地震等の大規模な地震や頻発する集中豪雨などの自然災害から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめ、緊急事態における対応力の向上を図るため、早急に道路・河川・海岸・港湾・公園・上下水道等の社会資本の整備や耐震化などを進めていく必要があります。また、平時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保する重要物流道路など地域安全保障に資する災害に強い道路ネットワークの整備が必要です。

加えて、被災後の早期かつ的確な復興まちづくりに向け、事前復興まちづくり計画を策定する必要があります。

さらに、県営水道の施設については、老朽度や重要度等を踏まえ、更新や耐震化を計画的に進めていく必要があります。また、停電・浸水対策も併せて進めていくとともに、管路の損傷等に備え、管路のネットワーク化等、浄・給水場間のバックアップ体制を確保する必要があります。

工業用水道についても、水道施設と同様に施設の耐震化と停電・浸水対策を進めていくとともに、管路の損傷等に備え、地区間での水融通等により、バックアップ体制を確保する必要があります。

また、流域下水道施設についても、大規模災害に備えた施設の耐震化や、近く更新時期を迎える管渠・処理施設等の改築が必要です。

農林水産業においては、農業施設や漁港施設等の生産基盤の防災・減災対策を進めるとともに、災害発生時の経営リスクへの備えや早期復旧・事業継続を可能とするための事前対策が必要です。

また、令和元年房総半島台風(2019 年)等により県内各地で風倒木被害が発生したことから、インフラ施設周辺等における倒木被害の未然防止対策が求められています。

令和 2 年度(2020 年度)以降毎シーズン、高病原性鳥インフルエンザが発生し、本県畜産業が甚大な被害を受けていることから、家畜防疫体制等の強化が課題となっています。

【取組の基本方向】

誰もが安心して暮らせる災害に強い県土づくりを進めるため、社会資本の整備や耐震化などによる県土の強じん化を図るとともに、減災のためのソフト対策を進め、被害を最小化する取組を推進します。

東日本大震災の教訓を踏まえ、津波対策については数十年から百数十年に一度程度の頻度で襲来が想定される津波を対象に必要な堤防等の整備を進めていきます。

地震や風水害に備えて、平時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保するための災害に強い道路ネットワークの整備や災害時に物資輸送の拠点ともなる港湾施設の耐震化、災害時でも公衆衛生の確保や公共用水域の水質を維持する流域下水道施設の耐震化及び耐水化、避難場所等として機能する都市公園の整備や公共施設の耐震化を進めます。

また、水道施設・工業用水の安定供給のための重要施設の耐震化、停電・浸水対策及びバックアップ体制の確保、鉄道利用者の安全確保のための鉄道施設の耐震化、地震時等に著しく危険な密集市街地の解消、無電柱化を更に進めます。

併せて、市町村の事前復興まちづくりに対する取組の支援を行います。また、気候変動の影響による台風・豪雨等の頻発化・激甚化を踏まえ、河川・海岸施設の整備を進めるとともに、これらの河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めていきます。

さらに、災害時の迅速な応急対応を行う地域の建設業における将来の担い手不足に対応するため、建設業に若手が入職しやすい環境を整える取組を推進するとともに、建設現場における生産性の向上に併せて取り組んでいきます。

農林水産業においては、農業施設や漁港施設等の防災・減災対策や農林漁業者の経営リスクの低減に取り組むとともに、風倒木被害の未然防止につながる森林整備や海岸防災林の整備などにより、農山漁村における災害対策を進めます。

また、地域全体に影響を及ぼす高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生予防とまん延防止に向けた防疫体制の強化を図ります。

【主な取組】

I－1－②－1 災害に強い社会資本の整備

平時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保する、災害に強い道路ネットワークの整備の加速、老朽橋の架け替え、橋りょうの耐震補強、道路のり面の防災対策及び無電柱化による緊急輸送道路等の強化を推進するとともに、緊急物資などを輸送できる耐震強化岸壁の整備を推進します。また、「道の駅」など道路休憩施設の防災機能の強化を促進するとともに、避難場所等として機能する都市公園の整備を推進します。さらに、密集市街地の解消を図るための土地区画整理事業等を促進します。

令和元年（2019年）10月25日の大雨や令和5年（2023年）9月8日の台風第13号の接近に伴う豪雨により県内各地で甚大な浸水被害が発生したことを踏まえ、洪水などによる被害を防止するため、一宮川等において計画的な河川整備を推進すると

もに、河道内の竹木伐採・堆積土砂の撤去等を実施します。

また、頻発化・激甚化する水災害の被害を最小化するため、水害リスク情報の周知や河川の監視体制の強化を図ります。また、河川管理者等が主体となっていく治水対策に加え、流域治水を推進していきます。

大雨などによる土砂災害を防止するため、急傾斜地・砂防・地すべり箇所において、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め、市町村による確実な住民避難体制の構築を支援します。

高潮、波浪等による被害の防止や九十九里浜等の侵食対策として、護岸、防潮堤、水門等の海岸保全施設の整備や養浜を実施します。また、河川・海岸の津波対策として数十年から百数十年に一度程度の頻度で襲来が想定される、比較的頻度の高い津波に対する堤防等の整備を推進します。

また、洪水等による流域下水道施設への浸水被害を最小限にするため防水扉等を設置し耐水化を進めます。

地震や風水害時においても、水道水の確保と公衆衛生の確保、公共用水域の水質維持がされるよう、水道施設の耐震化及び停電・浸水対策や流域下水道施設の耐震化を更に進めるとともに、工業用水道についても施設の耐震化及び停電・浸水対策を進めます。

加えて、県営水道及び工業用水道においては、管路の損傷等に備えて、バックアップ体制を確保します。

鉄道施設については、耐震化を更に促進するため、国及び市町村と協調して、鉄道事業者が行う耐震補強工事を支援します。

さらに、公共事業の円滑な推進や災害からの迅速な復旧には、土地の権利関係の明確化や事業用地の早期取得が必要であるため、一筆ごとの土地の境界確認等を行う地籍調査の推進に取り組みます。

なお、災害に強い社会資本を整備するに当たり、デジタル技術を活用した効率的なインフラ管理を進めるとともに、センサー等を活用した遠隔監視や異常検知等を実施し、災害等の未然防止を図ります。

そのほか、市町村において被災後に早期かつ的確な復興まちづくりを進められるよう、事前復興まちづくり計画の策定を支援します。また、盛土等による災害から県民の生命・財産を守っていくためには、「宅地造成及び特定盛土等規制法」を適正に運用していくことが重要であることから、県全域を同法に基づく「宅地造成等工事規制区域」に指定し、一定規模以上の盛土等を対象とした規制を行うとともに、関係機関と連携し、不法な盛土等の監視・指導事務を行い、災害防止の取組を強化します。

- ・ 災害に強い河川の整備
- ・ 災害に強い道路ネットワークの整備
- ・ 橋りょうの耐震補強
- ・ 道路のり面の防災対策の推進
- ・ 無電柱化の推進
- ・ 道の駅等の機能強化
- ・ 耐震強化岸壁の整備推進

- ・都市公園の整備推進（再掲）
- ・土地区画整理事業・市街地再開発事業の促進（再掲）
- ・河川・海岸施設の整備及び耐震化の推進
- ・防災関係情報の提供
- ・流域治水の推進
- ・土砂災害対策の推進
- ・ライフライン関係施設等における耐震化及び停電・浸水・断水対策等の推進
- ・鉄道施設の耐震化の推進
- ・地籍調査事業の推進
- ・インフラ分野のD Xの推進（再掲）
- ・市町村の事前復興まちづくりに対する支援
- ・盛土等に伴う災害の防止の強化

I－1－②－2 建築物・宅地の災害対策の推進

地震による建築物の被害や人的被害を最小限にとどめるため、市町村と連携しながら、県民への耐震改修などの必要性に関する啓発活動や、耐震対策に係る支援、緊急輸送道路等の沿道に建つ建築物の耐震化促進に係る支援を行うほか、建築士を対象とした耐震診断・耐震改修技術の普及などの施策を推進します。

また、大規模地震等による二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定や、被災宅地危険度判定については、判定士・調整員を養成し、講習会を行うなど判定技術の向上に努めるほか、市町村と連携し、判定実施体制・広域支援体制の更なる整備・充実を図ります。

洪水等による被害を未然に防止するため、建築物の敷地かさ上げや居室の床面高さの引上げなどの住まい方の工夫に係る市町村の取組への支援を行います。

県の所有する庁舎・文化施設・警察施設などの様々な用途からなる公共建築物は、県民への行政サービスの場として、また、災害時の防災上重要な建築物としての役割を担っていることから、利用者の安全を確保するだけでなく、災害時の防災拠点施設としての機能を十分に発揮できるよう、耐震化に取り組むとともに、庁舎については防災施設としての機能強化も図るため、合同庁舎化・集約化を推進します。

さらに、私立学校の校舎・園舎等の耐震化を緊急に促進するため、学校法人等が実施する耐震診断・耐震改修等に支援を行います。

- ・被災宅地危険度判定士・調整員の養成と判定体制の整備
- ・被災建築物応急危険度判定士の養成と判定体制の整備
- ・耐震診断・耐震改修技術者の養成
- ・庁舎・学校・文化施設の耐震化等の推進

I－1－②－3 農林水産業における災害対策等の推進

農山漁村地域の防災・減災対策の強化に向け、農業用ハウスなどの生産施設の強じん化や排水施設等の機能強化、防災施設や災害に強い漁港施設等の整備を推進するとともに、ハードとソフトを組み合わせ、ため池の防災・減災対策のほか、水田が持

つ貯水機能を利用し、大雨が降った際に一時的に水を貯め、時間をかけて排水する田んぼダムなどを活用した流域治水に資する取組を推進します。

また、農林漁業者の被災リスクの低減を図るため、風雪に強い農業用ハウスやひょう害などを防ぐ多目的防災網等の導入を促進するとともに、被災時の事業継続計画（BCP）策定を推進するほか、収入保険や農業・漁業共済などのセーフティネットへの加入を促進し、災害に備える経営の取組を推進します。

加えて、道路・電線等の重要インフラ施設周辺における風倒木被害の未然防止につながる森林整備や、津波被害の軽減効果等を持つ海岸県有保安林等の整備・再生を進めます。

漁業については、操業時の安全確保のために必要な海況情報の提供のほか、海難事故発生時の迅速かつ的確な連絡体制を確保します。

高病原性鳥インフルエンザなどの感染力の高い家畜伝染病については、飼養衛生管理基準の遵守指導と監視体制を強化するとともに、畜産農家が自主的に行う野生鳥獣侵入防止対策や消毒の実施等の防疫対策を推進し、地域の実情に合わせた自衛防疫体制の強化を図ります。

さらに、発生時に迅速かつ的確な対応が行えるよう、民間人材等の活用や防疫資機材の増強を進めるとともに、防疫演習の実施を通じて関係機関との連携体制を強化します。また、基幹施設として令和7年度に新設した東部家畜保健衛生所を主軸とする防疫体制を強化し、発生時における対応力の向上を図ります。

植物防疫については、病虫害が発生しにくい環境の整備を行い、病虫害発生予察情報や病虫害雑草防除指針に基づき、病虫害の発生状況に応じて化学農薬だけに頼らない適時の防除を推進します。また、本県未発生 of 病虫害の侵入を早期に発見するため侵入調査事業を実施し、農作物に被害を及ぼすおそれのある病虫害等が新たに発生した場合には、国と連携し、「植物防疫法」に基づき、当該病虫害等の駆除及びまん延を防止するために必要な措置を迅速かつ的確に講じます。

- ・ 農山漁村の防災・減災対策の推進
- ・ 災害に備える経営の推進
- ・ 災害に強い森林づくりの推進
- ・ 家畜伝染病に対する防疫体制の強化
- ・ 植物防疫対策の推進

施策項目Ⅰ－１－③ 新興感染症等健康危機への対応力強化

【目標】

新興感染症をはじめとする様々な健康危機に迅速かつ的確に対応できる体制の整備を推進します。

【現状と課題】

新興感染症や再興感染症等の健康危機から県民の生命、身体の安全を図るため、健康危機発生時には、医療関係機関・団体、市町村、国や他の都道府県の協力を得て、迅速かつ適切に対策を講じていくことが必要です。

令和２年（2020年）１月に国内で初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、国内における感染拡大が懸念されたことから、同年３月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が一部改正され、同法の適用対象に新型コロナウイルス感染症が暫定的に位置付けられ、その後、令和３年（2021年）２月には「新型インフルエンザ等感染症」に追加されました。県では、国の基本的対処方針等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じ、迅速かつ的確に対策や措置等を講じました。令和５年（2023年）５月には、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとされ、５類感染症に位置付けられたところです。

これまでも、健康危機対策については、「千葉県健康危機管理基本指針」に基づき、平時には、情報収集や分析、監視業務等を通じて健康危機の発生を未然に防止するとともに、健康危機発生時にはその状況を把握し、地域に存在する保健医療資源を調整して、関係機関を有機的に機能させることにより、健康被害を最小限に抑えるための迅速な対応及び早急な原因の究明を行う体制を整備してきました。

これらの取組に加え、今後は、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、市町村や関係機関との連携を平時から再確認するとともに、保健所をはじめとする県職員や医療従事者、高齢者施設等の施設従業員に対する研修・訓練の実施、感染拡大に備えた医療提供体制の確保など、対応力の強化を図ることが必要です。

また、引き続き、地域における健康危機管理の拠点として、保健所（健康福祉センター）における健康危機管理体制の充実を図るとともに、健康危機管理の科学的・技術的中核として、衛生研究所の機能を強化することも必要です。

【取組の基本方向】

新興感染症等の健康危機に対する医療提供体制を確保するため、千葉県総合健康安全対策ネットワークの充実を図ります。

また、保健所における健康危機管理体制の充実を図るとともに、衛生研究所の体制整備を行います。

さらに、医療・公衆衛生従事者を対象とした健康危機対策研修を実施するとともに、地域健康危機管理推進会議等を通じ、日頃から市町村を含む関係機関・団体との情報共有や連携強化を図ります。

【主な取組】

I－1－③－1 健康危機への対応体制の強化

新興感染症等の健康危機に対応できる医療提供体制を確保するため、平時から感染症医療を担う医療機関や宿泊事業者等と協定を締結するとともに、医療機関等の関係機関による千葉県総合健康安全対策ネットワークの充実を図り、あわせて、緊急時の医薬品や医療資機材の確保・備蓄を進めます。

また、協定締結医療機関の対応力を確保・強化するために、施設・設備の整備等の支援を行います。

健康危機管理の拠点として、保健所における健康危機管理体制の充実を図るとともに、平時から業務の見直しを進め、一部業務の集約を図るなど、非常時にも対応可能な体制づくりを進めます。

さらに、科学的・技術的な専門中核機関として、衛生研究所の体制整備を行います。

加えて、医師や歯科医師、薬剤師、看護師等の医療・公衆衛生従事者を対象とした危機対策研修を実施するとともに、地域健康危機管理推進会議等を通じ、日頃から市町村を含む関係機関との情報共有や連携強化を図ります。

- ・ 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制等の検討・確保
- ・ 新興感染症等への対策の充実強化
- ・ 保健所・衛生研究所の体制・機能強化
- ・ 健康危機対策研修の推進
- ・ 地域健康危機管理推進会議の開催

政策分野Ⅰ－２　くらしの安全・安心の確保

新たな犯罪形態にも対応する防犯対策や交通安全施策が県全体に行き渡ることにより、犯罪が起こりにくく、交通事故に遭わない安全・安心して暮らせる社会づくりを進めます。

施策項目Ⅰ－２－①　新たな犯罪形態にも対応する犯罪の起こりにくい社会づくりと被害者等支援の充実

【目標】

県民の身近で発生する犯罪の抑止に向けた対策や犯罪の徹底検挙を図るとともに、県民一人ひとりが防犯意識を持ち、県民・事業者・市町村・県が一体となって取り組むことにより、犯罪の起こりにくい、安全で安心して暮らせる社会をつくります。

【現状と課題】

本県の刑法犯認知件数は、新型コロナウイルス感染症発生前の令和元年（2019年）よりは減少しているものの令和4年（2022年）から3年連続で増加し、殺人・強盗などの重要犯罪や電話d e詐欺の認知件数等は全国的に見て高水準にあります。

また、殺人事件などの凶悪犯罪に発展するおそれもあるDV・ストーカー事案や若年層を中心に増加傾向が続く大麻事案、社会全体におけるデジタル化の加速による新たな形態のサイバー犯罪の発生などにより、県民の安全・安心が脅かされています。

さらに、SNSや求人サイトを通じた緩やかな結びつきで離合集散を繰り返し、匿名性の高い通信手段等を活用しながら電話d e詐欺や強盗等の犯罪に関与する「匿名・流動型犯罪グループ」の台頭により、本県を取り巻く組織犯罪の情勢が大きく変化しています。

こうした中、本県の警察官一人当たりの人口負担率及び犯罪負担率は、全国でも高い状況にあり、誰もが安全で安心して暮らせる犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するためには、県民一人ひとりの防犯意識の高揚とともに主体的な取組が求められています。

また、地域における防犯活動の中心である、自主防犯団体は、活動主体の高齢化や、地域のつながりの希薄化に伴う後継者不足などにより、活動の縮小を余儀なくされている団体も多いことから、自主防犯団体への必要な支援に加え、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらう必要があります。

さらに、犯罪被害者等は、ある日突然に生命、財産、心身などに直接的な被害を受けるだけでなく、被害直後から警察への届出など様々な対応が必要となることに加え、周囲の人からの配慮に欠けた言動等の二次的被害に苦しめられることもあり、総合的かつ継続した支援が必要とされています。

そして、安全で安心な社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、再犯防止対策も重要であり、犯罪をした人等の就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたる課題に対し、再犯防止施策を推進するため、刑事司法機関や警察のみならず、県、市町村、民間団体等、そして県民の理解・協力を得ながら地域社会が一丸となっ

て取り組むことが求められます。

【取組の基本方向】

安全で安心な社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことが重要であることから、関係機関・団体等と連携して、地域の犯罪情勢に即した総合的な犯罪抑止対策とこども・女性・高齢者を守る取組を推進するとともに、SNS等による情報発信・広報啓発活動を積極的に実施し、地域の防犯力の向上を図ります。

また、県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙や犯罪組織の実態解明と壊滅を図るとともに、サイバー空間の脅威に対する総合的な対策やテロの未然防止対策を推進します。

さらに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念の下に、自主防犯団体への参加を促すなど、パトロール等の活動の活性化を支援するとともに、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらうよう取り組み、自主防犯意識の向上を目指します。

あわせて、犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるよう、国や市町村、民間支援団体等の関係機関と連携を強化し、その置かれている状況に応じた必要な支援を行うとともに、県民や事業者が犯罪被害者等の状況や支援の必要性を理解し、二次的被害が生じないための配慮を行うようにするなど、社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成を図ります。

また、罪を犯した人も様々な生きづらさを抱えた「ひとりの県民」とであると理解し、再犯防止に向け、円滑な社会復帰を県民の理解と協力を得ながら地域で支える取組を進めます。

【主な取組】

I－2－①－1 防犯対策の推進

犯罪の起こりにくい環境づくりのため、市町村等が実施する防犯カメラの設置について、地域の実情に即した防犯対策への支援を行います。

また、依然として被害の多い電話d e詐欺、近年、急増しているSNS型投資・ロマンス詐欺をはじめとした県民の身近で発生する犯罪の抑止に向け、県民・事業者・市町村等との連携を強化した広報啓発活動を推進します。

特に、電話d e詐欺の撲滅に向けては、被害防止強化月間を設定するなど、更なる広報啓発活動を推進するとともに、電話d e詐欺・悪質商法被害抑止コールセンターによる注意喚起や電話d e詐欺相談専用ダイヤルによる適切な助言など、県民が被害に遭わないように防犯指導を行うほか、金融機関や関係団体等と連携した水際対策を推進します。

さらに、近年は強盗・窃盗、詐欺などの犯罪の実行犯を募集する情報にSNSが利用される実態がうかがえることから、犯罪に加担しないための教育・啓発を関係機関と連携して行うとともに、犯罪グループの資金源となり得る歓楽街を対象とした総合的な対策を推進します。

- ・防犯カメラ設置による防犯施策への支援
- ・防犯意識の向上や犯罪抑止に向けた広報啓発活動の推進
- ・電話d e詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の撲滅に向けた取組の推進

- ・ 歓楽街総合対策の推進

I－2－①－2 地域防犯力の向上

地域の防犯力を強化し、県民が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、地域で活動する自主防犯団体に対し、防犯パトロール資機材や防犯パトロール車（青パト車両）のドライブレコーダー整備について支援を行うほか、地域における防犯啓発イベントを企画し、様々な団体や幅広い世代の住民の参加を促し、自主防犯団体の活性化を図ります。

また、市町村が実施する防犯アドバイザーの配置への支援や、移動交番車の配備を行うことにより、犯罪抑止力の向上を図ります。

さらに、高校生・大学生等のヤング防犯ボランティアへの支援や、自主防犯団体の交流大会を開催するほか、県民自身が犬の散歩やジョギングの際、周囲の様子に目を配ることに加え、事業者が地域において業務活動を行いながら不審者情報や犯罪発生の通報等に協力することなどにより、子どもや高齢者など地域の安全を守る「プラス防犯」の取組を推進し、防犯活動の担い手の育成を図ります。

- ・ 防犯意識の向上や犯罪抑止に向けた広報啓発活動の推進（再掲）
- ・ 県民や事業者、自主防犯団体等による防犯活動の活性化に対する支援
- ・ 移動交番車の弾力的かつ効果的な運用
- ・ 千葉県安全安心まちづくり推進協議会等における関係団体との連携促進

I－2－①－3 犯罪の徹底検挙と犯罪組織の壊滅

県民が安全・安心を実感できるくらしの実現に向けて、殺人・強盗・性犯罪等の凶悪犯罪をはじめ、侵入盗・自動車盗等の重要窃盗犯、電話d e詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺など、県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙に努めるとともに、犯罪捜査を支える各種捜査資機材の効果的な活用や優れた捜査官の育成などを推進します。

また、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取締りと暴力団排除活動を両輪とした総合的な暴力団対策や、匿名・流動型犯罪グループなどが関与する犯罪の実態解明と取締り、薬物乱用者の徹底検挙、違法銃器の押収など、犯罪組織の弱体化・壊滅に向けた諸対策を推進します。

さらに、本県では依然として自動車の盗難事件が多発していることから、盗難自動車の保管・解体・不正輸出の拠点となる不法自動車ヤードに対する規制や取締りを行うとともに、他県警察や税関などの関係機関と連携した検挙対策を強化します。

そして、在留外国人の実態を踏まえ、外国人コミュニティを対象として、住民団体、企業等と協調し、在留外国人の犯罪被害の防止、外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止等を目的とした各種警察活動を推進します。

- ・ 重要犯罪の徹底検挙
- ・ 重要窃盗犯及び連続的に発生する窃盗犯捜査の推進
- ・ 組織的窃盗・盗品流通事犯の取締りの強化
- ・ 電話d e詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の撲滅のための取締りの強化
- ・ 匿名・流動型犯罪グループの取締りの強化

- ・総合的な暴力団・薬物銃器対策等の推進
- ・自動車ヤード条例に基づく義務履行の指導・徹底（再掲）
- ・金属スクラップヤード等規制条例に基づく義務履行の指導・徹底（再掲）
- ・特定金属類取扱業の規制に関する条例の適正な運用
- ・在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進
- ・不法滞在外国人等への対応

I－2－①－4 高度化・多様化するサイバー事案への対策強化

深刻な情勢となっているサイバー空間の脅威に的確に対処し、安全を確保するため、サイバー犯罪の取締りを行うほか、時機を捉えた情報発信、産学官が連携した中小企業等に対するセミナー、児童・教職員等に対する「ネット安全教室」の開催など、県民が被害者とならないための対策を推進します。

また、サイバー空間の脅威への対処能力の向上を図るため、知見等を有する民間事業者による研修を通じた人材育成や、最新技術に対応した捜査資機材の整備等を推進します。

さらに、サイバーテロは、一度発生すれば県民生活に重大な影響を及ぼすことから、重要インフラ事業者等と連携し、脅威情報の共有やサイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練を実施し、対処能力の向上を図ります。

- ・サイバー犯罪に対する捜査等の推進
- ・産学官が連携した被害防止対策の推進
- ・解析機器等の捜査資機材の整備・拡充
- ・サイバー攻撃対策の推進

I－2－①－5 テロの未然防止

爆発物原料取扱事業者に対する管理者対策を徹底するとともに、恒久的なテロ対策の枠組みである「テロ対策ネットワーク・CHIBA」を活用し、各加盟事業者への情報発信や共同対処訓練を実施するなど、官民一体となったテロ対策を推進します。

また、関係機関との連携を強化して成田空港等の重要施設に対する警戒警備活動に万全を期します。

さらに、特定のテロ組織等と関わりのないローン・オフエンダーによる重大事件に加え、社会一般に対する恨み、不安等を背景として不特定多数の者に対して危害を加える事件も繰り返し発生していることから、警察の総合力を発揮した未然防止活動等を推進します。

- ・不審情報の収集・分析と違法行為の取締りの徹底
- ・「テロ対策ネットワーク・CHIBA」の活動の推進
- ・関係機関と連携した水際対策の推進
- ・テロを想定した訓練の実施
- ・空港等の重要施設に対する警戒警備の実施

I－2－①－6 警察基盤の整備

警察力を強化し、複雑化する治安課題に柔軟かつ的確に対処するため、幅広い人材の獲得に向けた新たな試験制度を導入し、組織を支える多様な人材の確保に取り組みます。

特に、近年は在留外国人及び外国人観光客の増加により、外国人が犯罪に巻き込まれる事件・事故が急増していることから、通訳人材の登録・募集や通訳技術向上を目的とした研修に取り組みます。

また、多様かつ広範な警察業務に対応するため、実戦に即した訓練を推進するなど、人的基盤の強化を図ります。

さらに、110番通報に迅速かつ的確に対処するための通信指令機能及び警察捜査を支える科学捜査力の強化を図るほか、防犯・防災の拠点である警察庁舎の計画的な建替え・整備を進めるとともに、治安対策や交通対策に必要となる各種装備資機材を整備します。

加えて、県民の利便性を向上させるため、警察業務のDXの推進を図ります。

- ・警察活動を支える人的基盤の強化
- ・通訳・翻訳機能の強化
- ・各種教養や実戦に即した訓練の推進
- ・通信指令機能の強化
- ・警察捜査のための装備資機材等の整備
- ・警察署・交番・駐在所等の計画的な整備
- ・警察情報通信基盤の計画的な整備強化
- ・警察業務のDXの推進

I-2-①-7 DV・ストーカー防止と被害者支援の充実

DVの根絶を目指し、県民一人ひとりがDVに対する正しい理解と認識を深めるための多様な主体に向けた広報・啓発や若者に対する意識啓発や予防教育に取り組んでいきます。

また、DV被害者の状況に応じ、相談から生活再建までの様々なサポートを誰もが受けられるよう、支援体制の強化や支援関係者の資質向上を図るとともに、情報共有や連絡会議の実施などにより、関係機関との連携強化を図ります。

さらに、DV・ストーカー事案は、事態が急展開して重大事件に発展するケースもあることから、被害者の安全確保を最優先として、加害者に対しては各種法令を駆使した早期検挙、事件化できない場合であっても指導・警告を早急に実施します。

加えて、被害者等に対しては被害防止に向けたアドバイス、一時避難への支援、関係機関や法制度の教示、特定通報者登録、携帯用緊急通報装置の貸出しなど、保護対策を徹底します。

- ・DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進
- ・安全で安心できる相談・一時保護体制の充実
- ・こどもの安全確保と支援
- ・DV被害者支援のための体制強化
- ・DV被害者の自立に向けた支援

- ・市町村におけるDV対策の促進
- ・DV・ストーカー事案等への迅速かつ的確な対応
- ・DV・ストーカー被害者等の保護対策の推進

I-2-①-8 犯罪被害者等の支援の充実

犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるよう、国や市町村、民間支援団体等の関係機関と連携を強化し、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた必要な支援を行います。特に性犯罪・性暴力被害については、ワンストップ支援体制の充実を図るとともに、被害の根絶に向けた取組を推進します。

また、犯罪被害者等支援に従事する者の育成を行うとともに、市町村及び民間支援団体が行う取組に対して支援を行います。

さらに、犯罪被害者週間における行事や中学校・高等学校等における犯罪被害者遺族等による講演会の開催などを通じ、県民や事業者が犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、社会全体で支える意識の醸成を図ります。

- ・犯罪被害者等に対する相談体制・支援の充実
- ・国・市町村・民間支援団体等の関係機関と連携した犯罪被害者等への支援
- ・性犯罪・性暴力被害者に対するワンストップ支援体制の充実
- ・犯罪被害者等支援に従事する者の人材育成
- ・市町村・民間支援団体に対する支援の充実
- ・犯罪被害者等に対する県民・事業者の理解の促進

I-2-①-9 再犯防止対策

犯罪をした人等が抱える様々な生きづらさを解消することが、再び罪を犯すことを防ぐ有効な方策であるとの考えに立ち、県・市町村、国、民間団体が連携し、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域とつながりを持った生活を再建することができるような施策を実施していきます。

具体的には、犯罪をした人等の社会復帰に向け、就労支援や住居確保、保健医療・福祉サービスの利用促進など、一人ひとりの事情に応じた切れ目のない包括的な支援を行うことができる体制の整備を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。

- ・社会復帰に向けた包括的支援体制の整備
- ・県・市町村、国、民間団体の連携強化
- ・薬物乱用防止活動等の推進
- ・暴力団の社会復帰支援
- ・少年の立ち直り支援活動の推進（再掲）
- ・再犯防止に関する啓発活動の推進

施策項目Ⅰ－２－② 「交通安全県ちば」の確立

【目標】

安全で快適に通行できる環境の整備や、飲酒運転の根絶をはじめとした交通安全対策の推進により、交通安全の意識が県全体に広がり、悪質・危険・迷惑な行為がなくなることで、交通事故のない、安全で安心して暮らせる千葉県づくりを進めます。

【現状と課題】

県内の交通事故状況は、発生件数・負傷者数は減少傾向にありますが、令和 6 年（2024 年）中における交通事故発生件数は 12,587 件に上り、交通事故死者数は 131 人で全国ワースト 3 位であるなど、全国的に見ると依然として交通事故の発生が多い状況です。

誰もが安全で安心して暮らせる千葉県を実現するためには、県民一人ひとりが交通事故防止を自身の問題として考え、行動することが何よりも重要です。

また、歩行者や運転者などそれぞれの道路利用者の視点に立った、交通事故が起これにくい道路交通環境を整備するために、関係機関・団体などが連携して取り組むことが必要です。

さらに、交通事故死者の約半数を占める高齢者の交通安全対策、自転車や特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティ対策、飲酒運転をはじめとする悪質・危険な運転者対策は、重点的に推進していくことが必要です。

【取組の基本方向】

県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、広報啓発活動や交通安全教育を実施します。

特に、依然として後を絶たない飲酒運転に対しては、「飲酒運転を根絶する」という意識の定着を図り、県民総ぐるみで対策を講じるなど、根絶に向けた環境づくりを一層推進します。

交通事故が多発している箇所では、関係機関・団体が共同して行う現地調査等により、事故発生原因の分析等を行い、道路構造や交通安全施設などの整備・改善に取り組みます。

また、高齢者や子どもが交通事故に遭わないための取組や、高齢運転者に交通事故を起こさせないための取組を実施するほか、「ヘルメット着用」の促進や「ながらスマホ」の禁止、自転車の通行環境の整備など、自転車の安全利用を更に徹底するための対策に取り組みます。

加えて、自動運転等の先進的な技術への対応や激甚化する災害等に対応するための交通安全施設整備の重要性が高まっていることから、これらのニーズに的確に対応します。

【主な取組】

I-2-②-1 県民総参加でつくる交通安全の推進

県民、市町村、企業、関係団体や地域の交通安全推進団体と連携し、春・夏・秋・冬の交通安全運動をはじめとする交通安全対策に取り組みます。

また、各種キャンペーンやホームページのほか、SNS、ラジオや広報紙等を活用して、交通ルールやマナーを啓発するとともに、交通事故発生状況等の情報を提供し、県民一人ひとりの交通事故防止に対する意識の向上を図ります。特に、横断歩道上における交通事故の防止のため、運転者に対し横断歩道における歩行者の優先義務について、また、歩行者に対し横断歩道の安全利用について、それぞれ周知に努めます。

- ・四季の交通安全運動等の実施をはじめとした広報啓発の推進
- ・地域に密着した活動を行う交通安全推進隊の整備・支援
- ・警察ホームページ等による交通事故情報等の提供
- ・横断歩道における歩行者等の優先義務の周知徹底（ゼブラ・ストップ活動）

I-2-②-2 飲酒運転の根絶

飲酒運転ゼロを目指し、飲酒運転の効果的な取締りを推進するとともに、飲酒運転を行った者のみならず、車両や酒類を提供した者、同乗した者などに対する罰則規定を積極的に適用します。

また、ラジオやインターネット等を活用した広報啓発、事業者・飲食店等における「飲酒運転根絶宣言」への参加促進、飲酒運転受刑者の手記の活用等により、飲酒運転の根絶に関する教育や知識の普及、啓発活動を推進します。

さらに、アルコール依存症等の健康障害の予防・進行防止のための相談会を実施するなど、本人・その家族等への支援にも取り組むことで、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という県民意識の定着を図ります。

- ・「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」環境づくりの推進
- ・飲酒運転根絶に向けた機運の醸成
- ・飲酒運転の根絶に向けた取締りの強化
- ・アルコール健康障害対策の推進

I-2-②-3 高齢者の交通事故防止対策の推進

高齢者が交通事故に遭わない、起こさないように、高齢者の交通事故の特徴を踏まえた広報啓発活動を推進するとともに、夕暮れから夜間の交通事故を防止するため、反射材着用促進キャッチフレーズ「キラリアップ☆ちば」を活用して、反射材や視認性の高い明るい服装の効果などを積極的に広報します。

また、高齢者を対象にした交通安全教育を実施し、交通事故防止のための知識の向上を図るとともに、地域における高齢者の自主的な交通安全活動を促進します。

さらに、安全運転サポート車の普及促進などに取り組むとともに、運転に不安のある高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくりを促進するなど、高齢運転者が加害者となる交通事故を未然に防ぐための取組を一層強化します。

- ・交通事故分析に基づく高齢者事故の特徴等を踏まえた広報啓発活動の推進
- ・反射材や目立つ服装・携行品等の普及と活用の推進

- ・交通安全シルバーリーダーの育成
- ・安全運転サポート車の普及促進
- ・運転免許自主返納者に対する支援措置の拡充に向けた取組

I-2-②-4 自転車その他小型モビリティの安全利用の推進

自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上等のため、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」のポイントを踏まえた本県独自の安全利用ルール「ちばサイクルール」を基に、自転車の安全利用を推進します。

特に、令和5年（2023年）4月以降、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから、正しい着用方法と着用による効果についての広報、市町村と協調して、ヘルメット購入者に対する購入費の支援を行うことで、着用の促進を図るほか、小・中・高校生及び高齢者など年齢層に応じた実践的な自転車安全教育を積極的に実施するとともに、自転車安全利用キャンペーンによる広報啓発活動や、自転車損害賠償保険等の加入促進に向けた取組を実施します。

また、「ながらスマホ」や「飲酒運転」などの悪質・危険な違反者に対する交通指導取締りを推進します。

加えて、市町村における自転車活用推進計画の策定の促進と併せて自転車ネットワーク計画に指定された道路等において、道路幅員の再配分等を検討し、歩行者の安全等に配慮しつつ、自転車道、自転車専用通行帯の整備や矢羽根型路面標示の設置を行うとともに、新たな広域サイクリングロードの検討など、自転車の安全で快適な通行環境の整備を推進します。

さらに、近年、流通が広がる小型モビリティでは、運転免許が必要な車種がある一方、免許不要な車種もあり、利用者に対する教習・訓練の機会がないことから、交通ルール周知のための広報啓発や交通指導取締りを推進します。

- ・ヘルメット着用の普及促進
- ・年齢層に応じた自転車交通安全教育の推進
- ・自転車の安全利用に向けた広報啓発活動の推進
- ・自転車保険への加入義務化の周知
- ・自転車通行環境の整備推進
- ・悪質・危険な自転車利用者に対する交通指導取締りの推進
- ・小型モビリティの交通ルールの周知と交通指導取締りの推進

I-2-②-5 交通安全教育の充実

交通安全の必要性及び知識を普及し、県民一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣化するよう、幼児から高齢者まで、年代に応じた交通安全教育を実施します。

また、交通安全教育に当たっては、保護者、学校、地域等と連携するとともに、模擬信号機等の交通安全教育補助機材を活用して、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するほか、交通安全に関する動画を作成し、警察公式SNSで配信するなど、効果的に実施します。

加えて、近年増加傾向にある外国人観光客・在留外国人を対象に、宿泊施設やレンタカー・レンタサイクル事業所等において交通ルールを外国語で記載したリーフレットを配布することで、交通ルールの周知に努めます。

- ・年齢層に応じた交通安全教育の推進
- ・地域や事業所等における交通安全教育の推進
- ・警察公式SNSを活用した交通安全教育の推進
- ・安全運転管理者等による運転者管理の徹底
- ・幼児教育指導者を対象とした交通安全教育の実施
- ・外国人を対象とした交通安全教育の推進

I-2-②-6 交通安全環境の整備

道路利用者の安全な通行を確保するため、道路管理者や警察・関係団体等が協力して実施する交通事故多発箇所の共同現地診断、交通事故の原因を医学・工学などの有識者の見地から調査分析を行う交通事故調査委員会の検討結果や市町村通学路点検プログラム等に基づく通学路点検の実施結果などを踏まえ、交差点の改良や通学路などの歩道の整備、注意喚起の路面標示など、道路交通環境の整備・改善を進めます。

なお道路交通環境の整備・改善に際しては、安全かつ円滑な交通の確保を念頭に、こども・高齢者・障害者の安全性向上や災害を見据えた、交通安全施設及び自転車通行空間の整備に取り組みます。また、ITS（高度道路交通システム）の活用による信号機の集中制御や交通情報の収集・分析・提供、自動運転等の技術などの新たなニーズにも的確に対応していきます。

さらに、北千葉道路などの広域的な幹線道路ネットワークの整備により生活道路に流入する交通が転換されるなど、幹線道路や生活道路など道路の階層性に応じた機能が発揮され、渋滞の緩和や交通事故の減少など、交通安全環境の改善が図られます。

また、道路施設の予防的な維持管理により、老朽化や劣化を早期に発見対応し、事故のリスクを減らすことで交通安全環境を確保します。

- ・交通事故多発地点における共同現地診断の実施
- ・交通事故調査委員会の開催
- ・交通安全施設の整備
- ・歩道整備と交差点の改良等による通学路の安全確保
- ・広域的な幹線道路ネットワーク等の整備促進（再掲）
- ・道路施設の維持管理と長寿命化（再掲）

I-2-②-7 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に対する交通指導取締りの強化

飲酒運転、妨害運転、無免許運転、著しい速度超過違反のほか、歩行者妨害をはじめとする交差点関連違反、携帯電話使用等の重大な交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び道路交通上の迷惑性が高い放置駐車違反に重点を置いた交通指導取締りを行います。

さらに、多角的な交通事故分析の結果と県民からの意見・要望を踏まえ、交通事故防止に効果的な時間、場所を選定した交通指導取締りを行います。

あわせて、交通指導取締りを効果的に行うための資機材の整備を図ります。

- ・交通事故発生状況等の分析に基づく効果的な交通指導取締りの推進
- ・違法駐車対策の推進
- ・交通取締用装備資機材の整備・拡充
- ・飲酒運転の根絶に向けた取締りの強化（再掲）

I－2－②－8 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

客観的証拠に基づいた適正な交通事故事件捜査を行うとともに、重大・悪質な交通事故事件の発生に際しては、初動段階から組織的かつ重点的な捜査を行います。特に、飲酒運転、信号無視、無免許運転や妨害運転等が疑われるものについては、危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れて捜査を行います。

また、ひき逃げ事件については、交通鑑識資機材や常時録画式交差点カメラ、現場周辺の防犯カメラ、付近を通行していた車両の車載カメラ等の有効活用による被疑者の早期検挙に努めます。

さらに、事業活動に関して行われた過労運転、過積載運転等に起因する交通事故事件については、使用者等の責任を追及していくほか、外国人観光客を対象とする自家用自動車の有償運送（いわゆる白タク）事案、自動車整備事業者等による不正車検や不法改造等、交通の安全を脅かす犯罪に対しても積極的に取締りを行います。

- ・危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた適正かつ緻密な捜査の推進
- ・ひき逃げ事件や交通特殊事件等に対する徹底捜査
- ・緻密かつ科学的な交通鑑識活動の推進
- ・交通事故事件捜査用資機材の充実

施策項目Ⅰ－２－③ 安全・安心な消費生活の確保

【目標】

県民が、安全で安心な消費生活を送れる社会をつくれます。

【現状と課題】

デジタル化の進展による電子商取引の拡大や高齢化の進行、成年年齢の引下げなど、経済・社会が変化する中、消費者問題はより多様化・複雑化し、被害もより深刻化しています。

そのため、消費生活相談員の増員をはじめとする相談窓口の充実や消費者の自立を支援する対策を講じていますが、依然として消費者トラブルは後を絶ちません。

令和５年度（２０２３年度）に、県・市町村に寄せられた消費生活相談は約５万２千件で、その４割近くを６０歳以上の高齢者が占めるとともに、インターネット通販のトラブルや、訪問販売による不必要なリフォーム工事・水回り修理等を勧める悪質商法（いわゆる点検商法等）に係る相談が数多く寄せられています。

このため、消費生活相談体制や国や市町村との連携、家族や地域による見守り体制のより一層の充実など、消費者トラブルを未然に防ぎ、消費者の安全・安心を確保するための取組が求められています。

また、消費者自身が正しい情報を見極める力、合理的に判断し考える力など、消費者被害防止に向け必要な能力・知識を身に付けるため、市町村や教育関係機関、消費者団体、事業者団体などの関係機関と共に消費者教育を推進する必要があります。

一方で、事業者などに対する正当な理由がない過度な要求や不当な言いがかりなど、著しい迷惑行為が問題となっており、消費者においても、意見や主張がきちんと相手に伝わるよう、適切な行動をとることが必要です。

さらに、近年、消費者には、商品やサービスの選択に当たり、障害のある人の支援につながる商品、フェアトレード商品、エコ商品、地産地消や被災地産品の消費など、人、社会、環境及び地域に配慮した消費をする「エシカル消費」を意識した行動が求められています。

そのほか、食による最も身近な健康被害である食中毒事件が後を絶たないことから、食品の生産から消費に至るまでの総合的な安全対策が必要となっています。

【取組の基本方向】

県民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、市町村の消費生活相談体制の充実に向けた支援や市町村と県消費者センターとの連携の強化を進めるとともに、消費生活相談窓口の周知を図ります。

また、関係機関と共に、消費者の自立支援、家族や地域での見守りの促進、若年者の消費者被害の未然防止、適切な行動の促進、「エシカル消費」の普及促進に向けて、消費者教育や情報提供などの事業を推進するとともに、悪質事業者に対する指導を強化します。

さらに、他人名義の預貯金口座や携帯電話など、犯罪を助長し、又は容易にする基

盤となる「犯罪インフラ」を生まない社会づくりに資するため、口座詐欺や携帯電話不正取得詐欺等を積極的に取り締まるなど、犯行ツール対策を徹底するほか、関係機関・団体と連携して、複雑・巧妙化する犯罪手口に関する県民への広報啓発活動を推進します。

そのほか、県内で製造、生産又は流通する食品の安全性の確保に努めます。

【主な取組】

I－2－③－1 相談・支援体制の充実

県民にとって身近な市町村における消費生活相談体制の充実・強化を図るため、研修の充実等による相談員の資質向上や、高齢者など配慮を必要とする消費者に対する家族や地域での見守りの促進などにより、どこに住んでいても適切な消費生活相談を受けられる体制づくりを進めます。

また、消費生活相談業務においてデジタル技術の活用を進めることにより、消費者の利便性向上・相談業務の改善に取り組みます。

- ・市町村相談体制等への支援
- ・県消費者センター等のデジタル技術の活用を含めた相談体制の充実
- ・地域の見守り体制の充実

I－2－③－2 多様化・複雑化する消費生活に対応した消費者教育の推進

成年年齢の引下げを踏まえ、教育機関と連携し、児童・生徒に対する消費者教育を推進するとともに、保護者・教職員に対する情報提供の充実を図ります。

また、近年、多様化・複雑化する消費生活への対策として、デジタル化の進展や電子商取引拡大により発生するリスクに関する情報発信や、カスタマーハラスメント防止に向けて、適切な行動をとるための県民向け啓発などを行います。

加えて、「エシカル消費」や3R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの削減など、環境に配慮した消費行動の理解促進を図ります。

- ・適正な消費行動に向けた周知徹底の実施
- ・消費者被害情報の提供
- ・教育機関等との連携による消費者教育の推進

I－2－③－3 悪質事業者対策の強化

不当な取引行為を行う事業者及び過大な景品類の提供や不当表示を行う事業者に対する指導を強化するとともに、適切な指導を行うため、弁護士等の専門家との協力体制の構築や、他都道府県・警察などの関係機関との情報共有を図ります。

また、ヤミ金融事犯や悪質商法事犯に対しては、積極的な取締りを実施するとともに、被害の拡大を防止するため、犯罪に利用された預貯金口座を凍結するための金融機関への情報提供や関係機関・団体と連携した啓発活動を行います。

- ・適正な取引・表示の推進
- ・ヤミ金融事犯や悪質商法事犯対策の推進
- ・悪質・巧妙化する手口の県民への周知

I－2－③－4 食の安全と消費者の信頼確保

食品等の安全・安心を確保するため、食品等関連営業施設への効果的な監視指導や食品検査を実施するとともに、食品等事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理の指導を実施します。

また、県民の健康の保護を最優先し、食品の生産から消費に至る総合的な安全対策及び食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを実施します。

- ・食品等営業施設の監視指導
- ・検査機器等の整備及び精度管理の徹底
- ・県内で製造・生産・流通する食品等の検査
- ・食品の適正表示
- ・農林水産業における肥料・農薬等の適正使用の推進（再掲）
- ・水産物、林産物等における放射性物質等のモニタリング検査の実施
- ・食品等事業者に対するHACCPに沿った衛生管理の指導
- ・リスクコミュニケーションの開催

第Ⅱ項 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

政策分野Ⅱ－１ 経済の活性化と更なる飛躍

県内経済の活性化に向け、成田空港の拡張事業や圏央道の県内区間全線開通など道路ネットワークの整備が進められており、こうした高いポテンシャルを生かして新たな産業拠点の形成などを推進していくとともに、DXやGXといった世界的な動きなど、社会経済の大きな変革を的確に捉え、県内経済における好循環の創出に向けた取組を推進していきます。

施策項目Ⅱ－１－① 新たな産業・地域づくりと企業誘致の推進

【目標】

千葉県の高いポテンシャルを生かし、将来を見据えた新たな産業・地域づくりと戦略的な企業誘致を進めます。

【現状と課題】

国内外の社会経済情勢が大きく変化する中、今後、成田空港の拡張事業や道路ネットワークの充実・強化により、本県のポテンシャルの向上が見込まれます。

また、本県は交通アクセスの良さと豊かな自然環境が両立しているため、働く人にとって良好な生活環境の中で、千葉県ならではの「職住近接」「職遊近接」の実現が可能です。加えて、県内には若い世代が多く、かつ理工系の大学や学術機関が集積しているため、雇用の面でも、多様な人材を確保しやすいという強みを有しています。

このような本県の強みや向上するポテンシャルを生かし、千葉経済圏を確立するに当たっては、国内外の情勢の変化に対応しつつ、将来を見据えて、県内各地域の発展を目指す必要があります。

また、企業誘致に関しては、企業向けの支援制度の大幅な強化をはじめとした積極的な取組を進めてきた結果、大型の企業誘致が実現するなど県内への立地が着実に進んでいる一方で、受け皿となる産業用地が不足している状況です。

【取組の基本方向】

将来を見据えた産業の誘致・創出を図り、新たな民間投資を呼び込む環境づくりに向けて、成田空港周辺、かずさアカデミアパーク、幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線、アクアライン着岸地周辺等、本県経済をけん引していくことが期待される地域について、新たな産業・地域づくりを推進します。

また、企業誘致に当たっては、企業ニーズを踏まえた柔軟な補助制度の見直しにより、県内各地域の特性に応じた、きめ細やかな支援を行っていくとともに、本県の魅力や立地優位性を広く周知することで、国内外からの企業誘致を一層推進します。

さらに、市町村との連携や民間活力等の導入を図りながら産業用地の確保を進めます。

加えて、市町村と連携した空き公共施設への企業等の誘致など、地域の実情に応じ

た取組を推進します。

【主な取組】

Ⅱ－１－①－１ 地域の特性に応じた戦略的な企業誘致の推進

本県の向上するポテンシャルを生かし、20年、30年先の将来を見据えた産業の誘致・創出に向け、本県経済をけん引していくことが期待される地域において、デジタル関連分野、エネルギー・環境関連分野、バイオ関連分野、マテリアル関連分野等、成長が見込まれる産業分野に対する企業の投資を促進するとともに、人口減少が進み、地域活力の維持・向上が喫緊の課題となっている地域においては、幅広い投資や企業進出への支援により、地域経済の活性化を図ります。

具体的には、今後の本県経済を担う有望な企業や投資を呼び込むため立地企業補助金制度を拡充し、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（以下「地域未来投資促進法」という。）、地域再生法等に基づく支援措置等と併せて活用するなど県内各地域の特性に応じたきめ細やかな支援を行うことで、本県経済をけん引する産業の本社機能、工場、研究所等の誘致を推進するとともに、県内企業の生産拠点の強化に向けた再投資などを支援します。

また、トップセールスや企業訪問等を効果的に行い、本県の魅力を積極的にアピールするなど、あらゆる機会を捉えて国内外に対し本県の持つ立地優位性を発信します。

さらに、海外から本県へ進出する企業に対するワンストップ窓口である「ちば投資サポートセンター」を通じて法人設立等のサポートなどの支援を行い、外資系企業の立地を促進します。

加えて、研究所や研究開発機能を併せ持つ工場の立地が進むかずさアカデミアパークへの更なる企業誘致を進めるため、成田・羽田の両空港及び都心へのアクセスの良さや、自然豊かな環境などの立地優位性を効果的にPRします。

少子高齢化等により人口が減少傾向にあり、企業立地が進みにくい県北東部や南部などにおいては、立地企業補助金の要件緩和により、幅広い企業の進出を支援するとともに、空き公共施設への企業誘致により、地域の雇用の場が創出されるよう、市町村と企業とのマッチング促進に取り組みます。

- ・ 本県の地域特性や立地優位性を生かした企業誘致の推進
- ・ 県内企業の再投資への支援
- ・ 外資系企業の誘致
- ・ かずさアカデミアパークへの企業誘致

Ⅱ－１－①－２ 企業誘致の受け皿となる産業用地整備の推進

本県経済をけん引することが期待される地域について、民間の投資動向や誘致・創出すべき産業分野を見据えるとともに、多様な主体を巻き込みながら、新たな投資を呼び込める環境づくりを進めます。

また、企業誘致の受け皿となる産業用地の確保に向けて、産業用地整備の検討段階から民間開発事業者との意見交換を行うとともに、市町村が行う事業可能性に関する調査や公共インフラ整備に対して支援することなどにより、県・市町村・民間企業そ

れぞれが有する強みを生かし、高速道路インターチェンジ周辺や国道・県道周辺及び成田空港周辺等における産業用地整備を推進します。

さらに、企業誘致の促進につなげるため圏央道などの広域的な幹線道路ネットワーク等の整備を促進するとともに国道・県道のバイパス・現道拡幅の整備、高速道路インターチェンジへのアクセス道路の整備を推進します。

- ・ 企業誘致の受け皿となる産業用地整備の推進
- ・ 広域的な幹線道路ネットワーク等の整備促進（再掲）
- ・ 国道及び県道のバイパス・現道拡幅の整備推進（再掲）
- ・ 高速道路インターチェンジへのアクセス道路の整備推進（再掲）
- ・ 工業用水の安定供給（再掲）

施策項目Ⅱ－１－② 県経済を担う産業の振興と育成

【目標】

京葉臨海コンビナートの国際競争力の強化とカーボンニュートラルの推進を図るとともに、千葉の未来を支える成長分野の振興や新製品・新技術の開発支援、県内企業の国際展開支援、MICEの誘致の促進などにより、県経済の活力向上を図ります。

【現状と課題】

本県経済は、様々な個性や高い技術力を持つ中小企業や、京葉臨海コンビナートに立地する企業などの製造業等に支えられていますが、人口減少や、SDGs・カーボンニュートラルへの対応、国際競争の激化などの様々な社会的課題に直面しています。

県内企業を取り巻く環境が大きく変化していく中においても、本県産業の活力をより高めていくためには、本県の強みである大学等の最先端の研究拠点等を生かした新たな産業の振興を進めていくとともに、海外需要の取り込みを目指す企業の後押しや、これまでにない優れた技術やアイデアを有するスタートアップを育成する必要があります。

【取組の基本方向】

本県経済の要であり、日本を代表する素材・エネルギー産業の拠点である京葉臨海コンビナートについて、新たなカーボンニュートラルの時代における更なる国際競争力強化のため、投資を促す環境づくりを、立地企業、地元市等と一体となって進めます。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動きも踏まえ、企業による再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、洋上風力発電の導入や水素等の新エネルギーの活用等について、地域振興の観点も踏まえた取組を進めます。

さらに、高い技術力を持つ企業や国内でも最高水準の研究機関・大学が集積している強みを生かし、社会ニーズを捉え、健康・医療・食品・環境・エネルギーなど、本県の未来を支える新産業の振興を図ります。

加えて、地域経済の活性化を図るため、中小企業による地域資源を活用した取組や海外市場への挑戦を支援するとともに、スタートアップや研究開発型企业などによる新製品・新技術の開発を活性化させるため、産学官・企業間の連携促進や産業を支える技術の高度化など、県内企業による技術開発への支援を進めます。

そのほか、成田空港や羽田空港へのアクセスの良さなどの本県の優位性を生かし、幕張メッセ等へのMICEの誘致に努めます。

【主な取組】

Ⅱ－１－②－１ 京葉臨海コンビナートの国際競争力強化とカーボンニュートラルの推進

京葉臨海コンビナートは、石油精製、石油化学、鉄鋼など素材・エネルギー産業の国内最大の製造拠点であるとともに、それらの研究所も立地する中核的な拠点であり、

本県の製造品出荷額等の約 5 割を占める本県経済の要であることから、カーボンニュートラル社会の時代にあっても、その国際競争力強化は本県経済の活性化を図る上で重要です。

これまでも国内需要の動向や世界規模での競争の激化等に対応して事業の再編や高度化等が図られているところですが、さらに、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、石油・石炭などの化石燃料から脱炭素エネルギーである水素・アンモニアへの転換を図ることや、化石資源の代替として、廃棄物やバイオマスなどを活用する炭素循環の取組の検討を進めることなどにより、二酸化炭素の発生を低減させていくことが必要です。

立地企業、国、地元市等と連携を図りながら、業種を超えた企業間連携を推進するとともに、コンビナートの事業の高度化や投資環境の向上につながる規制緩和を促進させ、生産性の向上や新たな投資を促す環境づくりに取り組みます。

また、中核人材の育成などの基盤業務について、企業間連携による共同化を促進するなど、事業者の負担軽減等に資する取組を進めるほか、工業教育との連携強化を図りながら、時代と社会の変化に柔軟に対応したものづくり人材の育成を目指します。

さらに、工業用水について計画的に施設更新・耐震化を行うことで、持続可能な工業用水道事業を構築し、安定的な用水供給を図ります。

- ・企業間連携によるカーボンニュートラルコンビナートの推進
- ・京葉臨海コンビナートの生産性の向上や事業環境の改善
- ・コンビナートを支える人材の能力向上や担い手の確保・育成
- ・工業用水の安定供給

Ⅱ－１－②－２ 再生可能エネルギー産業等の振興

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、ワンストップ窓口での相談対応による民間事業者の支援などを行っていきます。

また、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札として期待される洋上風力発電の導入促進と、それによる関連産業の集積など地域経済の活性化に向けた取組を進めていきます。特に、洋上風力発電事業の導入に向けた取組が進む銚子市沖においては、メンテナンスの拠点となる名洗港と外川漁港を一体的に整備することで、漁業の振興を図るとともに、海に風車が立ち並ぶ新たな観光スポットができることによる観光振興、地域全体の活性化につなげていきます。なお、洋上風力発電の導入促進に当たっては、漁業との協調・共生が重要であるため、漁業者の理解の下、関係機関等との連携を図ります。

さらに、水素エネルギー等については、素材・エネルギー産業のほか、交通や物流など幅広い分野での利活用が見込まれることから、国や市町村、民間事業者と連携し利活用に向けた検討等を進めていきます。

- ・再生可能エネルギーの導入に係るワンストップ窓口での相談や対応
- ・洋上風力発電の導入による地域経済の活性化支援
- ・本県の特徴を生かした水素の利活用の検討等

Ⅱ－１－②－３ 産学官連携等を通じた新産業の振興

国際競争の激化や少子高齢化、人口減少など様々な社会的課題に直面する中、本県産業の活力を高めていくためには、高い技術力を持つ企業や産業支援機関・研究機関・大学等が集積する本県の強みとポテンシャルを、産学官連携等を通じて産業の発展に生かしていくことが重要です。

そこで、こうした強みを生かすため、多くの企業や大学、研究機関が参画する産学官連携のネットワークを構築し、様々なシーズを持つ大学等と企業ニーズとのマッチングを図るとともに、企業による大学や研究機関と連携した高度な研究開発への支援などに取り組みます。

また、様々な分野で、中小企業や大学等の多様な主体が連携して取り組む実証実験への支援を通じて、地域の産業創出に資する取組を促進します。

さらに、国内外の市場拡大が見込まれる健康・医療分野については、医療機関等との連携を進め、専門人材による製品開発から販路開拓に至る伴走支援を行い、優れた技術を持つ中小企業による新たな医療機器等の開発を促進します。

バイオ産業については、かずさDNA研究所を中心とした産学官ネットワークを生かして、共同研究や技術的な支援を行うとともに、応用・実用化研究を推進し、健康医療や農業、環境などの幅広い分野で、研究成果の社会還元や産業支援を通じて、バイオエコノミー社会の実現に向けた取組を進めます。

- ・地域の産業創出に資する取組への支援
- ・健康・医療ものづくり産業の振興
- ・かずさDNA研究所を中心としたバイオ産業の振興
- ・産学官連携のネットワークを活用した大学等のシーズと企業ニーズとのマッチングや高度な研究開発への支援

Ⅱ－１－②－４ スタートアップの育成によるイノベーションの促進

カーボンニュートラルやSDGs、デジタル化への対応など、県内企業を取り巻く環境が大きく変化していく中で、これまでにない優れた技術やアイデアを有するスタートアップの育成と振興を図り、本県経済の持続的な発展につなげていくことが必要です。

そこで、スタートアップの創出、スタートアップ同士の相談や交流、企業間の協業によるイノベーションの促進などを図るため、スタートアップ、大企業、支援機関、金融機関、VCなどの多様な関係者が交流できるコミュニティの形成を進めます。

また、これらの企業の地域経済をけん引する企業へと成長を促していくため、マーケティング戦略の策定や知財保護などの取組に寄与する専門家の派遣や投資家とのマッチングなどの短期集中型の伴走支援を進めます。

そのほか、東葛テクノプラザ、かずさインキュベーションセンターなどのインキュベーション施設の利用促進や、インキュベーション・マネージャーなどによる企業の成長段階に応じた多面的な支援や千葉県バイオ・ライフサイエンス・ネットワーク会議などの産学官連携団体や中小企業ネットワークを用いた企業間交流など、魅力ある支援策を推進することにより、スタートアップの育成や、既存の中小企業の研究開発

型企業への転換を図ります。

- ・スタートアップコミュニティ形成の促進
- ・スタートアップと大企業等を結ぶオープンイノベーションの促進
- ・革新的な技術を有するスタートアップへの伴走支援
- ・インキュベーション施設等によるスタートアップの支援

Ⅱ－１－②－５ 豊富な地域資源を生かした産業の振興

県内中小企業が、本県の豊かな農林水産物や鉱工業品等の地域資源を活用して新商品を開発し、地域活性化につなげていくためには、同じく地域活性化に取り組む企業や農林漁業者などとネットワークを構築し、一体となって地域ブランド力の強化を図ることが必要です。

そこで、生産者等の商品開発のアイデアと県内中小企業の生産・加工技術等をマッチングするイベントの開催や新商品開発に対する補助金の交付、具体的な消費者ニーズを捉えた商品改良のためのテストマーケティング等の販売展開支援などにより、開発から販路開拓までを一気通貫で支援します。

また、県内中小企業と農林漁業者がそれぞれの経営資源を有効に活用し、連携して事業を行う農商工連携や6次産業化の取組を促進します。

- ・豊富な地域資源を活用した商品開発や販路開拓等の支援
- ・農商工連携や6次産業化等の支援

Ⅱ－１－②－６ 産業を支える技術の高度化

中国やアジア諸国の技術力向上に伴う国際競争の激化やデジタル技術の進展等により、企業ニーズは複雑化、高度化しています。

県産業支援技術研究所、東葛テクノプラザなどの支援機関の機能を十分に確保し、国や民間団体等と連携することにより、中小企業の身近な相談相手として、様々な技術的課題に対する相談や、実用化・商品化に向けた技術開発支援、知的財産に関する相談、研修事業を実施し、技術力の向上を図ります。

また、I o T・A I等の技術革新の動向を見据え、産業支援機関、研究機関等と連携しながら、県内中小企業の生産現場等における生産性向上などに向けた取組や、デジタル技術を活用した企業内の様々な変革を支援します。

さらに、このような試験研究機関としての支援機能を強化するため、計画的な研究施設の再編整備の検討を進めます。

また、技術の高度化を支える技能者の育成・確保も必要ですが、若者のものづくり離れや技能者の高齢化が課題になっていることから、県立テクノスクールにおいて、小・中・高校生等を対象にした体験教室を開催することで、ものづくりへの関心を高めるとともに、在職者向けの訓練を実施し、技能・知識のスキルアップや資格取得を支援します。

- ・産業支援技術研究所等による中小企業等への技術支援
- ・知的財産の保護及び活用支援
- ・雇用に結び付く効果的な職業訓練の実施

- ・地域の企業等のニーズに応じたものづくり若手技術者の育成（再掲）
- ・海外製品規格への対応の支援

Ⅱ－１－②－７ 県内企業の海外取引・輸出の促進

経済のグローバル化が進む中、海外需要の獲得は企業の持続的成長のために重要ですが、特に中小企業はノウハウや専門人材、情報などが不足しており、乗り越えるべきハードルやリスクが多岐にわたります。

そこで、豊富な海外ネットワークや国際ビジネスに関するノウハウを持つJETRO千葉などと連携し、県内企業の海外展開を支援します。

- ・中小企業の海外販路開拓支援
- ・輸出入や海外進出の実務に関する個別相談への対応
- ・貿易実務や海外の市場動向等を解説するセミナーの開催
- ・海外に向けたPRと商談機会の創出
- ・国際ビジネスの専門家による実務支援

Ⅱ－１－②－８ MICEの誘致促進と幕張メッセの競争力強化

本県における国際会議や展示会などのMICE産業振興、地域経済の活性化及び開催都市の国際的ブランドイメージの向上を図るため、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローや市町村、MICE関係事業者など関係機関と連携して、主催者等へのプロモーションを強化します。

また、MICE関連事業者を対象にした研修を充実させるとともに、サステナビリティをテーマにするなど、千葉らしい、MICE参加者向けの視察・観光メニューの開発を行い、本県のMICE誘致競争力をより一層高めていきます。

さらに、株式会社幕張メッセと連携して、利用者ニーズに応じた施設の機能向上を推進するとともに、これからの時代をけん引する成長産業の展示会など地域や関連産業への波及効果が高い分野のイベント等の誘致を進め、幕張メッセの競争力を強化していきます。

あわせて、幕張メッセ周辺企業・団体や千葉市との連携を深めて、幕張新都心の持つ魅力や個性を高めていきます。

- ・公益財団法人ちば国際コンベンションビューローや市町村、MICE関係事業者など関係機関と連携したMICEの誘致・開催支援
- ・幕張メッセの機能向上と展示会・イベント等の積極誘致
- ・幕張メッセ関連企業懇談会や幕張新都心まちづくり協議会等における関係企業・団体との連携促進

施策項目Ⅱ－１－③ 成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成と地域づくり

【目標】

「第二の開港」とも言うべき成田空港の拡張事業を生かした、空港を核とした国際的な産業拠点の形成や、くらしの拠点となる地域づくりを進めるとともに、空港の利活用の促進や県内外との交通アクセスの更なる充実により、県内全域に様々な効果を波及させることで、本県経済の活性化を目指します。

【現状と課題】

成田空港は、豊富な国際線ネットワークを有する日本の空の表玄関であるとともに、航空貨物においても国内最大の取扱量を誇る貿易港であり、我が国の国際競争力を強化する上で重要な拠点です。

平成 27 年（2015 年）3 月に第 3 旅客ターミナルが完成したことにより、年間発着容量が 30 万回となり、同年 9 月からは、引き続き増大が見込まれる首都圏の旺盛な航空需要に対応していくため、年間発着容量 50 万回に向け、国・県・空港周辺 9 市町（成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町）及び N A A の四者の間で、第 3 滑走路の新設などを含む拡張事業の検討が進められてきました。

四者は平成 30 年（2018 年）3 月の四者協議会において、「成田国際空港の更なる機能強化に関する確認書」により、拡張事業等の実施について合意し、令和 2 年（2020 年）1 月には国が「航空法」に基づく空港等変更許可を行ったところであり、現在、令和 10 年度末（2028 年度末）までの滑走路供用開始を目指し、地域の方々の協力を得ながら、N A A において整備が進められています。

この拡張事業を生かし、成田空港の国際航空物流機能を強化するため、令和 5 年（2023 年）3 月には、地域未来投資促進法を活用した土地利用規制の弾力化を実現し、農地を含む土地を物流施設の事業用地として選定可能とすることで、物流関係分野の民間投資を促進してきたところ、民間事業者から 2 件の国際航空物流拠点の開発意向が示されました。

令和 6 年（2024 年）12 月には、同法の活用により空港周辺に集積を目指す産業として、航空宇宙関係分野や精密機器関係分野をはじめとする空港の特徴や強みを生かせる 5 分野を追加したところであり、こうした取組を通じて、物流はもとより様々な産業の民間投資を促進することで、成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成を図っていく必要があります。

あわせて、空港周辺地域の人口が減少傾向にある中、拡張事業により成田空港内では新たに約 3 万人の雇用創出が見込まれていることから、地域に居住し、地域と空港の持続的な発展を支えるために必要な人材の確保と、地域の経済を持続的に発展させる空港を生かした産業の発展が重要であり、これらの取組を両輪として、人材の輩出やくらしの拠点となるまちづくりなどの生活環境の向上や産業振興、インフラ整備といった地域活性化策に取り組んでいく必要があります。

こうしたことから、空港を核とした国際的な産業拠点の形成と、その受け皿となるまちづくりの推進のため、令和7年（2025年）4月に、NAAと共に、新たな組織として「NRT（なりた）エリアデザインセンター」（以下「デザインセンター」という。）を開設しました。

また、NAAなどによる住宅防音工事の対象となる対策区域の拡大が行われたところであり、拡張事業に対応した騒音対策事業などの環境対策を、引き続きNAA及び空港周辺市町と連携して着実に実施し、空港と周辺地域との共生を図っていく必要があります。

さらに、拡張事業により、旅客数や貨物取扱量、空港内従業員数の大幅な増加が見込まれる中、この効果を最大化し、空港周辺地域はもとより、県内全域に波及させていくことで、県全体の発展につながるよう取り組んでいく必要があります。

加えて、成田空港と都心、首都圏各地や県内各地との更なる交通アクセスの改善が求められています。

【取組の基本方向】

令和7年（2025年）6月にデザインセンターにおいて公表した「成田空港『エアポートシティ』構想」を議論の出発点として、国・空港周辺市町及びNAA等と連携しながらエアポートシティの実現に向け、成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成と、地域と空港を支える人材の確保を両輪に、地域と空港の発展が好循環する地域づくりを進めます。

また、国・空港周辺市町及びNAA等と連携して、空港周辺地域の住民への航空機騒音対策をはじめとする環境対策を着実に実施し、周辺地域との共生を図ります。

さらに、経済団体や市町村などと連携し、成田空港の更なる利活用の促進を図るとともに、成田空港の拡張事業による波及効果を本県経済の活性化につなげるための取組を進めます。

加えて、成田空港と都心、首都圏各地や県内各地との交通アクセスの充実を図ります。

【主な取組】

Ⅱ－１－③－１ 国際的な産業拠点やくらしの受け皿となるエアポートシティの形成

国・県・空港周辺9市町及びNAAで策定した「実施プラン」に基づき、四者で連携して、地域と空港の発展が好循環する地域づくりに取り組みつつ、空港内外の情勢の変化などを踏まえ、「実施プラン」の見直しを検討していきます。

空港周辺地域では、成田空港の拡張事業や広域的な幹線道路ネットワークの整備により、様々な産業の受け皿となるポテンシャルが高まっていることから国・NAA等と連携しながら産業用地の整備・開発や地域未来投資促進法の活用により民間投資を促進することで、航空宇宙関係分野や精密機器関係分野をはじめとする空港の特徴や強みを生かせる産業を集積し、成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成を図っていきます。

また、NAAや航空会社、経済団体、教育機関などと連携し、成田空港内外の業務の担い手として必要な人材を確保するため、空港・航空関連企業の情報発信による就業促進や、地域で人材を育成・輩出できるよう空港・航空関連企業への就業を目的としたキャリア教育などに取り組むとともに、空港周辺9市町が空港内外で働く人々に選ばれるよう魅力あるまちづくりを進めていきます。

加えて、成田空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を図るため、「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく「成田国際空港周辺地域整備計画」事業を推進するほか、拡張事業やまちづくり等に伴うインフラ整備として、空港地域周辺の治水安全度の確保に向けた栗山川などの河川改修を推進します。

- ・「実施プラン」に基づく地域と空港の発展が好循環する地域づくりの推進
- ・産業用地の整備・開発や地域未来投資促進法の活用による民間投資の促進
- ・空港と周辺地域を支える人材の確保・育成
- ・成田空港周辺の治水安全度の確保
- ・「成田国際空港周辺地域整備計画」事業の推進

Ⅱ－１－③－２ 成田空港の拡張事業等に伴う様々な波及効果による県経済の活性化

成田空港では、LCCの新規就航などにより国際線・国内線が充実する中、令和10年度末（2028年度末）の第3滑走路供用などに向けた拡張事業により、旅客数や貨物取扱量の大幅な増加が見込まれるとともに、令和8年度（2026年度）に予定されている圏央道の県内区間全線開通により成田空港と県内外を結ぶ広域的な幹線道路ネットワークが一層強化され、空港及び周辺地域は今後大きな発展が見込まれています。

こうした発展の効果を、空港周辺地域はもとより、県全体へ波及させていくため、成田空港活用協議会をはじめとした関係団体等と連携して成田空港の利活用や国際線ネットワークの充実・強化の促進に取り組むとともに、国家戦略特区制度の活用など民間投資を呼び込む環境づくりや県内の産業振興、企業誘致など、本県全体の経済活性化につなげるための取組を進めます。

- ・国家戦略特区制度の活用などによる民間投資受入環境の整備
- ・企業誘致の受け皿となる産業用地整備の推進（再掲）
- ・本県の地域特性や立地優位性を生かした企業誘致の推進（再掲）
- ・成田市場・成田空港を活用した県産農林水産物の輸出促進（再掲）
- ・成田空港から県内観光地への誘客促進
- ・関係団体と連携した成田空港の国際線ネットワークの充実・強化や利活用の促進

Ⅱ－１－③－３ 成田空港及び周辺地域への交通アクセスの充実・強化

成田空港の拡張事業の効果を最大限に発揮させるため、空港周辺の単線区間の解消や都心への直結線の整備等による空港までの輸送力・速達性の向上など、鉄道のアクセス強化について国による取組を働きかけていくほか、交通事業者や関係自治体等と連携しながら高速バスやタクシーなどの利便性向上、パークアンドバスライドの導入

など空港及び周辺地域への交通アクセス強化に係る検討を進めていきます。

また、県内外と成田空港のスムーズな人・モノの流れの強化、さらには、全国や県内各地との交流や連携を目指し、圏央道や北千葉道路などの広域的な幹線道路ネットワークの整備を促進します。

さらに、成田空港周辺における道路整備計画に基づき、国道 296 号及び県道成田小見川鹿島港線、県道成田松尾線などの整備を推進するとともに、「成田空港及び周辺地域と圏央道を結ぶ新たなインターチェンジ」の早期実現や調査路線の早期事業化を目指します。

- ・成田空港への鉄道アクセス強化に向けた整備促進
- ・成田空港周辺のまちづくりに合わせた交通ネットワークの整備推進
- ・成田空港周辺における道路整備計画に位置付けられた路線の整備推進及び調査路線等の実現に向けた検討
- ・広域的な幹線道路ネットワーク等の整備促進（再掲）
- ・国道及び県道のバイパス・現道拡幅の整備推進（再掲）
- ・高速道路インターチェンジへのアクセス道路の整備推進（再掲）

Ⅱ－１－③－４ 成田空港周辺地域の環境対策・地域共生策の推進

成田空港の拡張事業が着実に推進されるには地元の理解と協力が欠かせないことから、拡大された騒音区域における住宅防音工事はもとより、成田空港周辺地域独自の対策である内窓設置工事や隣接区域住宅防音工事など、空港周辺地域の生活環境の保全に向けて、国・空港周辺市町・N A A 及び公益財団法人成田空港周辺地域共生財団と連携し、環境対策・地域共生策に取り組めます。

あわせて、騒音による移転対象区域から移転を希望する住民等が円滑に移転できるよう、N A A 及び関係市町と連携して支援に取り組めます。

また、拡張事業に伴う航空機騒音の影響を把握するため、関係機関と連携して監視体制を整備します。

- ・住宅防音工事などへの助成
- ・公益財団法人成田空港周辺地域共生財団によるきめ細かな騒音対策への協力
- ・騒音による移転者等への支援
- ・航空機騒音対策の推進（再掲）

施策項目Ⅱ－１－④ 観光立県の推進

【目標】

「海」や「温泉」などの豊かな観光資源を生かした観光地の魅力向上や、成田空港を擁する優位性を発揮したインバウンド需要の取り込みを強力に推進するとともに、観光人材の確保・育成に重点的に取り組み、観光消費額を拡大し、地域経済の活性化につなげます。

【現状と課題】

本県の令和6年（2024年）の延べ宿泊者数は約2,829万人と、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年（2019年）の水準に対し、97%程度まで回復しています。また、令和5年（2023年）の観光消費額については、約1兆8,053億円と令和元年（2019年）の水準を上回っています。

新型コロナウイルス感染症の影響から観光需要が回復・増加に転じた一方で、観光・宿泊業における人材不足が顕在化し、観光需要の増加を取り込みきれない状況となっています。

また、近年は、外国人観光客も含め、団体旅行から個人旅行へ、「モノ消費」から「コト消費」へと旅行形態のシフトが進み、個人のライフスタイルや興味・し好の多様化に応じた対応が必要です。

さらに、成田空港の拡張事業や圏央道の県内区間全線開通が予定される中、国内外からの観光客を県内周遊や宿泊を伴う滞在につなげていくために、観光地の魅力向上や観光地までのアクセスの向上が課題となっています。

【取組の基本方向】

観光・宿泊業の担い手や観光地域づくりをけん引する人材の確保・育成に積極的に取り組みます。

また、将来にわたり選ばれ続ける観光地づくりに向けて、本県が誇る長い海岸線など豊かな自然を生かし、観光地の魅力向上や付加価値の高い観光コンテンツの造成、受入環境整備等の取組を強力に推進します。

さらに、国内旅行市場に対しては、首都圏にありながら「海」や「緑」に恵まれる本県の魅力を全国へ向け積極的に情報発信するとともに、インバウンド市場に対しては、成田空港を擁する本県の優位性を生かし、各国・地域のニーズに即した効果的な観光プロモーションを行うほか、千葉県版ゴールデンルートの造成に取り組みます。

あわせて、デジタル技術やビッグデータなどを効果的に活用して、生産性の向上や観光地経営の高度化を図るとともに、観光分野におけるデジタル人材の確保と育成を推進します。

【主な取組】

Ⅱ－１－④－１ 観光人材の確保・育成・定着

観光・宿泊業は、他産業と比較し、担い手の確保・定着が課題となっていたところ、

観光需要の急激な増加により、人材不足が深刻な状況となっています。

このため、観光・宿泊業界で働く魅力の発信や外国人材等を含む多様な担い手を確保するためマッチング支援等に取り組むほか、人材不足の解消に向けた大胆な担い手確保策を講じます。

また、施設の経営や「観光地域づくり法人（DMO）」の運営を担う企業経営やマーケティングなどに通じた人材の確保・育成に取り組めます。

- ・観光産業における深刻な人材不足の解消に向けた大胆な担い手確保策の実施
- ・観光産業で働く魅力の発信
- ・観光・宿泊業における多様な担い手を確保するためのマッチング支援
- ・観光・宿泊業における経営人材の育成支援
- ・観光地経営をけん引する人材の確保・育成の支援

Ⅱ－１－④－２ 持続可能な観光地域づくり

民間事業者や市町村などの多様な主体と連携し、「海」や「温泉」、「夕陽」などの観光資源を活用し、地域の特性に応じた観光地の魅力向上につながる整備を集中的に進めます。

また、本県が誇る農林水産物・発酵食品等を活用したガストロノミーツーリズムを推進する取組や、ナイト・モーニングタイムエコノミーを活性化し宿泊につなげる取組など、観光消費額の拡大に向けた取組を進めます。

さらに、成田空港等の主要な交通拠点からのアクセス向上を図るとともに、二次交通の充実や観光客の受入環境の整備を進めることで、観光地の魅力を高め、ゾーンをまたがる周遊と県内での宿泊の促進につなげます。

加えて、アクアラインの通行料金引下げ（ＥＴＣ普通車 800 円）の継続や交通流を最適化する料金施策を推進します。

- ・「海」・「温泉」・「夕陽」等を活用した魅力的な観光地づくり
- ・ナイト・モーニングタイムエコノミーの推進に資する観光コンテンツの造成
- ・観光資源を有効活用した付加価値の高い観光コンテンツの造成
- ・本県の農林水産物や発酵食品等を活用したガストロノミーツーリズムの推進
- ・宿泊施設の多様化につながる民間資本の積極的な呼び込み
- ・二次交通の充実や観光地におけるシェアカー等の活用促進
- ・駐車場、トイレ、観光案内板、ＥＶ充電器などの受入環境の整備
- ・ワーケーションの受入促進
- ・市町村やDMOによる観光施策の取組への支援
- ・豊富な地域資源を活用した商品開発や販路開拓等の支援（再掲）
- ・次世代自動車の普及促進とエコドライブの推進（再掲）
- ・広域的な幹線道路ネットワーク等の整備促進（再掲）
- ・地域防災力の強化や主要な観光地へのアクセス道路の整備推進（再掲）
- ・アクアラインの割引継続と料金変動制等による効果の最大化（再掲）

Ⅱ－１－④－３ 国内観光プロモーションの展開

人口減少の進展に伴い、国内旅行需要の大幅な拡大を期待することが難しくなる中、将来にわたり、本県が旅行先として選ばれ続けるために、SNS等を効果的に活用して「海」や「夕陽」といった本県の美しい景観等を戦略的にアピールし、来訪と消費の増加を図ってまいります。

また、「食」「花」「温泉」「祭り」「体験・アクティビティ」といった本県の有する多様な観光資源について、旅行会社やメディア等に対してプロモーションを展開し、本県への来訪を促進します。

さらに、季節ごとの本県の魅力や多様な観光資源をテーマに応じて紹介する観光キャンペーンの実施など、本県への訪問頻度を高め、リピーターとなってもらえるよう、中長期的な視点で誘客に取り組みます。

加えて、再訪の契機となり、旅行需要の少ない平日の宿泊につながる教育旅行について、地域の事業者や関係団体と連携して誘致を図ります。

- ・ SNSを効果的に活用したPRの実施
- ・ 旅行会社・メディア等への積極的なプロモーションの展開
- ・ 交通事業者と連携したプロモーションの展開
- ・ 季節やテーマに応じた観光キャンペーンの実施
- ・ 修学旅行や自然体験学習など教育旅行の誘致
- ・ 海のアクティビティ等を活用した誘客やマリンスポーツ等のスポーツツーリズムの推進

Ⅱ－１－④－４ インバウンドの推進

成田空港を擁する優位性を生かしたインバウンド需要の取り込みとして、空港周辺地域の観光地としての魅力を向上させながら、空港を起点とした千葉県版ゴールデンルートを作成するとともに、外国人観光客への訴求力の高い観光地づくりを進めます。

また、外国人観光客の関心の高い歴史や文化等の体験コンテンツを充実させるとともに、旬の味覚狩りなどの「食」の魅力やゴルフ等のアクティビティなど、本県が有する資源を最大限活用し、観光プロモーションや商品造成の支援に取り組みます。

さらに、外国人観光客の安全でストレスフリーな旅に資するよう多言語対応やおもてなし機運の醸成などの受入環境の整備充実を図ります。

- ・ 空港周辺地域の観光地としての魅力向上
- ・ 成田空港等を起点とした千葉県版ゴールデンルートの造成
- ・ 外国人観光客への訴求力の高い観光地づくり
- ・ 海のアクティビティ等を活用した誘客やゴルフ等のスポーツツーリズムの推進
- ・ 歴史や文化等の体験コンテンツの充実
- ・ ターゲット国・地域のニーズに即した効果的なプロモーションの展開
- ・ 外国人観光客の受入環境の整備
- ・ 海外からの教育旅行の誘致

Ⅱ－１－④－５ デジタル技術を活用した観光振興

本県の魅力を戦略的に発信し、来訪に結び付けていくために、ビッグデータ等の活

用により、観光客の興味やし好を的確に把握した上で、SNSや観光ウェブサイトなどを効果的に活用し、観光客のニーズに即したきめ細かな情報発信を行います。

また、観光DXを推進していくことで、事業者の経営効率化や、旅行者の利便性・満足度の向上を図るとともに、これらに必要となるデジタル人材の確保・育成に向けた取組を推進します。

- ・ビッグデータ等の活用による観光客のニーズ把握
- ・観光DXを活用した観光客のニーズにあった情報提供等
- ・経営効率化や利便性向上のためのデジタル技術の活用
- ・デジタル人材の確保・育成

施策項目Ⅱ－１－⑤ 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化

【目標】

国際的なエネルギー燃料・原材料価格の上昇に加え、急激な為替変動など、社会・経済環境の目まぐるしい変化に対応し、成長していく中小企業の経営基盤の強化を進めます。

【現状と課題】

県内企業の 99.8%を占める中小企業は、地域に密着したサービスの提供により住民の生活を支える企業、高度な技術を有するものづくり企業、新技術を開発する革新的なスタートアップなど、幅広い分野で活躍し、本県経済を支える存在として、また、地域社会の担い手として、県民生活の向上に大きく寄与しています。

一方で、中小企業の事業環境は大きく変化しており、資金繰り、人材の確保、事業承継など従来の課題に加え、物価高騰やデジタル化の急速な進展、カーボンニュートラル、SDGsの達成に向けた動きやライフスタイルの多様化など、新たな課題への対応が求められています。

また、物価高騰が進む中、中小企業が人材の確保を安定的に行うためには、持続的な賃上げを行う必要があります。

一方で、賃上げの原資を確保するためには、生産性の向上や物価高騰に伴う価格転嫁を進めていく必要がありますが、大企業に比べ、交渉力が弱いとされる中小企業にとっては、物価高騰に伴うコスト上昇分を製品やサービスの価格に上乗せできないといった価格転嫁の課題が顕在化しています。

こうした中でも、企業の成長を促し、地域経済を持続的に発展させていくためには、デジタル技術の進展などの環境変化に対応し、生産性を高めていくとともに、新たな事業展開などによる既存企業の変革や、起業・創業による新たな産業の創出が必要です。

【取組の基本方向】

デジタル化への対応や賃上げの原資確保等の経営課題解決、業態の転換などによる事業の再構築等を目指す意欲ある企業を、ワンストップ窓口や専門家派遣等によりきめ細やかに支援し、デジタル技術の活用による省力化・業務効率化をはじめ、生産性の向上等を促進します。

担保力や信用力が乏しい中小企業が、円滑に資金調達を行えるよう、借入負担の軽減や信用補完制度の充実に取り組みます。

中小企業が、地域資源を活用して独自に開発した商品について、ブランド力の向上や販路開拓などの支援により、販売促進に努めます。

新たな発想による起業・創業を促進し、多様な起業家を育成するため、情報提供から資金繰り、経営支援、人脈づくりまで一貫した支援を行うとともに、若い世代の起業意欲を高めるなどアントレプレナーシップの向上を支援します。

中小企業の経営者や人事担当者に向けてセミナーや研修を開催し、採用力の向上を

図るとともに、在職者を対象とした訓練の実施等により人材育成を支援します。

経営者の高齢化等を踏まえ、地域で培われた技術や雇用を守るためにも、M&Aなどの多様な手法も取り入れながら、事業承継について、きめ細やかな支援を行います。

地域の商業機能を確保するため、商店街をはじめとする多様な主体による意欲ある取組を支援するとともに、次代を担う若手商業者の育成支援などを行います。

【主な取組】

Ⅱ－１－⑤－１ 中小企業・小規模事業者の経営力の向上と持続的な賃上げのための環境づくり

社会・経済環境が変化する中、中小企業が、多様化・複雑化する経営課題に適切に対応し、持続的な成長を図るためには、人材や資金等の経営資源を安定的に確保するとともに、事業計画の継続的な見直しや、デジタル技術の活用による効率化・省力化など新たな取組を進めていくことが重要です。

このため、中小企業が抱える経営、金融、技術、デジタル化等の様々な課題を解決するとともに、新分野展開、業態・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模拡大等、思い切った事業再構築に意欲のある中小企業等の挑戦を支援するよう、チャレンジ企業支援センター等においてワンストップで相談に応じるほか、必要に応じて専門家派遣、情報提供を行うなど、企業の取組を総合的に支援します。

また、地域の総合的な支援機関である商工会や商工会議所が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する取組や地域の特色を踏まえた意欲的な取組について支援を行います。

加えて、中小企業が持続的な賃上げを行うための原資を確保するため、生産性向上に向けた取組を支援するほか、適切な価格転嫁に向け、国や関係団体と連携し、企業への働きかけを行います。

- ・チャレンジ企業支援センターにおける経営相談及び伴走支援
- ・商工会・商工会議所等への支援
- ・中小企業に対する情報発信
- ・よろず支援拠点における総合支援機能の強化
- ・専門人材の活用に向けた支援（再掲）
- ・中小企業の生産性向上に向けた取組への支援
- ・中小企業における適切な価格転嫁に向けた支援

Ⅱ－１－⑤－２ 中小企業等のDXの推進

中小企業がデジタル技術（IoT・AI・ロボット等）を活用し、生産性の向上や事業の高付加価値化を図るためには、個々の業態やデジタル化の進展度に応じて、デジタル技術の導入や企業内のデジタル人材育成などの取組を進めていくことが重要です。

そのため、千葉県産業振興センターに中小企業のデジタル技術導入を推進する専門部署を設置し、プッシュ型の企業訪問による支援ニーズの掘り起こしを行うとともに、企業が抱える課題の分析・整理から、ITベンダーとのマッチング等によるデジタル

技術の導入支援、導入後のフォローアップに至る一貫した伴走支援を実施します。

また、デジタル技術の導入事例を分かりやすく伝えるセミナーや、デジタル人材育成を目的とした実践型研修を実施します。

加えて、県内中小企業への波及効果が期待される先進的なデジタル技術を活用した実証実験プロジェクトを支援します。

- ・プッシュ型の企業訪問によるデジタル技術導入が必要な企業の掘り起こし
- ・産業振興センターの専門部署による中小企業とITベンダーのマッチングなど、デジタル技術導入に係る一貫した支援
- ・セミナーや研修の実施によるデジタル人材育成の支援
- ・先進的なデジタル技術を活用した実証実験プロジェクトへの支援

Ⅱ－１－⑤－３ 資金調達の円滑化

担保力や信用力に乏しい中小企業が資金調達を円滑に行うことができるよう、借入負担の軽減や信用補完制度の充実に取り組みます。

また、中小企業振興資金「創業資金」の利用に伴う信用保証料の一部を補助するなど、県内における起業・創業や中小企業の経営力向上などを支援します。

- ・長期かつ固定金利の県制度融資の実施
- ・創業資金等（制度融資）の利用に伴う信用保証料への補助

Ⅱ－１－⑤－４ 販路開拓の促進

人口減少により市場が縮小する中で、中小企業が売上の維持・拡大を図るためには、新たな販路を開拓することが重要です。

このため、県内外企業との取引拡大のため、商談会の開催や販路支援相談員による相談・支援のほか、受発注開拓員（専門指導員）が企業を巡回訪問し、新規取引先企業の紹介やあっせん等を実施するなど、中小企業の販路開拓を支援します。

また、中小企業や、スタートアップが独自に開発した優れた製品の市場性やブランド力を高めて、売れる製品づくりを促進します。

- ・下請取引の振興
- ・市場開拓のための展示会出展支援
- ・専門家による総合的なアドバイスの実施
- ・ものづくり認定された優れた製品などに関する情報の発信

Ⅱ－１－⑤－５ 起業・創業の促進

起業・創業の促進は、地域における新たな産業や雇用の創出を促し、経済成長の原動力となることから、本県経済の持続的な発展に不可欠です。

このため、起業の機運醸成から、優秀な起業家の発掘、チャレンジ企業支援センターの専門家派遣による伴走支援に至るまでの一貫した支援を行います。

さらに、起業機運の更なる醸成を図るため、小中学生を対象とした起業体験会や高校生、大学生等を対象としたワークショップを実施するなど、年齢に応じた起業家育成プログラムを実施し、若い世代の起業意欲を高めるなど、アントレプレナーシップ

の向上を支援します。

- ・ チャレンジ企業支援センターにおけるワンストップ支援
- ・ イベント等の開催による起業機運の醸成
- ・ 起業家の育成・経営支援、起業家同士による交流の促進
- ・ 若年層のアントレプレナーシップ向上支援
- ・ 創業資金等（制度融資）の利用に伴う信用保証料への補助（再掲）
- ・ 市町村における創業支援体制の整備推進

Ⅱ－１－⑤－６ 中小企業等の人材確保・育成支援

中小企業においては、生産年齢人口の減少に伴い人手不足が深刻化する中、省人化・省力化や生産性向上等に資するデジタル化に対応するための人材が一層必要となっていくことが見込まれます。県では、雇用のミスマッチ解消につなげるため、こうしたデジタル人材をはじめ、中小企業が必要とする人材ニーズの把握に引き続き努めていくほか、中小企業における人材不足に対応するため、経営者や人事担当者向けに、人材採用強化に向けたセミナー・研修を開催するとともに、企業の魅力発信や、求職者との交流イベントの実施、従業員の奨学金返還を支援する企業への補助等により、中小企業の人材確保、定着支援などを行います。

また、県立テクノスクールにおいて、民間の訓練機関が取り組みづらい、ものづくり分野の職業訓練を実施し、主に地域の中小企業に対して一定の技能を習得した人材を供給するとともに、ＩｏＴシステム等に関する訓練を実施し、社会的なニーズの高まっているデジタル人材の育成を進めます。

さらに、中小企業の在職者等を対象とした訓練により、ものづくり分野やＩＴ分野等における技能・知識のスキルアップや資格取得を支援します。

加えて、障害者雇用を検討している企業に対して、企業支援員の訪問等による相談支援を実施し、雇用環境づくりのアドバイス等を行います。また、障害のある人を雇用している企業に対して、雇用管理上のアドバイスや定着支援等を行います。

さらに、県内中小企業による外国人材の採用・定着を支援するため、外国人雇用に関するセミナーの開催や外国人留学生等とのマッチングに向けた合同企業説明会の開催などに取り組みます。

企業の新商品開発や新規販路開拓などの成長戦略の実現、生産性向上や省人化・省力化に資するデジタル技術の活用等に向け、大企業の勤務経験者等、専門的技術や知識を有する人材を正規雇用のほか副業・兼業としても確保できるよう支援し、企業の経営課題解決を後押しします。

- ・ 中小企業への人材採用・定着支援
- ・ 外国人材の採用・定着支援
- ・ 雇用に結び付く効果的な職業訓練の実施（再掲）
- ・ 在職者への能力開発支援（再掲）
- ・ 障害者雇用の促進と定着支援
- ・ 専門人材の活用に向けた支援

Ⅱ－１－⑤－７ 事業承継支援

経営者の高齢化を理由に休廃業や解散を余儀なくされる企業の中には、取引先との人脈や顧客情報、他社に模倣できない技術やノウハウ等を有している企業もあり、経営者の高齢化に伴う廃業の増加が懸念される中、これらの財産を次世代に引き継いでいく事業承継は、これまで以上に重要かつ喫緊の課題となってきます。

このことを踏まえ、経営者を専門家が直接訪問し、事業承継への意識付けや助言等の支援を行うとともに、事業承継に関する相談窓口である千葉県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携し、「親族内承継」に対しては、事業承継計画の策定、課題解決のための専門家派遣等のきめ細やかな支援を行い、「第三者承継」に対しては、後継者がいない事業者と、事業引継を希望する企業間のマッチングやM&Aに関する支援を行います。

また、関係機関と連携し、事業承継に関するセミナーを開催するとともに、市町村や地域金融機関、商工団体等と定期的に会議を開催し、連携強化を図ります。

- ・千葉県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携した支援強化
- ・市町村・金融機関・商工団体との連携強化

Ⅱ－１－⑤－８ 商店街の活性化支援

商店街は、地域住民にとって生活の基盤となる「買い物の場」とすると同時に、「地域住民のコミュニティの場」でもあり、商品・サービスを提供するだけでなく、顧客のニーズや期待される社会的な役割の下、地域の実情にあった方法でにぎわいを創出することが重要です。

そこで、地域の商業機能を確保するため、商店街をはじめとする多様な地域商業の担い手が行う地域の課題解決や、にぎわいづくり、消費者のニーズに応じた取組、イベントの開催、街路灯の建替え・LED化、防犯カメラの設置、空き店舗を活用した取組等への助成など、地域の意欲ある取組を支援するとともに、次代を担う若手商業者の育成に向けた講座の開催やネットワークづくりへの支援を通じて、商店街活動の活性化を図ります。

また、「商業者の地域貢献に関するガイドライン」に基づき、企業の地域貢献活動の促進等の取組を進めます。

- ・商店街のにぎわいづくりへの支援
- ・商店街若手リーダーの育成
- ・商店街連合組織の機能強化
- ・「商業者の地域貢献に関するガイドライン」による取組促進

施策項目Ⅱ－１－⑥ 産業人材の育成と就労支援

【目標】

こどもたちの将来の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質能力を育成します。また、地域の産業を担う人材を確保・育成するため、効果的な職業能力開発を推進するとともに、県民一人ひとりの希望する「働き方」がかなうよう、きめ細かい就労支援に取り組みます。さらに、企業における働き方改革を推進します。

【現状と課題】

少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少により、人手不足の深刻化が見込まれます。

こうした中、「将来に夢や目標」を持っているこどもの数は減少傾向にあり、こどもたちが自分の将来に向けて、希望や夢を描くことが難しくなっていると指摘されています。このため、地元産業界や地域と継続的に密接な連携を図りながら、こどもたちが学校等における学習と将来の職業とのつながりを意識し、社会的・職業的に自立するための能力を身に付ける必要があります。

また、あらゆる県民が個性と能力を発揮し、社会で活躍するためには、雇用対策の推進や、多様な働き方の実現に向けた環境づくり、地域の実情や企業ニーズを踏まえた人材育成などの取組を進めていくことがより一層必要になります。

さらに、デジタル化の進展等により、テレワーク等の多様で柔軟な働き方への期待が高まっており、それらへの対応が求められています。

そのほか、本県には、令和6年（2024年）6月末現在で21万9千人を超える外国人が居住し、同年10月末現在で約9万2千人が就労していますが、育成就労制度の創設等により、引き続き、外国人労働者の増加が予想されることから、国籍や言語、文化、習慣等にかかわらず、多様な人材が活躍することができる環境づくりも重要となっています。

【取組の基本方向】

こどもたちが将来の夢と学業を結び付けて主体的な進路選択ができるよう、キャリア教育を推進するとともに、将来の労働市場を見据え、社会に求められる産業人材の育成を図ります。障害のある生徒の卒業後の豊かな生活に向けて自立して社会参画できるように、教育と福祉などの関係機関の連携を強化します。

社会を支える人材の育成を図るため、リカレント教育を推進するとともに、従業員一人ひとりのスキルアップによる生産性の向上を図るため、企業におけるリスクリングの取組を推進します。

また、求職者を対象に職業訓練を実施し、社会ニーズに応える人材を育成するとともに、「ものづくり」分野の技能承継のための若年技能者の育成等を行います。

若者・女性・高齢者等の就労・定着を支援するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、相談から就職までの一貫した支援に取り組むとともに、合同企業説明会や職場見学会等の実施により、若者や女性、高齢者、外国人など、多様な人材と企業の

交流機会の提供に取り組めます。

障害のある人については、職業訓練等の支援を行うとともに、企業や事業所等に対して、雇用促進の取組を行います。

働き方改革やテレワークの推進に取り組む企業に対して、アドバイザー派遣等により支援を行い、求職者にとって魅力的で働きやすい職場環境づくりを推進します。

【主な取組】

Ⅱ－１－⑥－１ 体系的・実践的なキャリア教育等の推進

学校における全ての教育活動を通じて、家庭や地域、産業界等との連携の下、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせ、こどもたちの学習意欲を喚起する体系的・実践的なキャリア教育を推進します。そのために、キャリア教育に係る教職員の意識と指導力の向上を図ります。

あわせて、将来の労働市場も見据えながら、教育・産業・行政等が連携し、理工系人材や専門的職業人の育成に向けた教育の充実を図るなど、各地域や産業分野で必要とされる人材を育成するための取組の充実を図ります。

また、こどもの発達段階に応じた体験型の教育プログラムの実施を通じて、参加者のアントレプレナーシップの向上を支援し、将来の職業選択の幅を広げるとともに、起業への理解促進を図ります。

さらに、障害のある生徒の学校卒業後のくらしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係機関と連携し、就労支援の充実を図ります。

- ・学校におけるキャリア教育の更なる推進
- ・地元産業界との連携・協働によるキャリア教育の推進
- ・社会に求められる産業人材の育成
- ・発達段階に応じた職場見学、職業体験、インターンシップ等の推進
- ・障害のある生徒の自立・社会参加の支援
- ・職業系専門学科の理解促進

Ⅱ－１－⑥－２ 産業界のニーズに応える人材育成

離職者・転職者をはじめとする様々な求職者を対象に、県立テクノスクールや大学、専修学校、NPO法人、企業などの教育訓練機関を活用した、地域や企業のニーズに応じた職業訓練を実施するとともに、デジタル化に対応していくために不可欠である基礎的なITリテラシーなどの習得に向けた訓練コースや訓練カリキュラムの拡充等を進めます。

また、若者のものづくり離れや技能者の高齢化により技能の振興や継承が課題となっていることから、若者のものづくりに対する関心を高め、若年技能者を育成するため、県立テクノスクールにおいて、ものづくり分野の職業訓練を実施し、主に地域の企業に対して一定の技能を習得した人材を供給するほか、卓越した技能者に光を当てる取組を推進します。

社会に求められる産業人材を育成するため、学び直しの動機付けとなる講座を実施するとともに、産学官の連携体制を構築するなど、生涯にわたり、必要な知識を学び

直すリカレント教育を推進します。

また、主に中小企業の在職者を対象とした、デジタル技術をはじめ仕事に必要な技能や知識を習得できるスキルアップセミナーや、中小企業におけるDX人材の育成等に資する講座を開催することにより、中小企業におけるリスクリングの取組を推進します。

- ・雇用に結び付く効果的な職業訓練の実施（再掲）
- ・リカレント教育の推進
- ・在職者への能力開発支援
- ・千葉県立テクノスクールの機能強化
- ・ものづくり分野等における技能の振興・継承
- ・地域の企業等のニーズに応じたものづくり若手技術者の育成

Ⅱ－１－⑥－３ 雇用の促進と多様な人材の就労支援

新規学卒者やフリーターなどの若年者、就職氷河期世代、出産・子育て等で離職した女性、高齢者、障害のある人等、多様な人材を対象として、ハローワークや関係機関との連携の下、相談から就職までの一貫した就労・定着支援に取り組みます。

また、就職氷河期世代を含むミドル世代に対し、専属コーディネーターの配置や将来を見据えたライフプランセミナーの開催等、一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援を行います。

さらに、県内中小企業による外国人材の採用を支援するため、外国人雇用に関するセミナーの開催や外国人留学生等とのマッチングに向けた合同企業説明会の開催に取り組むとともに、外国人留学生等の県内就職・定着を支援するため、就労に向けた講座の開催や職場見学会の開催等に取り組みます。

- ・正規雇用での就労を希望する若年者に対する支援
- ・若年無業者等の職業的自立支援
- ・就職氷河期世代を含むミドル世代に対する就労・定着支援
- ・出産・子育て等で離職した女性や高齢者に対する就労・定着支援
- ・障害のある人に対する就労・定着支援
- ・外国人材の採用・定着支援（再掲）
- ・ハローワークとの連携強化による支援
- ・生活困窮者自立支援制度による就労支援

Ⅱ－１－⑥－４ 多様な働き方の実現に向けた環境の整備

人々の価値観や働き方への考え方が多様化する中、全ての県民が自身のライフスタイルに合わせてそれぞれの意欲と能力を生かして働くことができる職場環境の整備を図るため、ワーク・ライフ・バランスについての県民、企業等の意識啓発を図るとともに、働き方改革やテレワークの推進に取り組む企業に対してアドバイザーを派遣するなど、企業の取組を支援します。

また、多様で柔軟な働き方の推進や、多様な人材の活躍推進等に取り組む県内企業を登録・公表するなど、働きやすい環境づくりを推進する企業の魅力を発信する

ほか、子育てしやすい職場づくりやハラスメント対策等の社会的課題への対応を進めます。

さらに、専修学校等における託児付き職業訓練や市町村との共催による県内各地での出張セミナーなど、各種の就労支援を実施するほか、労働関係法や正しい労働知識の普及啓発を図るとともに、複雑で多様化する労働問題や心の健康問題に対する労働相談等の実施、幅広く悩みに対応する相談体制の充実等、誰もが安心して元気に働き続けられる職場環境づくりを促進します。

また、県庁においても、テレワークのより一層の推進や週休3日も可能となるフレックスタイム制を利用しやすい職場環境づくりに取り組むなど、多様で柔軟な働き方を推進します。

- ・働き方改革の推進
- ・テレワークやワーケーション等の多様な働き方の推進
- ・労働関係法等の知識習得を目的としたセミナー等の実施
- ・働きやすい職場環境づくりに向けた企業の取組への支援
- ・一般労働相談・特別労働相談の実施
- ・女性のための職業能力開発支援
- ・県庁における多様で柔軟な働き方の推進

政策分野Ⅱ－２ 稼げる農林水産業の推進

本県農林水産業の次世代を担う人材を確保・育成するとともに、スマート技術などの最新技術を活用し、農林水産業の成長力を強化することで、農林漁業者の所得向上を図ります。

さらに、大消費地に位置し、成田空港を持つ本県の立地優位性を生かし、需要を捉えた販売力強化や、県産農林水産物の輸出促進を図ることで、稼げる農林水産業を実現します。

施策項目Ⅱ－２－① 次世代を担う人材の確保・育成

【目標】

稼げる農林水産業の実現に向け、次世代の農林水産業を担う、経営感覚を持った農林漁業者や新規就業者を確保・育成するとともに、成長力のある企業の参入を促進します。

【現状と課題】

本県の農林水産業は従事者の減少・高齢化により生産力の低下に直面しており、次世代を担う人材を確保・育成することが急務となっています。特に新規就業者の確保に向けては、地域における支援体制を強化していく必要があります。

農業では、安定して所得を確保できるよう、経営の発展段階に合わせた育成・支援が重要です。また、優れた農業経営体や集落営農組織の育成・支援を行うとともに、担い手への農地の集積・集約化を更に進める必要があります。

さらに、成長力のある企業参入を促進するため、企業がスムーズに参入するためのサポートを行っていく必要があります。

林業では、機械化の遅れなどから生産効率が低いことが、林業事業体の収益性低迷の原因となっていることから、高性能林業機械の活用等を進め、経営基盤を強化する必要があります。

水産業では、都市部出身者などの潜在的な就業希望者の掘り起こしや、漁村への定着支援が必要です。また、地域の水産業をけん引する漁業者の育成など、漁業生産力の向上を図ることが重要です。

【取組の基本方向】

農業においては、稼げる農業の実現に向け、本県農業をけん引する経営体の育成を図るため、千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と連携し、農業経営体の法人化や経営の発展段階に合わせた支援を行うとともに、新規就農者の確保・定着を推進します。また、地域農業の維持発展のため、集落営農組織の設立や育成、農業への企業参入を促進します。

林業においては、林業事業体の経営基盤を強化することにより、雇用環境を改善し、就業者の定着促進に取り組めます。

水産業においては、後継者不足に悩む漁村地域と都市部の潜在的な就業希望者をつなぐ取組を推進するとともに、就業希望者に対して就業相談から独立するまでの伴走型の支援を行うなど、地域の実情や就業者の希望に応じたきめ細かな就業支援対策を推進します。

【主な取組】

Ⅱ－２－①－１ 農林漁業者の経営力の向上

農業では、経営感覚に優れた農業者の育成を図るため、経営規模や発展段階に応じて支援するとともに、デジタル機器を活用し、生産の効率化を図ります。

経営発展を目指す担い手には、農業経営の法人化支援や専門家派遣による個別支援を充実させ、経営の安定化と収益向上を促進します。

また、地域の農業や集落機能を支える小規模経営の農業者については、営農が継続できるよう、経営安定に向けた取組を推進します。

生産コスト低減のため農作業の共同化や集落営農組織の育成を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化を進めます。

さらに、農業法人等による雇用の確保に向け、働きやすい労働環境や就労条件の整備を推進するとともに、季節的な作業に対応する短期労働力の確保や外国人労働者の定着支援、農業支援サービスの活用のほか、農福連携による障害のある人の就労など、多様な労働力の確保に取り組みます。

林業では、伐採・運材作業の低コスト化に向け、高性能林業機械の活用を促進するとともに、現場作業の中心的人材の育成を進めることで、林業事業体の経営の安定と林業就業者の定着を図ります。

水産業では、漁業所得の向上を目指した「浜の活力再生プラン」に基づく共同利用施設の整備や省エネ漁船の導入などの取組を支援するとともに、漁業経営アドバイザーによる個別経営改善指導などを支援します。

また、農林水産業の労働環境の改善に向け、作業の安全意識の啓発や事故防止など、各種研修や啓発活動に取り組みます。

- ・稼げる農業を実現できる経営体の育成
- ・農業の多様な労働力の確保
- ・林業事業体の育成
- ・水産業を支える漁業経営力の向上

Ⅱ－２－①－２ 農林水産業を支える多様な担い手の確保・定着

農業法人等への雇用就農も含めた新規就農者の確保に向け、本県農業の魅力発信や優良経営事例の紹介、相談会の開催などを行うとともに、経営の確立・発展のために必要な資金交付等の支援を行います。また、地域における関係機関や農業者が一体となった受入・育成体制を整え、定着を促進します。加えて、農業後継者等の円滑な経営継承等に向けた取組を支援するとともに、次世代のリーダーの育成を図ります。

さらに、県立農業大学校では次世代の農業に必要なスマート農業技術など、これからの農業に必要な技能の習得を目的に、教育カリキュラムの強化や研修環境の充実を

図ります。

加えて、市町村や農業委員会等と連携した受入体制の整備や農地情報の集約による企業と市町村との迅速なマッチングを図ること、大規模農地の確保・整備に対する支援などにより、農業への企業参入を促進します。

このほか、里山保全や海岸県有保安林の再生を図るため、地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を促進します。

水産業における新規就業やその定着を促進するため、「千葉県海洋人材確保・育成センター」を新たに設置し、就業相談から独立するまでの伴走型支援をワンストップで実施するとともに、海技士を目指す漁業者の技能訓練に対する支援を行います。

また、地元の漁業協同組合や市町村と連携し、船団やノリ養殖漁業者グループなどそれぞれの操業形態に応じて、組織として後継者を育成する「就業モデルづくり」を進めます。

- ・ 農業を支える新たな担い手の確保や企業参入の促進
- ・ 森林整備の促進に向けた多様な人材の確保・育成
- ・ 水産業を支える新たな担い手の確保・定着
- ・ 千葉県海洋人材確保・育成センターの設置・運営
- ・ 水産業における就業モデルの構築による受入対策の強化

施策項目Ⅱ－２－② 農林水産業の成長力の強化

【目標】

I C Tやロボット・A I等の「スマート技術」の積極的な活用による作業の自動化や情報共有の円滑化、データの活用などにより、生産体制の強化・充実を図ることで、農林水産業の成長力を強化します。

【現状と課題】

担い手の減少・高齢化や生産コストの上昇等により生産力の低下が懸念される中、本県の農林水産業を持続的に発展させ、稼げる農林水産業を実現するためには、生産力の回復と更なる成長が不可欠です。担い手の減少に対応し、生産性向上につなげるため、スマート技術の積極的な活用を図る必要があります。

農業では、高齢化などにより作付面積・生産量の減少が懸念される一方、担い手への農地集積が進んでいます。これに対応するため、経営規模の拡大や生産量の維持・増加、省力化の推進が求められています。また、人口減少や食の多様化に伴い需要が変化する中、消費動向に応じた生産を進めることで、農業経営の安定化を図る必要があります。

さらに、ほ場の大区画化・汎用化を進めることで、生産コストの削減と収益性の向上を目指すことが重要です。

畜産業では、飼料や資材価格の高騰による生産コストの上昇が経営に影響を及ぼしており、経営体質の強化が急務となっています。

水産業では、水産資源の持続的な利用に向け、科学的根拠に基づく資源評価と適切な管理措置、秩序ある漁場利用が重要です。

農林水産業の重要な生産基盤である農業水利施設、農道・林道、漁港施設などのインフラや流通施設については、計画的な整備と施設の長寿命化を進めることで、生産基盤の維持・強化を図る必要があります。

また、地球温暖化に伴い、夏の異常高温による農作物の品質低下・収量減少、海水温の上昇など海洋環境の変化による漁業生産量の減少が続いており、環境変動への適応や影響を緩和するための対策が求められています。

このほか、安全・安心な農林水産物の供給や、持続可能な農林水産業の実現、カーボンニュートラル等の環境負荷低減等に向けた対策が求められています。

【取組の基本方向】

担い手の減少や高齢化に対応するため、スマート技術の活用による効率化・省力化により、生産性向上を図り、農林水産業の持続的な発展と稼げる農林水産業の実現を目指します。

また、安定的な農業用水の確保及びほ場の大区画化・汎用化等の基盤整備を計画的に進め、生産性の向上やコスト削減などの取組を推進するとともに、農地の集積・集約化や優良農地の維持・確保、荒廃農地等の活用を支援します。

水産業においては、漁獲可能量を基本とした新たな資源管理の取組や、漁業取締り

の強化等により水産資源の維持・増大を図るとともに、生産性や付加価値を向上させるため地域の拠点となる漁港の機能強化等の取組を推進します。

加えて、食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境の保全との両立に向け、化学合成農薬や化学肥料の低減、耕畜連携による家畜ふん堆肥の有効利用などの環境に配慮した農林水産業を消費者等の理解を得ながら推進するとともに、地球温暖化に伴う夏の異常高温等に対応するため、高温下における栽培方法の技術開発・普及や高温対策に係る資機材の導入支援など環境変動への適応や影響を緩和するための対策を推進します。

【主な取組】

Ⅱ－２－②－１ スマート農林水産業の加速化

担い手の減少や高齢化が進む中、農林水産業における生産性向上と労働力不足に対応する切り札として、スマート農林水産業の取組を加速化する必要があります。

農業では、ドローンやほ場センサーを用いた環境・生育センシング技術などの活用による生育予測や病虫害発生予察に係る技術の開発を行うとともに、国や民間企業が開発したスマート農業技術について、経営改善効果を検証しながら現地への普及を図り、生産性と収益性の向上につなげます。

また、自動給水栓等の整備により維持管理の省力化を図るとともに、ターン農道や管排水路等の基盤整備を推進し、自動走行農機の安全性の確保及び作業性の向上を図ります。

水産業では、ＩＣＴやＩｏＴ等の先端技術を活用したスマート水産技術の高度化・実用化に向けた取組として、海水温等の予測情報の提供に加え、漁業調査船が得た情報を即時発信することにより、漁業操業の効率化を図ります。

さらに、スマート農業技術やスマート水産技術に取り組むための機械や装置の導入を推進し、生産性の向上や省力化を図ります。

- ・ 農業ＤＸに向けたスマート農業技術の開発・実用化
- ・ スマート農業技術の普及定着と導入に向けた基盤整備の推進
- ・ 漁業操業の効率化に向けたスマート水産技術の高度化・実用化
- ・ スマート技術に取り組むための機械や装置の導入支援

Ⅱ－２－②－２ 生産体制の強化・充実

国内外の産地間競争が激しくなる中、競争に打ち勝つ力強い産地をつくるため、農林水産業の生産体制の強化・充実や老朽化した施設の再編整備、ＧＡＰの推進などにより、生産性・収益性の向上を図ります。

地域での話合いにより目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画や、地域で目指すべき産地の姿を明確にする産地計画等に位置付けられた意欲的な農業者に対し、生産性の向上に必要な施設・機械等の導入支援を行います。

加えて、ほ場の大区画化・汎用化や排水改良等の基盤整備を推進し、生産コストの低減や収益性の高い畑作物等の導入を図ります。

また、米や落花生、さつまいもなどの県育成品種等については、優良種苗を産地へ

安定供給し生産力を高めます。

野菜については、産地体制の強化に向け、販売ロットの拡大のための出荷規格の統一、出荷調製作業の省力化、計画出荷などを推進し、果樹については、産地の生産性の向上を図るため、生産力が低下した日本なしの老木の計画的な改植や省力化技術の導入、びわやかんきつ類の産地の振興を進めます。花きについては、安定生産や品質保持の向上に向け、生産施設や流通体制の整備を推進します。

本県特産の落花生については、国の研究機関や機械メーカーと連携して省力化のための機械開発を進めるとともに、開発された機械の導入・普及を推進します。

主食用米については、将来にわたり安定的に供給できるよう、需要に応じた生産を着実に推進するとともに、転換作物として、飼料用米やホールクロップサイレージ用稲等の新規需要米、加工用米、麦、大豆、高収益作物等の生産を推進します。

水産業では、流通拠点漁港における産地市場や大型漁船等に対応した岸壁の整備等を行うとともに、小規模な産地市場においても、水産物の集約化を進めます。また、品質・衛生管理対策を推進することで、漁港・流通機能の強化を図ります。

農林水産業を支える農業水利施設や、農道・林道、漁港施設等の生産基盤施設については、重要度などに応じて優先順位をつけ、計画的な補修・更新を行うことで、各施設の長寿命化を推進します。

- ・稼げる生産力の強化
- ・競争力を高める基盤整備の推進
- ・気象災害に強い産地づくりの推進
- ・漁業生産の安定化・効率化の推進
- ・漁港・流通機能の強化
- ・生産基盤の長寿命化の推進

Ⅱ－２－②－３ 農地利用の最適化

市町村や農業委員会等と連携し、「地域計画」の実現に向けた支援を行うとともに、農地中間管理事業や基盤整備事業等を活用し、農地の集積・集約化を進めます。

また、狭小な農地や排水の悪い農地などの耕作条件を改善させ、農地の生産基盤を強化するとともに、地域ぐるみで行う草刈りや水路清掃などの取組を支援することで、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

さらに、荒廃農地を再生して農業者等へ集積する農地中間管理機構や市町村の取組を支援することで、荒廃農地の活用を推進します。

- ・担い手への農地集積・集約化の促進
- ・「地域計画」の実現に向けた取組支援
- ・優良農地の確保と荒廃農地の活用支援

Ⅱ－２－②－４ 持続可能な畜産業の実現

畜産業においては、生産コストの低減に向け、自給飼料の生産拡大に必要な機械の導入やスマート技術の導入を支援するとともに、生産性の向上に向け、より生産能力の高い乳牛への更新や和牛の優良な繁殖雌牛の増加などを支援し、畜産経営の体質強

化を図ります。

また、食肉の流通合理化に向け、県産の牛肉や豚肉を処理する食肉センターの再編整備への取組を支援し、将来的に施設の稼働率の向上や高度な衛生水準を実現することで、畜産分野の競争力強化を図ります。

- ・畜産経営の体質強化
- ・食肉の流通合理化に向けた食肉センターの再編整備への支援

Ⅱ－２－②－５ 水産資源の管理と維持・増大

水産資源の持続的利用を図るため、科学的な資源評価に必要な水揚データを収集する体制を整備するとともに、漁獲可能量管理を基本としつつ、漁業者による産卵期保護などの自主的な管理を組み合わせ、効果的かつ現場に適した資源管理に取り組みます。

また、直接的な資源造成につながる「つくり育てる漁業」については、「栽培漁業基本計画」に基づき健全な種苗の計画的な放流を行うほか、効果的な種苗生産に向けた施設の集約・機能強化を進めます。

さらに、最新鋭の漁業取締船により、本県沖合・沿岸域の秩序ある漁場利用の確保に努めるとともに、遊漁者等へ海面利用ルール of 周知徹底を図ります。

- ・改正漁業法に基づく新たな資源管理の推進
- ・実効性のある資源管理の推進
- ・つくり育てる漁業の推進

Ⅱ－２－②－６ 農林水産物の安全確保と消費者の信頼確保

安全・安心な農産物の供給に向け、農薬危害防止の注意喚起や立入検査・指導等による農薬等の適正使用の徹底を図ります。

さらに、消費者の県産農林水産物に対する信頼性を向上させるため、食品表示や米穀等のトレーサビリティについて、巡回調査の実施や啓発資料の配付により適正化を推進します。

水産業においては、消費者に高品質で安全な水産物を供給するため、産地卸売市場の品質・衛生管理対策の推進や、水産物の流通適正化に取り組みます。

- ・農林水産業における肥料・農薬等の適正使用の推進
- ・食品の適正表示（再掲）
- ・食品等営業施設の監視指導（再掲）
- ・品質・衛生管理対策の推進

Ⅱ－２－②－７ 環境に配慮した農林水産業と高温対策の推進

環境に配慮した農業を推進するため、「ちばエコ農業」等の各種制度の活用を促すとともに、化学肥料・化学合成農薬の使用量削減や堆肥・緑肥の施用など、地球温暖化や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援します。また、国交付金の活用などにより、有機農業の推進に取り組みます。加えて、土壌分析などに基づく適正施肥の推進や耕畜連携による家畜ふん堆肥の更なる利用拡大を図るほか、廃プラスチック

クの排出削減や適正処理を進めます。

さらに、地球温暖化に伴う夏の異常高温や病虫害の発生時期の変化等に適応するため、高温環境にも順応できる品種育成や高温と病虫害防除の対策を両立できる栽培管理技術の開発・普及に取り組むほか、高温対策に係る適正なかん水の推進及び資機材の導入を促進します。

森林が有している地球温暖化の抑制等の様々な公益的機能を発揮させるため、森林の集約化や高性能林業機械の活用などによる効率的な森林整備を推進するほか、市町村による森林環境譲与税等を活用した森林整備などの取組が円滑に進むよう、各市町村の状況に応じた森林管理の集約化や森林整備の実施に向けた実行計画の作成支援などを行います。

また、松くい虫の防除対策やスギ非赤枯性溝腐病の被害対策などの実施や、林地開発行為の適正化の促進などにより健全な森林の保全を図ります。

漁場環境の変化に適応した漁業を推進するため、海水温等の情報発信の即時性と内容の充実を図るとともに、魚類などによるノリの食害対策、海藻の群落（藻場）が消失する「磯焼け」対策及びブルーカーボンに関する取組等を推進します。

- ・環境に配慮した農業や有機農業、耕畜連携の推進
- ・農業用廃プラスチックの適正処理の推進
- ・夏の高温等の気候変動に適応する農業の推進
- ・環境に配慮した多様な森林づくりの推進
- ・病虫害防除対策や林地開発の適正化による健全な森林の保全
- ・環境変動に適応する漁業の推進

Ⅱ－２－②－８ 農林水産業における試験研究の強化

担い手の減少、地球温暖化等の環境変動、デジタル技術の進展、さらに、二酸化炭素排出抑制やSDGsに代表される社会的ニーズなどの急激な変化への対応が求められていることから、革新的な生産技術及びオリジナル品種等の開発や、持続可能な農林水産業の実現に向けて、環境への調和や資源の維持・増大に関する技術開発に取り組めます。

また、農林水産業の成長産業化と農林業・畜産業の生産及び水産資源の管理強化等を技術面から支える各研究センターにおいて、試験研究業務の高度化と優良種苗の供給の効率化を図るため、産学官連携による共同研究など、部門・組織や業種を越えた横断的な研究体制の構築を図るとともに、水産総合研究センターをはじめ計画的な研究施設の再編整備を進め、試験研究機関としての機能強化を図ります。

- ・先端技術を活用した生産力強化と成長産業化に資する研究の推進
- ・持続可能な農林水産業の実現に向けた環境変動への適応策と緩和策に係る研究の推進
- ・研究体制の再構築と研究施設整備

施策項目Ⅱ－２－③ 需要を捉えた販売力の強化と輸出促進

【目標】

大消費地である首都圏に位置し、世界とつながる成田空港を持つ本県の優位性を生かし、県産農林水産物の魅力を積極的に発信するとともに、食の多様化による消費者ニーズを的確に捉え、多様な需要に対応できる体制を整備することにより、販売力強化を図るほか、食の市場規模拡大が見込まれる海外への輸出促進を図ります。

【現状と課題】

本県は、国内最大の消費地である首都圏に位置し、県内外の大消費地への食料供給を担っている全国有数の農林水産県です。

近年、個人消費において、ライフスタイルの変化に伴う食の多様化が進むとともに、小売など実需者からの需要の大口化、加工・業務用需要の拡大、県外産地の台頭など、需給構造の変化が進む中、国内需要に的確に対応していくためには、産地の流通販売体制の強化や生産と流通の連携体制を強化していくことが重要です。

また、従来の生産者側の視点でより良い商品を提供するプロダクトアウトの発想に加え、消費者ニーズを捉え商品を提供するマーケットインの発想による販売力の強化が必要です。

本県の魅力的な地域資源を活用し、需要の創出・拡大を図るためには、地産地消の拠点である直売所の魅力を高め、情報発信力の強化を行うとともに、多様な事業者との連携による6次産業化等の推進を図る必要があります。

また、国内では少子高齢化・人口減少により食の市場規模の縮小が見込まれる一方、海外では経済成長や人口増加に伴い、食の市場規模拡大が見込まれます。

さらに、令和4年（2022年）1月には、卸売市場の機能に加え、衛生管理の整った加工施設や日本初のワンストップ輸出拠点機能を備えた成田市場が開場し、本格的に稼働してきたことから、成田市場及び成田空港を活用した県産農林水産物の更なる輸出拡大が期待されます。

【取組の基本方向】

県産農林水産物の販売力の強化に向け、大口需要に対応できる主要園芸品目の産地間連携や、加工・業務用需要に応じた契約取引、水産バリューチェーンの強化など、多様な需要に対応できるよう産地の供給体制を強化し、国内需要への的確な対応を図ります。

あわせて、県産農林水産物について、「千葉県の顔」となる品目を核とした集中的なプロモーションの展開や、県が開発した新品種の知名度向上、料理を通じた県産農林水産物の魅力発信に取り組みます。

また、地産地消やグリーン・ブルーツーリズムを推進するとともに、地域資源を活用したブランド化支援と魅力ある商品開発などに取り組み、県内需要の拡大を図ります。

さらに、輸出に係る生産・流通・販売の各段階における支援を行うとともに、成田

市場及び成田空港を活用した県産農林水産物の輸出拡大を図ります。

【主な取組】

Ⅱ－２－③－１ 戦略的な販売促進とブランディングの強化

大口化する実需者の要望や加工・業務用需要などに対応するため、産地間連携による生産力・販売力強化に向けた協議を進めるとともに、複数産地が一体となって行う出荷規格・出荷容器の統一や品質向上対策、販売戦略の構築等の取組を支援します。

また、産地や流通事業者と連携した量販店等での「千葉県フェア」の開催により、購入機会の増加や認知度の向上、マーケットインに対応できる産地の育成を図ります。

加えて、消費者の食の嗜好や購買スタイルの多様化に対応し県産農林水産物の更なる販売力強化を図るため、企業と生産者のマッチングを支援するなど、多様な販売チャネルの開拓に取り組みます。

さらに、さつまいもや日本なしなど「千葉県の顔」となる品目を核とした集中的なプロモーションの展開により「おいしい千葉の農林水産物」としてのイメージアップを図ります。このほか、県オリジナル品種や「チバザポーク」「チバザビーフ」「千葉ブランド水産物」など特徴のある製品の認知度向上を図るとともに、飲食店などと連携し、多彩な県産農林水産物を堪能できる「黒アヒージョ」など料理を通じた県産農林水産物の魅力発信に取り組みます。

県産木材の利用促進に向けては、講習会の開催による普及啓発に取り組むほか、流通事業者が連携して行うイベントの開催等を支援し、関係事業者間の連携強化を図ります。また、多くの県民が利用する建築物等における木材利用を促進します。

水産物については、「さかなの日」に合わせて県産水産物の消費拡大と魅力発信に取り組むとともに、生産と加工・流通が連携して水産バリューチェーンを強化し、生産性・収益性を改善する取組を推進します。

- ・市場動向を捉えた産地体制強化
- ・県産農林水産物の魅力発信・販売促進
- ・多様な販売チャネルの開拓
- ・千葉県の顔となる品目を核としたブランディング
- ・県育成品種の普及促進
- ・料理を通じた県産農林水産物の魅力発信
- ・県産木材の利用促進
- ・水産業における生産と流通の連携体制強化

Ⅱ－２－③－２ 地域資源を活用した需要の創出・拡大

農林水産物直売所や観光農園、地域の特色ある加工品、食などの情報発信を強化するとともに、県内量販店、飲食店等と連携したフェアの開催や、グリーン・ブルーツーリズムなどを通じた農林水産業を知り、触れる機会を増大することで、地産地消の推進と県内需要の拡大を図ります。

また、地域資源を活用した魅力ある商品の開発を促進するため、農林漁業者等からの6次産業化の相談にワンストップで対応する「地域資源活用・地域連携サポートセ

ンター」を設置し、専門家派遣や人材育成研修会を開催するほか、加工機械の導入や施設整備等に対して支援を行うとともに、食品業界や観光業界等多様な事業者との連携による商品開発の取組や販路開拓のための商談会への出展等を支援します。

加えて、食の簡便化志向などの消費者ニーズに対応するため、調理に手間のかからないファストフィッシュ商品の開発や低利用・未利用魚の活用、従来加工品の改良等に対する支援を行います。

生鮮食料品の流通拠点である地方卸売市場においては、鮮度保持・衛生管理・防災機能などを備えた施設の整備を推進し、流通の効率化、食の安全確保を図ります。

食育の推進に向けては、旬の県産食材を取り入れたバランスの良い食生活（ちば型食生活）などの情報を広く発信し、ちば食育ボランティア等の主体的な取組を促すとともに、多様な関係者等と一体となった活動に取り組みます。

- ・地産地消の推進と県内需要の拡大
- ・地域資源を活用したブランド化支援と魅力ある商品開発
- ・県民への食料の安定供給
- ・食育の推進

Ⅱ－２－③－３ 新たな販路開拓に向けた輸出促進

海外市場の動向や県内事業者の取組状況などを踏まえ、海上輸送に適したさつまいも、日本なし、米、植木類、冷凍水産物などのほか、航空輸送に適したいちご、メロン、切花、キンメダイなどの輸出ポテンシャル品目を中心に、県産農林水産物の海外市場への展開を図ります。

生産段階においては、衛生基準や園地登録といった輸出特有の基準への対応を促すと同時に、低コスト生産への転換や付加価値の高い品種の選定とその品種への転換を進め、まとまった量で輸出ができるよう生産者等の支援を行います。

流通段階においては、輸出ポテンシャル品目、輸出ターゲット国・地域を踏まえた輸送手段の選定や、収穫時期や梱包方法等の検証と普及、効率的な集荷ルート等の実証などの物流構築に必要な取組を支援します。

販売段階においては、輸出に取り組む事業者に対し、海外ニーズ調査や生産環境整備、テスト輸送など、輸出ステージ等を踏まえた継続的かつ戦略的な販路拡大支援を行います。

さらに、成田市場において輸出に取り組む事業者の商流構築や、成田空港周辺などにおける輸出産地形成など、成田市場及び成田空港を活用した県産農林水産物の輸出拡大に取り組みます。

- ・輸出に係る生産・流通・販売の各段階における支援
- ・成田市場・成田空港を活用した県産農林水産物の輸出促進

政策分野Ⅱ－３ 社会資本の充実とまちづくり

千葉県大きな課題である半島性の克服のため、道路、公共交通などの交通ネットワークの充実を図ります。

また、老朽化する社会資本の定期的な点検と適正な維持管理により、長寿命化を進めます。

施策項目Ⅱ－３－① 半島性を克服する交通ネットワークの強化

【目標】

県民のくらしや企業活動を支える公共交通網の充実や維持・確保、道路・港湾の整備により、本県の半島性を克服し、県内外の交流を活性化します。

【現状と課題】

鉄道やバスなどの公共交通は、通勤・通学はもとより、まちづくりや産業・観光を支える重要な社会資本です。成田空港の利便性向上に向けた空港への更なるアクセスの改善や都心へのアクセス向上、アクアラインや圏央道を活用した高速バスネットワーク拠点の充実など公共交通ネットワークの強化を図る必要があります。

また、人口減少等による利用者の減少や運転手不足により、交通事業者を取り巻く事業環境は厳しさを増していることから、地域の実情に応じて持続可能な地域公共交通の再構築を図ることが必要です。

道路については、圏央道や北千葉道路等の高規格道路の整備進展とともに、国道・県道の整備を着実に進めていますが、ミッシングリンクや暫定２車線区間が存在するなど、県内の道路ネットワークは量的にも質的にもいまだ不十分な状況です。

特に、東京方面からの玄関口に当たる県北西部では、人口の増加等に伴い交通需要が集中し、幹線道路等において慢性的な交通渋滞が生じており、域内の移動のみならず、首都圏の人・モノの流れのボトルネックにもなっているため、早期に解消を図ることが重要です。

また、本県は太平洋と東京湾に三方を囲まれた半島となっているため、令和６年能登半島地震（２０２４年）を踏まえ、平時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保する道路ネットワークの充実・強化が必要です。

さらに、成田空港では第３滑走路の新設を含めた拡張事業が進められており、その効果を県内全域に広げていくためにも道路整備が必要です。

加えて、成田空港やふ頭再編等により機能強化が進められる千葉港などの国際的な拠点へのアクセス向上、救命救急活動や災害時の復旧支援活動を支える緊急輸送道路の強化を進めていくことも重要です。

また、アクアラインの通行料金引下げ（ＥＴＣ普通車 ８００円）は、観光振興や企業立地の促進など、本県はもとより首都圏全体に大きな効果をもたらしており、今後も、これを継続していくとともに、更なる交通需要の増加に対応する取組も必要です。

港湾については、国際物流における大量輸送のニーズや増大するクルーズ船需要へ

の対応など戦略的な港湾利用の促進を行うとともに、にぎわいのある親水空間の創出が求められています。また、地域の活性化に寄与する地方港湾の整備が必要です。

【取組の基本方向】

公共交通については、成田空港と都心間のアクセスの更なる改善や県内と都心とのアクセス利便性の向上、高速バスネットワーク拠点の充実など、交通ネットワークの強化に向け、協議・検討を進めていきます。

また、路線バスの再編やモード転換による利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通の再構築を図るとともに、駅のバリアフリー化の推進など、利便性や安全性の向上を図ります。

道路については、アクアラインと一体となって、首都圏の広域的な幹線道路ネットワークを形成する圏央道や、外環道と成田空港を最短で結び、首都圏の国際競争力を強化する北千葉道路、房総半島の先端部へ向かう高規格道路である富津館山道路の全線4車線化などの広域的な幹線道路ネットワークの整備を促進していきます。

特に人口が集中し、渋滞が深刻化している県北西部において人・モノの流れのボトルネックとなっている慢性的な交通渋滞を解消する道路整備を最重要と位置づけ、地域のみならず本県全体のポテンシャルを十分に発揮させる、新湾岸道路や千葉北西連絡道路の計画の具体化や、北千葉道路の全線直轄編入を国に働きかけていくとともに、広域的な幹線道路ネットワークへのアクセス道路を含めた国県道全体の円滑化に向けて、現道拡幅や、バイパス整備、交差点改良などの道路整備を加速していきます。

また、全県において、高速道路への追加インターチェンジの整備に加え、圏央道などの整備効果を県内各地へ波及させるインターチェンジへのアクセス道路の整備を進めます。

このほか、県境の橋りょうやその周辺地域に集中する交通の円滑化、交通渋滞の改善、地域防災力の強化、成田空港や千葉港などの国際的な拠点へのアクセス強化、地域のまちづくりを支える道路の整備を進めます。

アクアラインについては、通行料金引下げ（ETC普通車 800 円）を継続するとともに、アクアラインの効果が最も発揮できるよう、交通流を最適化する施策を推進します。また、我が国の将来的な発展や成田空港の拡張事業等による更なる交通需要の増加に対応するため、交通容量の拡充方策について中長期的な視点から検討を促進します。

施策の推進に当たっては、これまでに取り組んできた「県都1時間構想」に国から新たに示されたWISNET2050の考え方も踏まえ、ビッグデータ等を活用した現状の分析により効率的・効果的に課題を捉えることで、道路の階層性に応じた移動しやすさや強靱性など、求められるサービスレベルを達成するための、シームレスなネットワークの充実・強化に取り組めます。

【主な取組】

Ⅱ－３－①－１ ちばの活力を高める公共交通ネットワークの形成

成田空港の拡張事業の効果を最大限に発揮させるため、空港周辺の単線区間の解消

や都心への直結線の整備等による空港までの輸送力・速達性の向上について、国による取組が進むよう働きかけていきます。

また、都心へのアクセス強化のため、ＪＲ京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の早期実現に向け関係者と連携して取り組んでいくとともに、国の交通政策審議会の答申に位置付けられた本県関係路線について、地元自治体等と連携して整備を促進していきます。

このほか、鉄道事業者が行う沿線地域の活性化や収入確保に関する取組に対し、沿線市と共に支援していきます。

- ・成田空港への鉄道アクセス強化に向けた整備促進（再掲）
- ・ＪＲ京葉線の東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転と輸送力増強の促進
- ・東京８・１１号線の整備促進
- ・つくばエクスプレスの利便性向上の促進
- ・交通政策審議会答申路線の整備促進
- ・東葉高速鉄道株式会社に対する支援
- ・北総鉄道沿線の活性化の促進

Ⅱ－３－①－２ 時代の変化に応じた地域公共交通の維持・確保とリ・デザインの推進

地域に不可欠な地域公共交通を維持・確保するため、路線バス運転手の確保など交通事業者の取組を国と連携して支援します。

また、より利便性・持続可能性の高い公共交通への再構築を推進するため、地域の実情に応じた交通サービスの再編やモード転換、デジタル技術の活用など市町村や交通事業者等の取組を支援します。

広域的な幹線道路ネットワークの整備状況などを踏まえ、高速バスターミナルの充実に支援します。

さらに、沿線住民の通勤・通学の足や地域に人を呼び込む重要な観光資源となっている地域鉄道に対し、市町村等の関係機関と連携しながら、経営の安定化や安全性向上を図るための支援を行います。

- ・路線バス運転手の確保
- ・持続可能な地域公共交通の再構築
- ・デジタル技術を活用した公共交通サービスの導入・活用支援
- ・地域鉄道の安全性向上に対する支援
- ・いすみ鉄道に対する支援

Ⅱ－３－①－３ 交流を支える道路ネットワークの整備・有効活用

県内外の交流や連携、スムーズな「人・モノ・財」の流れを強化させ、さらには防災力の強化を図るため、圏央道、北千葉道路、富津館山道路の全線４車線化の整備促進、新湾岸道路、千葉北西連絡道路の計画の早期具体化など広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化や、京葉道路の渋滞対策、国道３５７号や国道５１号、国道１２７号等の機能強化の整備促進に取り組めます。また、東関東自動車道館山線の富津から館

山までの計画の具体化や国道 16 号などの東京湾岸道路未整備区間の計画の具体化、東京湾口道路の調査・研究について国へ働きかけていきます。

さらに、「成田空港及び周辺地域と圏央道を結ぶ新たなインターチェンジ」については、「地域活性化 I C 制度」活用による早期の実現に向けた検討を進めるとともに、（仮称）かずさインターチェンジについては、計画の早期具体化に向け取り組みます。また、（仮称）神崎パーキングエリアや（仮称）山武パーキングエリアなど、圏央道の利便性向上を図る新たな休憩施設の整備を促進します。

圏央道や京葉道路などの高速道路インターチェンジにアクセスする道路については、銚子連絡道路や長生グリーンラインをはじめ、国道 126 号、国道 296 号、国道 297 号、国道 356 号、県道成田小見川鹿島港線、県道船橋我孫子線等の整備を推進し、館山・鴨川道路や鴨川・大原道路などの外房地域を結ぶ高規格道路の検討を進めるとともに、県北西部のインターチェンジ周辺の交通の円滑化に資する、県道松戸野田線、都市計画道路二俣高谷線などの整備に向け、沿線市と連携し、検討を進めます。

アクアラインについては、通行料金を引き下げる「アクアライン割引」（ETC 普通車 800 円）の継続を国等に働きかけるとともに、時間帯別で通行料金を変動させる「料金変動制」の社会実験を実施する等、交通流を最適化する施策を推進し、アクアラインの 6 車線化、国道 409 号の 4 車線化を含むアクアライン着岸地周辺道路網などの検討に向けた調査・研究の実施を国に働きかけ、アクアラインの効果が最も発揮できるよう取り組みます。

さらに、都県境の限られた橋りょうやその周辺地域に集中する交通の円滑化を図る（仮称）押切・湊橋、（仮称）都市軸道路利根川橋梁、野田橋の 4 車線化などの整備を推進するとともに、若草大橋延伸線の計画の早期具体化、県北西部等の都市部における慢性的な渋滞対策として、都市計画道路藤崎茜浜線や都市計画道路今上木野崎線等の整備を推進します。

このほか、地域防災力や主要な観光地へのアクセスの強化など、地域のまちづくりを支えるため、国道 128 号、国道 410 号、国道 465 号、県道市原天津小湊線、県道犬掛館山線、県道飯岡片貝線、県道茂原白子線、県道鴨川保田線、県道飯岡一宮線、県道千葉鴨川線、県道勝浦布施大原線等の国道・県道のバイパス整備や現道拡幅を進め、「成田空港周辺における道路整備計画」に基づく道路の整備や事業化に向けた調査を併せて推進します。

- ・広域的な幹線道路ネットワーク等の整備促進
- ・国道及び県道のバイパス・現道拡幅の整備推進
- ・成田空港周辺における道路整備計画に位置付けられた路線の整備推進及び調査路線等の実現に向けた検討（再掲）
- ・高速道路インターチェンジへのアクセス道路の整備推進
- ・県境橋りょうの整備推進
- ・まちづくりを支援する道路の整備推進（再掲）
- ・地域防災力の強化や主要な観光地へのアクセス道路の整備推進
- ・アクアラインの割引継続と料金変動制等による効果の最大化

Ⅱ－３－①－４ 港湾の整備・振興

港湾は、生活と産業を支える重要な社会資本です。そのため、物流機能の充実・強化を図るため、大型船舶に対応した岸壁の配置や規模を港湾計画に位置付け、整備を進めるとともに、港湾の利用促進を図るため、港湾の運送事業者、船会社、県内経済団体等と連携し、官民一体となった戦略的なポートセールスに継続的に取り組みます。

千葉港においては、平成 30 年（2018 年）11 月に改訂した「千葉港港湾計画」に基づき、ふ頭用地の不足、貨物の混在、船舶の大型化などの課題に対応するため、埋立てによるふ頭用地の拡大や岸壁の改良等を行うふ頭の再編事業を進めていきます。

木更津港木更津南部地区においては、大型化するガット船に対応するための岸壁増深や、圏央道の県内区間全線開通による車両貨物輸送の需要増加に対応した岸壁の整備、旧水面貯木場の埋立てによる保管・流通施設用地の確保などに取り組みます。

また、千葉港、木更津港及び館山港においては、まちづくり事業と連携し、港湾緑地、地域のにぎわいの拠点となる旅客船ふ頭やクルーズ船の受入環境の整備を推進します。

さらに、銚子市沖洋上風力発電の円滑な実施や地域振興を図るためメンテナンス等での利用が見込まれる名洗港の整備を進めていきます。

このほか、千葉港、木更津港においては、「千葉港・木更津港港湾脱炭素化推進計画」に基づき、カーボンニュートラルポート形成に向けた取組を進めます。

- ・千葉港千葉中央地区のふ頭再編の推進
- ・木更津港木更津南部地区の整備
- ・港湾緑地・旅客船ふ頭やクルーズ船受入環境の整備
- ・ポートセールスの推進
- ・カーボンニュートラルポート形成の推進
- ・洋上風力発電での活用に向けた港湾の整備

施策項目Ⅱ－３－② 社会資本の適正な維持管理

【目標】

安定的な公共サービスを提供できるよう、老朽化する社会資本に対して、定期的な点検と適切な維持管理を行うことにより長寿命化を進めます。

【現状と課題】

既存の道路・河川・海岸・港湾・公園・上下水道などの多くが高度経済成長期以降に整備されたものであることから、今後、老朽化する施設の割合は更に増加する見込みであり、大規模漏水や道路陥没を伴う事故が発生している上下水道施設をはじめ、各施設の点検結果を踏まえ、修繕などの措置を早急に行うことが必要となっています。また、これに伴う費用の増大が懸念されています。

そのため、本県では、総合的かつ計画的な管理に向けた中長期的な取組の方向性を示す「千葉県公共施設等総合管理計画」に基づき、施設総量の適正化にも配慮しながら、個別施設ごとの長寿命化計画に基づき予防保全など計画的な維持管理を実施しているところです。

また、本県は、地理的・地形的に水資源に恵まれていないことから、安定した水資源の確保、維持管理が必要です。

市町村等が運営する水道事業には、水源からの距離や利用者数の違いなどにより経営体力に大きな差があります。今後、高度経済成長期に建設された水道施設の老朽化が進行し、その更新費用等の発生が見込まれるほか、地震・台風等の災害や漏水事故などによる断水への備えも必要となっています。

水道事業は主に水道料金を財源に経営を行っていますが、今後の人口減少等により、料金収入の減少のほか、施設整備を担う技術職員の不足などが見込まれます。

このため、水道施設の更新や耐震化などを計画的に進めるとともに、水道事業の経営基盤の強化を図る必要があります。

県営水道においても、今後、水道施設の更新・耐震化に多額の費用を要することから、厳しい経営状況となることが見込まれます。

このような中においても、将来にわたり安全な水を安定的に供給し続けるため、中長期的な視点に立った、計画的な水道施設の更新・整備を行っていく必要があります。

さらに、社会資本の維持管理のためには、地域に根ざした建設業の存在が不可欠ですが、建設業界では少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が深刻化しており、担い手の確保が課題となっています。

【取組の基本方向】

既存の道路・河川・海岸・港湾・公園・上下水道などの社会資本を適切かつ効率的に維持していくため、引き続き計画的な維持管理に努めるとともに、デジタル技術等を活用して効率的な管理を進めます。

県内の水道事業については、将来にわたり安全な水を安定的に供給できるよう、引き続き水源の確保や水道施設の計画的な更新・耐震化等を進めるとともに、個々の水

道事業体の取組のみでは限界があることから、水道事業体の統合・広域連携を推進します。

県営水道においても、水道施設の適切な維持管理や計画的な更新・耐震化を行うとともに、健全経営の確保に取り組みます。

【主な取組】

Ⅱ－３－②－１ 既存施設の適切な維持管理と長寿命化

道路・河川・海岸・港湾・公園・下水道・県営住宅・庁舎・学校などの既存施設の維持管理に当たっては、中長期的な事業費の縮減や平準化を図るため、公共施設等総合管理計画に定める方針を踏まえ策定した、公共施設分野ごとの整備方針等を定めた長寿命化計画に基づき、点検・評価・計画・補修のメンテナンスサイクルを着実に実施するとともに、これまでの事後的な修繕・更新から予防的な修繕や計画的な更新へと転換し、各施設の長寿命化を推進します。

また、担い手不足に対応するため、建設業へ若手が入職しやすい環境を整える取組として、社会保険への加入の徹底や建設現場における週休２日の確保など、新３Ｋ（給料・休暇・希望）の実現に向けて労働環境の改善を促進するとともに、建設現場における生産性向上、デジタル技術の活用や施工時期の平準化など、i-Construction2.0を進めることで新技術導入や、担い手を含めた体制確保を図り持続可能なメンテナンスサイクルを構築するほか、事故・災害等の未然防止や初期対応の迅速化に向け、センサー等を活用した遠隔監視や異常検知等を実施し、インフラ分野におけるＤＸを推進します。加えて、入札の公正性・透明性を確保しつつ、手続きの合理化・効率化を推進することで建設業界・行政双方の生産性向上を実現します。

- ・道路施設の維持管理と長寿命化
- ・河川管理施設の維持管理と長寿命化
- ・海岸施設の維持管理と長寿命化
- ・港湾施設の維持管理と長寿命化
- ・都市公園施設の維持管理と長寿命化
- ・流域下水道施設の維持管理と長寿命化
- ・県営住宅の維持管理と長寿命化
- ・漁港施設の維持管理と長寿命化
- ・庁舎・学校等の維持管理と長寿命化
- ・インフラ分野のＤＸの推進

Ⅱ－３－②－２ 安全で良質な水の安定供給

安定水源の確保のため、国等が行う水資源開発施設の早期完成と、これまで整備された既存施設の適切な維持管理や更新等の改築事業が円滑に行われるよう、関係機関との連携を図ります。

また、災害や事故等が発生した際でも、断水等による給水への影響をできるだけ少なくするため、水道施設の耐震化、停電・浸水対策の促進、応援給水や復旧などの県内水道事業体間の相互応援等の対応強化を図ります。

水道事業体のアセットマネジメントの実施を促進し、水道施設の長寿命化や、長期的な観点からの適切な規模への見直しも含む水道施設の更新計画の策定、更新費用の平準化、デジタル技術を活用した効率的な維持管理等を図ることで、水道施設の計画的な更新や、水道事業の経営基盤の強化を図ります。

さらに、人口減少による料金収入の減少と施設の老朽化対策や耐震化に伴う更新費用の増大、技術職員の不足等、単独の事業体では解決困難な課題に対応するため、県が広域的な水源の確保及び水道用水供給事業を担い、市町村が末端給水事業を担うという考え方を基本に、水道事業体の統合・広域連携に取り組みます。

取組に当たっては、「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合」など、先行事例で得られた知見や成果を他の地域と共有し、丁寧に意見交換を進めていきます。

なお、令和8年度（2026年度）から県が実施することとなる九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業については、県営水道が培ってきた組織力・技術力も生かして、着実に事業を運営していきます。

県営水道においては、多くの水道施設の老朽化や様々な経費の増加などの課題に直面する中においても、将来にわたり安全な水を安定的に供給し続けるため、令和8年度（2026年度）からの「千葉県営水道事業中期経営計画」においては、これまでの「強靱」、「安全」、「信頼」の基本目標に、新たに「持続」を位置付け、人材の確保・育成や財務基盤の強化により強固な運営基盤の確立を目指していくとともに、水道施設の更新・耐震化をはじめ、各施策・取組を計画的かつ効率的に推進していきます。

- ・水資源開発と適切な維持管理の促進
- ・水道事業体の計画的な浄・給水場や管路等の更新・耐震化の促進
- ・水道事業体の経営健全化への支援
- ・水道事業体の災害・事故等への対応強化の促進
- ・県内水道の統合・広域連携の推進
- ・県が実施する水道用水供給事業の着実な運営
- ・県営水道の健全経営の推進
- ・県営水道における安全で安心な水の供給
- ・県営水道の浄・給水場や管路等の計画的な更新・耐震化

施策項目Ⅱ－３－③ 快適で暮らしやすいまちづくりとスマート自治体の実現

【目標】

県民の誰もが安全に安心して快適に暮らすことができる住まい・まちづくりを進めます。地球環境にやさしく利便性の高い魅力あふれるまちづくりを進めるとともに、県民一人ひとりのニーズに応じた行政サービスを効率的に提供することができるスマート自治体を目指します。

【現状と課題】

今後、高齢化の更なる進行が見込まれる中、高齢者等に配慮した住まい・まちづくりの推進が一層求められています。そのためには、高齢者等の住まいに係る住宅セーフティネットの構築が重要となります。また、高齢者や障害のある人をはじめとして、全ての人が安心して快適に過ごすことができるよう、公共交通機関や道路、公共施設などのバリアフリー化を進める必要があります。

さらに、人口減少が見込まれる中で、空き家数が増加傾向となっており、それらが放置された場合には生活環境の悪化や地域活力の低下につながるおそれがあることから、空き家の発生抑制、流通・利活用の促進等の対応が求められています。

県北西部等の都市部では、深刻な交通渋滞と、それに伴う多額の経済損失・環境負荷の増大が引き起こされており、円滑な地域間交流のための機能確保が課題となっています。

まちづくりにおいては、県民の生活圏、経済活動の拡大や、広域的な幹線道路ネットワーク、成田空港、港湾などの社会インフラが充実するなど、大きく変化している社会経済情勢に対応するため、市町村の枠を超えた広域的な視点が求められています。

また、自然環境への配慮として、道路や河川などの整備における環境に配慮した取組の推進や、近年の頻発化・激甚化する自然災害に対応する取組、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進等を通じた、災害に強く、環境と共生する、持続可能なまちづくりが求められています。

加えて、豊かな住生活の実現に向け、歴史的文化・景観などの地域固有の資源や地域特性を生かし、多くの人々から選ばれる「魅力あふれるまちづくり」が求められています。

そのほか、社会経済情勢の変化、少子高齢化による労働力の減少、様々な価値観・ライフスタイルの普及などにより、県が取り組むべき課題が多様化・複雑化している中、県民一人ひとりが豊かな人生を送れる社会をつくっていくためには、質の高い行政サービスを提供することが必要です。

【取組の基本方向】

広域的な視点により、人口減少・少子高齢化に対応するためのコンパクトで持続可能なまちづくりや災害に強いまちづくり、高速道路などで構成する広域的な幹線道路ネットワークの波及効果等による地域の活性化を目指すとともに、県民の誰もが安心

して快適に暮らすことができ、魅力あふれる生活空間の創出を図ります。

公共交通機関のバリアフリー化については、国が定めた基本方針による目標の達成に向け、引き続き関係機関と連携しながら、導入を推進します。また、道路や公共施設などについては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を図ります。

まちづくりにおいては、地域に愛着を持つことのできるよう良好な景観の形成に取り組むとともに土地区画整理事業や市街地再開発事業において安全かつ快適な生活空間の創出を図ります。また、県北西部等の都市部の深刻な交通渋滞対策として、鉄道との立体交差化や街路など都市計画道路の整備を推進するとともに、地域特性に応じて都市公園の拡充や流域下水道の整備を推進するなど、県民の生活環境の改善・向上に取り組みます。さらに、環境に配慮した道づくりの推進や都市における緑の保全・創出、河川・湖沼等の自然環境の保全と再生等に取り組みます。

住まいづくりにおいては、国や市町村・事業者・市民活動団体・県民などの多様な主体と連携・協働し、豊かな住生活の実現を目指します。また、住宅セーフティネット機能の強化を目的として県営住宅における60歳未満の単身者や同性パートナーの入居を認める等県営住宅の入居要件を緩和してきましたが、あわせて民間賃貸住宅の活用を促進するなど、官民連携による住宅セーフティネット体制の充実を図ります。

また、県を取り巻く環境変化や課題に対応しつつ、県民一人ひとりにとっての利便性の向上を実現するとともに、県や県民・事業者が行政手続等にかかる時間や労力を含む様々なコスト削減により県民・事業者が時間を返すことができるよう、県行政のDXを加速させるとともに、市町村によるDXの推進に向けて連携・支援を行い、スマート自治体の実現を目指します。

【主な取組】

Ⅱ－３－③－１ 次世代に向けたまちづくりの推進

生活圏、経済活動の拡大への対応や、道路、公共交通などの社会インフラの効果的な活用を目指し、市町村の枠を超えた広域的なマスタープランにより拠点や道路・交通ネットワークを配置し、合理的な土地利用の規制・誘導を図ります。

また3D都市モデル等による都市構造の可視化や、都市課題の解決ツールとしての利活用など、まちづくりDXを促進するため、都市計画基礎調査や都市計画情報のオープンデータの整備を進めます。

さらに、持続可能なまちづくりに向け、市町村を支援し、計画的な土地利用を進め、コンパクトシティの構築や高速道路インターチェンジ周辺等への企業誘致の受け皿となる産業用地の整備を促進します。

そのほか、生活の質や利便性の向上のため、デジタル技術やグリーンインフラ、既存の社会ストックを活用し、誰もが居心地がよく、望むライフスタイルが選択できる、暮らしたい、暮らし続けたい魅力ある豊かなまちづくりを進めます。

- ・広域的なマスタープランの導入による都市計画の見直し
- ・都市計画基礎調査や都市計画情報のオープンデータの整備によるまちづくりDXの促進
- ・コンパクトシティの構築や新たな産業用地整備の促進など、持続可能なまちづくり

Ⅱ－３－③－２ 安全・安心で魅力あふれるまちづくり

県北西部では、つくばエクスプレス沿線と一体となった秩序ある住宅地の形成を図る土地区画整理事業と広域的な幹線道路となる都市軸道路の整備を進めるとともに、次世代環境都市や子育て世代が住みやすいまちづくりを目指し、県内外から人々が集う未来志向の魅力あふれるまちづくりを推進します。

アクアライン着岸地である「かずさアクアシティ」では、千葉県の玄関口として商業、業務、居住等の複合的な土地利用が図られるよう土地区画整理事業を進め、圏央道等による空港や対岸へのアクセスの良さを生かして、房総半島の交流拠点となるまちづくりを推進します。

また、市町村や組合等が施行する土地区画整理事業・市街地再開発事業等を支援するとともに、良好な宅地の供給を図り、「災害に強いまち」「にぎわいのあるまち」など、地域の特性に応じた魅力あふれるまちを県内各地に創出します。

加えて、ふれあいパークきみつなどの道の駅や（仮称）神崎パーキングエリアや（仮称）山武パーキングエリアなど高速道路の休憩施設（サービスエリア及びパーキングエリア）の整備や防災機能等の強化を進めます。

さらに、日常の生活で利用している道路が狭隘で見通しが悪いなど、利便性が低く社会経済活動に支障となっている、あるいは休日の買物や観光客の集中による渋滞の発生が地域の観光振興を妨げている等、各地域における課題を解決し、それぞれの特性を生かしたまちづくりや地域づくりを支える道路等の整備を推進します。また、鉄道との立体交差や都市計画道路の整備により、踏切除去や歩行者・自転車の通行空間の確保による安全性の向上、都市内交通の円滑化と渋滞解消による環境負荷の低減を図ります。また、災害時の避難路・緊急輸送路となることで、防災機能の向上に寄与します。

県民の安全で快適な生活のため、良好な都市環境の保全、スポーツ・レクリエーション、防災など多様な機能を有する都市公園について、民間活力を導入し、都市公園における新たなにぎわいの創出や魅力の向上、地域の活性化を図ります。

また、生活環境の改善と公共用水域の水質を保全するため、流域下水道施設の計画的かつ効率的な整備を推進するとともに、市町村に対し効率的な公共下水道整備が図られるよう広域化・共同化を含め助言を行います。

このほか、道路幅員の再配分による自転車道や自転車専用通行帯の整備、矢羽根型路面標示の設置を行うなど、自転車の安全で快適な通行環境の整備を推進するとともに、歩道部での透水性舗装や、車道部での排水性舗装の実施に取り組み、環境負荷の低減を図ります。また、安全で快適な建築空間の創出や環境負荷低減の配慮などに優れた建築物の普及啓発に取り組みます。

- ・つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業の推進
- ・金田西特定土地区画整理事業の推進
- ・土地区画整理事業・市街地再開発事業の促進
- ・コンパクトシティの構築や新たな産業用地整備の促進など、持続可能なまちづくり

に向けた市町村支援（再掲）

- ・道の駅等の機能強化（再掲）
- ・交通遮断時間の多い踏切除去の推進
- ・まちづくりを支援する道路の整備推進
- ・都市公園の整備推進
- ・流域下水道整備の推進
- ・自転車通行環境の整備推進（再掲）
- ・優れた建築物の普及啓発
- ・地籍調査事業の推進（再掲）
- ・透水性舗装・排水性舗装の推進

Ⅱ－３－③－３ バリアフリー化の推進

高齢者や障害のある人をはじめとする全ての人が、県内において安心して快適に過ごすことができるよう、障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）の普及による同区画の適正利用を推進するほか、鉄道駅のホームドア等の整備、福祉タクシーの導入促進、県が管理する特定道路の歩道や交通安全施設においてバリアフリー化を推進するとともに、県内の様々な施設のバリアフリー情報を掲載する「ちばバリアフリーマップ」の充実を図ります。

また、県有施設の整備においては、これまでも高齢者、障害のある人等にとって安全かつ快適に利用できるように整備を進めてきたところであり、引き続き、「千葉県福祉のまちづくり条例」の「整備基準」に基づく施設の計画、設計、施工等を一層推進していきます。

- ・障害者等用駐車区画利用証制度の普及・啓発
- ・公共交通におけるバリアフリー化の推進
- ・福祉タクシーの導入促進
- ・特定道路のバリアフリー化対策の推進
- ・交通安全施設のバリアフリー化の推進
- ・ちばバリアフリーマップの充実・周知
- ・公共施設におけるバリアフリー化の推進

Ⅱ－３－③－４ 環境・景観に配慮した整備・保全

河川・湖沼において、健全な水循環の維持や回復に配慮し、流入負荷の削減や自然浄化機能の回復により水質浄化を図るとともに、多自然川づくりの実施により、多様な生物を育み潤いのある川づくりなどを推進します。

海辺・水辺の保全・活性化を進めるため、河川等の環境整備やにぎわいづくりを国や市町村と連携しながら進めます。また、道路整備を進める際には、周辺環境や景観への配慮を前提に取り組むとともに、歩道部での透水性舗装や、車道部での排水性舗装の実施、道路緑化等のグリーンインフラの整備に取り組みます。脱炭素に資する持続可能なまちづくりに向け、良好な都市環境の形成を図るとともに、グリーンインフラの取組を進めるため、市町村と連携しながら、特別緑地保全地区の指定等による緑

地の保全や都市公園の整備等による緑の創出、地域の特性を生かした「水と緑のふれあいの場」の創出を推進します。

さらに、良好な景観形成を推進するため、市町村の主体的な取組への支援や県民等の景観づくりへの参加を促進します。また、県が公共事業を実施するに当たっては景観へ配慮するとともに広域的な観点による良好な景観形成を進めます。

あわせて、多様な主体による協働の下、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を生かした地域活性化、観光振興に寄与する日本風景街道の一層の推進を図ります。

- ・河川・海岸環境の整備・保全とにぎわいづくり
- ・周辺環境に配慮した道路の整備推進
- ・透水性舗装・排水性舗装の推進（再掲）
- ・都市における緑の保全と緑化の推進
- ・都市公園の整備推進（再掲）
- ・コンパクトシティの構築や新たな産業用地整備の促進など、持続可能なまちづくりに向けた市町村支援（再掲）
- ・屋外広告物の規制・誘導
- ・良好な景観形成に向けた啓発活動の実施及び市町村支援
- ・グリーンインフラの整備推進（再掲）

Ⅱ－３－③－５ 豊かな住生活の実現

県民の豊かな住生活の実現に向け、良質な住宅の供給や、既存住宅の適切な維持管理・流通・活用など、多様な居住ニーズに応じた適切な住宅を選択するための環境整備を促進します。特に空き家については、状況に応じた適切な管理・除却・利活用を図っていきます。

また、高齢者や低額所得者、障害のある人、被災者等の住宅確保要配慮者の住宅の確保のため、県営住宅の既存ストックの有効活用と適切な入居管理を推進します。あわせて、高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進します。

さらに、安全な住宅・住宅地の形成や、良質な住宅ストックの形成による脱炭素社会の構築のほか、新しい住まい方の実現を目指します。

これらの取組を、地域特性を踏まえて、国や市町村・事業者・市民活動団体・県民などの多様な主体と連携・協働を行うことにより進めます。

- ・住情報の提供
- ・良質な住宅の供給促進
- ・高齢者等の住宅確保要配慮者に対する適切な住宅の確保
- ・既存住宅の流通・活用の促進
- ・空き家の適切な維持管理・流通・活用の促進
- ・県営住宅の建設・管理
- ・マンション管理の支援

Ⅱ－３－③－６ スマート自治体の実現

県民や事業者がデジタル活用の利便性を実感できるよう、利用件数の多い手続を優

先してオンライン化に取り組むとともに、県に対する手数料等の納付手続についてキャッシュレス決済を推進し、併せて収入証紙制度を見直すことで、県民サービスの向上や収納業務の効率化を図ります。

また、今後、多様化・複雑化する課題に対応し、質の高い行政サービスを提供するために、生成A I など近年急速に革新が進むデジタル技術の活用や業務の在り方の見直しによる県庁の業務効率化に取り組むとともに、県職員が効果的な施策を実施できるよう、データ利活用に対する意識醸成やデータ収集・分析等のスキルの習得機会の継続的な提供を図っていきます。

加えて、行政が保有する様々な分野のデータを、地域課題の解決や企業活動にも活用できるよう、オープンデータとして整備するとともに、その活用の機運醸成に取り組めます。

さらに、県内市町村が戸籍や税などの基幹業務に係るシステムの標準化・共通化をはじめとするD X に着実に取り組めるよう、外部専門人材を活用し、専門的・技術的な助言を行うとともに、デジタル人材の確保・育成に対して支援を行うほか、あわせて、業務の効率化やコスト削減のため、県と市町村の連携によるシステムの共同調達・共同利用を進めていきます。

- ・行政手続オンライン化・キャッシュレス決済の推進
- ・生成A I やチャットボット等のデジタルツール等の効果的な活用
- ・オープンデータの整備や活用機運の醸成等の推進
- ・行政内部におけるデータ活用の推進
- ・外部専門人材の活用による市町村D X の促進
- ・市町村との連携によるシステムの共同調達・共同利用

第Ⅲ項 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

政策分野Ⅲ－１ 医療提供体制の充実と健康寿命の延伸

県民一人ひとりが、健やかに地域で暮らし、心豊かに長寿を全うできる総合的な保健医療福祉システムづくりを進めます。

また、全ての県民が健やかで心豊かに生活できる社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性をもつ取組を推進します。

施策項目Ⅲ－１－① 増大する医療需要への対応

【目標】

人口減少や高齢化の進行、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境の大きな変化の中でも、地域において質の高い医療サービスを安心して受けられるよう、地域医療体制を整備します。

【現状と課題】

急速な少子高齢化や医療技術の進歩、医療分野のデジタル化の進展、県民の意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化しています。特に本県では、今後も、高齢者人口の増加が見込まれており、老衰や誤嚥性肺炎による死亡が増加するなど、疾病構造が大きく変化するとともに、医療需要そのものの増加も見込まれています。このため、発症予防の推進とともに、救急医療、在宅医療、がんや認知症対策など、超高齢社会に対応した保健医療提供体制の充実が喫緊の課題です。

また、本県では医師・看護職員等が少ないことや地域による偏在等が指摘されていることから、将来の生産年齢人口の減少など、医療提供体制を取り巻く環境の変化に留意しつつ、医師・看護職員等の確保対策に取り組む必要があります。特に、令和6年（2024年）4月以降、医師の時間外・休日労働に対し上限規制が適用されたことも踏まえ、医療機関における勤務環境の改善を支援することが重要です。

さらに、地域ごとの人口構造の違いから、医療需要の増加幅やピークを迎える時期には地域差があると推計されており、それぞれの地域の課題に応じた対応も重要です。

こうした状況を踏まえ、県民一人ひとりが地域において安心して生活できるよう、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保や、医療・介護サービスの連携、総合的な健康づくり、安全な生活環境の実現を図ります。

【取組の基本方向】

疾病の予防から診断、治療、リハビリテーション、在宅療養に至るまで、県民のニーズに応じた多様なサービスを、地域において一貫して提供する保健医療サービスの実現を推進していきます。

また、医師・看護職員の確保・定着促進・再就業対策を図るとともに、医療分野のデジタル化を進め、地域に必要な医療の安定的な供給を図ります。

さらに、救急医療、周産期医療、小児救急医療の体制整備の推進や自治体病院に対

する施設整備・医師確保などの支援を行うとともに、県立病院の充実・強化を図ることと、地域における医療提供体制を確保します。

【主な取組】

Ⅲ－１－①－１ 医療機関の役割分担と連携の促進

高度急性期から在宅医療まで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、地域で必要な病床機能等を明らかにし、病床機能の分化及び連携を推進します。

また、地域の中核を担う医療機関や、救急・小児・周産期・がん等の先進・高度・特殊医療機能を有する医療機関等の病床機能を明確化し、医療機関の機能強化や機能の分化を促進するとともに、連携体制の構築を図ります。

さらに、将来的に不足が見込まれる病床機能への転換に対する支援などを行い、医療機関の適切な役割分担や連携を促進します。

加えて、県民に自身に合った適切な医療機関を受診してもらうため、かかりつけ医等について周知や定着促進を図るとともに、病院や診療所等が有する機能に関する情報を広く提供します。

- ・地域医療構想を踏まえた病床機能の分化や連携の推進
- ・地域の中核的医療機能や特殊医療機能を担う医療機関の強化・連携の促進
- ・かかりつけ医等の周知・定着促進
- ・医療情報ネット（ナビイ）やちば救急医療ネットによる医療情報等の提供

Ⅲ－１－①－２ 在宅医療の充実

病気になっても可能な限り住み慣れた自宅等で、必要な医療・介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活が実現できるよう、在宅医療を支える医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の一層のスキルアップ等に重点的に取り組むとともに、在宅医療資源の充実を図ります。

また、在宅医療を支える「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師・薬局」について県民への周知を図るとともに、それら医療従事者への暴力・ハラスメントを防止する取組などを通じ、定着促進を図ります。

さらに、患者、利用者の視点に立って、切れ目なく包括的な医療・介護を提供するために、医療・介護に係る多職種の連携や、急変時に速やかに入院できる医療連携を促進します。

- ・訪問診療・訪問歯科診療・訪問薬剤管理指導・訪問看護など在宅医療提供体制の整備促進
- ・患者が望む場所で看取りができる環境づくりと県民理解の促進
- ・切れ目のない在宅ケアサービスの提供に係る医療と介護の連携体制の構築支援
- ・在宅歯科診療の実施に必要な設備整備や在宅歯科医療連携室の設置
- ・地域リハビリテーションの推進
- ・訪問看護ステーションの大規模化等の支援
- ・かかりつけ医等の周知・定着促進（再掲）

Ⅲ－１－①－３ 医師・看護職員の確保・定着対策と地域医療格差解消に向けた取組の推進

医師の増加や地域偏在の改善を図り、誰もが安心して医療が受けられる体制を確保するため、医学生への修学資金の貸付け、医師のキャリアアップの支援と県内医療機関への就職支援、働き方改革を踏まえた就労環境の改善や医師少数区域の病院等への医師派遣を行うとともに、県内の大学医学部と連携し、医師の確保や定着促進を図ります。

また、地域で必要な医師確保への支援や医療機関への助成等により、診療科偏在の解消に努めます。

看護職員については、看護学生への修学資金の貸付けや看護師等養成所の運営費補助などを行うことで看護職員の確保・養成に努めるとともに、病院内保育所の運営費補助や無料職業紹介などの再就業促進事業を実施して、看護職員の定着促進を図ります。

- ・ 医学生・看護学生等への修学資金の貸付け
- ・ 医療技術研修やセミナーの開催及び臨床・専門研修や就業に関する支援
- ・ 医師が不足する自治体病院等への医師派遣
- ・ 産科医・小児科医や若手医師等の確保・定着支援
- ・ 医師の働き方改革の推進
- ・ 県内の大学医学部との連携
- ・ 看護職員の養成品拡充強化
- ・ 看護職員の資質向上
- ・ 看護職員の定着促進
- ・ 看護職への再就業の促進

Ⅲ－１－①－４ 医療分野のデジタル化の推進

限られた医療資源の中で質の高い医療サービスを提供するため、国において行われている様々な議論を注視しつつ、本県における医療情報の連携・ネットワーク化について検討するほか、オンライン診療の促進や、電子カルテの導入による情報共有の円滑化を図るなど、医療分野のデジタル化を進めます。

また、医療情報ネット（ナビイ）やちば救急医療ネット等の適切な運用に努め、各システムにより診療所情報等の提供を行います。

- ・ オンライン診療の促進
- ・ 電子カルテの導入促進
- ・ 電子処方箋の導入促進
- ・ 医療機関等における医療情報の連携・ネットワーク化の促進
- ・ 県民への医療情報等の提供
- ・ デジタル技術を活用した医療・福祉現場の業務効率化

Ⅲ－１－①－５ 救急医療体制の整備

救急医療資源に限りがある中、救急医療の増加に対応するため、救命救急センター

の施設・機能の充実・強化及び運営の円滑化を図り、救急医療体制の強化を図ります。

また、24 時間応需体制の救命救急センターにおいて、心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の重篤救急患者の救命医療を行うとともに、重篤患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るため、ドクターヘリの活用を行います。

さらに、「千葉県 A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」に基づく基本計画により、学校における心肺蘇生法の実施等に関する実習や商工団体などに働きかけて県民への理解を促進し、A E D 使用率の向上を図るとともに、救急安心電話相談を実施することで、県民の不安の解消や救急医療機関への患者集中の緩和を図ります。

- ・ドクターヘリの活用
- ・地域医療の現状を踏まえた救命救急センターの体制強化
- ・A E D（自動体外式除細動器）及び心肺蘇生法の普及促進
- ・救急安心電話相談の実施

Ⅲ－１－①－６ 周産期・小児救急医療体制の整備

こどもを安心して産み、育てる環境づくりを医療面で整備するため、分娩リスクの高い妊娠や高度な新生児医療等に対応できる医療施設である周産期母子医療センターに対し運営費等を支援するとともに、分娩リスクが伴う妊婦の搬送に関する母体搬送ネットワーク体制や母体の県域を越えた救急搬送の運用など、周産期医療体制の整備を進めます。

また、小児救急電話相談を実施し、保護者の不安の解消や救急医療機関への患者集中の緩和を図るとともに、診療科領域を問わず、全ての重篤な小児救急患者を 24 時間体制で受け入れる小児救命救急センターや、夜間・休日に複数医療圏の小児二次救急患者を受け入れる小児救急医療拠点病院に対し運営費等を支援するなど、小児救急医療体制の整備を進めます。

- ・周産期母子医療センターの支援
- ・母体搬送コーディネート体制（24 時間・365 日体制）の確保
- ・母体の県域を越えた緊急搬送の適正な運用
- ・小児救急電話相談の実施
- ・小児救命救急センターの支援
- ・小児救急医療拠点病院の支援
- ・小児救急医療に係る夜間・休日診療所運営の支援

Ⅲ－１－①－７ 自治体病院への支援

自治体病院における安定した医療提供体制を確保するため、病院間の役割分担に基づく機能再編や他の医療機関との連携推進を進めるほか、地域に必要な医療機能を確保するために自治体が行う施設整備や医師確保の取組を支援します。

また、各病院の経営状況などを踏まえて、経営改善に向けた助言などの支援を行います。

- ・自治体が行う医療施設整備に対する支援

- ・医師が不足する自治体病院等への医師派遣（再掲）
- ・医学生への修学資金の貸付け

Ⅲ－１－①－８ 県立病院の経営安定化と機能強化

県立病院は高度専門医療や中核的な地域医療を担っており、より一層質の高い医療の安定的な提供と、医療の安全と患者の安心を最優先とする患者の視点に立ったサービス向上のため、効率的な経営、医療人材の確保・育成、情報提供機能及び災害医療の強化に取り組めます。

また、病院の施設・設備については、病院機能の維持に支障をきたすことのないよう、老朽化等の状況を踏まえ、計画的な検討・整備を進めていきます。

- ・安全・安心な質の高い医療の提供
- ・がんセンター等の施設整備
- ・千葉リハビリテーションセンターの再整備
- ・安全で質の高い医療提供のための医療機器等の整備
- ・勤務環境改善や研修等の充実による人材確保及び育成
- ・災害医療の強化
- ・デジタル技術を活用した医療提供体制の強化

Ⅲ－１－①－９ 県立保健医療大学の機能強化

県立保健医療大学は、本県唯一の県立大学として平成 21 年（2009 年）に開学して以降、これまで、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の多くの優秀な人材を県内に輩出してきています。

今後も本県の保健医療の向上に貢献する大学であり続けるためには、デジタル社会の進展や、国際化、医療の高度化・専門化、医療の提供の場の多様化など、昨今の保健医療を取り巻く環境変化に対応し、時代を切り開くことのできる人材の育成が必要です。また、施設・設備の老朽化への対応も急務となっています。

そこで、時代のニーズに合わせ、次世代を担う若者の目線に立ち、かつ将来を見据えた、ソフト・ハード両面における機能強化に向けた教育・研究機能や施設等を整備するため、基本計画の策定等、実現に向けた取組を進めます。

- ・デジタル化や国際化に対応できる保健医療人材の育成
- ・県の健康づくり政策に対するシンクタンク機能の強化
- ・リカレント教育機能の強化
- ・施設・設備面の充実・強化
- ・大学院の設置等、より高度な教育課程の設置

施策項目Ⅲ－１－② 生涯を通じた健康づくりと予防医療の推進

【目標】

全ての県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備や改善を通じて、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に取り組みます。

【現状と課題】

平成 22 年（2010 年）から令和 4 年（2022 年）までの間で、本県の健康寿命は延伸しており、令和 4 年（2022 年）の健康寿命は、男性 72.96 年（全国 72.57 年）、女性 75.89 年（全国 75.45 年）と全国を上回る数値となっています。

県の健康増進計画「健康ちば 21(第 3 次)」では、自ら健康づくりに積極的に取り組む者だけではなく、健康に関心の薄い者を含む幅広い層に対してアプローチを行うことが重要としており、誰もが無理なく自然に健康な行動を取ることができるような環境整備を進めていく必要があります。

また、高齢化の進行により、今後、更なる社会保障費の増大が見込まれる中、病気になってから治療を行うのではなく、病気にかからないよう対策を行う予防医療の推進が重要です。

がん・心疾患・脳血管疾患等の生活習慣病は、その原因に食生活等の生活習慣が関与していることが分かっています。また、40 歳代から増え始め 50 歳代で急激に増える傾向にあり、本県でも高齢化に伴い、これらの生活習慣病患者が増加しています。

このため、生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、小児期からの望ましい生活習慣の獲得など、ライフステージに応じた対策を進めるとともに、介護を要する主要因である脳血管疾患や運動器の障害を予防する必要があります。

県民の死亡原因の第 1 位であるがんは、予防と早期発見・早期治療が重要であることから、がん検診の受診率 60%を目標に、受診率の向上を図るとともに、がん診療連携拠点病院及び千葉県がん診療連携協力病院を中心に、県民がどこに住んでいても、質の高い医療をはじめ、医療に関する情報提供やきめ細やかな相談支援が受けられる体制を整備する必要があります。加えて、がん対策を推進するためには、正確ながんの実態把握が必要であり、その中心的な役割を果たすがん登録を確実に推進していくことが求められています。

こころの健康づくりについては、多様な主体による取組により、社会とつながるための社会活動への参加を促進し、個人を取り巻く社会環境の質の向上を図ることが重要です。

県の自殺者数は、平成 24 年（2012 年）以降減少傾向にありますが、依然として年 1,000 人前後の方が亡くなっています。特に、若年層の死因で自殺が最も多く、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下に女性の自殺死亡者が増加し、現在は減少傾向にあるものの依然として高い水準にあることから、若年層や女性に対する総合的な自殺対策や支援強化を図る必要があります。

ひきこもりについては、人数の増加がみられるほか、その状態が長期間にわたり、

本人とその親が共に高齢化する「8050 問題」などが生じており、本人だけでなく、その家族も含めた対応が必要になります。

【取組の基本方向】

県民一人ひとりが健康状態に応じて生き生きと生活できるよう、「健康ちば 21（第 3 次）」も踏まえながら、個人のみでなく、生活背景である家庭・職場・地域にも視点を置いた生活習慣病対策を推進し、地域の特性に応じた健康づくり施策を支援するとともに、生活習慣病が重症化すると、QOL（生活の質）の著しい低下を招き健康寿命にも影響することから、重要課題として重症化の予防対策を進めます。

また、CKD（慢性腎臓病）対策やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）対策に取り組むとともに、要支援・要介護状態とならないようロコモティブシンドローム（運動器症候群）やオーラルフレイル（口腔機能の虚弱）等の予防について、普及啓発を図り、高齢になっても健康に過ごせる環境づくりを推進します。

さらに、県民ががんに関する正しい知識を持ち、がんの予防や早期発見につながるよう努めるとともに、がん患者とその家族の生活の質の維持向上が図られるよう、総合的かつ計画的ながん対策の推進を図ります。

こころの健康づくりについては、県民の不安や悩みを軽減できるよう支援を行い、ひきこもり対策については、本人や家族に対する支援を進めます。

自殺対策については、孤独・孤立対策の視点を組み入れながら、相談支援機関相互間の連携体制の構築・強化に努め、自殺予防のための体制づくりを推進します。

【主な取組】

Ⅲ－１－②－１ 県民主体の健康づくりの推進

県民の高齢化、生活習慣病の増加などにより、医療費の増加が見込まれる中、県民の健康づくりを効果的に進めるため、県民一人ひとりの健康づくりに関する主体的な取組や予防接種を受けやすい環境の整備を行うとともに、働く世代の健康づくりを支援するため、健康な職場づくりを推進します。

また、県内の健康・福祉情報や、出生・死亡等の人口動態をはじめ、病気の罹患や介護に関する情報などを整理し、県民に分かりやすく発信するとともに、市町村等の健康づくりに係る施策立案・評価の基礎とするため、健診結果の活用、統計データの整理・分析などを行います。

さらに、市町村や関係団体、企業等と連携した食育の推進や適切に栄養管理された給食の提供推進など食の環境整備を進め、ライフステージの課題に対応した望ましい食生活習慣の普及を図るとともに、市町村歯科健康診査（検診）の実績を調査・分析し、効果的な取組等について助言を行うなど、市町村等の歯・口腔保健の取組を支援していきます。

- ・ 自然に健康になれる環境づくりの取組の推進
- ・ たばこ対策の推進
- ・ 予防接種への支援
- ・ 地域における健康課題を示す各種統計情報の提供

- ・ 県民に向けた健康づくり情報の発信
- ・ 市町村と連携した県民の主体的な健康づくりの推進
- ・ 食育の推進など食を通じた健康づくり
- ・ かかりつけ歯科医の周知・定着促進
- ・ ライフステージに応じたスポーツ習慣の定着と健康の増進（再掲）

Ⅲ－１－②－２ 生活習慣病の発症予防と重症化予防対策の推進

医療保険者が特定健診・特定保健指導を円滑に実施し、生活習慣病の有病者・予備群を減少させることができるよう、県民の主体的な健康づくりへの動機付けや効果的な特定健診・特定保健指導を実施するための環境整備や人材育成について支援します。

また、適正体重の維持、野菜摂取増加や減塩対策等の普及や健康的な食事を入手しやすい環境づくりを進め、乳幼児期・少年期・青年期・壮年期・中年期・高齢期における生活習慣病予防及び重症化予防を図ります。

さらに、喫煙は生活習慣病の発症リスクを高める要因の一つとして重大な影響を及ぼすことから、引き続き、喫煙の健康被害について県民への啓発を行い、受動喫煙対策も含めたたばこ対策の一層の推進を図ります。

- ・ 生活習慣病予防・重症化予防等のための情報提供・普及・連携
- ・ 市町村と連携した県民の主体的な健康づくりの推進（再掲）
- ・ 健康・体力づくりの推進に向けた人材育成
- ・ ロコモティブシンドローム予防のための普及啓発
- ・ 食育の推進など食を通じた健康づくり（再掲）
- ・ 歯周疾患検診等の取組の周知・啓発
- ・ たばこ対策の推進（再掲）

Ⅲ－１－②－３ 総合的ながん対策の推進

がんは昭和 57 年（1982 年）以降、約 40 年以上、県民の死因の第 1 位となっており、4 人に 1 人の方は、がんで亡くなっています。一方で、がん治療技術の進歩により、生存率は上昇していることから、がん患者とその家族の生活の質の維持向上が図られるよう、予防から治療後のリハビリまでの、総合的かつ計画的ながん対策を推進します。

特に、がん検診の受診率や精度管理を向上させ、早期発見・早期治療につなげ、がんの死亡者を更に減少させるとともに、がんになっても住み慣れた地域社会で生活し、自分らしく生きるための緩和ケアの推進や、療養や就労などに関する相談支援や情報提供の充実を図ります。

- ・ がんの予防・早期発見の推進
- ・ がん医療提供体制の充実
- ・ がんとの共生の推進
- ・ がん診療を支える基盤の整備

Ⅲ－１－②－４ こころの健康づくり・ひきこもり対策の推進

誰もが生き生きと自分らしく生活できるよう、こころの健康を保つためのセルフケアの知識について普及啓発を図るとともに、精神保健福祉センターや各保健所においてこころの健康に関する相談支援を実施するなどにより、こころの健康づくりを推進します。

また、ひきこもり地域支援センターや各保健所における本人や家族等からの相談対応や、ひきこもり状態にある本人の社会参加の促進などのひきこもり対策を推進します。

- ・こころの健康づくりの普及啓発
- ・こころの健康づくりに関する相談の実施
- ・ひきこもりに関する支援の推進
- ・不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進（再掲）

Ⅲ－１－②－５ 総合的な自殺対策の推進

若年層や女性など、様々な人に対し総合的な自殺対策を推進するため、相談支援機関相互間の連携体制の強化や、相談支援者への研修会の開催、健康や経済・生活等に関する諸問題の相談窓口の周知などに取り組むとともに、地域の実情に応じたきめ細やかな対策が推進されるよう市町村・関係団体の取組を支援します。

- ・自殺予防に関する普及啓発
- ・相談・支援体制の強化
- ・児童生徒の自殺対策の推進（再掲）

政策分野Ⅲ－２ 高齢者福祉と障害者福祉の充実

高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現を図ります。

また、障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築を推進します。

施策項目Ⅲ－２－① 高齢者福祉の充実

【目標】

高齢者が住み慣れた地域で個性豊かに生き生きと安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

今後、本県の総人口は緩やかな減少を続ける一方で、65 歳以上の高齢者は増加を続け、都市部を中心に 75 歳以上の高齢者が大幅に増加することや、高齢の一人暮らし又は高齢夫婦のみの世帯が増加することが見込まれています。

そのような中、地域コミュニティの活力低下等が予想されることから、孤独・孤立を生じさせないためにも、多様な主体が世代や分野を超えてつながり、互いに見守り、支え合う体制づくりや、介護が必要になっても、安心して自分らしい暮らしを続けることができるような地域社会を実現する必要があります。

また、高齢者が生き生きと暮らせるよう、意欲や能力を最大限生かした社会参加や生きがいを促進するほか、健康づくりや介護予防の推進、重度化防止等の取組が必要です。

さらに、令和 12 年（2030 年）には、高齢者の 4.5 人に 1 人が認知症になることが見込まれていることから、認知症の予防に努めるとともに、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域で支える体制の更なる強化が必要です。

加えて、令和 22 年（2040 年）には全ての団塊ジュニア世代が高齢期を迎えることなども見据え、高齢者が住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを基盤とした地域共生社会の実現を図るとともに、地域包括ケアシステムを支える人材の確保・育成・定着に向けた取組及び介護現場の生産性向上が必要です。

【取組の基本方向】

充実した高齢者福祉を提供するため、生涯現役社会の実現に向けた環境整備を推進するとともに、健康づくりや自立支援、介護予防・重度化防止の取組を促進します。

また、様々な人が互いに見守り支え合う地域コミュニティの形成や暮らしやすいまちづくり、在宅医療や介護サービスの円滑な提供を推進するとともに、地域包括ケアの推進に向け、保健・医療・福祉・介護人材の確保・定着を推進し、高齢者を支える地域づくりを進めます。

さらに、地域包括ケアシステムの構築や介護給付の適正化に取り組む市町村に対し、

事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう具体的な助言・支援などを行うほか、認知症の人やその家族を支えるために、総合的な認知症施策を進めます。

【主な取組】

Ⅲ－２－①－１ 生涯現役社会の実現に向けた環境整備

高齢者が就労や地域社会での役割を通じて生きがいを持ち、意欲や能力に応じて活躍できるよう、シルバー人材センターの活性化や高齢者の就労支援を図り、高齢者が意欲・能力に応じて働き続けることができる環境づくりを推進します。

また、老人クラブの活性化等の支援や生涯大学校の運営等を行うとともに、高齢者が主体となって地域課題の解決に取り組む活動の促進や地域住民同士が理解を深める場の提供を図ることにより、生涯現役社会に向けた社会参加の促進と高齢者が役割を持って活躍できる地域づくりを推進します。

さらに、地域における世代間交流の取組支援や、生涯学習の推進、高齢者の仲間づくり等を促進し、年齢にかかわらず生きがいを持てるよう支援します。

- ・老人クラブ活動への支援
- ・生涯大学校における健康づくり・生きがいづくり・地域活動の担い手の育成
- ・高齢者への就労支援
- ・高齢者同士のコミュニティ形成の支援

Ⅲ－２－①－２ 高齢者の健康寿命の延伸

健康寿命の延伸を目指し、バランスの良い食生活や運動の習慣化により、健康づくりや生活習慣病対策等を推進するとともに、高齢者の社会参加の促進を通じて、高齢者の心身の機能の維持・向上を図ります。

また、介護予防人材の育成やデータを活用した課題把握、自立支援に向けた地域ケア会議の実施などを図るとともに、市町村や関係団体との連携した取組を進め、介護の予防や重度化防止を推進します。

- ・高齢者の健康づくりと生活習慣病対策等の推進
- ・自立支援と介護予防の推進

Ⅲ－２－①－３ 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムを深化・推進します。

具体的には、県民に対する地域包括ケアシステムの理解促進や、地域包括支援センターの機能強化、相談体制構築の支援を図ります。

また、人材の確保や関係機関との連携で在宅医療等を推進するとともに、医療と介護の連携に取り組む市町村への支援や地域リハビリテーションの支援体制を構築するほか、地域密着型介護サービスの普及・整備促進、在宅介護サービスの整備促進、介護現場に対する指導や支援を通じて、介護サービスの質の確保・向上を図ります。

さらに、介護を担う家族等に対し、相談体制の確保や柔軟な働き方の普及、各種情報の提供を実施し、介護負担の軽減を図ります。

- ・地域包括ケアシステムの推進に向けた県民の理解の促進
- ・地域の個性に応じた体制づくりを進める市町村への支援
- ・地域リハビリテーションの推進（再掲）
- ・地域密着型サービス等の介護サービスの整備・充実
- ・介護サービスの質の確保・向上の促進
- ・切れ目のない在宅ケアサービスの提供に係る医療と介護の連携体制の構築支援（再掲）
- ・市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業への支援

Ⅲ－２－①－４ 高齢者が暮らしやすい住まい・まちづくりの推進

生活の基盤である住まいについて、高齢者の多様なニーズに対応するため、情報提供体制の整備を促進するとともに、高齢者が安心して暮らせるよう、心身の状況に合った住まいへの住み替えやバリアフリー化などに取り組みます。

また、高齢期の特性や心身の状況といった個別の事情に応じた多様な住まいを確保するため、広域型特別養護老人ホーム等について、地域における社会資源や高齢者のニーズを把握している市町村と連携して計画的に整備を促進します。

さらに、公共交通機関や、県が管理する特定道路のバリアフリー化など、高齢者が暮らしやすいまちづくりを推進します。

- ・住まいに関する情報提供など多様な住まいのニーズへの対応
- ・自立や介護に配慮した住宅の整備促進
- ・特別養護老人ホーム等の整備促進
- ・福祉タクシーの導入促進（再掲）
- ・公共交通におけるバリアフリー化の推進（再掲）
- ・特定道路のバリアフリー化対策の推進（再掲）
- ・交通安全施設のバリアフリー化の推進（再掲）

Ⅲ－２－①－５ 福祉・介護人材確保・定着対策の推進

福祉・介護職に関する理解の促進や福祉教育の充実を図るとともに、様々な層を対象に介護分野への新規参入を促進するためのきっかけづくりやマッチング支援、外国人介護人材の就業促進、働きやすい環境整備に係る取組への支援などを実施し、福祉・介護人材の確保・定着対策を推進します。

また、介護人材の処遇改善については、引き続き国に要望していきます。

さらに、資格の取得を支援するとともに、既に福祉・介護職に就いている方に対する各種のスキルアップ等の支援を行い、職員の知識・技能を向上させるための取組を進めていきます。

- ・福祉・介護の仕事の魅力発信
- ・福祉・介護分野における人材の就業促進とマッチング支援
- ・潜在有資格者等の就労支援

- ・ケアマネジャーの研修受講料の助成
- ・キャリアアップのための研修の促進
- ・福祉人材センターの運営
- ・外国人介護人材の就業促進

Ⅲ－２－①－６ 介護現場の生産性向上の推進や経営の協働化・大規模化

業務の効率化や職場環境の改善により、介護サービスの質の向上及び介護人材の定着促進を図るため、介護ロボットやＩＣＴ機器などの介護テクノロジーの有効活用や、介護業務の性質や専門性等に基づく業務仕分けによる役割分担の見直しなど、業務改善に係る事業者の取組を支援するとともに、より多くの事業者が業務改善に取り組めるよう、地域をけん引するモデル介護事業所を養成し、好事例を広く周知することで、介護現場の生産性向上を推進します。

また、業務の効率化や安定的なサービス提供体制の確保の観点から、共同調達や共同採用等を実施する社会福祉連携推進法人制度の活用促進を図るなど、介護サービス事業者の経営の協働化や大規模化のための取組等を促進していくとともに、適切な外部監査の実施により、事業者の質の向上を推進します。

- ・介護テクノロジーの導入支援
- ・介護業務効率アップセンターの運営など介護事業所における業務改善の取組への支援

Ⅲ－２－①－７ 高齢者の尊厳を守りながら地域で支え合う仕組みづくりの推進

支援が必要な高齢者が、地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、それぞれの地域の実情に応じた多様な仕組みで重層的に支え合い、高齢者の生き生きとした生活を支える取組や介護予防の取組、見守るためのネットワークの整備を促進します。

また、施設管理者等に対する研修や対応方針の共有等により高齢者への虐待防止を徹底するとともに、判断能力が不十分な高齢者が財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、成年後見制度の利用促進を図ります。

- ・「ちばＳＳＫ（しない・させない・孤立化！）プロジェクト」の推進
- ・市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業への支援（再掲）
- ・生涯大学校における健康づくり・生きがいくくり・地域活動の担い手の育成（再掲）
- ・高齢者虐待防止対策の一層の推進
- ・成年後見制度の周知及び地域における体制づくりの促進

Ⅲ－２－①－８ 認知症の人や家族などに対する総合的な支援の推進

認知症の人やその家族が、住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域ぐるみで見守るネットワークづくりを進めるとともに、地域や職域で見守り手助けする認知症サポーターを養成します。

また、認知症予防や介護予防、自立した日常生活の支援、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に取り組む市町村を支援します。

- ・認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進

- ・ 認知症予防の推進
- ・ 早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備及び多職種協働の推進
- ・ 認知症支援に携わる人材の養成
- ・ 本人やその家族への支援と本人発信支援
- ・ 若年性認知症施策の推進

施策項目Ⅲ－２－② 障害者福祉の充実

【目標】

障害のある人がその人に合った福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備します。

【現状と課題】

県内では、身体障害・知的障害・精神障害など、障害のある人が増加傾向にあり、支援体制の充実・強化のほか、発達障害や高次脳機能障害、難病等に起因する障害のある人に対する福祉サービスの提供も必要とされています。

こうした中、県内約 4,300 人の施設入所者や精神科病院の長期入院者など障害のある人の地域における住まいの場を確保するため、グループホーム等の拡充を図るとともに、日中活動の場の整備や相談支援体制の充実が必要です。

また、障害のある人の入所施設等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度障害や多様な障害特性にも対応できる支援等が求められています。

障害のある人の就労については、経済的な自立だけでなく、社会参加や自己実現のためにも重要であり、就労意欲のある障害のある人の就職件数を更に増やすとともに、就職後も安心して働き続けられるよう、障害者・企業双方のニーズを把握し、障害特性に応じた就労支援と定着支援を行う必要があります。

さらに、障害のあるこどもが、乳幼児から学校卒業後まで一貫した支援を受けられるよう、地域における療育支援体制の構築が求められています。

【取組の基本方向】

障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、利用者の障害特性やニーズに応じたグループホーム等や日中活動の場の充実を図るとともに、重度の障害のある人への支援の充実を図ります。

また、福祉サービス事業所を利用する障害のある人の工賃（賃金）向上や一般就労の促進と定着支援を図るとともに、身近な地域における相談支援体制や療育支援体制の充実・強化を図るため、これらに従事する人材の育成及び関係機関の連携を推進します。

【主な取組】

Ⅲ－２－②－１ 障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、地域での必要性等を踏まえ、利用者の多様な障害特性等に応じたグループホームの量と質の充実を図るとともに、日中活動の場の整備を推進するほか、在宅サービスの充実や、コミュニケーション支援、移動支援等の取組を推進します。あわせて、介護する家族等の疾病やレスパイト等のニーズに応えるため、短期入所事業所の整備を促進します。

また、強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人など、障害の程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が

困難な人に対しては、入所施設が有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。

さらに、共同住居より単身で生活したいというニーズを有する障害のある人のため創設された、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、引き続き周知に努めます。

加えて、多様なニーズや障害特性に応じたサービスの提供体制を構築するため、施設や事業所における新規就業や働きやすい環境整備に係る取組を支援するなど、介護・福祉人材の確保・定着を推進します。

- ・グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・日中活動の場の充実
- ・地域生活を推進するための在宅サービスの充実
- ・重度・重複障害のある人等の地域生活の支援
- ・入所施設の有する人的資源や機能の活用
- ・千葉リハビリテーションセンターの再整備（再掲）
- ・介護・福祉人材の確保・定着対策の推進

Ⅲ－２－②－２ 精神障害のある人の地域生活の推進

精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる体制を構築するため、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害のある人等の地域生活に関する相談に対応できるよう、保健・医療・福祉関係者等による協議や個別支援を通じて、医療機関や関係事業者、家族等との重層的な連携による支援体制の構築を推進します。

また、精神症状の急激な悪化等の緊急時にも適切な医療を確保できるよう、「千葉県精神科救急医療システム」における精神科救急医療相談窓口を 24 時間運用するほか、精神科救急医療施設の拡充を図り、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者等に対応できる空床を引き続き確保します。

さらに、精神障害への偏見や差別意識を払拭し、精神障害の有無や程度にかかわらず、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、精神障害への理解促進に努めます。

加えて、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策については、医療機関や相談機関等と連携し、普及啓発、適切な治療及び回復支援、再発防止等、切れ目のない支援体制の構築を推進します。

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・精神科救急医療体制の充実
- ・理解促進・普及啓発の推進
- ・依存症対策の推進

Ⅲ－２－②－３ 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、相談活動等を通じて個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行など

の問題について、様々な立場の関係者で協議し、障害のある人に優しい取組を応援します。同条例及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について周知し、障害のある人への理解を広げ、障害のある人への差別をなくすための取組を推進します。

また、市町村等関係機関との連携強化や研修の実施、県民への周知啓発等に努め、障害のある人への虐待の防止や早期発見・早期対応を図るほか、各市町村の障害者差別解消支援地域協議会の取組状況や課題等を収集し情報提供を行うなど、同協議会を活性化し、地域における相談支援体制の充実を図ります。

さらに、県で策定した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を周知するほか、視聴覚障害者情報提供施設である点字図書館、聴覚障害者情報提供施設や、障害者ITサポートセンターの安定的な運営に努めます。また、「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」等に基づき、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成など、手話等の普及を促進するとともに、点訳・朗読奉仕員、失語症者向け意思疎通支援者等の人材養成や要配慮者に対応した防災情報の提供などに取り組み、情報・コミュニケーションのバリアフリーを推進するほか、「障害のある人に関するマーク」の県民への周知と理解の促進に取り組みます。

- ・ 障害のある人への理解の促進
- ・ こどもたちへの福祉教育の推進
- ・ 地域における権利擁護体制の構築
- ・ 手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進
- ・ 情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発
- ・ 防災情報のバリアフリー化の促進（再掲）
- ・ パラスポーツの推進（再掲）

Ⅲ－２－②－４ 障害のあるこどもの療育支援体制の充実

障害のあるこどもが、乳児期から学校卒業までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、児童発達支援センターを中核とした地域における療育支援体制の構築を図ります。

医療的ケア児等の支援に関しては、医療的ケア児等支援センターにおいて、様々な相談にワンストップで対応するとともに、地域の支援体制の構築を支援します。

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障害のあるこどものニーズに的確に対応するため、事業所における支援の質の向上を図ります。

さらに、重症心身障害児（者）等が入院・入所する千葉リハビリテーションセンターについて、県民ニーズに対応できるよう施設の再整備を進めます。

- ・ 障害のあるこどものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
- ・ 障害のあるこどもと家族への在宅支援機能の強化
- ・ 医療的ケア児等に対する支援の充実
- ・ 障害のあるこどもへの医療・福祉サービスの充実

Ⅲ－２－②－５ 障害のある人の相談支援体制の充実

各市町村において、障害のある人の自立支援や地域共生社会の実現に向けて関係機関と連携し、地域の実情に合った相談支援体制を構築できるよう、相談支援アドバイザーの派遣による助言や研修会の開催等により支援します。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のサービス等利用計画を作成する相談支援事業者の安定的な確保と質の向上を目指し、相談支援専門員の確保に努めるとともに、養成に係る各種の研修及び専門性向上のための専門コース別研修等を行います。地域における相談支援の中核的な役割を担うことが期待される基幹相談支援センターについては、市町村にモデルを示し、設置促進を支援します。

- ・ 地域における相談支援体制の充実
- ・ 地域における相談支援従事者研修の充実

Ⅲ－２－②－６ 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の支援体制の充実や支援員の資質向上、積極的な企業での実習や求職活動等の支援体制の強化を図るとともに、障害のある人を雇用する企業を支援し、障害のある人の就職、職場定着等を推進します。

また、福祉的就労を担う就労継続支援事業所に対し、事業内容の充実、経営改善など、障害のある人が働く力を十分発揮できる環境づくりを通じた工賃（賃金）向上に資する支援を実施します。

さらに、障害者就労施設への発注の拡大に向け、企業や自治体等からの発注に対応する共同受注窓口や、県内の就労施設等の情報をインターネットで提供する「チャレンジド・インフォ・千葉」等を通じて、受発注のマッチングを図っていきます。

加えて、障害のある人の経済的自立を支援するとともに、それぞれの価値観に基づく多様な働き方の選択が尊重されるよう、安心して継続して働ける環境づくりに努めます。

- ・ 就労支援・定着支援の体制強化
- ・ 障害者就業・生活支援センターの運営強化
- ・ 障害のある人を雇用する企業等への支援
- ・ 支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化
- ・ 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の工賃（賃金）向上への取組の推進
- ・ 障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援

Ⅲ－２－②－７ 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

発達障害、高次脳機能障害のある人など、地域の支援施設等のみでは支援が困難な人に対する専門的支援拠点を設置し支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、支援者の育成や地域連携の強化に取り組みます。

また、医療的ケアが必要な障害のある人の在宅でのくらしを支援するため、市町村

の支援状況の実態把握に努めるとともに、医療分野等との連携を含めた支援体制の整備等を行えるよう市町村への支援に取り組みます。

さらに、本人や家族の負担が大きい心身に重度の障害のある人に対しては、市町村が実施する負担軽減のための医療費助成について、引き続き補助を行うほか、ひきこもり状態にある本人や家族等に対しては、相談支援等により、支援を希望するひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。

- ・地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- ・通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- ・重度・重複障害のある人の負担軽減の推進
- ・ひきこもりに関する支援の推進（再掲）

第Ⅳ項 こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

政策分野Ⅳ－１ こども・若者施策の充実

全てのこども・若者の可能性を広げる社会づくりに向けて、それぞれのライフステージに応じた総合的な子育て支援を進め、こども・若者の健やかな成長を支えます。

施策項目Ⅳ－１－① こども・若者の健やかな成長への支援

【目標】

未来を担うこどもたちが、心身共に健やかに、幸せを実感しながら、社会的にも経済的にも自立した若者に成長できるよう支援します。

【現状と課題】

本県の出生数は、第二次ベビーブームのさなかの昭和 48 年（1973 年）の 82,960 人をピークに減少傾向が続き、令和 5 年（2023 年）には 35,658 人となっています。合計特殊出生率も、昭和 51 年（1976 年）に 2.0 を下回り、令和 5 年（2023 年）は 1.14 と依然として少子化傾向に歯止めがかかっていません。

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。

こどもを、保護者や社会の支えを受ける保護の客体としてのみ捉えるのではなく、心身の発達過程にあっても、生まれながらに自立した個人として自己を確立していく、権利の主体として尊重することが必要です。

次代を担うこどもたちには、これからの変化の激しい社会において、変化を前向きに受け止め、自ら課題を見出し、他者と協働しながら解決に取り組むための創造性や協調性、課題解決能力が必要とされています。

また、核家族化、地域のつながりの希薄化・ひとり親世帯などによる子育て中の保護者の孤立化等が原因となり、家庭の教育力が低下しないよう、幅広い相談支援体制の整備等が必要です。

さらに、こどもが社会の一員として尊重され、虐待などのつらく悲しい思いをすることのない社会をつくることが大切です。本県の児童相談所における児童虐待対応件数は、令和 5 年度（2023 年度）には 9,329 件と、令和元年度（2019 年度）に 9,000 件を超えて以降ほぼ横ばいの傾向を示しており、児童虐待は、依然として社会全体で解決しなければならない重要な課題となっています。また、児童相談所で保護する児童の保護期間が長期化していることから、児童の受入先の新規開拓や早期に家庭復帰することができるよう取り組むことが必要です。こどもの「命」と「権利」、そしてその「未来」を地域や社会全体で守っていくため、虐待の未然防止、早期発見・早期対応から虐待を受けたこどもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。

加えて、こどもの貧困問題について、こどもたちが経済的に困難な状況に置かれることにより、適切な養育及び教育並びに医療を受けられないことや、多様な体験の機

会を得られないこと、その他権利利益を害され社会から孤立することがないように、こどもの貧困の解消に向けた対策が必要です。

そのほか、ニートやひきこもり、不登校などの問題が深刻化しており、将来にわたって社会生活を円滑に営む上で、困難を抱えるこども・若者への支援の在り方が大きな課題となっています。

【取組の基本方向】

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者の権利の基本的な考え方を、関係者が十分に理解しながらこども・若者を支えていくとともに、社会全体で共有していきます。

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、こどもの主体性や創造性等を育むため、本県の豊かな自然環境を生かした自然環境保育を推進します。

また、こどもたちが健やかに生まれ育ち、社会的にも経済的にも自立した若者へと成長できるよう、こどもとその保護者を支援するため、市町村が運営するこども家庭センターがその機能を十分に発揮できるよう支援を行います。加えて、学校教育における道徳教育、キャリア教育等の推進や、保護者への子育てに関する情報提供、学習機会の充実を図ります。

さらに、児童相談所や市町村などの相談・支援体制を強化し、児童虐待の未然防止や早期対応を図るとともに、里親・ファミリーホームへの委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等により、こどもにとって望ましいパーマネンシーの保障の理念の下、家庭的養育の推進に向けた取組を推進します。

加えて、経済的に困難な状況にある家庭に対する相談支援、家計や住宅確保の支援、教育支援、就労支援等を行うことで、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

このほか、学校等における相談支援の強化や、困難を抱えるこども・若者の状況に応じた支援を行うことで、こどもが安心して生活できる体制の構築を図ります。

【主な取組】

Ⅳ－１－①－１ こども・若者の権利尊重と社会参画の促進

こども・若者の権利を社会全体に周知するため、「こども基本法」や「こどもの権利条約」の趣旨や内容を、こども・若者本人はもちろん、周りにいる子育て当事者、教育・保育に携わる関係者が正しく理解するための教育・啓発を行います。

さらに、こども・若者の意見をこども施策に反映できるよう、自身の意見を積極的に表明することのできる環境づくりに向けて取り組むとともに、その考え方を社会全体で共有できるよう取り組んでいきます。

- ・ こども・若者の権利に関する普及啓発等
- ・ こども・若者の意見表明の環境づくり

Ⅳ－１－①－２ こどもの成長の支援と家庭教育力の向上

母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供し、切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターの職員に対するスキルアップ研修と市町村母子保健担当者等の資質の向上を目的とした研修の実施や、市町村が実施する乳幼児健康診査の受診率の向上に向けた支援を行うとともに、保育や幼児教育の充実に努めます。

また、こどもたち一人ひとりが、生命の大切さや家庭や社会との関わりの大切さを学ぶとともに、社会で果たすべき役割と責任を自覚し、自ら判断し行動する力を身に付ける取組を推進します。

さらに、自然体験活動を通じてこどもの主体性や創造性等を育む保育に取り組む幼稚園・保育所等の活動を支援する「ちば・うみやま保育（千葉県自然環境保育認証制度）」を広めていきます。

加えて、保護者の役割や発達段階に応じた子育てなどについての情報の提供と学習機会の充実に図り、家庭教育力の向上を支援します。

- ・母子保健事業関係者への研修
- ・妊婦や乳幼児等の健康を守る体制づくり
- ・こども家庭センターの運営支援（再掲）
- ・保育や幼児教育等の充実
- ・豊かな自然環境を生かした「ちば・うみやま保育」の推進
- ・かけがえのないこどもを育てるための教育の推進（再掲）
- ・学校におけるキャリア教育の更なる推進（再掲）
- ・学校・家庭・地域が連携した家庭教育の推進（再掲）

Ⅳ－１－①－３ 児童虐待防止と社会的養護が必要なこどもへの支援の充実

虐待からこどもを守り、こどもの最善の利益を実現するため、高い専門性を備え柔軟で広い視野を有する専門職員の確保・育成など、児童相談所の機能強化等を進めます。また、市町村のこども家庭センターの体制整備等を進めるとともに、妊娠期から子育て期までの一貫した相談支援体制の構築や関係機関との円滑な連携体制の構築を進め、こどもにとって望ましいパーマネンシーの保障の理念の下、家庭的養育の推進に向けた取組を推進します。

また、学校や教育機関等の職員を対象とした児童虐待に係る研修などを通じて虐待への対応力の向上を図るとともに、市町村や児童相談所などの関係機関との連携を強化することで、児童虐待の未然防止及び早期発見につなげていきます。

さらに、社会的養護を必要とするこどもたちの里親・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、児童養護施設等については小規模化や地域分散化などの必要な整備を図り、家庭的養護を推進します。

- ・児童相談所の体制・機能強化や業務の効率化
- ・一時保護所における学習支援
- ・市町村の体制・機能強化の促進
- ・児童虐待防止に係る周知・啓発活動の実施
- ・里親等委託と施設における家庭的養護の推進

Ⅳ－１－①－４ こどもの貧困対策の推進

経済的に困難な状況にある家庭への相談支援、家計管理の改善や住宅確保等の生活支援を図るとともに、授業料の減免や修学資金の貸付け等で教育機会の均等を確保するほか、保護者に対する就労・経済的支援等を行います。

また、支援が必要なこどもを行政や民間団体等の支援機関につなぐための連携体制の構築に加え、貧困問題に対する社会の理解促進を図ります。

- ・ こどもや保護者への生活の支援
- ・ こどもの修学への支援
- ・ 学校を核としたこどもへの支援
- ・ 保護者の就労への支援
- ・ ひとり親世帯への経済的支援等の実施（再掲）
- ・ 適切な支援につなぐための体制整備
- ・ こどもの貧困に関する周知啓発

Ⅳ－１－①－５ 困難を抱えるこども・若者の支援

全てのこども・若者が、日常生活において心理的、社会的に充足し、ニートやひきこもり、虐待、貧困などの困難な状況に陥ることのないよう、また、困難を抱えるこども・若者への支援の充実を図るため、こどもや保護者に対する相談支援等の体制強化を推進します。

その一環として、専門的知見を有する民間団体と行政機関で構成される「千葉県子ども・若者支援協議会」における情報共有や支援機関の人材育成等に連携して取り組むとともに、「千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）」では、電話やオンライン等での相談を実施しており、今後も相談体制の充実に努めます。また、児童相談所等の機能強化や職員研修に努めます。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材や、福祉部局などの関係機関と連携したきめ細かい相談支援体制を構築するとともに、スクールロイヤーを活用した弁護士相談を迅速に行える体制の構築や研修等の充実により、教職員が不当な圧力に毅然と対応できる体制の構築を図ります。

さらに、食事の提供だけでなく、多世代交流や居場所づくりにも資するこども食堂への支援や、ヤングケアラー等に関する相談対応など、こどもたちが一般の家庭と同じスタートラインに立って社会で自立していけるような体制づくりを進めます。

福祉と教育が連携して、高等学校内に気軽に相談できる居場所の設置を進め、困難を抱えるこども・若者が福祉的な支援につながることを後押しします。

加えて、児童養護施設や里親家庭出身のこどもが、経済的理由で進学を諦めることがないよう、令和５年（２０２３年）に新たに創設した返済不要の給付型奨学金による支援を行います。

- ・ 困難を有するこども・若者支援のための関係機関との連携強化
- ・ 市町村による体制整備の支援
- ・ 千葉県子ども・若者総合相談センターの相談体制の充実
- ・ 教育機関等職員への研修の充実・強化

- ・学校におけるこどもに関わる相談機能の充実
- ・ヤングケアラーの支援体制の強化
- ・高等学校内における居場所の設置支援
- ・児童養護施設退所者等の自立支援

施策項目Ⅳ－１－② 安心して子育てできる環境づくり

【目標】

多様なニーズに応じた保育サービス等の充実を図るとともに、子育てを地域社会で支える環境づくりを推進します。

【現状と課題】

現在、核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などを背景に、子育て家庭の不安や負担感が増しています。

このため、子育て家庭が孤立することなく、安心して子育てができる環境を整備するため、企業や地域等と連携しながら、支援体制を構築していくことが必要です。

また、共働き世帯の増加や働き方の多様化などに伴い、保育所等での一時預かり、幼稚園の預かり保育や育児相談をすることのできる施設など、様々な子育て支援ニーズへの対応が求められています。

さらに、本県の保育所等待機児童数については、平成 29 年度（2017 年度）（1,787 人）以降減少傾向にあり、令和 6 年度（2024 年度）は 83 人と大きく減少しているものの、今後も保育ニーズの増加が見込まれることや、こどもの小学校入学とともに保育所等に代わる預け先がなくなる、いわゆる「小 1 の壁」問題のように、仕事と子育ての両立が困難となる状況はいまだ存在しています。このため、こどもが健やかに育ち安心して過ごせるように、保育の量と質の維持・向上に向けて受け皿となる保育・放課後児童クラブの施設整備を進めるとともに、保育人材の確保・定着の取組が必要です。

加えて、子育て家庭にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重く、社人研の出生動向基本調査（令和 3 年（2021 年））では、理想のこども数を持たない理由として、経済的理由が 52.6%で最も多いことから、これらの負担を軽減するための支援が必要です。

また、共働き世帯の増加等、育児環境が大きく変化する中、いまだ根強く残る固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消し、働きながら生み育てやすい環境の整備や、男女が共に子育てを担う意識を醸成し、男性の育児参画を促進する必要があります。

【取組の基本方向】

子育ての不安感を和らげ、安心して子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援の充実を図ります。

また、多様な子育て支援ニーズに応えるため、地域の実情に応じた保育施設の整備等を促進するとともに、保育人材の確保・定着のため、民間保育士の処遇改善や潜在保育士の雇用促進、保育士等の働く環境の整備等に取り組めます。

さらに、こどもの保健対策の充実及び子育てに係る保護者の経済的負担の軽減のため、こどもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費助成について、県と市町村が一体となり取り組みます。

加えて、幼児教育・保育の無償化を実施するとともに、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、国の修学支援制度や県の授業料減免制度や返済不要の給付型奨学金等による支援を行い、教育費の負担を軽減するほか、教育費の支援制度の周知を図ります。

また、子育て家庭が、地域の身近な場所で、気軽に親子の交流や育児相談をすることのできる地域子育て支援拠点や、延長保育・病児保育など、多様な保育ニーズに応じた、きめ細やかな保育サービスの推進を図ります。

さらに、地域の企業や商店等が子育て支援に積極的に参加する仕組みづくりを進め、県民全体で子育てを支える機運の醸成を図ります。

【主な取組】

Ⅳ－１－②－１ 保育等の多様な子育て支援サービスの充実

多様な子育て支援ニーズに対応するため、民間保育所や認定こども園等の創設・増改築等による質の高い保育環境の整備促進や、小規模保育、家庭的保育等の活用により、保育サービスの充実を図ります。

また、延長保育や病児保育、一時預かり等の推進や、医療的ケア児などの受け入れ体制の整備を図るとともに、地域子育て支援拠点施設等の設置や放課後児童クラブ等の体制の拡充・質の向上に取り組むなど、保護者の就労形態やこどもの状況に寄り添った子育て支援サービスの充実を図ります。

- ・待機児童の解消に向けた保育所の整備促進
- ・認定こども園の普及促進
- ・小規模保育・家庭的保育等・多様な待機児童対策の推進
- ・延長保育や病児保育、医療的ケア児など多様な保育ニーズへの対応
- ・地域子育て支援拠点施設や放課後児童クラブ等への助成
- ・放課後子供教室の推進

Ⅳ－１－②－２ 保育人材等の確保と資質の向上

県内保育所や放課後児童クラブ等で働く人材の確保・定着を図るため、保育士の資格取得を目指す学生に対する修学支援や、資格を持ちながら保育所等に勤務していない潜在保育士の実態把握や復職支援を行うとともに、民間保育所における保育士等の処遇改善や基準を上回る職員配置の促進を図ります。

また、保育士の経験年数や各施設の状況に応じた研修や放課後児童クラブで働く放課後児童支援員等の研修を実施し、保育士等の資質向上に取り組むとともに、保育士の労働環境等の改善を行う保育事業者に対する助成を行うなど、安心して働ける環境づくりを進めます。

- ・学生等に対する保育士への就業促進
- ・ちば保育士・保育所支援センターの活用による潜在保育士等への就職支援
- ・保育士、放課後児童支援員等の処遇改善と配置改善
- ・保育士、放課後児童支援員等の資質の向上
- ・保育士等が働きやすい環境の整備

Ⅳ－１－②－３ こどもの成長を支える経済的負担の軽減

子育てに係る保護者の経済的負担の軽減等のため、医療費助成に県と市町村が一体となって取り組むとともに、人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するため、幼児教育・保育の無償化を実施します。

また、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、国の修学支援制度や県の授業料減免制度や返済不要の給付型奨学金等による支援を行うとともに、高校授業料の無償化など教育費の負担軽減を図ります。

さらに、ひとり親世帯の安定的な雇用（正規雇用等）を促進するため、技能習得や資格取得を支援します。

- ・子ども医療費の助成
- ・こどもの修学への支援（再掲）
- ・ひとり親世帯への経済的支援等の実施

Ⅳ－１－②－４ 働きながら生み育てやすい環境づくり

男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、安心してこどもを生み育てやすい社会の構築のため、企業や働く人々の意識改革や、育児休暇の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりの促進を図ります。

また、結婚、妊娠、出産などのライフステージの変化により大きな影響を受ける女性が活躍しやすい環境づくりのため、企業・県民の意識啓発を図ります。

県においても、「男性職員も育児休業を取得して当たり前」という意識の定着を目指し、男性職員の育児休業等の取得促進に取り組んできており、引き続き、「千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プラン」等に基づき、男女がともに子育てを担いつつ、仕事と家庭の両立ができるように、支援の取組を一層進めていきます。

- ・働き方改革の推進（再掲）
- ・女性が活躍しやすい環境づくりのための企業・県民の意識啓発
- ・女性の再就職支援体制の強化と就業促進

Ⅳ－１－②－５ 男女が協力して子育てできる環境づくり

共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消し、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、企業などと連携した幅広い男女共同参画意識の普及・啓発を行います。

また、男女共同参画に関する講座や地域での活動を促進することにより、多様な価値観を持つ男女がそれぞれの生き方を尊重し合い、共に責任を持ちながら、こどもを生み育てる意識の醸成を図ります。

- ・企業等との連携などによる男女共同参画の意識の普及・啓発（再掲）
- ・仕事と家庭の両立支援に取り組む企業等の表彰（再掲）
- ・働き方改革の推進（再掲）

Ⅳ－１－②－６ 企業参画による子育て支援

社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成を図るため、県内の企業や商店等の協力を得て、子育て家庭が買物などの際、割引等のサービスを受けられる「子育て応援！チーパス事業」を実施します。

また、積極的に事業の周知を行い、協賛店の拡大に取り組むことで、子育て家庭への支援の充実を図ります。

- ・企業参画型子育て支援事業（子育て応援！チーパス事業や「チーバくん」を活用した子育て応援事業）の推進
- ・協賛店拡大のための取組の実施

施策項目Ⅳ－１－③ 若者の仲間づくりの促進やライフイベントに応じた支援

【目標】

若者同士が出会い、お互いに支え合える環境づくりを進めるとともに、就労、結婚、妊娠、出産など、ライフイベントに応じた支援体制を整備することで、若者が主体的な選択により、自らの希望をかなえられる環境を実現します。

【現状と課題】

「働く」「誰かと家族になる」「親になる」ということなどに夢や希望を持つことができ、自分自身の大切さとともに自分以外の人のものであることを認め、相互に人格と個性を尊重しながら、お互いを支え合える社会を実現していくことが重要です。

そこで、若者が互いに関わりを持ちながら支え合い、様々な課題を解決していけるよう、仲間づくりの充実に向けた取組が求められています。

また、結婚を希望する方への支援については、市町村単位での取組に加え、広域的な出会いの場の創出が求められています。

さらに、県民の子育ての希望を実現するためには、誰もが安心して子どもを生み、育てられる環境を作ることが重要です。

安全・安心な出産を迎えるためには、妊娠 11 週までの妊娠届出により、適切な医療管理下において妊娠期の経過観察を行っていくことが重要ですが、約 5%が妊娠 12 週以降の妊娠届出となっているため、適切な時期の相談支援につなげていくことで、妊娠中の女性の不安の解消をしていくことが必要です。

加えて、不妊治療を受けるかどうか悩んでいる方や治療中の方、流産が続き悩んでいる方等、個々の状況に応じた相談支援が重要となります。

また、若者が、安心して様々なライフイベントにチャレンジできるようにするためには、経済的な自立が非常に重要ですが、令和 5 年(2023 年)の労働力調査によると、令和 5 年(2023 年)のフリーター数は 134 万人となっているなど、不安定な生活を送っている若者が依然として多いため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められています。

【取組の基本方向】

若者が交流し、互いに支え合う仲間づくりを促進するとともに、若者が結婚・妊娠・出産を望んだ場合には、それぞれのライフイベントに応じた支援を図ります。

結婚支援については、将来のライフデザインを希望を持って描けることが重要であることから、若い世代のライフプランニング支援等を行うとともに、市町村や事業者等と連携した取組を推進します。

また、妊娠中の女性の不安を解消し安心して出産できるよう、相談体制を整えるほか、不妊や不育に悩む方に支援制度の広報周知を行うとともに、若い世代へ不妊・不育に関する正しい知識の普及啓発を行います。

さらに、若者の就労支援については、多様な支援ニーズに応じ、職業訓練や相談か

ら就職までの一貫した支援等を図ることで、安定した就労・定着を促進します。

【主な取組】

Ⅳ－１－③－１ 若者の出会いや仲間づくりの支援

若者の仲間づくりの推進に向けて、若者同士の出会いそのものを増やす必要があるため、企業・団体・市町村等と連携し、若者の趣味や関心を切り口とした仲間づくり・出会いの場を創出します。

- ・官民が連携した若者の出会いや仲間づくりの場の創出
- ・県全体で若者の出会いや仲間づくりを応援する機運の醸成

Ⅳ－１－③－２ ライフデザインの構築と結婚の希望をかなえるための支援

若い世代のライフデザインの構築や県民の結婚の希望をかなえるため、自らのライフデザインを考える機会を設け、将来に対する意識の醸成を図るとともに、スマートフォン用アプリやウェブサイトを活用して、県や市町村が実施するイベントや各種支援等に関する情報提供や広域的行政の立場からの支援を行います。

- ・ライフイベントに応じた情報提供
- ・若者のライフデザインの設計に向けた意識の醸成
- ・広域的な結婚支援事業の実施

Ⅳ－１－③－３ 妊娠・出産の希望をかなえるための支援

県民の妊娠・出産の希望をかなえるため、不妊症や不育症に関する相談支援や支援制度の広報周知を行うとともに、若い世代に対する不妊に関する正しい知識の普及啓発等を行います。

また、不育症に関する検査費用の助成や制度の広報を行うとともに、妊娠中の女性の不安を解消し、安心して出産できるよう、より一層の普及啓発と相談支援を行います。

- ・若い世代に向けた妊娠・出産・不妊に関する知識の普及啓発
- ・不妊・不育に悩む人への支援
- ・こども家庭センターの運営支援
- ・周産期母子医療センターの支援（再掲）
- ・母体搬送コーディネート体制（24時間・365日体制）の確保（再掲）
- ・母体の県域を越えた緊急搬送の適正な運用（再掲）

Ⅳ－１－③－４ 若者・現役世代の経済的自立と就労支援

新規学卒者や、フリーターなどの若年者、就職氷河期世代等を対象として、安定的な就労に結び付く職業訓練や相談から就職までの一貫した支援、企業に対する要請・啓発などにより、正規雇用としての就労・定着を促進します。

また、若年無業者への職業的自立支援のほか、フリーターをはじめとする職業能力を形成する機会に恵まれなかった若者の多様なニーズに合った就労・定着支援を実施します。

さらに、将来のキャリアや所得への不安を抱える働く若者に対し、相談や交流会などを通じてステップアップを支援します。

- ・ 正規雇用での就労を希望する若年者に対する支援（再掲）
- ・ 若年無業者等の職業的自立支援（再掲）
- ・ 雇用に結び付く効果的な職業訓練の実施（再掲）
- ・ 就職氷河期世代を含むミドル世代に対する就労・定着支援（再掲）
- ・ 将来のキャリアやライフプランを見据えた働く若者に対する支援

政策分野Ⅳ－２ 教育施策の充実

大きな社会的変化・変革の中で、新しい時代に対応する「生きる力」を持ち、千葉県の未来を担うこどもや若者を育てるため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、連携した取組を進めていきます。

施策項目Ⅳ－２－① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり

【目標】

教職員が心身共に健康でやりがいを持って働き、こどもたちが学びへの意欲を高め安全・安心に学校生活を送り、誇りをもって学ぶことができる環境を整えるとともに、様々な困難を有するこどもたちが誰一人取り残されることなく、こどもたち一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる教育を実現します。

【現状と課題】

学校現場は、いじめや不登校、児童虐待、発達障害を含む障害のあるこどもや日本語指導が必要なこどもへの対応、経済的に困難な家庭への支援など、多様化・複雑化しており、教員の多忙化の要因となっています。

また、教員採用選考の受験者の減少や経験豊かな教員の大量退職、産休・育休取得者の増加や特別支援学級の増加などによる教員不足が課題となっています。

加えて、教員がこどもたちと向き合う時間を確保するために、外部の人材や専門スタッフの活用、地域や保護者との連携を強化するとともに、働き方改革により、教員の士気を高め、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現する、質の高い教員集団を実現することが必要です。

さらに、人口減少、少子化などの社会の変化の中、どの地域でも質の高い教育を行うことができるよう、新しい時代に対応する学校の在り方を検討するとともに、高い専門性を有する教員の配置など学校の指導体制を充実することが重要です。あわせて、公教育の一翼を担う私立学校の振興を図ることや、全ての学校を安全・安心な学びの場とする必要があります。

また、障害の有無にかかわらず誰もが参加し貢献できる「共生社会」を形成するため、全ての学校で特別支援教育を推進していく必要があります。さらに、特別支援学校では、児童生徒の増加に伴う教室不足などの過密状態が課題となっています。

あわせて、家庭の経済的状況や、様々な困難を抱えるこどもたちが誰一人取り残されることなく、充実した生活を送れるよう、多様なニーズに対応した教育が求められています。

そのほかにも、日々進展するデジタル技術を教育分野でも活用することで、教育の質の向上や、教職員の負担軽減など校務の効率化を図る必要があります。

【取組の基本方向】

優れた資質を有する教員を採用するため、採用選考の改善や大学との連携を進める

ほか、教員の指導力向上を目的とした研修を充実させ、信頼される教員の育成に取り組みます。さらに、外部人材の活用や教員の業務改善など学校における働き方改革を進め、働きやすい勤務環境を整備します。

また、地域と一体となって子どもたちを育む魅力ある学校づくりを進めるとともに私立学校の経営の健全性を高め、保護者等の経済的負担を軽減します。

あわせて、学校の老朽化対策やバリアフリー化など、安全・安心で快適な学びの場づくりを推進します。

さらに、個別の教育的ニーズを持つこどもの自立と社会参加を目指し、最も適切な指導や支援が受けられる「多様な学びの場」を整えるとともに、障害のあるこどもと障害のないこどもが共に過ごすための交流や協働学習の場の整備を進めます。また、障害のあるこどもへの一貫した教育相談と支援体制及び、卒業後の豊かな生活に向け、福祉などの関係機関とのネットワーク機能を充実させます。

加えて、不登校児童生徒の状況に応じた支援、いじめの早期発見・早期対応のための教育相談体制の充実や外部機関との連携強化、学習支援や学び直しなど再チャレンジすることができる機会の提供、経済的・家庭的理由で就学が困難な児童生徒への支援、外国人児童生徒等への日本語指導体制の強化などを充実させるとともに、相互の多様性を認め合う学校風土の醸成を推進します。

そのほかにもデジタル技術を活用することにより、教育の質の向上や児童生徒の学習成果の向上、教職員の負担軽減などを図っていきます。

【主な取組】

Ⅳ－２－①－１ 優れた教員の確保と教育の質の向上

教員の不足や志願者数の減少が進む中、優れた資質を有する教員を採用するため、教員という職業の魅力ややりがいプロモーションするとともに、教員採用選考の改善等を進め、大学等と教員の養成段階から連携し、教員になることへの不安を軽減し、安心して働けるようサポートを行うなど、教員採用選考の志願者の確保に努めます。

また、デジタル技術を新たな学びのツールとして効果的に活用できるようにするなど教員の実践的指導力の向上等を目的とした研修や授業研究などの充実により、子どもたちに信頼される質の高い教員の育成を推進します。

さらに、教職員の働き方改革を進めるため、教員の事務を補助するスクール・サポート・スタッフの活用やスクールカウンセラー等との連携、民間人材など学校を支える外部人材の活用などによる「チーム学校」づくりを進めるとともに、教職員の業務内容の見直しや意識改革、校務のDXを進め、教職員がやりがいをもって働くことのできる職場環境を整備します。

また、優れた知識や経験を有する外部専門人材を学校現場に迎え入れる特別免許状及び特別非常勤講師制度を活用し、学校教育の多様性を向上させ、学校の活性化を図ります。

そのほかにも、学校への問い合わせを一括で対応する窓口の設置や県立学校における公共料金支払い事務の一括処理などを進めることで、教職員の負担軽減を図ります。

・熱意あふれる人間性豊かな教員の採用

- ・志願者増加に向けた教員の魅力発信
- ・信頼される質の高い教員の育成
- ・教職員における働き方改革の推進
- ・多様な人材の活用による教員のサポート
- ・業務の効率化に向けたD Xの推進

Ⅳ－２－①－２ 安全安心で魅力ある学校づくり

社会の変化や児童生徒の多様なニーズに対応し、豊かな学びを実現する教育活動が可能となるよう、魅力ある学校づくりを進めます。

各学校においては、専科指導や少人数指導など多様な指導方法により、きめ細かな指導を推進します。特に小学校においては、専門的な教科指導の充実を図るため専科教員の配置を進めます。学校を支援する体制については、スクールロイヤーやスクール・サポーターなど専門的知見を持った人材の充実を図ります。

また、県立高校については、地域連携協働校としての指定による小規模校の活性化、理数教育の強化、文理融合教育の推進や探究・STEAM教育の充実など学習環境の整備を進めるとともに、職業系専門学科では学びの魅力化を進め、企業と連携した実習など実践的な学びを通じて地域産業を支える人材の育成を図ります。なお、水産系高校では遠隔地からの生徒の受入体制の整備を含め、柔軟に生徒募集を行えるよう検討します。そのほか、通信制の課程と定時制の課程を併設する新たなタイプの高校を設置します。

私立学校については、その教育水準を一層向上し、経営の健全性を高めるとともに、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減等を図ります。

加えて、私立学校の振興とともに、教職員研修の合同開催などにより、公立学校と私立学校との一層の連携・協力を推進します。

さらに、全てのこどもたちが安全かつ安心して学校生活を送れるよう、学校及び教育施設の老朽化対策やエレベーターの設置、特別教室や体育館への空調設備の導入、トイレの洋式化、特別支援学校の過密化対策などを計画的に進めます。

加えて、こどもたちが適切に判断し行動できる力を身に付け、事故や犯罪等に巻き込まれないための安全教育及び防災教育の充実を図ります。

- ・社会に支持され選ばれる魅力ある学校づくり
- ・私立学校の振興と公立学校・私立学校の連携の推進
- ・エレベーターの設置や空調設備の導入など安全・安心に学べる環境の整備
- ・私立学校及び教育施設の耐震化・老朽化対策の推進

Ⅳ－２－①－３ 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

個別の教育的ニーズのあるこどもの自立と社会参加を見据えて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など、その時点で最も適切な指導や支援が受けられるよう、柔軟で連続性のある「多様な学びの場」を提供し、一人ひとりがその力を発揮できる取組の充実を図ります。あわせて、障害のあるこどもへの一貫した教育相談と支援体制の充実のため、障害のある乳幼児とその保護者に対し支援する医

療・保健・福祉等の関係者・関係機関のネットワークを構築し、家庭・福祉との連携を推進します。

また、様々な障害を理解し、児童生徒個々の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が行われるよう、学校を支える特別支援アドバイザーなどの外部人材の活用を推進するとともに、研修などにより教員の専門性の向上を図ります。

さらに、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより過密状況の解消を図るほか、入院児童生徒を対象としたオンラインによる遠隔指導や、タブレット等の活用により教科指導の効果を高め、児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、視線入力装置の活用など、デジタル技術の適切な活用により教育の質の向上を図ります。

- ・障害のあるこどもの学びと切れ目ない支援体制の充実
- ・特別支援教育に関する教員の専門性の向上
- ・特別支援学校の整備と機能の充実
- ・デジタル技術の活用による教育の質の向上（再掲）

Ⅳ－２－①－４ 多様なニーズに対応した教育の推進

いじめや不登校などの問題解決に向けて家庭と学校が連携して取り組めるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材の活用や、SNSを活用した相談窓口の設置など、こどもや家庭に対する相談支援体制の充実を図ります。あわせて、福祉と学校の連携等により、困難を抱えたこどもが安心して学べる環境を作っていきます。

いじめへの対応では、いじめの未然防止やいじめの積極的な認知などを推進し、いじめを認知した場合には、いじめられている児童生徒を守ることを最優先に、いじめの解消に向け学校全体で組織的かつ速やかな対応を行います。

不登校への対応では、不登校児童生徒の教育機会を確保するため、市町村教育委員会やフリースクールなど民間団体との連携を密にしながら、学びの多様化学校の設置に向けた検討やオンライン授業配信等に取り組むとともに、市町村教育委員会が設置する教育支援センターの機能強化や校内教育支援センターの設置促進を図るなど、個々の児童生徒の状況に応じた支援の充実を図ります。

また、高等学校等を中途退学した場合でも、学ぶ意欲のある人に対し、学習支援や学び直しの機会の提供など、学びへの機会確保を進めます。

さらに、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある全てのこどもが質の高い教育を受けることができるよう、地域の様々な主体と連携した取組を推進します。

加えて、日本語指導ができる外部人材の配置や、日本語の理解力が十分ではない保護者と学校との円滑な連携・協力に向けた支援等により、教職員にかかる負担を軽減し、日本語指導が必要な児童生徒に対する受入体制の充実を図ります。

そのほか、一人ひとりの多様なウェルビーイングの実現に向けて、互いに多様性を認め合い、他者を思いやることのできる学校風土の醸成に取り組みます。

- ・不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
- ・安心して学べる環境を実現するいじめ対策の推進
- ・学び直しなどの再チャレンジの機会の充実

- ・経済的・家庭的理由など様々な困難への支援
- ・外国人児童生徒等の受入体制の整備
- ・相互の多様性を認め合う学校風土の醸成

Ⅳ－２－①－５ 教育ＤＸの推進

デジタル技術を新たな学びのツールとし、児童生徒がデジタル端末を日常的に活用することを前提とした授業の再構築を行い、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるなど、教育の質の向上を図ります。

そのため、各県立学校でのネットワーク環境の高速化を行うほか、一部の学校において、デジタル技術を効果的に活用した授業改善の提案等を行う専門人材の配置や、電子黒板の試験的な導入による活用方法の研究などを行います。

また、児童生徒の発達段階を考慮し、プログラミング教育など情報活用能力の育成を目指したカリキュラム・マネジメントを行うことで、児童生徒の学ぶ意欲を引き出すとともに、学習成果の向上を目指します。

さらに、教員においては、それぞれの教材・教具の特性を理解し指導の効果を高める方法、児童生徒によるデジタル技術の活用を進める方法など、研修等を通じて指導力の向上を図ります。

そのほか、業務改善ＤＸアドバイザーの活用などによる校務のＤＸを進め、教職員の業務負担を軽減し、職場環境の改善を図ります。

- ・デジタル技術の活用による教育の質の向上
- ・デジタル人材の育成
- ・教員のデジタル技術活用による指導力向上
- ・業務改善ＤＸアドバイザーの活用
- ・業務の効率化に向けたＤＸの推進（再掲）

施策項目Ⅳ－２－② 未来を切り拓く「人」の育成

【目標】

こどもたちが自ら未来を切り拓くための知識や技能を確実に身に付け、不確実な状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びに向かう意欲が育ち、積極的に行動する姿勢、豊かな人間性や道徳性、高い非認知能力を備えた、社会に求められる人材を育成します。

【現状と課題】

現代は、未来の予測が困難な時代といわれており、こうした時代においては、こどもたちが柔軟な学び方や考え方、変化に対応する力と態度を身に付けていくことが重要です。

このため、学校教育においては、基礎的な知識や技能を確実に身に付けさせ、思考力や判断力、表現力などを育み、主体的に学習に取り組む態度を養い、こどもたちが自分自身の良さや可能性を認識し、他者を尊重し、協力しながら、自分の人生を切り拓いていける力を育成することが必要です。

また、こどもたちの健やかな成長のためには、豊かな情操や道徳心を培い、正義感や責任感、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く能力などを育む必要があります。

さらに、こどもたち自身が社会を形成する一員であり、合意形成を経てルールや仕組みを作ることができる存在であるとの認識を持つことが重要です。

あわせて、健康で安全な生活を営むために必要な身体能力、知識、望ましい生活習慣を身に付けさせる必要があります。

加えて、幼児教育は義務教育やその後の教育の基礎を築くものであり、これを担う幼稚園教諭等の人材の確保と資質・能力の向上を図るとともに、幼児期から自然の中での遊びや外遊び等、体験活動の機会を充実するなどして、豊かな情操や規範意識、自己肯定感、コミュニケーション能力や創造性などを育むことが重要です。

そのほかにも、地域を支え、グローバルな立場から社会の持続的な発展に貢献するリーダーや、国際的なルール形成や社会経済的な課題解決に参画する人材を育成することが必要です。

【取組の基本方向】

こどもたちの学習意欲を高め学力向上を図るとともに、探究学習やSTEAM教育等の教科横断的な学習の充実を図ります。

また、こどもの読書活動を推進する体制を整備するほか、外国語教育の充実、情報活用能力（情報モラルを含む）の育成のため、デジタル技術の利活用を促進します。

さらに、豊かな情操や道徳心を育む教育、生活体験や自然体験の機会の充実を図るとともに、自殺リスクの早期把握や適切な支援のため、組織的な対応や教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。

あわせて、こどもや若者の意見を尊重し、こどもの権利擁護に係る取組を推進しま

す。

加えて、生涯にわたって運動・スポーツに親しむ資質や能力を育成するとともに、児童生徒が自らの健康の保持増進に向け主体的に行動できるよう学校保健の充実、千葉県産の農林水産物を取り入れた食育を推進します。

そのほか、幼児教育職員の専門性を向上させ、幼児教育の質の向上を図ります。

また、こどもたちが郷土と国の歴史や伝統文化を理解し、誇りと愛着を育む教育を推進します。あわせて、グローバル社会で必要な資質・能力を身に付け、国際社会の担い手となるための教育を推進します。

【主な取組】

Ⅳ－２－②－１ 人生を主体的に切り拓くための学びの確立

こどもたちに基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、こども自身が、学び方を学び、自らの学習上の課題を正確に把握し、目標を立て、達成に向けて努力していけるよう、探究学習やSTEAM教育等の教科等横断的な学習の充実を図ります。

また、効果的な学習指導を進めることができるよう、教員の授業力の向上を図り、授業改善を一層推進します。

さらに、「千葉県子どもの読書活動推進計画」に基づき、こどもたちの読解力や想像力等を育成するため、社会全体でこどもの読書活動が一層推進されるよう、必要な人的・物的環境整備を進めます。

あわせて、こどもたちが世界への視野を広げ、英語で自らの考えを発信し、コミュニケーションを図ることができる資質・能力の育成に取り組みます。

- ・学習意欲を高め学力向上を図る取組の推進
- ・「読書県『ちば』」の推進
- ・コミュニケーション能力を伸ばす英語教育の充実
- ・デジタル技術の活用による教育の質の向上（再掲）

Ⅳ－２－②－２ 豊かな心の育成

こどもたちが、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳教育を推進します。

また、自殺リスクの早期発見や適切な支援につなげるため、組織的な対応や教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。あわせて、教員等による不適切な指導等が児童生徒の不登校や自殺のきっかけになることもあることから、これらの根絶に向けて、研修の実施や相談体制の整備を促進します。

さらに、こどもたちに、学校教育、家庭教育、地域社会での活動の中で、他者の役に立つ経験や、課題の解決に主体的に参画する経験などの積み重ねにより、こどもたちが自己有用感に裏付けられた自己肯定感を感じられるようにするとともに、課題に向き合う姿勢を育みます。

加えて、こどもが考え、感じたことを自由に表現でき、その意見を尊重する学校風土の醸成などに取り組むことで、こどもの権利の保障を図ります。

- ・豊かな情操や道徳心を育む教育の推進

- ・児童生徒の自殺対策の推進
- ・体験活動等の推進
- ・こどもの権利の尊重

Ⅳ－２－②－３ 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

こどもたちが運動・スポーツを好きになり、日常的に運動・スポーツに親しむことができるよう、学校生活における体育的活動の充実を図るとともに、家庭や地域とも連携を図り、基本的な生活習慣の見直しや改善を図ります。

また、児童生徒が、健康の保持増進について自ら考え、主体的に判断し、望ましい行動に結び付けるための指導の推進など、学校保健の充実を図ります。

さらに、栄養教諭を中核に学校・家庭・地域が連携し、鮮度が良く栄養たっぷりでおいしい千葉県産の農林水産物を取り入れた食育を推進します。

- ・運動・スポーツに親しむ資質・能力の向上
- ・健康・体力づくりのための外部人材の活用
- ・健康を守る学校保健の充実
- ・学校給食や食育など食を通じた健康づくり

Ⅳ－２－②－４ 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

義務教育以降の教育の土台となる幼児期の教育の充実を図るため、幼稚園教諭、保育教諭、保育士などの確保に努めるとともに、資質・能力の更なる向上に向けて、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修の充実を図ります。

また、幼児教育アドバイザーや保育アドバイザーを幼稚園、認定こども園、保育所等に派遣し、教員や保育士等の指導力向上や、教育課程、指導計画等に係る指導助言を行い、各施設の状況に応じた教育・保育の質の向上を図ります。

あわせて、本県の特徴である海や里山など豊かな自然を生かした自然環境保育を推進するとともに、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を支援していきます。

さらに、小学校教育が円滑に行われるよう、幼稚園教諭や保育教諭、保育士などと小学校の教員との意見交換や合同研究の機会等を設けることなどにより、円滑な接続を図ります。

- ・教職員や保育士の専門性の向上をはじめとした幼児教育・保育の質の向上
- ・豊かな自然環境を生かした「ちば・うみやま保育」の推進（再掲）
- ・幼児教育と小学校教育の接続の円滑化
- ・保育士等の資質の向上

Ⅳ－２－②－５ 郷土と国を愛する心と、グローバル化への対応能力の育成

こどもたちが郷土や国の歴史、伝統文化、風土に対する関心や理解を深め、継承・発展させ、郷土や国を愛する心と誇りを持ち、自信を持って発信することができる力を育みます。

また、こどもたちがグローバル社会で必要となる資質・能力を身に付け、国際社会

の担い手になれるよう、異文化理解を重視した教育活動を推進するとともに、オンラインを活用した姉妹校交流や海外留学に関する支援、短期海外派遣、外国人児童生徒等との交流などを通じ、国際社会の一員としての自覚を高め、国際協調の精神を養います。

- ・ 郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進
- ・ 多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成

施策項目Ⅳ－２－③ 地域全体でこどもを育てる体制づくり

【目標】

学校・家庭・地域住民同士のつながりや関わりが更に深まり、協力し合える土壌を形成するとともに、社会全体でこどもの育成に関わる体制を整えます。

【現状と課題】

家庭における教育は、こどもたちが基本的な生活習慣や豊かな情操、社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っています。しかし、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により、保護者が孤立して子育ての悩みや不安を抱えている現状が指摘されており、地域全体で保護者をサポートする家庭教育支援が求められています。

また、こどもたちが自立して心豊かに力強く社会で生き抜く力を培うためには、学校だけではなく、家庭・社会の中で様々な経験を重ねていくことが必要です。このため、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが連携・協働して、地域社会でこどもたちを育む環境を整えることが必要です。

近年、全国で児童虐待相談件数が増加しています。学校は虐待の発見や対応に重要な役割を担っており、児童相談所・警察などの関係機関と連携し、虐待の予防から、早期発見・対応、虐待を受けたこどもの自立まで、切れ目のない支援を行う必要があります。

【取組の基本方向】

保護者への学びの機会や子育て情報の提供、家庭教育が困難な状況にある家庭へのアウトリーチ型家庭教育支援を充実させます。

また、学校が地域と目標やビジョンを共有し、学校を核として学校、家庭、地域、企業、高等教育機関等が連携し、地域全体でこどもを育てる体制を整えます。

さらに、学校、市町村、児童相談所、警察など関係機関と連携し、児童虐待など不適切な養育からこどもの命を守る取組を推進します。

【主な取組】

Ⅳ－２－③－１ 全ての教育の出発点である家庭教育への支援

家庭教育を支援するため、学校を通じた情報提供やウェブサイトによる情報発信など、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。

また、子育て中の保護者を孤立させることのないよう、家庭教育支援に必要な人材の育成を図るとともに、企業やNPOなど様々な主体の参画を促進し、家庭教育を地域で支援できる体制づくりを進めます。

さらに、中学生や高校生が、育児への理解や関心を高めるとともに、子育てにおける家庭の役割や子育ての意義等について学ぶ機会の充実を図ります。

- ・保護者の学びや子育てなどへの支援
- ・学校・家庭・地域が連携した家庭教育の推進
- ・かけがえのないこどもを育てるための教育の推進

Ⅳ－２－③－２ 家庭・地域と学校との協働により地域全体でこどもを育てる体制の構築

学校における日々の教育活動や放課後児童クラブ、放課後子供教室などでの教育活動において、地域住民や専門的知見のある企業・団体関係者などの地域人材等の参画により、こどもたちの多様な学びや体験の場を確保し、安心して活動できる居場所づくりや、地域全体でこどもたちを育む体制づくりを支援します。

あわせて、地域コーディネーターなどの学校と地域を結ぶ人材の育成・拡充を図るとともに、こどもの教育活動に携わる人々の交流を促進し、地域における教育力の向上を図ります。

また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進などを通して、学校と地域の連携・協働体制を構築し、保護者や地域住民の学校運営への参画を推進します。

さらに、顧問不足や少子化などにより学校における部活動の維持が困難になる中、生徒にとって望ましい持続可能な部活動を推進するため、地域でこどもたちを育てる体制を整え、学校と地域が連携しながら、部活動の段階的な地域展開に向けた環境整備を進めていきます。

そのほかにも児童虐待の防止及び適切な早期発見が行われるよう、学校・市町村・児童相談所・警察等の関係機関との連携を密にしつつ、学校や教育機関等の教職員を対象とした研修等を実施するとともに、子育てに関する不安など、こどもに関わる様々な相談に応じるため、電話やLINE等による相談窓口を設置し、相談機能の充実を図ります。

- ・ 学校・家庭・地域が一体となって取り組む教育環境づくりの推進
- ・ 高等教育機関や企業などと連携した教育活動支援の体制づくり
- ・ 部活動の地域展開の推進
- ・ 虐待など不適切な養育からこどもを守る取組の充実・強化

施策項目Ⅳ－２－④ 青少年の健全育成

【目標】

こども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境をつくります。

【現状と課題】

情報化、グローバル化、少子高齢化が急速に進行するなど、こども・若者を取り巻く環境が大きく変化するとともに、ネットトラブル、いじめ、不登校、ひきこもり、こどもの貧困、ヤングケアラーなどの青少年問題も多様化・複雑化しています。

こうした中、青少年の問題行動を早期に発見し、適切な支援をしていくことが重要であり、地域の関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組を一層強化していく必要があります。

さらに、こどものスマートフォン所持率の向上やSNSの普及により、スマートフォン等の情報端末を介して、こどもたちがネットいじめ・非行・犯罪被害など様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しており、こうしたトラブルを未然に防止する取組も課題となっています。

こども・若者の健やかな成長と社会的自立を実現するためには、社会環境の変化を踏まえ、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に協力しながら、適切な環境づくりを進めていくことが必要です。

【取組の基本方向】

非行に陥ったり、犯罪被害に遭ったこども・若者の立ち直りを支援します。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう、関係機関・団体と連携した広報・啓発の充実と、青少年を守るための環境の整備に努めます。

さらに、多様化する青少年問題に的確に対応するため、家庭・学校・地域が連携し、社会全体でこども・若者の成長を支える社会づくりに取り組みます。

【主な取組】

Ⅳ－２－④－１ 非行・犯罪防止と立ち直り支援

青少年に対する共通の理解と認識を深めるため、関係機関・団体、地域住民と連携し県下一斉合同パトロールの実施や広報・啓発活動を推進します。

また、青少年問題に対する相談体制を充実し、少年の自立を支援するほか、青少年補導センターや少年警察ボランティア活動を支援するなどして、街頭補導活動を推進します。

非行少年を生まない社会づくりの一環として、タッチヤング千葉県少年柔道・剣道大会を開催するほか、事件などを通じて関わった少年や問題を抱え非行に走る可能性がある少年らと共に社会体験活動等を実施して、再非行を防止する取組を推進します。加えて、少年を犯罪被害から守るため、福祉犯罪の取締りを推進します。

さらに、少年の立ち直りを直接支援する少年補導専門員及び相談専門員の知識・技術の向上を図るとともに、非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催などにより、少年

の規範意識の向上に取り組めます。

また、犯罪・非行をした少年の再犯防止のため、社会奉仕・体験活動等を通じた立ち直り支援に取り組めます。

- ・少年警察ボランティア活動の推進
- ・少年サポート活動の推進
- ・タッチヤング活動の推進
- ・少年の立ち直り支援活動の推進
- ・少年事件及び福祉犯罪の取締りの推進
- ・青少年補導員活動の活性化に向けた支援
- ・非行防止や薬物乱用防止等に関する広報・啓発活動の推進

Ⅳ－２－④－２ SNSを通じた犯罪等から子ども・若者を守る取組の推進

インターネット上のトラブルから青少年を守るため、青少年の利用頻度が高いSNSを中心に監視を行うネットパトロールや児童ポルノの根絶に向けた取組などを推進します。

また、子どもたちや保護者、学校関係者等への講演を実施し、フィルタリング及びペアレンタルコントロールの普及や、青少年のインターネットの適正利用についての啓発活動を推進するとともに、子ども・若者がインターネット等の情報を取捨選択して活用できる能力（情報リテラシー）や、デジタル社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（情報モラル）を身に付けるための取組を推進します。

さらに、千葉県青少年健全育成条例に基づき、書店・カラオケボックス・ネットカフェ・携帯電話等販売店への立入調査の実施や、有害図書・有害玩具等の指定により、青少年を守るための環境の整備に努めます。

- ・子ども・若者にとって有害な環境の浄化
- ・SNSを通じた犯罪等の未然抑止
- ・ネットリテラシー向上を目的とした講演会の実施

Ⅳ－２－④－３ 多様な主体による取組と関係機関の機能強化

青少年相談員や青少年補導員などの地域ボランティアに加え、ボーイスカウト・ガールスカウトやPTA、市民活動団体など多様な主体との情報共有を図るとともに、地域課題の解決に即した研修等を実施することで、連携を強化します。

- ・青少年相談員活動の充実
- ・青少年補導員活動の活性化に向けた支援（再掲）
- ・青少年育成関係団体等との連携

第Ⅴ項 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現

政策分野Ⅴ－１ 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現

あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが希望や意欲に応じて、その人らしく活躍することができる社会づくりを進めていきます。

施策項目Ⅴ－１－① 誰もが力を発揮できる社会の実現

【目標】

県民一人ひとりが、年齢や性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いにかかわらず、様々な違いがある個人として尊重され、誰もが社会に参加し、その人らしく活躍することができる社会を目指します。

【現状と課題】

私たちの社会には、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いがあり、偏見や誤解により生きづらさを感じている人々も存在します。

現在、人口の減少やグローバル化の進展、技術革新など、様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生しており、こうした変化に的確に対応していくためには、多様性を尊重し、生きづらさの解消や社会の活力、創造性の向上につなげていくことが重要となります。

県では東京 2020 大会の開催により、多くの関係者と多様性を尊重することの重要性を共有するとともに、成田空港を抱える「世界に一番近い県」であり、今後、成田空港の拡張事業や育成就労制度の開始等により外国人就労者の増加が見込まれるなど、多様性を生かせる舞台が整い、活力や創造性を一層向上させる好機を迎えています。

こうした機会を捉え、多様性を尊重することが、社会の活力や創造性の向上に相乗的に効果を発揮するとの認識の下、県では令和 6 年（2024 年）1 月に多様性尊重条例を施行したところであり、今後は条例の理念を踏まえながら、あらゆる人が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会の実現に向け、県行政のあらゆる分野で施策を推進していく必要があります。

また、令和 6 年度（2024 年度）に実施した県政の世論調査では、県民の 51.5%が「ダイバーシティ」の概念を知らないと回答しており、ダイバーシティの必要性については、いまだ県民に浸透しているとは言えない状況です。

多様性が尊重される社会を実現するためには、県民や事業者の役割が大きいことから、様々な主体による取組が広く展開されるよう、多様性尊重に関する意識醸成を図っていくことが必要です。

さらに、性的マイノリティの方は、様々な生きづらさを抱え、自殺念慮が高いこと

が指摘されていることから、こうした人々が安心して生活できる環境づくりを進めていく必要があります。

【取組の基本方向】

将来にわたって本県の活力を維持・向上できるよう、多様性尊重条例の下、多様性尊重の意義を広く県全体で共有していくとともに、生きづらさの解消や多様な人材が活躍できる社会づくりに向け全庁を挙げて取組を進めていきます。

【主な取組】

V-1-①-1 ダイバーシティの普及・啓発

多様性が尊重され、誰もがその人らしく活躍できる社会の形成を推進するため、多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進むよう、広報・啓発に取り組むとともに、企業や団体等が行う多様性尊重の取組を後押ししていきます。

また、県や市町村職員に対するセミナー等の開催により、一人ひとりの多様性尊重に関する理解を深めていきます。

- ・多様性の尊重に関する理解の促進
- ・多様性の尊重に積極的に取り組む企業・団体等の表彰
- ・偏見や差別意識を持たない心のバリアフリーの推進

V-1-①-2 誰もがその人らしく個性や能力を発揮できる環境づくり

多様性を尊重することが、社会の活力や創造性の向上に相乗的に効果を発揮すると認識の下、様々な事情により生きづらさを抱えている人に対する相談・支援の充実を図るとともに、多様な人々が活躍することができる環境づくりや人材の育成に取り組むなど、県行政のあらゆる分野において施策を進めていきます。

- ・正規雇用での就労を希望する若年者に対する支援（再掲）
- ・エレベーターの設置や空調設備の導入など安全・安心に学べる環境の整備（再掲）
- ・多様な学習機会の充実（再掲）
- ・特定道路のバリアフリー化対策の推進（再掲）
- ・困難な問題を抱える女性への総合的な支援と自立支援の推進（再掲）
- ・女性特有、男性特有の悩みに幅広く対応する相談体制の充実（再掲）
- ・県庁における女性活躍の推進（再掲）
- ・就労支援・定着支援の体制強化（再掲）
- ・パラスポーツの推進（再掲）
- ・誰もが表現者として、生涯にわたり文化芸術を楽しむことのできる環境整備（再掲）
- ・日本語や生活ルール等を学ぶ地域日本語教育の充実（再掲）
- ・外国人県民の活躍の場づくり（再掲）
- ・性的マイノリティの相談体制の充実（再掲）
- ・総合相談・生活支援を行う体制の整備（再掲）

- ・ 防災情報のバリアフリー化の促進（再掲）
- ・ 災害時における要配慮者及び避難行動要支援者対策の推進（再掲）

V－１－①－３ 性的マイノリティの生きづらさの解消

性的マイノリティに関する県民や事業者の理解が進むよう広報・啓発に取り組むほか、職員一人ひとりが、性的マイノリティに関する知識を身に付け、適切な対応ができるよう、研修等の充実を図ります。

また、性的マイノリティの当事者や家族、学校や職場などで当事者に接する人々が抱える不安や悩み等に対する相談体制の充実を図ります。

さらに、学校では、性的マイノリティの児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、教職員の理解を深め、児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、発達段階や心情等を十分考慮し、状況に応じた柔軟な対応に努めます。

- ・ 県民や事業者等への意識啓発
- ・ 行政職員の理解促進
- ・ 性的マイノリティの相談体制の充実
- ・ 学校における支援の充実

施策項目 V－1－② 男女共同参画の推進

【目標】

男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが活躍できる社会の実現を目指します。

【現状と課題】

豊かで活力ある千葉県を維持していくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが活躍できる社会、また、多様性を尊重する社会の実現が必要です。

一方で、令和6年度（2024年度）に行った県政に関する世論調査においては、社会全体での男女の地位の平等意識に関し「平等」と感じる人の割合が11.3%にとどまっています。

このため、全ての人が、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するためには、性別や世代に関わりなくあらゆる人々に対する男女共同参画への意識づくりが必要です。

また、人口減少社会において経済社会の活性化を図るためには、性別に関わりなく多様な人材の活躍が必要です。多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、性別に関わりなく全ての人が個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、共に活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。

【取組の基本方向】

男女が、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに囚われることなく活躍でき、また、安全・安心に暮らせるよう、意識づくりや広報・啓発活動に取り組めます。

また、男女が互いに協力し、支え合い、仕事と生活を調和させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、男性も女性も個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、共に活躍できる環境づくりの取組を進めます。

こうした取組について、千葉県男女共同参画計画に基づき着実に推進していきます。

【主な取組】

V－1－②－1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革と情報発信

男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革を促進するため、市町村や産業界等、多様な主体との連携体制を構築し、官民一体となった取組を進めます。

また、SNS、ホームページや情報誌等を通じて、男女共同参画の推進に取り組む企業の先進事例などを幅広く県民へ発信していくとともに、性別に関わりなく誰もが活躍できる基盤づくりとしての男女共同参画の普及促進を図るため、市町村や地域住民と連携して、各地域の実情に根ざした広報・啓発活動を行います。

そして、政策・方針決定に関与する審議会等において女性の更なる登用を図るため

に、人材の掘り起こしを行うとともに、社会の中でリーダーとして活躍するための養成講座等を開催するなど、あらゆる分野における男女共同参画を実現するため、女性の能力発揮を支援します。

さらに、男女共同参画の意識を広く普及・浸透させるため、学校教育のみならず、社会・家庭教育において、男女共同参画についての理解の促進を図ります。

- ・企業等との連携などによる男女共同参画の意識の普及・啓発
- ・千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実
- ・審議会等における女性委員の登用推進
- ・男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

V－1－②－2 男女が共に活躍できる環境づくり

性別に関わりなく誰もが安心して働き続けることができるよう、職場や家庭、地域等における職業生活と家庭生活を両立できる環境づくりやワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の取組を推進します。

そのため、仕事と生活の両立支援や誰もが働きやすい職場環境づくりなどに取り組む企業の登録・公表や表彰を行うほか、企業等の理解促進を図る各種セミナー等の実施、働き方改革やテレワークの推進に取り組む企業に対するアドバイザーの派遣など、誰もが活躍していくことのできる多様で柔軟な職場づくりを推進します。

加えて、県庁においても、女性職員の積極的な登用や、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、女性職員がより個性と能力を発揮できる環境づくりを一層進めます。

- ・働き方改革の推進（再掲）
- ・仕事と家庭の両立支援に取り組む企業等の表彰
- ・女性の起業・創業や経営参画等への支援
- ・女性の活躍推進に向けた広報・啓発
- ・女性特有、男性特有の悩みに幅広く対応する相談体制の充実
- ・県庁における女性活躍の推進

施策項目Ⅴ－１－③ 外国人の活躍・共生と国際交流の推進

【目標】

国籍や文化的背景などの様々な違いにかかわらず、誰もがその人らしく活躍し、安心して暮らすことにより将来にわたり社会の活力を生み出せる県づくりを進めるとともに、諸外国・地域との相互理解の促進、グローバル人材の育成を進めます。

【現状と課題】

本県における外国人の居住者数は、令和6年（2024年）12月末には過去最高となる23万1千人を超え県人口の3.7%を占めており、外国人労働者数も同年10月末で過去最高となる約9万2千人となっています。

今後は育成就労の開始や成田空港の拡張事業に伴う雇用機会の創出などにより、外国人労働者やその帯同家族の更なる増加が見込まれます。

一方で、外国人留学生は働き手として期待されているものの日本の雇用慣行や就職活動の進め方への理解が十分でないことから、就職まで至らないケースがあるほか、採用する中小企業においても言語の問題や雇用手続きなどにより、受入体制を整備する余裕が十分でない場合があるため、中小企業における外国人の円滑な受け入れなどを支援する必要があります。

また、日本以外の多様な言語、文化、習慣等を有する人々は、日本語によるコミュニケーション力や社会制度に関する知識不足等によって、地域社会の中で孤立したり、日常生活に困難を抱えることがあります。新興感染症の拡大や大規模災害時においては、言語だけでなく文化や生活習慣等の違いから、必要な情報の取得や避難生活等に困難が生じることもあります。

このため、日本のルールや文化を学ぶ機会の提供や多言語による情報提供、相談対応等の支援を充実させるとともに、多様な言語、文化、習慣等を有する人々との相互理解の促進やこれらの人々が地域社会の一員として参加し、活躍できる機会の創出が必要です。

さらに、近年、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が増加しており、高校進学や就職に必要な日本語等を習得できる環境整備が必要であるとともに、義務教育年齢を超過した外国籍のこどもへの日本語指導の支援も必要です。

本県は、姉妹・友好提携をしているアメリカ・ウィスコンシン州、ドイツ・デュッセルドルフ市及び台湾・桃園市などと交流を行っており、東京2020大会の開催を契機に、オランダとの交流も始まりました。

社会・経済のグローバル化が進展する中、本県が更に発展していくためには、諸外国・地域との交流を通じ、異なる文化への理解など、多様な視点を持った人材を育成する必要があります。

【取組の基本方向】

外国人も本県経済を支える働き手として活躍できるよう、企業等とのマッチング機会の創出等を通じて雇用・就労の促進を図るとともに、共に暮らす地域社会の担い手

として活躍できるよう、多文化共生意識の醸成を推進していきます。

また、外国人県民向けの相談窓口や地域日本語教室の整備等の総合的なコミュニケーション支援をはじめ、こどもの教育、防災、住宅、医療、保健、福祉等の各分野における支援が充実するような取組を推進していきます。

さらに、姉妹・友好提携をしている海外の州・都市をはじめ、様々な国・地域との間で幅広く交流を進めます。

【主な取組】

V-1-③-1 外国人の活躍支援

本県で働きたいと考える外国人留学生等が県内企業に就職し活躍できるよう、外国人留学生等を対象とした就労講座や職場見学会、採用を考えている企業とのマッチングに向けた合同企業説明会を開催するなどの就労支援に取り組むとともに、企業が円滑に外国人材を雇用できるよう外国人の雇用に関するセミナーを開催するなど雇用環境の整備支援に取り組みます。

また、外国人が共に暮らす地域社会の担い手として活躍できるよう、より多くの県民が多文化共生に関する理解を深め、言語や文化等が異なる県民同士の共生に向けた意識醸成を推進するとともに、これらの県民同士が交流・協働する機会の創出などに取り組めます。

- ・外国人留学生等の就職・定着支援
- ・外国人材の採用・定着支援（再掲）
- ・多文化共生意識の醸成
- ・外国人県民の活躍の場づくり

V-1-③-2 多文化共生の推進

多様な言語、文化、習慣等を有する人々が地域の一員として暮らしていくために、日本語に加え、日本の文化やルールなどを学ぶ地域日本語教育の充実に取り組めます。中でも外国人の帯同家族のうち、日本語を学ぶ機会が得られにくい人に対する基礎日本語教育を推進します。また、多言語や、やさしい日本語による情報発信や相談対応などに取り組むことで外国人とのコミュニケーションを支援します。

日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対しては、外部人材の活用などにより学習上、学校生活上の支援を行うほか、義務教育年齢を超過した外国籍のこどもには、高校就学に必要な日本語等が学べる環境整備を進めます。

また、安全で安心な地域社会を実現するため、外国人に対して防災知識の普及や防災訓練への参加を促進するとともに、多言語や「やさしい日本語」により災害や防犯情報を発信するなど、災害や防犯対策などの支援体制づくりを進めます。

加えて、安定した住居の確保や多言語問診票の提供などの様々な分野における支援が充実するよう取組を推進することで、国籍及び文化的背景などにかかわらず、共に安心して暮らせる環境づくりを進めます。

- ・日本語や生活ルール等を学ぶ地域日本語教育の充実

- ・行政相談窓口の多言語対応・多言語や「やさしい日本語」による情報提供
- ・こどもの教育環境の整備
- ・防災・防犯・交通安全対策の推進
- ・住宅・医療・保健・福祉の充実
- ・防災情報のバリアフリー化の促進（再掲）
- ・在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進（再掲）
- ・不法滞在外国人等への対応（再掲）

V－１－③－３ 国際交流の推進

諸外国・地域との相互理解を促進するとともに、多様な視点を持った人材を育成するため、本県が姉妹・友好提携をしているアメリカ・ウィスコンシン州、ドイツ・デュッセルドルフ市及び台湾・桃園市や、国際スポーツ大会等で交流を深めたオランダ等との間で、国際交流団体等と連携しながら、教育、文化、スポーツ等の分野で幅広く交流を進めます。

- ・姉妹・友好都市等との国際交流の推進
- ・多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成（再掲）

政策分野Ⅴ－２ 連携・協働による社会づくり

県全体の広範かつ多様な課題や、各地域における課題について、県、市町村、県民、民間事業者・団体等、様々な主体との連携・協働により解決をしていきます。

施策項目Ⅴ－２－① 多様な主体の連携・協働による社会づくり

【目標】

多様な主体の連携・協働により、様々な課題の解決や、誰もが安心して暮らせる社会を目指します。

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化の進行、社会経済のグローバル化やデジタル化の進展など、本県が取り組むべき課題は多様化・複雑化しています。

こうした課題を迅速かつ効果的に解決していくためには、県民、企業、団体、市町村などと目指すべき方向性を共有し、連携・協働して取り組むことが必要となります。

経済・社会・環境など広範な課題に対して統合的に取り組むSDGsは国際社会全体の普遍的な目標であり、県が目指すべき方向性と同じであることから、様々な主体とSDGsの考え方を共有し、課題の解決に連携・協働して取り組んでいくことが重要です。

また、多様な主体による地域の課題解決に向けた取組や地域における支え合いの仕組みづくり、人材の育成を進めていくことが求められています。

さらに、人生100年時代を迎え、技術革新により社会が激しく変化する中で、県民が地域産業の担い手など、社会を支える人材として生涯にわたり活躍していくためには、誰もが幾つになっても学び直し、新たなチャレンジができる生涯学習社会を実現していくことが重要です。

【取組の基本方向】

SDGsの考え方を広く県民と共有することで、広範な課題解決に向けた多様な主体の取組を促していきます。

また、地域住民による支え合いを促進するため、共助の精神に基づく住民同士のつながりの構築を支援するとともに、市民活動団体、学校、企業、行政など、多様な主体が連携・協働して行う地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりを進めます。

さらに、東京2020大会を契機として機運が高まったボランティア活動に対する県民の理解を更に深めるとともに、地域活動への参加促進を図るほか、地域活動を支える市民活動団体等の基盤強化について支援します。

加えて、県民誰もが必要に応じて学習できるよう多様な学びの場の充実に努めるとともに、社会を支える人材として必要な知識・技術・技能の習得を目的とした学び直しの支援をすることにより、生涯にわたり活躍していくことができる場づくりを推進します。

【主な取組】

V-2-①-1 SDGsの考え方の理解促進

国の「SDGs実施指針」を踏まえ、県の分野別計画の策定や改訂の際に、SDGsの考え方を積極的に取り入れるとともに、チーバくんのデザインによるSDGsシンボルマークの活用や各種イベントの開催などにより、県民や企業、団体等が主体的に取り組めるよう、広く普及啓発を行います。

また、多くの企業等に対して「ちばSDGsパートナー登録制度」への登録を促すとともに、取組主体同士の連携・交流機会の提供や取組好事例の拡大などにより、様々な主体の自発的・具体的な取組を後押ししていきます。

- ・SDGsに関する啓発
- ・様々な取組主体の自発的・具体的な取組の促進

V-2-①-2 多様な主体の連携・協働による課題解決の推進

地域における医療・福祉や子育て、防災・防犯、まちづくり、環境保全など、複雑かつ多岐にわたる課題を解決し、地域の活力を維持・向上させるため、県民一人ひとりが地域課題に主体的・自発的に取り組むとともに、市民活動団体や学校、企業、行政など多様な主体が連携、協働することができる仕組みづくりや人材の育成等を進めます。

また、地域課題の解決に成果を上げている優良事例を表彰する「ちばコラボ大賞」により、連携の重要性や効果の周知に努めます。

- ・優れた協働事例の表彰や周知
- ・協働による地域コミュニティづくりの普及促進
- ・市町村、関係団体等と連携した地域づくりの推進

V-2-①-3 地域で支える自立支援体制の整備

誰一人取り残さない福祉を実現するため、複合的な課題を抱えた人など、生きづらさを抱えた人に対して、関係機関が連携・協働し、地域で支えることができるような仕組みづくりや支援施策の推進、人材の育成等を進めます。

また、介護や虐待、貧困など様々な課題を抱えた人に対する支援を行うため、多様な主体と連携・協働して相談支援等を行う中核地域生活支援センターを運営するとともに、地域づくりの在り方等を考える地域福祉フォーラムの設置を促進することなどにより、地域の課題解決を推進します。

生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援などの各種事業やフードバンクへの支援を行うなど、生活困窮者への支援を充実させます。

将来的な生産年齢人口の減少に対応し、人員数の制約等がある中においても、福祉の相談支援業務の質を確保するため、相談から支援、情報共有までの一連の業務のデジタル化を推進します。

- ・地域福祉の推進体制の設置促進
- ・困難な問題を抱える女性への総合的な支援と自立支援の推進

- ・総合相談・生活支援を行う体制の整備
- ・地域づくりを総合的にコーディネートする人材の育成
- ・生活困窮者自立支援制度の推進
- ・フードバンクへの支援
- ・福祉相談業務のデジタル化の推進

V－2－①－4 地域社会を豊かにする県民活動の推進

多くの県民が地域を支えていく社会の実現に向けて、県民活動への理解や参加の促進・定着を図るため、ボランティア活動に係る広報・普及啓発に取り組みます。

また、ボランティアと受入団体のマッチングや、体験会の開催などの取組により、県民活動の裾野の拡大を図ります。

さらに、地域活動を支える市民活動団体等が安定的・継続的に活動できるよう、市民活動団体等の組織運営力、資金調達力等の強化を支援します。

- ・県民の地域活動への参加促進
- ・市民活動団体等への支援及び支援体制の整備

V－2－①－5 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

県民が、生涯にわたって、学習することができ、心豊かな潤いのある生活、学習の成果を生かした地域社会における活動、地域産業の担い手としての活躍などにつなげることができるよう、地元企業や、NPO、大学、専修学校等、多様な主体と連携し学習や学び直しの機会の充実を進めます。

あわせて、デジタル技術の活用により多様な学習コンテンツを容易に入手できる環境の整備を進めるとともに、社会での活躍につながる学習相談や補助制度の情報などを総合的に案内する体制の構築を図ります。

また、地域の学びを支える人材である社会教育士の活用を図り、地域の学びの場の質の向上を目指します。

さらに、社会に求められる産業人材の育成につなげるため、学び直しの動機付けとなる講座を実施するとともに、産学官の連携体制を構築するなど、生涯にわたり必要な知識を学び直すリカレント教育を推進します。

加えて、障害のある人が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持・開発・伸長できるよう、学校卒業後も生涯学習施設等において主体的に学び続けることができる機会の充実に努めます。

- ・多様な学習機会の充実
- ・学習に関する情報提供・相談の充実
- ・学習成果を社会に生かす仕組みづくり
- ・多様な主体との連携・協働の推進
- ・リカレント教育の推進（再掲）
- ・障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の推進
- ・県立図書館の機能の充実

第Ⅵ項 独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造

政策分野Ⅵ－１ 脱炭素化と循環経済の推進

2050年カーボンニュートラル実現に向け、県民、事業者、行政など全ての主体が、地球温暖化対策の取組を一層推進するとともに、気候変動の影響に対する適応への取組を推進します。

廃棄物の発生削減、再使用・リサイクルなどを推進することで、循環経済への移行を進めるとともに、自然との共生に向けた環境学習等を実施し、環境保全に向け、主体的に行動できる人づくりを推進します。

施策項目Ⅵ－１－① 地球温暖化対策の推進

【目標】

県民、事業者、行政など全ての主体が一体となって、温室効果ガスの排出量を削減し、地域レベルでの地球温暖化対策に取り組むことにより、持続可能な脱炭素社会づくりを推進します。また、気候変動の影響に対する適応への取組を推進します。

【現状と課題】

近年の気象災害の激甚化は地球温暖化が一因とされ、今後、豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されており、「気候変動」は、もはや「気候危機」とも言うべき深刻な状況になっています。

令和3年（2021年）8月に公表されたIPCCの第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がないとしています。

また、世界気象機関(WMO)の発表によると、2024年の世界の平均気温は、産業革命前の水準と比べて1.55度上回り、気候変動対策の国際ルールであるパリ協定で気温上昇を抑える目標とされている「1.5度」水準を単年で初めて超えました。既に世界中で、異常高温、気象災害等が多発しており、日本においても、真夏日や猛暑日の増加、台風等の気象災害の激甚化、高温による農作物の生育障害や品質低下といった様々な影響が確認されています。

このような中、国は令和3年（2021年）5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを基本理念として示し、同年10月に改定した「地球温暖化対策計画」で2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することとし、さらに令和7年（2025年）2月の改定で、2035年度までに60%、2040年度までに73%削減することを目指すこととしています。

県においても令和5年（2023年）3月に千葉県地球温暖化対策実行計画を改定するとともに、千葉県カーボンニュートラル推進方針を策定し、これまで取り組んできた地球温暖化対策をより一層推進しているところです。

本県の二酸化炭素排出量の状況を見ると、実行計画の基準年度である平成25年度（2013年度）と比較して、令和2年度（2020年度）は25.6%減少しており、部門別

でも「産業部門」は28.4%、「家庭部門」は24.3%減少しています。

なお、全国有数の産業県である本県には、東京湾沿いに素材産業を中心とした製造業が集積していることなどから、令和2年度（2020年度）では二酸化炭素排出量の55.7%を産業部門が占め、全国（34.1%）と比較して高くなっており、こうした本県の特徴を踏まえ、国全体のカーボンニュートラルの実現に向けて、事業者と連携していく必要があります。

地球温暖化対策は、県民、事業者、行政など全ての主体が、国における温室効果ガス削減目標を踏まえ、まずは、今ある技術を最大限活用して温室効果ガスの排出抑制などの取組を一層推進するとともに、こうした取組を地域の活性化にもつなげていく必要があります。それと同時に、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対し、被害を回避・軽減する「適応」も進めていくことが求められています。

【取組の基本方向】

地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギー等を積極的に活用するとともに、地域振興の観点も踏まえ、地域の特徴を生かした取組を進めていきます。

また、あらゆる主体において節電や省エネルギーを徹底するため、エネルギー消費を減少させる取組を推進します。家庭における省エネルギー設備の導入促進に加え、本県の二酸化炭素排出量の約6割を占める産業部門における設備導入支援・啓発活動に取り組みます。

さらに、温暖化対策に資する地域環境の整備・改善に向け、脱炭素を目指すまちづくりや交通環境の整備、緑化などに取り組むとともに、県自らが実施する事務・事業においても対策に取り組みます。

加えて、気候変動の影響に適応するため、気候変動に関する地域の情報を継続して把握し、県民に提供するとともに、様々な分野への影響に対応できるよう取組を進めます。

これらの地球温暖化対策について、県民や事業者等が「自分ごと」として捉え、必要性を理解し、自ら率先して行動できるよう、様々な普及啓発を実施していきます。

【主な取組】

Ⅵ-1-①-1 再生可能エネルギー等の活用促進

温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー等を積極的に活用していくため、家庭や企業、公共施設における太陽光発電設備などの導入や、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の普及拡大、CO₂CO₂（コツコツ）スマート宣言事業所登録制度による企業の自主的取組の促進などに取り組みます。

また、水素社会の構築に向けて、家庭部門・事業部門における水素の利活用を促進するため、燃料電池自動車の普及やエネファームの導入等に取り組みます。

さらに、再生可能エネルギーの主力電源化に向け、洋上風力発電やペロブスカイト太陽電池の導入促進と、それによる地域経済の活性化に向けた取組等を進めていきます。

- ・太陽光発電設備等の導入促進

- ・ 県有施設への再生可能エネルギー導入の推進
- ・ 水素社会の構築に向けた取組の推進
- ・ ペロブスカイト太陽電池の社会実装に向けた取組の推進
- ・ 洋上風力発電の導入による地域経済の活性化支援（再掲）
- ・ バイオマスの利活用の推進（再掲）

VI-1-①-2 省エネルギーの促進

温室効果ガスの削減に向けて、家庭や事業所を含め、あらゆる主体において節電や省エネルギーを徹底し、エネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていきます。

具体的には、家庭を対象としたエネファームなどの省エネルギー設備の導入促進や、省エネルギー性能の高い住宅であるZEH等の普及促進、事務所・店舗等の省エネルギー化の支援を行うとともに、燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及を促進していきます。

また、クールビズやエコドライブなど、脱炭素型ライフスタイルへの転換を図るため、県民一人ひとりの理解と行動変容の促進につながるよう普及啓発を行います。

県の事業活動についても「千葉県庁エコオフィスプラン」で掲げた削減目標の達成に向け、全庁を挙げて省エネルギー化を進めます。

- ・ エネファームなど家庭における省エネルギー設備の導入促進
- ・ 建築物における省エネ・ZEHの普及促進
- ・ 事業者による脱炭素化の取組への支援
- ・ 次世代自動車の普及促進とエコドライブの推進
- ・ 県自ら実施する省エネルギーの取組

VI-1-①-3 温暖化対策に資する地域環境の整備・改善

再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化を促進する市町村に対して、自然環境に配慮しつつ地域特性等に応じた取組が進められるよう技術的な助言を行うとともに、大規模な再生可能エネルギー設備の設置を計画する事業者に対しては、環境影響評価制度により必要な指導等を行います。

また、温暖化対策に資するまちづくりとして、コンビナート・空港・港湾におけるカーボンニュートラルを推進するとともに、市町村が行うコンパクトなまちづくりの促進やヒートアイランド対策、屋外照明施設のLED化を推進します。さらに、道路整備等による交通の円滑化を図るとともに、自転車通行空間の拡大等、温室効果ガス排出の削減につながる道路空間の整備や有効活用を推進します。なお、インフラの長寿命化を図り、更新頻度を減らすことによりライフサイクル全体での低炭素化を推進するとともに、印旛沼流域等において、流出抑制効果だけでなく、都市気候緩和、水質浄化等、多面的な効果が期待される谷津田や里山の保全等グリーンインフラの取組を推進します。

さらに、浄水場や下水道の終末処理場などの上下水道・工業用水道施設では、省エネルギー性能の高い設備機器の導入や温室効果ガスの排出が少ない運転方法の推進等により、温室効果ガス削減に取り組みます。

加えて、二酸化炭素の吸収源となる森林や緑地の整備を行うとともに、県産木材の活用を促進することで森林の保全を進めるなど地域環境の整備・改善を図るほか、ブルーカーボンとして海中に二酸化炭素を吸収・固定することにもつながる藻場等の保全・再生の取組を推進します。

- ・グリーンインフラの整備推進
- ・海の吸収源対策の実施
- ・広域的な幹線道路ネットワーク等の整備促進（再掲）
- ・国道及び県道のバイパス・現道拡幅の整備推進（再掲）
- ・まちづくりを支援する道路の整備推進（再掲）
- ・自転車通行環境の整備推進（再掲）
- ・道路施設の維持管理と長寿命化（再掲）
- ・上下水道・工業用水道施設における温室効果ガス削減の取組推進
- ・企業間連携によるカーボンニュートラルコンビナートの推進（再掲）
- ・カーボンニュートラルポート形成の推進（再掲）
- ・森林の保全と整備の推進
- ・都市における緑の保全と緑化の推進（再掲）
- ・信号機の集中制御・系統化等による交通流の円滑化等

Ⅵ－１－①－４ 脱炭素型ライフスタイルへの転換

地球温暖化対策に関する情報発信やセミナー・イベントの開催により、県民の意識改革や行動変容を促進するとともに、家庭・事業所における再生可能エネルギーの導入や省エネルギーを支援することにより、県民生活の脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進します。

また、仮想空間を用いた教育コンテンツの活用や、地球温暖化防止活動推進員による研修会等を通じて、県民の地球温暖化対策に関する学習を推進します。

さらに、移動に伴う二酸化炭素排出の削減が期待されるＥＶカーシェアリングの普及促進に取り組むとともに、テレワークやワーケーションといった多様な働き方を推進し、通勤等に係る自家用自動車の使用の抑制を図ります。

- ・県民や事業者等への再生可能エネルギーや省エネルギーに関する普及啓発の実施
- ・地球温暖化対策に関する学習の推進
- ・次世代自動車の普及促進とエコドライブの推進（再掲）
- ・テレワークやワーケーション等の多様な働き方の推進（再掲）

Ⅵ－１－①－５ 気候変動の影響に対する適応の推進

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加などによる農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動がもたらす様々な影響やこれらの被害を回避・軽減するための各分野における適応策について、セミナーやホームページ等を通じて普及啓発を行います。

また、国の研究機関などと連携しながら、気候変動の影響や適応に関する情報の収集、整理、分析を行う拠点として令和２年（２０２０年）４月に設置した千葉県気候

変動適応センターで、各分野における取組を支援するとともに、ホームページやSNS等を活用して、県民や事業者等が「適応」を進められるよう必要な情報を集約・発信していきます。

自然災害については、台風や豪雨による災害が頻発化、激甚化するなど、気候変動の影響が顕在化していることから、洪水や高潮、波浪などによる被害を防止するため、計画的な河川・海岸整備を推進します。また、水害リスク情報の周知、河川の監視体制の強化を図るなど、河川管理者等が主体となっていく治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を推進するとともに、過去の実績に基づいた治水計画を、将来の気候変動を踏まえた計画へと見直す必要性についても検討していきます。また、防災意識を高める防災教育も推進します。

農林水産業においては、地球温暖化等に伴う環境変化によって、農作物の生育不良やノリ養殖における生産量の減少、新たな病害虫の発生も予測されることから、その対策に取り組めます。

都市生活における対策としては、建築物や敷地の緑化に取り組めます。

近年、厳しさを増す夏季の暑さ対策として、「気候変動適応法」が令和5年（2023年）に改正され、翌年4月から熱中症特別警戒アラートの運用が始まりました。これまで以上に県民一人ひとりへ熱中症への注意を呼びかけるとともに、市町村が設置するクーリングシェルター等の設置促進及び設置場所の周知に取り組めます。

- ・千葉県気候変動適応センターによる気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等
- ・河川・海岸整備の推進
- ・流域治水の推進（再掲）
- ・防災教育の推進（再掲）
- ・植物防疫対策の推進（再掲）
- ・夏の高温等の気候変動に適応する農業の推進（再掲）
- ・環境変動に適応する漁業の推進（再掲）
- ・都市における緑の保全と緑化の推進（再掲）
- ・熱中症対策の推進
- ・防災関係情報の提供（再掲）

施策項目Ⅵ－１－② 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

【目標】

廃棄物の発生を削減するとともに、再使用やリサイクル等を推進することで、従来の３Ｒに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービシ化等を通じて付加価値を生み出す循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を進め、持続可能な循環型社会を構築します。

また、産業廃棄物等の適正処理に向けた取組を推進します。

【現状と課題】

県民や事業者、国、県、市町村等の取組により、廃棄物の排出量は減少傾向にありますが、本県の廃棄物処理を取り巻く現状を見ると、一般廃棄物、産業廃棄物共に、解決すべき課題があります。

一般廃棄物は、令和元年房総半島台風（2019 年）等の災害や新型コロナウイルス感染症の拡大防止を意識する生活様式の変化の影響等で一時的な増加があったものの、県民一人当たりの 1 日の家庭系ごみ排出量は、減少傾向にあります。しかしながら、可燃ごみへの資源化可能物の混入、地域の自治会等が行う資源回収の減少などの課題もあり、一層の減量・再資源化に向けた取組が必要です。特に、３Ｒの中でも環境負荷の低減効果の高い２Ｒ（リデュース・リユース）の推進に向け、ライフサイクル全体で資源循環に取り組むとともに、県民一人ひとりがライフスタイルを見直していく必要があります。

産業廃棄物は、事業者による排出抑制が進められ、排出量は減少傾向にありますが、高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラ等の老朽化が進んでおり、施設更新による排出量の増加が懸念されます。また、最終処分場の残存容量確保の観点からも、排出抑制、再資源化を促進し、最終処分量を減らす必要があります。

特に、建設工事に伴い発生するアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊などの建設廃棄物の再資源化や縮減に取り組むほか、県営水道及び工業用水道の浄水場で発生する浄水発生土や、流域下水道終末処理場から発生する汚泥焼却灰については、現在セメント原料等として再資源化しており、今後も資源リサイクルを推進していく必要があります。

持続可能な循環型社会を構築するためには、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした仕組みからの脱却が不可欠であり、令和 6 年（2024 年）5 月に策定された国の環境基本計画及び同計画を基本として令和 6 年（2024 年）8 月に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を加速化させる方向が示されたところです。また、SDGs の考え方の普及により、従来は廃棄物として扱っていたものを資源として有効利用する動きが広がっています。これを踏まえ、県においても、廃棄物の有効利用に必要な廃棄物処理施設の設置に係る手続の迅速化・加速化を図るとともに、プラスチックごみや食品ロスの削減など、これまでの取組をより一層進めていく必要があります。

産業廃棄物の不法投棄量は、ピーク時（平成 11 年度（1999 年））から大幅に減少し

たものの、小規模でゲリラ的な不法投棄は依然として後を絶たないことから、不法投棄の未然防止に向けて引き続き監視体制の強化や廃棄物の適正処理を推進するとともに、より効果的に監視を行っていく必要があります。

建設残土は、周辺都県から多く搬入されており、無許可埋立て等の防止に向けて監視体制を強化するとともに、許可事業者に対しても、崩落等を防止するため、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（以下「残土条例」という。）の厳格な運用を行うことが必要です。

加えて、再生土についても、崩落等による周辺的生活環境への影響を回避するため、「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」（以下「再生土条例」という。）に基づき、適正な利用を推進する必要があります。

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）等各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる不法自動車ヤードについては、近年県内で多発する盗難自動車の保管・解体、不正輸出の拠点となる実態が見られることから、県民の安全・安心な生活の確保を図るため、引き続きその解消に向けた取組が必要です。

また、金属スクラップヤード等については、不適正保管等により、火災発生を含む生活環境保全上の支障が生じる事案があることから、令和6年（2024年）4月に施行された「千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」（以下「金属スクラップヤード等規制条例」という。）による立入検査、指導が必要です。不適正ヤードへの対応強化等については、国の移行加速化パッケージにおいても組み込まれており、循環経済への移行加速化に資するためにも、不適正な金属スクラップヤード等の一掃に向けて、必要な指導等を厳正に行っていきます。

これらに加え、地球温暖化や生物多様性の損失など、現在の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動とも密接に関連しており、本県の豊かな環境を将来世代に引き継いでいくためには、環境問題を「自分ごと」として捉え、多様な主体と連携・協働しながら行動できる人材の育成が必要です。

【取組の基本方向】

循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生を削減するとともに、廃棄物になったものについては環境への負荷の低減に配慮しつつ、できる限り再使用、再生利用及び熱回収といった適正な循環的利用を、県民、事業者、国、県、市町村等で協力して推進し、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を実現します。

3Rに努めてもなお発生する廃棄物については、事業者に対し適正な処理の指導を徹底するなどの取組を推進します。

建設廃棄物の再資源化や縮減に取り組むほか、県営水道及び工業用水道の浄水場で発生する浄水発生土や、流域下水道終末処理場から発生する污泥焼却灰について、セメント原料等として再資源化を推進します。加えて、流域下水道終末処理場の処理水を水道水に代わる水資源として、有効利用していきます。

産業廃棄物の不法投棄を根絶するため、24時間・365日の監視体制を強化するとともに、市町村等との連携による監視や取締りの強化に努めます。

建設残土及び再生土の埋立て等においては、無許可埋立て等の不適正な埋立てや土壌汚染、崩落等の災害の発生を未然に防止するため、監視や指導の強化に努めます。

また、これまでに把握した自動車部品を保管するヤードの実態を踏まえ、警察と密に連携しながら不法自動車ヤードの一掃を目指すとともに、金属スクラップヤード等については、事業者への条例内容の周知に取り組むとともに、違反事例については警察、市町村と連携した指導を徹底します。

環境問題を解決し、持続可能な社会を実現するため、環境学習の充実を図るとともに、様々な課題を自らの問題として捉え行動する人づくりやネットワークづくりを推進します。

【主な取組】

VI-1-②-1 資源循環の基盤となる産業づくり

限りある資源を有効に、繰り返し利用する循環型社会の構築に向けて、溶融スラグなど各種リサイクル製品の利用促進を図ります。

また、廃棄物を多量に排出する事業者に対しては、発生の削減や再資源化に努めるよう指導を徹底するとともに、リサイクル事例やその際の廃棄物該当性の判断事例を収集し情報提供を行います。廃棄物処理業者等に対しては、関係団体とも連携しながら、効率的な再資源化の実施や、再資源化の生産性の向上等につながるようなリサイクルに関する先進的な技術の普及促進に取り組みます。特にプラスチック資源のリサイクルの促進に向けて、新たなリサイクル技術等の各種情報を収集し、事業者、市町村等に情報提供を行います。

さらに、様々な産業から発生する、家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材、下水汚泥等の多様なバイオマスについて、資源として一層の利活用を推進します。そのために必要な廃棄物処理施設の設置等について、国の認定制度の対象となる手続等の迅速化・簡素化を検討します。

- ・溶融スラグ等再生資材の利用促進
- ・循環産業の構築に向けた関係団体との連携強化
- ・廃プラスチックのリサイクル技術等の情報提供
- ・事業系一般廃棄物の削減促進
- ・バイオマスの利活用の推進
- ・廃棄物処理施設の設置等に係る手続の迅速化・簡素化

VI-1-②-2 「3R」を推進するためのライフスタイルづくり

3Rの推進に向けて、プラスチックごみや食品ロス削減等を県民・事業者と一体となって実践する「ちばエコスタイル」の取組を推進するため、ごみの発生抑制やリサイクルに関する普及啓発に取り組みます。なお、食品ロス削減については、事業者等と連携し、買物での「てまえどり」や食事の「食べきり」、食材の「使いきり」など場面に応じた取組の周知を行います。

また、県民一人ひとりが主体的に3Rに取り組んでいけるよう、多様な環境学習の機会を提供していきます。

- ・ちばエコスタイルの推進
- ・プラスチックごみの削減に向けた取組の推進
- ・食品ロスの削減に向けた取組の推進
- ・3 Rの推進に関する環境学習の機会の提供

VI-1-②-3 廃棄物等の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者に対する指導強化と意識啓発に取り組むとともに、優良処理業者の育成に努めます。3 Rに努めてもなお発生する産業廃棄物を適正に処理するために、電子マニフェストの普及を促進するなど、適正処理のための体制づくりを進めます。

P C B廃棄物については、処分期間内の適正処分完了のため、保管事業者への立入検査等による処分指導を徹底します。

建設残土及び再生土の埋立てについては、残土条例及び再生土条例に基づく許可や届出、報告、検査等により、環境及び構造に係る基準に適合しているかを確認するとともに、衛星画像を活用した監視パトロールや事業者への指導を適切に実施します。また、不適正な埋立て事案に対しては、厳正に対処することにより、適正な埋立てを推進していきます

海岸漂着物等については、海岸における良好な景観や環境等の保全を図るため、関係機関と連携・協力し、円滑な回収・処理を行うとともに、3 Rの推進、環境学習や消費者教育、普及啓発等を通じた発生抑制対策を推進します。

市町村の実施する一般廃棄物処理については、その処理が適切かつ円滑に行われるよう、市町村との連携等に努めるとともに、中長期的に安定的な廃棄物処理体制を構築するため、ごみ処理施設の広域化・集約化を促進します。

災害時には、大量の廃棄物が発生し、その排出方法や処理方法に混乱が生じるおそれがあることから、円滑な廃棄物処理が行えるよう、平時から災害による影響を想定し、市町村や関係団体等との連携等を進めるとともに、初動時の対応力の向上や人材のスキルアップを図ります。

さらに、市町村の災害廃棄物処理計画がより実行性の高いものになるよう必要な支援を行います。

- ・産業廃棄物排出事業者への適切な指導の実施
- ・産業廃棄物処理業者・施設への適切な指導の実施
- ・優良な排出事業者・処理業者の育成
- ・県外から流入する産業廃棄物の適正処理指導の実施
- ・廃棄物処理法に基づく電子マニフェストの普及促進
- ・P C B廃棄物の適正処理の推進
- ・残土・再生土の適正な埋立ての推進
- ・衛星画像を活用した不適正埋立ての監視
- ・海岸漂着物対策の推進
- ・農業用廃プラスチックの適正処理の推進（再掲）
- ・ごみ処理の広域化、処理施設の集約化

- ・災害廃棄物処理への体制強化

VI-1-②-4 不適正なヤードの一掃

高積みなど不適正な保管による崩落の危険や騒音等が発生している金属スクラップヤード等から県民の生活環境を守るため、全国の都道府県に先駆けて令和6年(2024年)4月に制定した金属スクラップヤード等規制条例に基づき、事業者に対する条例の周知や、義務履行の指導を徹底します。

また、金属スクラップヤード等のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)で規定される有害使用済機器の保管等事業場については、同法に基づき立入検査等により適正な保管等を指導します。

さらに、自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる不法自動車ヤードの解消を図ります。不法自動車ヤードには、盗難自動車の保管・解体のほか不正輸出の拠点、不法滞在外国人等の稼働が見られることから、警察等関係機関と連携して自動車ヤードに立入り、「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」の義務履行の徹底を図ります。

- ・金属スクラップヤード等規制条例に基づく義務履行の指導・徹底
- ・有害使用済機器の適正処理指導の実施
- ・警察等関係機関と連携した自動車ヤードへの立入りの実施
- ・自動車ヤード条例に基づく義務履行の指導・徹底
- ・不法滞在外国人等への対応(再掲)

VI-1-②-5 産業廃棄物の不法投棄の根絶に向けた監視・取締りの強化

近年、大規模な不法投棄は減少しましたが、小規模でゲリラ的な不法投棄はいまだに後を絶ちません。不法投棄の早期発見・未然防止のため、県内全域を対象とした24時間・365日対応の監視パトロールやデジタル技術の活用などにより監視体制を強化するとともに、市町村等との連携を通じてきめ細かい監視を実施します。

また、廃棄物処理法に違反し、産業廃棄物の不適正処理を行う悪質な事業者に対しては、許可の取消しや積極的な取締りを推進します。

さらに、残存している過去の不法投棄箇所については、引き続き、行為者等に対して廃棄物の撤去指導を行うとともに、住民の生活環境への支障が懸念される大規模な不法投棄箇所については、定期的に水質等の環境調査を行います。

- ・監視体制の強化
- ・市町村等との連携による監視の強化
- ・法令等違反に対する指導・取締りの推進
- ・不適正処理箇所における被害の拡大防止
- ・大規模不法投棄箇所の定期的な環境調査

VI-1-②-6 再資源化に向けた取組の推進

建設工事に伴い発生するアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊などの建設廃棄物の再資源化や縮減に取り組みます。

また、県営水道及び工業用水道の浄水処理の工程で発生する浄水発生土については、放射性物質に係る国の基準や測定結果等及び有機フッ素化合物のP F O S及びP F O Aを含む廃棄物に係る国の考え方を踏まえながら、セメント原料等として再資源化を適切に推進します。

さらに、流域下水道の終末処理場から発生する汚泥焼却灰についても、セメントや軽量骨材の副原料等として、再資源化を推進します。

加えて、下水処理水をトイレ用水や公園等の散水、修景用水等として利用するなど、再生水として有効利用に努めます。

- ・建設廃棄物の再資源化や縮減の推進
- ・県営水道・工業用水道浄水発生土の再資源化の推進
- ・下水汚泥焼却灰の再資源化の推進
- ・下水処理水の有効利用の推進

VI-1-②-7 環境学習等の推進

持続可能な社会の構築に向け、環境問題を「自分ごと」として捉え、多様な主体と連携・協働し、問題解決に向けて行動する人づくりを進めていきます。

具体的には、家庭・学校・職場・地域などあらゆる場において環境学習等を実践する指導者等の育成・活用に取り組むとともに、若者やこどもたち等、次代を担う人材の育成を進めます。

また、こどもから大人まで幅広い世代の環境への関心を高め、具体的な行動へと結び付けられるよう、本県の自然・産業・文化等の地域資源を生かした体験活動を促進するとともに、学校や地域等様々な場における環境学習等の機会の充実を図ります。

さらに、継続的かつ安定的な環境保全活動や、協働による環境保全の取組を通じた地域づくりを推進するため、「ちば環境再生基金」の活用を促進します。

- ・多様な主体との連携・協働による環境学習等の推進
- ・環境学習等を担う人材の育成と活用
- ・環境学習等への参加の場と機会の提供
- ・「ちば環境再生基金」の活用による環境保全活動の支援

政策分野Ⅵ－２ 環境の保全と豊かな自然との共生

本県の恵み豊かな自然を未来に引き継ぐため、里山や里海、里沼の保全を進めるとともに、人と自然のふれあいの場の創出に取り組みます。

絶滅のおそれのある野生生物の保護・回復を進めるとともに、特定外来生物の防除による在来種の生息の確保を図ります。

また、農林水産業に被害を及ぼす有害鳥獣への対策に当たっては、地域ぐるみによる被害防止対策を進めるとともに、狩猟の担い手の確保・育成に取り組みます。

施策項目Ⅵ－２－① 豊かな自然環境と大気・水環境の保全

【目標】

本県の豊かな自然環境を保全し、人と自然との共生を図るとともに、県内外の人々がその豊かな自然と触れ合える機会や場を確保します。

良好な大気環境や騒音の少ないくらしの確保と、水・土壌・地盤環境の保全を図ります。

【現状と課題】

本県は、緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域、様々な野生生物が生息・生育する里山・里海など豊かで多様な自然に恵まれ、生活の基盤として、また憩いの場や自然体験・学習の場として、県民のみならず、本県を訪れる多くの人たちに潤いと豊かさを与えている一方、首都圏に位置し、経済活動も活発に行われています。

本県の大気・水環境は、改善傾向にあるものの、光化学スモッグ注意報の令和6年度（2024年度）までの10年間の平均発令日数は、8.7日と依然多い状況にあり、令和5年度（2023年度）の水質の環境基準達成率も68.2%と全国の89.1%を下回っているほか、印旛沼及び手賀沼とその流域河川では、外来水生植物が急速に繁茂し、水質・生態系などへの影響や、農業・漁業被害などが懸念されています。

また、地盤沈下については、全体的には沈静化の傾向にあるものの、九十九里地域など一部の地域においては、いまだ沈下が継続しています。

さらに、成田空港や羽田空港等に発着する航空機の騒音も問題となっています。

これらの課題を解決し、豊かで美しい千葉の自然をしっかりと、こどもたちに引き継いでいくためには、県民一人ひとりが環境の大切さを認識し、県民、行政、企業など様々な主体が、事業活動や日常生活などによる環境への負荷をできるだけ減少させていくとともに、自然との共生に向けて、連携して取り組む必要があります。

【取組の基本方向】

自然公園など、県民のかけがえのない財産である自然環境を保全するとともに、県内外の人たちが豊かな自然と触れ合えるための取組を進めます。

また、良好な大気・水環境を保全するため、継続的な環境モニタリングを行い、環境汚染物質の排出者に対する指導や排出量を削減するための取組を推進するとともに、印旛沼及び手賀沼とその流域河川では、外来水生植物の駆除に取り組みます。

さらに、土壌・地盤環境を保全するため、市町村への支援や事業者に対する指導等を行うとともに、地下水及び天然ガスかん水の採取を抑制する取組を推進します。

また、騒音の少ないくらしを確保するため、自動車騒音について継続して監視を実施するとともに、航空機騒音の常時監視を実施し、騒音軽減のための取組を推進します。

【主な取組】

Ⅵ－２－①－１ 豊かな自然環境の保全と快適な利用促進

美しい景観を有する自然公園や、優れた天然林・希少な野生生物が生息・生育している自然環境保全地域などの保全に取り組みます。

また、こどもから大人まで、県内外の多くの人々が、豊かな自然と触れ合い、自然への理解を深められるよう、自然公園施設や自然歩道の整備などを推進し、自然公園等の安全で快適な利用を促進します。

さらに、海岸における良好な景観や環境等の保全を図るため、関係機関と連携・協力し、海岸漂着物等の円滑な回収・処理を行うとともに、３Ｒの推進、環境学習や消費者教育、普及啓発等を通じた発生抑制対策を推進します。

- ・ 国定公園・県立自然公園・自然環境保全地域などの保全
- ・ 国定公園・県立自然公園内の自然公園施設などの整備
- ・ 首都圏自然歩道の整備
- ・ 海岸漂着物対策の推進（再掲）

Ⅵ－２－①－２ 良好な大気環境の確保

光化学スモッグやPM_{2.5}などの大気環境を常時監視し、大気汚染の情報を県民に迅速に知らせるとともに、環境基準の達成に向け、大気汚染物質の排出を抑制するため、事業者に対する指導を実施します。

また、アスベストを使用した建築物及び工作物の解体等の作業において飛散防止対策が確実に行われるよう、事業者を指導します。

さらに、大気汚染物質に関する発生源対策の検討を進めるとともに、自動車による大気汚染物質の排出削減や温室効果ガスの削減を図るため、ディーゼル車の運行規制や次世代自動車の普及を進めます。

- ・ 大気汚染状況の常時監視
- ・ 光化学スモッグの低減対策の推進
- ・ 大気汚染発生源対策の推進
- ・ アスベスト対策の推進
- ・ 自動車排出ガス対策の推進
- ・ 化学物質総合対策の推進
- ・ 次世代自動車の普及促進とエコドライブの推進（再掲）

VI-2-①-3 騒音の少ないくらしの確保

成田空港、羽田空港及び下総飛行場周辺地域での環境基準の達成状況を把握するため、固定測定局で航空機騒音を常時監視し、必要に応じて関係機関に低減対策を要請します。

このうち、成田空港については、令和10年度末（2028年度末）の第3滑走路供用などに向けた拡張事業に伴う航空機騒音の影響を適切に把握するため、関係機関と連携して監視体制を整備します。

また、羽田空港については、離着陸する航空機の多くが本県上空を飛行することから、関係25市町と連携し、国に対して更なる騒音軽減を求めています。

さらに、自動車騒音についても、環境基準の達成状況を把握するため、道路沿道での監視を行います。

あわせて、騒音、振動、悪臭対策として、市町村への技術的支援等を行います。

- ・航空機騒音対策の推進
- ・自動車騒音の常時監視
- ・騒音・振動・悪臭対策の推進

VI-2-①-4 良好な水環境・土壌環境・地盤環境の保全

河川・湖沼・海域など公共用水域の水質を監視するとともに、環境基準の達成に向け、水域に流入する汚濁物質を削減するため、産業排水対策として、工場・事業場への立入検査等による事業者指導を実施します。また、生活排水対策として、公共下水道の整備や、合併処理浄化槽の設置を促進します。

特に、閉鎖性水域である東京湾・印旛沼・手賀沼の水質改善のため、下水道終末処理場の高度処理化や高度処理型合併処理浄化槽の設置を進めるほか、降雨により市街地や畑地などから流出する汚濁物質の削減にも取り組みます。さらに、印旛沼及び手賀沼とその流域河川では、近年急速に繁茂拡大しているナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物の計画的な駆除を実施します。

また、地下水の水質監視を行うとともに、事業者に対する地下水汚染の未然防止対策の指導、市町村と連携した地下水汚染原因調査と除去対策に取り組むほか、土地所有者等に対し土壌汚染状況調査や汚染除去の指導を行います。

有機フッ素化合物のPFOS及びPFOAによる地下水汚染については、汚染の拡大を防止するため、市町村が実施する調査等への支援を行うとともに、関係機関と連携して原因究明などの汚染防止対策を進めます。

地盤沈下については、地盤変動状況の監視と地下水及び天然ガスかん水の揚水規制等を実施します。

- ・河川・湖沼・海域の水質監視
- ・工場・事業場の排水規制
- ・生活排水対策の推進
- ・東京湾・印旛沼・手賀沼の浄化対策の推進
- ・ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物の駆除（再掲）

- ・地下水の水質監視、汚染未然防止対策及び除去対策の推進
- ・土壌汚染対策の適切な指導
- ・地盤変動状況の監視と地下水・天然ガスかん水の揚水規制等

VI-2-①-5 多様な環境問題に関する調査・研究及び環境情報の提供

人の健康に大きな影響を及ぼすおそれのある光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントや生態系に影響を与える特定外来生物、地球温暖化による気候変動など多様な環境問題に対して適切かつ迅速に対応するため、調査・研究を推進します。

県民の環境問題への理解を深めるため、環境に係る調査・研究の成果と共に、環境に関する情報を、わかりやすい形で提供します。

また、環境研究センターについては、分散している施設や設備の集約化等による再編整備を進め、気候変動など多様化・複雑化する環境問題に対応できる調査・研究機関としての機能強化を図るとともに、県民に向けた情報発信や環境学習の拠点となることを目指します。

加えて、三番瀬を再生・保全するためには、県民の理解と協力が必要であることから、県民の理解を深めるための情報を提供します。

- ・大気・水環境や気候変動、生物多様性などに関する調査・研究の実施
- ・県で収集した環境に関する情報の発信
- ・環境学習等への参加の場と機会の提供（再掲）
- ・環境研究センターの再編整備に向けた検討
- ・三番瀬再生・保全のための意見交換の場と機会の提供

施策項目Ⅵ－２－② 野生生物の保護と適正管理

【目標】

在来野生生物の種の保存を図るとともに、特定の鳥獣の著しい増加や生態系等への影響を及ぼす外来種の侵入を防ぎ、生物多様性を保全します。人と野生生物とが適切に共存できる環境を目指します。

【現状と課題】

本県の豊かな自然環境は、固有の地形と人々の営みから生み出された独特な生態系からなっています。県民がその豊かさを実感しながら未来に引き継いでいくためには、生態系のバランスを崩さないよう努めていく必要があります。

県では、野生生物の実態を把握し、その保全を広く県民に呼びかけるために、絶滅のおそれがある野生生物をリスト化した上で、千葉県レッドリストとして公表しています。現在のレッドリストでは、消息不明・絶滅生物と最重要保護生物を、動物でそれぞれ 71 種と 285 種、植物・菌類で 92 種と 290 種記載しており、保護すべき種類数はリストを見直すたびに増加しています。

野生生物の絶滅や個体数減少の原因としては、気候変動や湿地の埋立て・水質悪化、生育地周辺の森林伐採、手入れの行き届かない里山の増加、土地開発などの環境の変化や、外来種や特定の鳥獣の著しい増加による生態系への影響が考えられますが、もともと希少な種である場合は、盗掘・密猟も無視できない影響を及ぼしています。

一方、外来種を含めた有害鳥獣の増加は、生態系への影響ばかりではなく、農業や生活にも問題を生じさせています。

本県における令和 5 年度（2023 年度）の有害鳥獣による農作物の被害金額は約 3 億 3 千万円であり、中でもイノシシによる被害金額は約 1 億 4 千万円と、被害金額全体の約 4 割を占めています。また、特定外来生物であるキョンについては、その鳴き声や、花壇の花、植木などの採食による生活被害が発生しています。

鳥獣被害の発生原因は、「鳥獣の生息域の拡大」「捕獲の担い手の減少」「荒廃農地の増加」など、複数の要因が関連していると考えられることから、鳥獣被害を無くするためには、市町村など関係機関とも連携し、引き続き防護や捕獲など総合的な取組を強化する必要があります。

また、特定外来生物のうち、特にアカゲザル、キョン、カミツキガメなどについては、個別の防除計画を策定し捕獲対策を講じており、その結果、カミツキガメは個体数が減少しつつあり、一定の成果を挙げていますが、キョンなどについては繁殖力が強く、生息数が増加傾向にあり、防除対策を強化する必要があります。

【取組の基本方向】

ミヤコタナゴ、シャープゲンゴロウモドキ、ヒメコマツなどの絶滅が危惧されている希少な動植物の保護・回復に取り組むとともに、本県の豊かな自然環境と生物多様性の重要性について理解の促進を図るため、普及啓発に努めます。

また、農林業等に甚大な被害を及ぼし、生活被害や生態系に悪影響をもたらす有害

鳥獣のうち、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどについては、適正管理に必要な生息状況調査や市町村等への支援等に取り組み、生息数を適正な水準まで減少させます。

さらに、アカゲザル、キョン、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物については、根絶に向けて、集中的な防除に取り組みます。

【主な取組】

Ⅵ－２－②－１ 生態系の保全と希少な野生生物の保護・回復

希少な野生生物の実態をレッドデータブックとして取りまとめ、このデータを活用し、県民、事業者等に広く希少野生生物の保護に対する理解と配慮を求めます。

また、特に絶滅が危惧されている、ミヤコタナゴ、ヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキ等の希少な動植物について、生息地の維持管理や保護・回復に取り組みます。

さらに、本県の豊かな自然環境や生物多様性の重要性、外来種の放棄の問題などについての普及啓発に努めるとともに、東京湾最奥の浅海域である三番瀬等、貴重な野生生物の生息環境の保全に努めます。

- ・生物多様性と生態系の保全推進
- ・絶滅のおそれのある希少な野生生物の保護・回復
- ・生態系保全に関する普及啓発
- ・三番瀬のラムサール条約への登録促進

Ⅵ－２－②－２ 有害鳥獣対策の強化

生活被害や生態系への悪影響をもたらし、農林業等にも甚大な被害を及ぼしている有害鳥獣の適切な管理を行います。有害鳥獣対策については、「防護」「捕獲」「資源活用」「生息環境管理」の４つのプロジェクトに、千葉県野生鳥獣対策本部を中心として、関係機関が連携して総合的に取り組みます。

捕獲については、特に対策が必要なイノシシ、ニホンジカ及びニホンザルの生息状況調査や、イノシシ及びニホンジカを対象とした指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するとともに、市町村等が実施する捕獲や個体処理への財政的・技術的支援や情報提供等を行い、生息数を適正な水準に向けて減少させ、生息域の拡大を防止します。

また、捕獲の担い手となる人材を確保・育成するため、狩猟免許試験を定員増加の上、継続的に実施するとともに、狩猟免許の新規取得者の増加を目的とするセミナーや、狩猟者の捕獲技術の向上を図るための研修、有害鳥獣捕獲協力隊事業等を実施します。また、ふるさと納税制度を活用し、有害鳥獣対策の強化・促進を図ります。

- ・生息状況調査等の実施
- ・県による捕獲の実施
- ・市町村による防除・捕獲への支援
- ・鳥獣捕獲の担い手の確保・育成
- ・防護・捕獲・生息環境管理対策の推進（再掲）
- ・「房総ジビエ」の普及・利用拡大（再掲）

VI－２－②－３ 特定外来生物の防除

特定外来生物のうち、防除の緊急性が高く、特に生態系への影響等が懸念されるアカゲザル、キョン、カミツキガメなどについては、根絶に向け、生息状況調査等を踏まえ、県や市町村が集中的な防除に取り組み、個体数の大幅な減少を目指します。

キョンについては、効果的な捕獲方法の研究開発や捕獲技術の向上に関する研修を行うなど、捕獲対策の強化に取り組みます。

ナガエツルノゲイトウについては、県内の分布図を活用しながら、市町村や関係団体と連携し、計画的・効果的な駆除に取り組んでいきます。

また、デジタル技術の活用等を含め、より効率的な捕獲方法を調査・研究し、その導入を推進します。

- ・ 特定外来生物の生息状況調査等の実施
- ・ 県による特定外来生物の防除
- ・ 市町村による特定外来生物防除の取組への支援
- ・ ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物の駆除

政策分野Ⅵ－３ 千葉の魅力の向上と活用

豊かな緑や海、文化と優れた都市機能を有する本県ならではの魅力を向上させ、積極的に発信するとともに、千葉で様々なライフスタイルを実現できることを広く発信することにより人々が集う魅力あふれる千葉の実現を目指します。

施策項目Ⅵ－３－① 半島性を活用した「千葉」のブランディングと移住・二地域居住の促進

【目標】

三方を海に囲まれた千葉ならではの多様な魅力のブランド化を進め、「買う」「訪れる」「暮らす」につながる“ちばの価値”を創出していきます。

【現状と課題】

本県は首都圏にありながら、三方を海に囲まれているという特徴を持っています。

そして、長い海岸線、切り立った断崖絶壁や美しい砂浜、波静かな入り江など、地域によって様々な表情を持つ房総半島の海そのものをはじめ、半島性が生んだ豊かな自然、海や大地の恵みがもたらす農林水産物や食文化、さらには各地域に根付く醤油、みりん、日本酒、味噌及び乳製品といった発酵文化や万祝・大漁旗・波の伊八といった海に関する文化が育まれ、本県独自の魅力として存在しています。

他方、これらの魅力が「千葉県ならではの価値＝ブランド」として、県民や国内外の多くの人々に広く認識されている状況とは言えません。

そのため、千葉県の魅力を幅広く伝え、その価値を理解していただくことで千葉県のファンづくりを進め、「買う」「訪れる」「暮らす」といった行動につなげていく必要があります。

【取組の基本方向】

地域ごとに様々な表情を持つ本県の海の魅力を十分に引き出し、活用する取組を進めるとともに、千葉の海の独自性を生かしたブランド化を推進していきます。

また、半島性など本県の特徴が育んだ食文化や伝統文化、芸術など、多様な魅力を「ちば文化」としてブランド化し、認知度向上を図るとともに県民の誇りと愛着を醸成していきます。

市町村や関係団体と連携して、多様なライフスタイルを実現できる地域の魅力等を発信するなど、移住・二地域居住の取組を促進します。

千葉県内の各地域の様々な魅力をテレビ・ラジオ・インターネット等の各種媒体を活用して本県独自の価値を戦略的に発信し、国内外における本県の知名度、信頼度、好感度を高めます。

【主な取組】

Ⅵ－３－①－１ 海の魅力の充実・強化と発信

海と深いつながりを有する本県では、海をきっかけにして生まれた食文化・芸術・

産業などが、それぞれの地域の特色として育まれています。

本県の宝である海の魅力を県内外に広く発信してブランドの認知度や価値の向上を図り、県民の誇りと愛着につなげるとともに、海を活用した地域の活性化を図るための取組を推進します。

その一環として、千葉の海の多様な魅力を表す「千波県」のロゴマーク等、千葉の海ブランドデザインの積極的な活用や「黒アヒージョ」をはじめとした食の魅力発信、東京 2020 大会における本県開催競技であるサーフィンのイベント開催などに取り組みます。

また、朝にマリンスポーツを楽しんでからでも都内に出勤できるなど、海の魅力を「くらし」や「ひと」等に結び付けた千葉ならではの海の価値をPRしていきます。

- ・海の魅力の掘り起こしと更なる向上
- ・「くらし」などと結び付いた千葉ならではの海の魅力の発信
- ・海の文化の調査研究と保存活用の推進
- ・豊かな海の恵みによる魚食文化の活用
- ・サーフィン振興と地域の活性化（再掲）
- ・ちばアクアラインマラソンの開催（再掲）

Ⅵ－３－①－２ 多様な「ちば文化」のブランド化

本県には、独自の食文化や地域の多様な祭り、江戸を感じる北総の歴史的な町並みなど、各地域において様々な文化が根付いており、そうした多様で豊かな「ちば文化」をブランド化し、様々な機会における魅力発信を行うとともに、「日本遺産」や「ちば文化資産」を活用することで、「ちば文化」の認知度向上を図ります。

- ・ちばの食文化の魅力発信
- ・「ちば文化」のブランド化による認知度向上と県民の誇りの醸成
- ・誰もが文化芸術に触れ親しむ機会の提供、関心及び理解の促進（再掲）
- ・ちばの多様な伝統文化を知る機会の提供（再掲）
- ・観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化（再掲）

Ⅵ－３－①－３ 多様な発酵文化・産業を通じた本県の魅力発信

本県は、生産量日本一の醤油やみりんをはじめ、日本酒や味噌などの生産が盛んなほか、発酵に関する優れた技術を有するバイオテクノロジー分野の企業・研究所が数多く立地するなど、発酵に関する様々な文化・産業が古くから根付く「発酵県」と言えます。

令和 7 年（2025 年）の大阪・関西万博における「発酵」をテーマとした出展も契機とし、市町村や企業・関係団体等と連携を図りながら、「発酵県ちば」の魅力を県内外に広く発信するとともに、県外からの誘客促進や県産品の販路拡大、文化の伝承など様々な分野で取組を進めていきます。

- ・発酵県ちばの戦略的な発信
- ・ちばの発酵食品の魅力発信
- ・発酵食品や文化を活用した観光の振興

- ・発酵文化の魅力発信
- ・発酵関連産業の活性化

VI-3-①-4 地域の特性を生かした移住・二地域居住の促進

より多くの人に本県に住んでもらうためには、千葉で暮らす魅力を知ってもらうとともに、働く場・住む家なども必要です。

そこで、東京への近接性や豊かな自然などの本県の強みを生かし、市町村や関係団体と連携を図りながら、地域の魅力や千葉で実現できるライフスタイル、地域での就職情報や空き家情報などの情報を一元的に広く発信することなどで、地域と多様な形で関わる関係人口の創出や、将来的な移住や二地域居住につなげられるよう取組を行います。

また、県内の仕事・暮らしに関する情報や中小企業の魅力を発信し、千葉県への転職や県内就職を希望する若年者等の県内企業への就労を促進します。

さらに、空き家情報の発信やマッチングの促進、適切な住宅リフォームの促進等、民間事業者等との連携による空き家を活用した住み替えシステムの構築を行うことにより、既存住宅等の流通促進等を図ります。

- ・市町村と連携した移住・二地域居住の取組促進
- ・テレワークやワーケーション等の多様な働き方の推進（再掲）
- ・県内への移住や就労につながるくらしや仕事に関する情報の発信
- ・若者の定着支援
- ・空き家の適切な維持管理・流通・活用の促進（再掲）

VI-3-①-5 「千葉」の魅力の戦略的な発信

千葉の魅力を広く発信するに当たっては、テレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット、県民だより等様々な媒体を活用し、景色、産品等の単体だけではなく、背景にあるひと・くらし・文化・歴史等を結び付けた、魅力的かつストーリー性を重視したブランディングを行うことで本県のファンづくりを進め、「買う」「訪れる」「暮らす」といった行動の誘発につなげます。

また、イベントやSNS等においては、認知度の高まっている千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」を最大限に活用するなど、戦略的なプロモーションを行っています。

- ・県内各地域のブランディング
- ・各媒体の特性を生かした県政情報の発信
- ・県産品・伝統的工芸品の魅力発信
- ・「チーバくん」を活用した戦略的なプロモーション

施策項目Ⅵ－３－② 地域の特色を生かした農山漁村の活性化

【目標】

都市と農山漁村の交流の促進や、豊かな地域資源の活用により、農山漁村の活性化を図るとともに、農山漁村における関係人口の創出・拡大を図ります。

【現状と課題】

本県の農山漁村は、首都圏に位置しながら風光明媚な棚田や変化に富んだ海岸線、酪農発祥の地といった地域資源に恵まれており、里山・里海の保全や、自然との共生、良好な景観の形成、伝統文化の承継など、かけがえのない多くの役割を果たしています。

また、都市部においても農業が盛んであり、園芸作物を中心に高収益な農業が展開されています。

さらに、全国一の数を誇る本県の農林水産物直売所や、県民が農山漁村の魅力に直接触れ合える農林漁業体験施設等は、農林水産業への理解を深めるための貴重な場となっているほか、二地域居住やワーケーションなどの新たな生活様式や働き方、旅のスタイルへの関心が高まる中、県内では滞在して地域の食や農業体験を楽しむ農泊や、短期・短時間で農業に携わる取組なども広がりつつあります。

一方、農山漁村では、高齢化の進行や人口減少に伴い農林水産業の従事者が減少しており、集落機能の低下や荒廃農地の増加、手入れの不足した森林の増加、藻場・干潟の機能の低下といった課題を抱えています。

また、本県における令和５年度（２０２３年度）の有害鳥獣による農作物の被害金額は約３億３千万円であり、中でもイノシシによる被害金額は約１億４千万円と、被害金額全体の約４割を占めています。鳥獣被害は生産意欲の減退をもたらす耕作放棄等の地域環境の悪化につながるなど、地域に深刻な影響を及ぼしています。特に、農作物被害金額の約４割を占めるイノシシによる被害は、これまでは県中南部が中心でしたが、近年は印旛、香取、海匝などの県北地域でも被害が拡大しつつあるため、速やかな対応が求められています。

このような中、本県の豊かな自然環境や地域資源の魅力を積極的にＰＲし、都市との交流を促進するとともに、地域が一体となって集落機能の維持・強化を進めることで、農山漁村の活性化を図る必要があります。

さらに、地域と多様な形で関わる関係人口の創出等を通じ、地域課題の解決や魅力向上など、農山漁村地域の活性化につなげていく必要があります。

【取組の基本方向】

地域のにぎわいや活力の創出に向け、本県の豊かな自然環境の魅力を積極的に発信するとともに、都市と農山漁村の交流を促進します。

また、農山漁村が有する水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を維持するため、農村環境や森林を保全する地域の共同活動を支援するとともに、特に中山間地域等では、地域住民活動の支援などを行い、中山間地域等の維持・

活性化を図ります。

さらに、中山間地域等における多様な経営体の所得確保に向けて、地域特性を生かした経営の支援や、集落での営農組織への育成支援などを行うとともに、6次産業化等に取り組む農林漁業者への支援など、地域資源の価値を高める取組を進めます。

深刻化する有害鳥獣被害に対しては、地域ぐるみで実施する農地や森林の管理を支援するとともに、捕獲した有害鳥獣を地域資源として活用する取組を支援します。

房総半島の豊かな海や河川湖沼の恵み、漁業・漁村が有する歴史・文化などを活用し、都市住民との交流を促進するとともに、海業の取組による漁港を核としたにぎわいの創出などにより、漁村地域の活性化を図ります。

【主な取組】

VI-3-②-1 農山漁村を支える活力の創出

農山漁村を支える活力の創出に向け、農林水産物直売所等の特色や地場産物の魅力を発信するとともに、直売所や観光農園等を活用し、農業・漁業体験及び地域の人々との交流や、農山漁村に宿泊し地元の食事や農業・漁業体験を楽しむ「農泊・渚泊」の取組など「グリーン・ブルーツーリズム」を推進します。

また、県民等が森林などの豊かな自然に触れ合うことを目的とした「県民の森」やこどもへの森林環境教育における活用を目的とした「教育の森」の利用を推進します。

農山漁村の集落機能を維持し、多面的機能を発揮させるため、農林漁業者等による集落共同活動や地域住民活動を推進し、水路・農道等の管理・補修や農村環境の保全などの活動を支援します。

また、里山の保全や海岸県有保安林の再生に向けた地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動や、藻場や干潟の保全に取り組む漁業者グループの活動を支援します。

人口減少が著しい中山間地域においては、集落を支える多様な人材の確保や地域の活性化に向け、市町村や地域で活動するNPO法人等との連携を強化します。

本県農業の特徴の一つである都市農業については、農産物の供給機能に加え、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場といった多様な機能を有していることから、都市農地の維持と適正な保全に努め、地域住民の理解醸成を図ります。

- ・都市と農山漁村の交流促進
- ・森林との触れ合いの場の創出
- ・農山漁村における多面的機能の発揮の支援
- ・農山漁村における地域共同活動等の推進
- ・中山間地域における集落機能の維持・活性化
- ・都市農業の持続的発展と理解醸成

VI-3-②-2 農山漁村における地域資源の活用

地域の特性を生かした農業経営や、販売に有利な作物の導入など、現場のニーズに対応した振興策を提案するとともに、集落や集落営農組織の育成進度に合わせた効果的なサポートを行うことで多様な農業経営を推進し、地域資源を活用した所得確保を

図ります。

また、6次産業化に取り組む農林漁業者の経営改善に向けた支援を行うとともに、地域の農業や集落機能を支える小規模経営の農業者については、営農が継続できるよう、経営安定に向けた取組を推進します。

さらに、有害獣であるイノシシ、シカの肉を「房総ジビエ」としてPRし、需要喚起を図ります。

また、ファストフィッシュ商品の開発や低利用・未利用魚の活用、従来加工品の改良への技術支援を行うことで、地域水産資源の活用を図ります。

- ・地域資源の高付加価値化の推進
- ・「房総ジビエ」の普及・利用拡大（再掲）

VI-3-②-3 有害鳥獣被害の対策強化と「房総ジビエ」の普及拡大

有害鳥獣被害の低減に向け、専門家の知見も活用し、「防護」「捕獲」「生息環境管理」の3分野を組み合わせた総合的かつ効果的な被害対策を実施します。

また、各地域の農家や住民が主体的に鳥獣被害対策に取り組めるよう、対策の中心となるリーダー的人材を育成するとともに、市町村等で構成する有害鳥獣対策協議会による実施体制の強化を支援します。

加えて、鳥獣被害対策の担い手を確保・育成するため、市町村における「鳥獣被害対策実施隊」の設置及び機能強化を支援します。

さらに、鳥獣被害対策として捕獲したイノシシ等の有効活用を図るため、イノシシ、シカの肉を「房総ジビエ」としてPRし、需要喚起を図るとともに、ジビエの処理加工施設の整備に対する助成や衛生管理基準を学ぶ解体従事者向けの研修など処理加工の人材育成を行います。

- ・防護・捕獲・生息環境管理対策の推進
- ・生息状況調査等の実施（再掲）
- ・県による捕獲の実施（再掲）
- ・市町村による防除・捕獲への支援（再掲）
- ・鳥獣捕獲の担い手の確保・育成（再掲）
- ・「房総ジビエ」の普及・利用拡大

VI-3-②-4 海業の推進等による海辺と水辺の活性化

令和7年（2025年）5月に新たに策定した「千葉県海業推進基本構想」に基づき、漁業の実態や自然環境、交通アクセスなど各地域の特色に合った海業の取組を推進し、漁港を核としたにぎわいの創出や水産物の消費拡大による漁村地域の活性化を図るとともに、水産業・漁村の有する多面的機能を発揮させるため、藻場・干潟の保全や漁港施設の有効活用などに取り組む地域や漁業者グループの活動を支援します。

さらに、郷土料理等海に関わる食文化や漁村の祭りなど、海に関わる伝統・芸術などを生かし、地域の活性化を図るとともに、令和9年度（2027年度）に本県で開催される「第46回全国豊かな海づくり大会」も一つの契機とし、本県の海の魅力を全国に発信していきます。

内水面漁業においては、種苗放流に対する支援など、内水面の水産資源の維持・増大を図るとともに、遊漁振興などの内水面漁業が有する多面的機能を生かした地域振興を推進します。

- ・ 漁村における地域資源の価値や魅力を生かした「海業」の取組推進
- ・ 水産業・漁村の有する多面的機能の発揮の支援
- ・ 海・漁業の歴史・文化を生かした地域活性化と魅力の発信

政策分野Ⅵ－４ 千葉の特徴・歴史を生かした文化・スポーツ振興

千葉の伝統文化の保存・継承や新しい文化芸術の振興を図るとともに、誰もが文化芸術を享受できる環境づくりを進めます。

また、全ての県民がライフステージに応じた多様なスポーツに親しめるよう環境整備を進めるとともに、障害のある人もない人も、共に楽しめるみんなのスポーツとしてのパラスポーツの普及を図ります。

施策項目Ⅵ－４－① 文化芸術の振興

【目標】

県民の誰もが文化芸術に親しみ、心豊かに暮らすことができる活力ある地域社会をつくることを目指します。

【現状と課題】

文化芸術は、県民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で欠かせないものであるとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他社会のあらゆる分野と関わり、地域社会の発展と県民の活力を高めていく貴重な財産です。

平成23年（2011年）の東日本大震災や、令和元年房総半島台風（2019年）等の一連の災害、令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症の拡大などを契機に、文化芸術が心の支えとなり、地域コミュニティの再生のきっかけとなるなどの役割が再認識されました。また、文化芸術の鑑賞・表現手段においてデジタル技術の活用が一層進むなどの変化がありました。

このような中、これまで県では、「千葉県文化芸術の振興に関する条例」や、文化芸術推進基本計画に基づき文化芸術の振興に取り組んできました。

文化芸術を振興していくためには、県民が文化芸術に触れ、自ら表現活動に取り組むことができる環境を整えるとともに、身近な日常の中にある文化芸術にもスポットを当て、誰もが鑑賞や自己表現を行いやすくするための基盤を整備することが必要です。

また、本県には長い歴史の中で育まれてきた郷土芸能、食文化、伝統技術等、多様な伝統文化が脈々と受け継がれています。こうした多様な伝統文化は、人々の地域への愛着や誇りを醸成する源であることから、少子高齢化が進行する中にあっても県民の財産として未来へ継承していくことが求められます。

さらに、本県は首都圏にありながら豊かな自然環境に恵まれており、自然や広い野外空間を活用した音楽イベントや芸術祭、ダンスイベント等が県内各地で開催されています。県民の心豊かな生活を実現するためには、本県のこうした特徴を最大限に生かした自然との一体感を感じられる文化芸術活動や、時代の流れの中で生まれた新しい文化芸術活動を積極的に振興し、多くの県民に親しまれる活力ある「ちば文化」の創造に取り組んでいくことも必要です。

なお、千葉県誕生 150 周年記念事業では、県内全域で市町村をはじめとした様々な主体が本県ならではの新しい芸術祭など、地域の文化資源や観光資源を活用した様々なイベント等を実施し、県内外の人に改めて千葉の魅力を認識していただく機会になったことから、事業を通じて再認識された千葉の魅力や多様な主体による連携等の財産を着実に次世代に引き継いでいくことで、県民の心の豊かさや誇りの醸成につなげ、地域活性化の起爆剤としても活用していくことが重要です。

あわせて、こども・若者をはじめ県民の誰もが文化芸術に触れる機会をつくること、文化資源を生かし他分野との連携を推進すること、「ちば文化」をブランドとして県内外での認知度を高めることなども必要です。

【取組の基本方向】

障害の有無や年齢、国籍等にかかわらず誰もが文化芸術を享受できるよう、様々な機会の提供、活動への支援、人材の育成などの環境づくりを行うとともに、地域の伝統文化が次世代へ継承されるよう取り組みます。特に、次代を担うこどもや若者が文化芸術に触れる機会の充実や表現の場の拡大を図ります。

また、本県固有の歴史・文化・豊かな自然、千葉県誕生 150 周年記念事業を通じて再認識された千葉の魅力や、この中で生まれた文化資源等、千葉の強みを生かした新たな価値の創造や「ちば文化」のブランド化を進めるとともに、文化芸術の新しい表現や保存の手段としてデジタル技術を活用していきます。さらに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他様々な分野との連携を推進し地域活性化を図ります。

【主な取組】

Ⅵ－４－①－１ 県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実

文化芸術活動を行う県民の自主性や専門性を尊重し、誰もが表現者として生涯にわたって文化芸術を実践し、鑑賞できるよう、機会の提供、理解の促進、人材の育成、支援等を行います。

また、文化芸術活動の拠点として、重要な役割を果たす文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の利用環境の充実を図るとともに、施設整備、運営に当たっては環境負荷の低減に努めます。

さらに、文化芸術活動を支援する企業等との連携を促進し、文化芸術の担い手である芸術家等の活動の場や各種助成制度の情報提供等を行います。

- ・誰もが文化芸術に触れ親しむ機会の提供、関心及び理解の促進
- ・誰もが表現者として、生涯にわたり文化芸術を楽しむことのできる環境整備
- ・こども・若者の文化芸術活動の充実
- ・文化芸術活動の担い手やそれを支える人材の育成・支援・活用
- ・文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の機能の充実・多面的な活用
- ・持続可能な文化芸術活動の推進

Ⅵ－４－①－２ 文化芸術を通じた連携・協働

文化芸術の振興のため、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他広範な分野との連携を強化し、「ちば文化」を重層的に支えるネットワークを構築します。

特に、包括連携協定を締結した国立歴史民俗博物館などの県内博物館や県内企業等と協力・連携した取組を進めていきます。

また、本県の豊かで特色ある歴史・伝統文化・食文化・自然・日本遺産等を、観光地域づくりに活用し、地域の活性化を図るとともに、首都圏にありながら豊かな自然に恵まれた本県の地理的強みを生かした音楽イベントや芸術祭、ダンスイベント等の事業を推進します。特に、令和8年度（2026年度）開催予定の芸術祭については、県内外から多くの人を呼び込む絶好の機会となることから、市町村や民間事業者等と連携して取り組むとともに、地域の文化資源を活用し、文化芸術に触れる機会の創出や地域の活性化につなげていきます。

- ・ 様々な関係者による文化芸術のネットワークの構築、文化交流の推進
- ・ 観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化
- ・ 部活動の地域展開の推進（再掲）

Ⅵ－４－①－３ 多様な伝統文化の保存・継承・活用

郷土芸能、食文化、伝統技術をはじめとした本県の多様な伝統文化を知る機会を提供するため、美術館・博物館や学校等における展示や普及事業、デジタル技術等を活用した情報発信を行います。

また、地域の関係者・関係機関と連携し、伝統文化の保存や後継者の確保・育成を図るとともに、次代を担うこども・若者が伝統文化に関心を持つきっかけとなるよう、伝統文化を鑑賞・体験する機会等を設けます。

あわせて、「ちば文化資産」など多様で豊かな地域の文化的魅力の再認識や活用を促進し、次世代への保存・継承を図ります。

- ・ ちばの多様な伝統文化を知る機会の提供
- ・ 伝統文化の保存・継承
- ・ 文化財・文化的景観等の保存と活用
- ・ 伝統文化を担うこども・若者の育成
- ・ ちばの食文化の魅力発信（再掲）

Ⅵ－４－①－４ ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信

様々な機会を捉えた情報発信や、文化資源の活用により、本県固有の歴史・伝統文化等の「ちば文化」のブランド化を進め、認知度向上と県民の誇りの醸成につなげます。

また、最新のテクノロジーを取り入れた創作活動の促進や、伝統文化と他の文化芸術分野とのコラボレーション、国際交流での活用により、新たな「ちば文化」の創造を推進していきます。

あわせて、地域の観光資源や文化資源を活用した行事や多様な主体によるパートナーシップ等、千葉県誕生 150 周年記念事業により得られた財産を着実に次世代に引き継いでいくことで、引き続き本県の文化芸術振興につなげていきます。

- ・「ちば文化」のブランド化による認知度向上と県民の誇りの醸成（再掲）
- ・新たな「ちば文化」の創造

施策項目Ⅵ－４－② スポーツの振興

【目標】

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、全ての県民が日常的にスポーツに親しむことで、心身の健康を保持増進するとともに、スポーツを通じた活力ある地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

県が実施した令和５年度（２０２３年度）の「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」の結果によると、成人の週１回以上のスポーツ実施率は令和３年度（２０２１年度）より減少傾向が続いており、特に子育て世代・働き盛り世代のスポーツ実施率の伸び悩みが見られることから、県民一人ひとりが、日常的にスポーツに親しむことのできる環境づくりが必要です。

そのため、県立スポーツ施設の利用促進を図るとともに、気軽に参加できるスポーツイベントの県内各地での開催、老朽化した施設の再整備及び耐震・バリアフリー化の推進など、ハード・ソフト両面での取組を進める必要があります。

スポーツの意義や価値、様々なスポーツの存在などについて理解を深めることにより、スポーツがより身近に、より楽しくなり、より深く関わるができるものとなることから、東京２０２０大会を契機に注目されたサーフィンやアーバンスポーツ、県民の興味・関心が芽生えたパラスポーツなどを含め、多様なスポーツに関する情報などをより効果的に発信するとともに、様々なスポーツに親しむ機会を拡大していくことが重要です。

特にパラスポーツについては、障害のある人の心身の健康の保持増進、障害への理解の促進に加え、健康寿命の延伸にも寄与することから、誰もが分け隔てなく一緒に楽しめる環境を整備するとともに、パラリンピックの県内開催を契機に広まったパラスポーツに対する興味・関心を、実際の参画や共生社会の実現につなげていく必要があります。

そのほか、少子化により競技人口に減少がみられる競技があることから、競技団体やアスリートと連携した競技の普及・促進を図る必要があります。

また、学校におけるスポーツ部活動については、顧問不足や少子化などにより維持が困難になる中、学校と地域が連携しながら、部活動を学校から地域へと段階的に移行することにより持続的な活動環境を整える必要があります。

【取組の基本方向】

全ての県民が「する」「みる」「ささえる」等様々な形で日常的にスポーツに親しむことができるよう、ライフステージに応じたスポーツ習慣を確立するための情報提供や環境整備、アーバンスポーツなど新たなスポーツを含む、多様なスポーツに関する情報や魅力の発信、スポーツに関わる人材の育成を進めます。

また、選手の発掘・育成・強化及び指導者養成等、県内のアスリートの競技力の向上を図るとともに、トップアスリートを講師として地域に派遣するなど、選手強化の

取組の成果を地域スポーツに還元する取組を推進します。

さらに、本県で活躍するプロスポーツチーム等と連携し、多くの人に夢と感動を与える、スポーツの魅力の発信に取り組みます。

あわせて、パラスポーツやサーフィンの普及、事前キャンプ相手国とのスポーツを通じた国際交流など東京 2020 大会のレガシーを継承・発展させ、スポーツの振興につなげます。

パラスポーツについては、競技人口の増加や県民の理解促進を図るため、パラスポーツイベントの開催や、指導者等の養成、相談体制の構築に取り組むほか、競技団体の組織体制の整備や体験会の開催への助成、パラスポーツの拠点となる千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの設備の充実などを進めます。また、パラリンピックやデフリンピック、全国障害者スポーツ大会等、トップレベルの大会にも県ゆかりの選手を数多く輩出できるよう、パラスポーツ選手の育成や強化支援に取り組みます。

また、本県は温暖な気候と海・平野・山間部といった豊かな自然を有しており、年間を通して自然の中でスポーツを楽しむことができます。本県ならではの自然環境を生かしたサーフィンなどのスポーツと地域の魅力を掛け合わせることで、スポーツを核とした地域の活性化に取り組みます。

学校におけるスポーツ部活動は、学校と地域が連携しながら、地域展開への段階的な移行に向けた環境整備を進めます。

【主な取組】

Ⅵ-4-②-1 人生を豊かにするスポーツの推進

誰もがスポーツを通じて豊かな人生を送ることができるように、身近な場所でスポーツを行うことができる総合型地域スポーツクラブの設立支援や県立学校の体育施設の開放などを進めます。

また、あらゆる人が楽しめるユニバーサルスポーツや、スケートボード・BMXといった、近年注目が高まるアーバンスポーツ等、県民が気軽に参加できるイベントを各地で開催するとともに、それぞれの年齢や体力、興味関心等のニーズに応じたスポーツを知り、日常的にスポーツに親しむことができるよう、多様なスポーツに関する情報を「見つけやすく」「わかりやすく」提供することで、県民が生涯にわたってスポーツに親しむ機会の創出に取り組みます。

さらに、健康寿命の延伸のため、生活習慣病予防に関する知識の普及啓発や、高齢者に適したスポーツの推進など、高齢者の健康づくり及び介護予防に向けた取組を行います。

加えて、地域の実情に応じて、こどもたちがよりスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、中学校と地域の連携によるスポーツ部活動の地域展開を推進します。

- ・ライフステージに応じたスポーツ習慣の定着と健康の増進
- ・多様化するスポーツライフの充実・発展
- ・「新たなスポーツ」の普及・促進

- ・ パラスポーツの推進（再掲）
- ・ 部活動の地域展開の推進（再掲）

VI-4-②-2 誰もが共に楽しめるパラスポーツの推進

東京 2020 大会の開催を契機として、パラスポーツへの関心が高まったことから、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめるというパラスポーツの特性を生かして、特別支援学校と小・中・高等学校等の交流及び共同学習の推進や、パラアスリートによる特別授業などの取組を通じ、こどもの頃からパラスポーツに親しむことのできる環境整備を進めます。

また、競技団体や市町村等と連携して「パラスポーツフェスタ」を開催し、パラスポーツの魅力を広く発信するとともに、各地域においても、イベントやスポーツ教室等を開催することで、パラスポーツに親しめる機会を創出します。

さらに、パラスポーツコーディネーターによる、それぞれの障害に応じたスポーツに出会える環境づくりに取り組みます。

こうした取組を通じパラスポーツへの参画人口を増やし、障害のある人が地域の中で様々な人々と交流を深めるなど、スポーツを通じた社会参加を促進していきます。

加えて、パラアスリートの発掘・育成や、パラアスリート県強化指定選手所属チーム、競技団体への支援を行い、競技団体の組織体制の強化や競技人口の増加を図っていきます。

あわせて、千葉県障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への選手派遣、パラリンピックやデフリンピックへの参加支援、県内で開催されるパラスポーツ国際大会への支援等を行い、本県のパラスポーツの一層の推進を図ります。

- ・ パラスポーツの推進
- ・ パラアスリートへの強化・支援の推進

VI-4-②-3 スポーツ環境の整備・充実

県民がスポーツに親しむ機会を広げるため、スポーツに関わる指導者の養成や指導力の向上を図るなど、指導者を有効に活用していきます。パラスポーツ指導員の養成についても計画的に進め、幅広い種目の指導者から気軽に指導を受けられ、スポーツを楽しめるような仕組みづくりを検討します。

千葉県総合スポーツセンター体育館の建替など、社会体育施設の耐震化や老朽化対策を進めることで、県民の誰もが安全・安心に楽しめる競技スポーツの拠点づくりに取り組むとともに、身近なスポーツ施設である県立学校の体育館やグラウンドの開放を進めます。

総合型地域スポーツクラブについては、各地域のスポーツ活動の拠点となるよう、活用を推進します。

また、中学校と地域の連携によるスポーツ部活動の地域展開の推進に向け、指導者の確保や育成、市町村同士の連携体制づくりなどを支援します。

さらに、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの利用を促進するため、設備の充実や広報活動等によりパラスポーツの拠点として機能を充実させるとともに

に、地域のスポーツ施設を利用しやすいように環境整備に努めます。

- ・スポーツに関わる指導者の育成
- ・施設の整備と有効活用
- ・誰もがスポーツに参加できる組織基盤の充実・発展
- ・パラスポーツの推進（再掲）
- ・部活動の地域展開の推進（再掲）

Ⅵ－４－②－４ 競技力の向上

各競技団体と連携し、ジュニア世代や女性アスリートを含め、幅広い選手の発掘・育成・強化や指導者、専門スタッフ等スポーツに関わる様々な人材の育成、スポーツ医・科学の積極的な活用を行い、競技力の向上に取り組みます。

また、アスリートが自分を信じ、それぞれの夢に果敢にチャレンジできるよう、競技用具等の整備をはじめ、デジタル技術を活用した映像分析による競技支援、アスリートのキャリア開発としての企業等への進路支援などを進めます。

さらに、各競技の主軸となる競技力を有する企業等の運動部を「トップチーム」として指定し、強化練習の支援等を行います。

加えて、オリンピック・パラリンピック選手、国民スポーツ大会等で活躍したトップアスリートや指導者を講師としてスポーツ関係団体等に派遣するなどして、選手強化の取組の成果を地域スポーツに還元することにより、更なるスポーツ振興を図ります。

- ・選手の発掘・育成・強化及び指導者の養成・資質向上
- ・競技力向上のための環境整備
- ・スポーツ医・科学の積極的な活用
- ・組織・調査等の充実
- ・競技スポーツの充実及び好循環

Ⅵ－４－②－５ スポーツの価値の発信

本県で活躍する多くのトップ・プロスポーツチームやアスリートと連携し、所属選手やコーチの学校への派遣、公式戦への児童・保護者の招待など、県民に広くスポーツの価値や魅力、楽しさを伝える取組を推進します。

また、東京 2020 大会のレガシーの継承・発展として、本県で開催されたサーフィン等の競技団体や日本オリンピック委員会等と連携し、選手等による学校訪問を実施することで、こども世代への競技の普及促進を図るとともに、パラスポーツなどを通じて、相互に支え合い、認め合える心を育てる心のバリアフリー教育を推進します。

- ・トップ・プロスポーツチームやアスリートと連携したスポーツの価値の発信
- ・こども世代へのスポーツの普及促進・啓発

Ⅵ－４－②－６ スポーツによる地域づくりの推進

温暖な気候の上、三方を海に囲まれ、平野や山間部を併せ持つ本県ならではの自然環境は、貴重なスポーツ資源です。

この特性を生かした、サーフィンやサイクリングをはじめとするスポーツイベントの開催を通じ、参加者と地域の交流や、スポーツを核とした地域の活性化を目指します。

その一環として、「スポーツの振興」と「千葉県の魅力発信」の2つを柱とする「ちばアクアラインマラソン」に取り組んでいきます。

また県内には、プロスポーツチームが数多くあることから、強い発信力や地域とのつながりなどそれらの優位性を生かした取組を実施し、地域のにぎわいの創出につなげていきます。

また、県内で開催される国際スポーツ競技大会への支援を行うとともに、ドイツ・デュッセルドルフ市、台湾・桃園市といった姉妹・友好都市等とのスポーツを通じた国際交流を促進します。

- ・ちばアクアラインマラソンの開催
- ・サイクルツーリズムの推進
- ・サーフィン振興と地域の活性化
- ・トップ・プロスポーツチームやアスリートと連携したスポーツによる地域づくり
- ・スポーツを通じた国際交流の推進

第2章 行政経営の基本的視点

少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化、価値観・ライフスタイルの多様化などにより、県が取り組むべき課題は、より一層、多様化・複雑化しています。

また、大規模災害の発生時や新興感染症の感染拡大時には、迅速かつ的確な対応が求められます。

こうした中、基本理念や目指す姿の実現に向け、本計画に位置付けた政策・施策を、効果的・効率的に推進するためには、現場のニーズを十分に把握し、県や市町村、県民、民間企業等が一体となり、オール千葉県で取り組むとともに、急速に進展するデジタル技術を効果的に活用するほか、機能的で弾力性のある組織体制や持続可能な財政構造を確立していくことが必要です。

加えて、本県が目指すべき方向性は、国際社会全体の普遍的な目標であるSDGsの考え方と共通していることから、本計画に掲げる全ての施策を着実に推進していくことが、SDGsが目指す社会の実現につながるということを十分認識した上で、各業務に当たる必要があります。

そこで、本計画の推進に当たっては、県行政を「経営する」という観点を重視することとし、「市町村との連携強化」「県民や民間等との協働・共創」「DXの推進」「時代の変化に対応した行政組織への変革」「SDGsの推進」の5点を、計画の推進に当たり踏まえるべき基本的視点として掲げ、各施策に取り組んでいきます。

1 市町村との連携強化

多様な県民ニーズを的確に捉え、各地域の実情に応じた施策を効果的に実施していくためには、住民に最も身近な自治体である市町村こそが重要であることから、市町村の意見を十分に聞きながら、県と市町村の取組が相乗効果を発揮するよう連携していくことが必要です。

今後、更なる人口減少による職員の不足や、公共施設の老朽化などの深刻化が見込まれる中、県及び市町村が持続的かつ効果的に行政を経営していくためには、人材の確保・育成に連携して取り組むだけでなく、DXの推進等による抜本的な施策の見直し・業務効率化、それぞれの有する資源の共同活用等の更なる市町村間の広域連携や県による市町村業務の補完・支援など、多様な手法の中からこれまでにない取組を検討していくことも必要となります。

このため、国の動向を注視しつつ、様々な機会を通じて、市町村が直面する課題やそれに対する考え方を共有するとともに、直接現地を確認しながら、現場の意見を十分に伺うなど、徹底した現場主義に基づいて各施策を実施し、市町村と連携して地域課題の解決に取り組んでいきます。

あわせて、各市町村がそれぞれ行う取組がより一層進展するよう、総合的・効果的な支援も行っていきます。

2 県民や民間等との協働・共創

県の実施する施策を効果的に展開していくためには、県民一人ひとりの理解を得るとともに、様々な主体と協力して取り組んでいくことが必要です。

このため、ホームページやSNSなどを活用し各種県政に関する情報を積極的に発信することで県民の理解を深めるとともに、市民活動団体や企業など、各分野の最前線を支える方との開かれたコミュニケーションを通じて、様々な主体の英知を結集し、本県の将来を担う高校生や大学生等の若者も含め、あらゆる県民ニーズ等も取り込みながら、オール千葉県で課題の解決を図っていきます。

また、急速な時代の変化の中で生じる新たな課題や県民ニーズに対応するためには、行政だけでなく、それぞれの分野で強みを有する民間企業や大学などと連携し、その知恵や力を積極的に活用していくことも必要です。

このため、民間等が有するノウハウ・資源と庁内関係部局のマッチングを図ることで施策効果を高め、本県が抱える様々な社会・地域課題を解決していくため、民間等とのコラボレーションを推進していきます。

また、成田空港の拡張事業等を見据え、様々な地域や分野において民間等がビジネスしやすい環境づくりを進めるため、国家戦略特区制度を活用するなど、規制緩和に資する取組を進めていきます。

さらに、災害に迅速に対応できる体制づくりや、スタートアップの育成支援、シェアリングエコノミーの考え方に基づく取組の促進など、様々な分野において、民間等との共創による取組を進めます。

加えて、民間企業との人事交流による職員の育成を推進するとともに、専門知識を有する副業人材を積極的に雇用するなど、民間の優れた知見を県の各種事業・施策に活用していきます。

本県を取り巻く諸課題には、環境問題や災害対応をはじめ、様々な分野で広域的に対応しなければ解決が困難なものや、抜本的な少子化対策など、国が主導的な役割を担って進めていくべきものがあります。

また一方で、観光情報の発信など、他の自治体と連携して取り組んだ方が、より効果が高まる施策もあります。

このため、その課題や目的も踏まえて、全国知事会や九都県市首脳会議をはじめ、同じ課題意識を有する自治体との連携などを通じて、国等に対する要望活動や共同での調査研究・取組等を実施するほか、埼玉県・東京都・神奈川県に加え、茨城県も含めた近隣都県との連携による方策なども検討・実施していきます。

3 DXの推進

AIやIoT、ロボットなどの急速な技術革新や5Gの普及拡大など通信環境の充実により、デジタル技術が生活や産業に浸透し、ライフスタイルの多様化やビジネスモデルの転換が起きています。

社会全体で更なるデジタル化が進めば、生活や産業など様々な分野における課題の解決が促進され、また、行政においても県民サービスの向上や業務の効率化につながることから、デジタル技術を効果的に活用した施策の展開や県行政のDXを推

進していく必要があります。

そこで、県では、「県民の心豊かな暮らしと活力ある千葉」の実現を目指し、令和5年（2023年）3月に策定した「千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略」に基づき、社会のあらゆる分野でより良い変革を起こすため、県内の産学官民と連携し、優良事例の横展開によりデジタル技術の活用を促進するなど、社会全体のDXを推進しているところです。

引き続き、県では、「県民・事業者に時間を返す」という考えの下、県民が、いつでもどこでも、それぞれのニーズに合ったきめ細かい行政サービスを受けられるよう、更なる行政手続のオンライン化や納付手続のキャッシュレス化に取り組んでいきます。

また、行政が保有するデータを企業等が積極的に利活用できるようオープンデータ化を推進し、新たな付加価値やイノベーションの創出などにつなげていきます。

4 時代の変化に対応した行政組織への変革

自然災害の頻発化・激甚化や人口減少・少子高齢化の進行、県民の価値観・ライフスタイルの多様化など、県政を取り巻く環境は大きく変化しています。

県政を担う職員については、行政課題の多様化・複雑化に伴い、求められる能力が変化しており、他方で、若年人口の減少等による採用試験の受験者数の減少に加え、人材の流動化が進む中で定年前に退職する職員が増加傾向にあります。

こうした中においても、質の高い行政サービスを提供していくためには、限られた経営資源（人的資源・税財源）を有効活用し、効果的・効率的な行財政を推進していく必要があります。

このため、県では、本計画の策定に併せて「千葉県行財政改革計画」を改訂し、機能的な組織体制の構築や柔軟な人員配置、持続可能な財政構造の確立、デジタル技術の活用による業務効率化、多様な主体との連携・協働などに取り組むことにより、行財政改革を推進し、時代の変化に対応した県民視点の県政を実現していきます。

また、昨今の多様化・複雑化した行政課題に的確かつ効率的に対応するため、その解決に当たっては、関係部局を横断した対応が必要となります。関連性の高い分野間で、それぞれの部局が密接に連携して取り組むことにより、各施策の効果の最大化を図ります。

このほか、子育てや教育などの基幹的な住民サービスは全国一律で行うことが望ましい一方で、多様化・複雑化する地域課題に的確に対応するためには、それぞれの地域の実情に応じて対応することが必要であり、その基盤となる地方分権改革の推進が不可欠です。

この地方分権改革を実のある改革とするためには、国と地方の役割分担を明確化するとともに、地方が担うべき事務・権限を税財源と一体的に地方自治体へ移譲し、地方の自主性・自立性を高めていく必要があります。

そのため、県では、国に対して地方が担うべき事務・権限と税財源の一体的な移譲や、地方の創意工夫を可能とする制度改正などを進めるよう、積極的に提言・要

望していくとともに、全国知事会など様々な機会を通じて主張していきます。

加えて、地方分権改革の内容、効果やその成果について、県民の理解を深めるための取組を進めます。

5 SDGsの推進

SDGsは、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、持続可能な世界を実現するための統合的取組であり、国際社会全体の普遍的な目標です。

国においては、「SDGs実施指針」を定めて取組を進めており、地方自治体においても、SDGsが掲げる17のゴールの達成に向けた取組を加速させていくことが求められています。

SDGsの考え方は、県政の様々な分野において、県が目指すべき方向性と同じであることから、本計画に掲げる施策・取組を着実に推進していくことにより、県としてSDGsの推進を図り、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会を築くとともに、将来にわたり持続可能な社会の実現を目指していきます。

第3章 実施計画の政策評価

「危機管理体制の構築と安全の確保」「千葉経済圏の確立と社会資本の整備」「超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実」「こども・若者の可能性を広げる千葉の確立」「誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現」「独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造」という本計画の基本目標を着実に実現していくためには、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づく政策立案を行うEBPMの手法を踏まえ、各施策の実施状況や政策効果を客観的に分析・検証した上で、限られた資源を効率的・効果的に活用しながら、必要な改善に取り組むことが重要です。

そのため、総合計画の実施計画に係る政策評価は、計画策定時に指標を掲げた全ての施策について、計画（Plan）—実施（Do）—評価（Check）—改善（Action）というマネジメントサイクルに基づいて行います。

具体的には、毎年度、各施策の実施状況や、設定した目標に対する進捗状況などについて点検・分析する「評価」を行うとともに、この過程で把握した課題について、必要となる「改善」を次の施策展開に柔軟に反映させることにより、政策の着実な推進を図ります。

さらに、学識経験を有する委員から第三者の視点による検証を行い、評価の客観性・統一性などの確保に努めます。また、県民に評価結果をわかりやすく公表するとともに、意見などを募集します。

【総合計画の指標一覧】

本計画の推進に当たって、89 項目の具体的な数値目標を掲げました。

この数値目標は、県民の皆様と共有し、令和 10 年度までの 4 年間で力を合わせて実現を目指すべき社会目標となるものです。

基本目標Ⅰ 危機管理体制の構築と安全の確保

・政策分野Ⅰ－1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
Ⅰ－1－① 激甚化する 災害への対 応力強化	3 日分以上の 備蓄をしている 県民の割合	食料品 48.9% 飲料水 54.1% (令和 6 年度)	食料品 65.0% 飲料水 70.0% (令和 10 年度)	県政に関する世論調査において、「災害に備えて 3 日分以上の食料品、飲料水を備蓄している」と回答した県民の割合
	自主防災組織 による防災訓 練の実施回数	1,729 回 (令和 5 年度)	2,600 回 (令和 10 年度)	自主防災組織が実施した防災訓練の回数
	被災者支援シ ステムの導入 市町村数	4 市町村 (令和 6 年度)	54 市町村 (令和 10 年度)	デジタル技術を活用した共通仕様の被災者支援システムの導入市町村数
Ⅰ－1－② 災害に強い まちづくり の推進	無電柱化の事 業着手した延 長	56 k m (令和 6 年度)	83 k m (令和 10 年度)	無電柱化推進計画に基づく優先整備区間の事業着手した延長
	地籍調査面積	929 k m ² (令和 6 年度)	1,147 k m ² (令和 10 年度)	一筆ごとの土地の所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行う調査を実施した面積
Ⅰ－1－③ 新興感染症 等健康危機 への対応力 強化	健康危機対策 研修修了者数	26,963 人 (令和 6 年度)	53,000 人 (令和 10 年度)	多数の県民の生命・健康を脅かす新型インフルエンザ等の感染症、天然痘などの生物テロに対応するため、医療・公衆衛生従事者を対象とした健康危機対策研修を修了した人の数（延べ数）

・政策分野Ⅰ－２ 暮らしの安全・安心の確保

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
Ⅰ－２－① 新たな犯罪 形態にも対 応する犯罪 の起こりに くい社会づ くりと被害 者等支援の 充実	刑法犯認知件 数	38,394 件 (令和 6 年)	減少を目指し ます (令和 10 年)	道路上の交通事故に係る業 務上（重）過失致死傷を除 いた「刑法」に規定する罪 や「爆発物取締罰則」等に 規定する罪のうち、警察に おいて発生を認知した事件 の数
	自主防犯団体 の数	3,090 団体 (令和 6 年)	増加を目指し ます (令和 10 年)	地域で防犯ボランティアに 取り組む自主防犯団体の団 体数
Ⅰ－２－② 「交通安全 県ちば」の 確立	交通事故 24 時間死者数	131 人 (令和 6 年)	110 人 (令和 10 年)	道路上の交通事故の被害に より、24 時間以内に死亡 した人の数
	交通事故重傷 者数	1,472 人 (令和 6 年)	1,300 人 (令和 10 年)	道路上の交通事故によって 負傷し、1 か月（30 日）以 上の治療を要する人の数
Ⅰ－２－③ 安全・安心 な消費生活 の確保	消費者トラブ ルにあったと きの相談窓口 の認知度	13.6% (令和 6 年度)	30.0% (令和 10 年度)	県政に関する世論調査にお いて、「県の消費者センタ ーや市町村の消費生活セン ターについて、名前も業務 内容も知っている」と回答 した県民の割合

基本目標Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

・政策分野Ⅱ－１ 経済の活性化と更なる飛躍

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
Ⅱ－１－① 新たな産 業・地域づ くりと企業 誘致の推進	県内への企業 立地件数	85 件 (令和 3 年～ 6 年平均)	340 件 (令和 7 年～ 10 年合計)	各年 1～12 月の製造業等、 研究所及び物流施設等の本 県への立地件数（1,000 ㎡ 以上）
Ⅱ－１－② 県経済を担 う産業の振 興と育成	県内製造品出 荷額等	15 兆 8,925 億円 (令和 4 年)	増加を目指し ます (令和 10 年)	事業所（製造業）における 年間の製造品出荷額、加工 賃収入額、くず廃物の出荷 額及びその他収入額の合計 （消費税等を含む）

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
	県内年間商品販売額	14 兆 1,768 億円 (令和 4 年)	増加を目指します (令和 10 年)	卸売業又は小売業において、一定の場所（一区画）を占める事業所における有体商品の販売額
Ⅱ-1-③ 成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成と地域づくり	成田空港の航空旅客数	4,077 万人 (令和 6 年度)	増加を目指します (令和 10 年度)	成田空港における国際旅客数と国内旅客数の合計（通過客を含む）
	成田空港の輸出入総額	36 兆 8,334 億円 (令和 6 年)	増加を目指します (令和 10 年)	成田空港における輸出入金額の合計
	空港周辺 9 市町における人口の社会増	2,802 人 (令和 6 年)	増加を目指します (令和 10 年)	成田空港周辺の 9 市町（成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町）の住民基本台帳における各年の転入超過数の合計
Ⅱ-1-④ 観光立県の推進	観光総消費額	1 兆 8,053 億円 (令和 5 年)	2 兆 1,500 億円 (令和 10 年)	本県を訪れた観光入込客の県内での消費の総額（観光入込客数（実人数）と観光消費額単価を掛け合わせることで算出）
	延べ宿泊者数（うち外国人延べ宿泊者数）	2,829 万人（うち外国人 441 万人） (令和 6 年)	3,200 万人（うち外国人 550 万人） (令和 10 年)	県内の調査対象宿泊施設の年間（暦年）の延べ宿泊者数
Ⅱ-1-⑤ 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化	従業者一人当たりの付加価値額	610.9 万円 (令和 4 年度)	増加を目指します (令和 10 年度)	付加価値額（営業利益＋減価償却費＋給与総額＋福利厚生費＋動産・不動産賃借料＋租税公課）を常時従業者数で除した値
	有雇用事業所数による開業率	4.5% (令和 5 年度)	増加を目指します (令和 10 年度)	雇用保険事業年報における、当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数を前年度末の適用事業所数で除した割合

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
Ⅱ-1-⑥ 産業人材の 育成と就労 支援	将来の夢や目標を持っている中学生の割合	65.4% (令和6年度)	全国平均以上を目指します (令和10年度)	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査における「将来の夢や目標を持っている」との質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した公立中学校生徒の割合 ※全国平均(令和6年度) 66.3%
	完全失業率	2.5% (令和5年)	減少を目指します (令和10年)	労働力人口(就業者+完全失業者)に占める完全失業者の割合
	1人当たり月所定外労働時間	9.4時間 (令和5年)	減少を目指します (令和10年)	規模5人以上の事業所における1人当たり月所定外労働時間

・政策分野Ⅱ-2 稼げる農林水産業の推進

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
Ⅱ-2-① 次世代を担 う人材の確 保・育成	新規就農者数	339人 (令和6年度)	400人 (令和7年度～ 10年度平均)	新規に就農した人の数
	新規漁業就業者数	22人 (令和6年度)	50人 (令和7年度～ 10年度平均)	新規に漁業に就業した人の数
Ⅱ-2-② 農林水産業 の成長力の 強化	農業産出額	4,029億円 (令和5年)	4,200億円 (令和10年)	農業者が生産した総額
	県内漁港水揚げ金額	443億円 (令和4年)	450億円 (令和10年)	県内漁港に陸揚げ(水揚げ)された海面漁業、海面養殖業及び運搬船搬入の金額
	農業経営体当たりの生産農業所得	380万円 (令和3年～ 5年平均)	500万円 (令和10年)	農業経営体当たりの農業経営による年間所得
	漁業経営体当たりの漁業所得	514万円 (令和元年～ 5年平均)	540万円 (令和10年)	漁業経営体当たりの漁業経営による年間所得

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
Ⅱ-2-③ 需要を捉えた販売力の強化と輸出促進	農業・漁業生産関連事業の年間販売金額	795 億円 (令和 4 年度)	850 億円 (令和 10 年度)	農業者、漁業者等による農水産物の生産関連事業における年間販売金額
	県産農林水産物の輸出額	106 億円 (令和 3 年～6 年平均)	110 億円 (令和 10 年)	県と連携しながら県産農林水産物の輸出に取り組む事業者を対象にしたアンケートにより把握した輸出額

・政策分野Ⅱ-3 社会資本の充実とまちづくり

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
Ⅱ-3-① 半島性を克服する交通ネットワークの強化	県都 1 時間構想	79% (令和 6 年度)	80% (令和 10 年度)	県の総面積に対する県内の主要都市から県都千葉市まで道路を利用しておおむね 1 時間で到達できる市町村面積の割合
	県内の主要都市から県都千葉市までの都市間連絡速度	40.0km/h (令和 6 年度)	40.1km/h (令和 10 年度)	県内の主要都市から県都千葉市までの「最短移動距離」を「最も効率的に移動した場合における移動時間」で除した値の全県平均
Ⅱ-3-② 社会資本の適正な維持管理	基幹管路の耐震適合率	62.6% (令和 5 年度)	65.5% (令和 10 年度)	県内の水道事業体の基幹管路の延長に対する耐震適合性のある管路の割合
	修繕が完了した橋りょう数	253 橋 (令和 6 年度)	473 橋 (令和 10 年度)	長寿命化計画に基づく計画的な維持修繕が完了した道路橋の数
Ⅱ-3-③ 快適で暮らしやすいまちづくりとスマート自治体の実現	立地適正化計画策定市町村数	14 市町村 (令和 6 年度)	22 市町村 (令和 10 年度)	人口減少・高齢化社会に対応したコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進する「立地適正化計画」を策定し、公表した市町村の数
	汚水処理人口普及率	91.2% (令和 5 年度)	93.7% (令和 10 年度)	適正な汚水処理を行う人口比率
	行政手続のオンライン化率	63.0% (令和 6 年度)	98.0% (令和 10 年度)	県の行政手続の全利用件数のうち、オンラインにより手続が可能な割合

基本目標Ⅲ 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

・政策分野Ⅲ－１ 医療提供体制の充実と健康寿命の延伸

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
Ⅲ－１－① 増大する医療需要への対応	かかりつけ医の有無	66.3% (令和6年度)	69.0% (令和10年度)	県政に関する世論調査において、「かかりつけ医を持っている」と回答した県民の割合
	地域の医療体制に安心を感じている県民の割合	65.5% (令和6年度)	70.0% (令和10年度)	県政に関する世論調査において、「自分が住み慣れた地域で安心して受診できる医療体制にあると思うか」との質問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した県民の割合
Ⅲ－１－② 生涯を通じた健康づくりと予防医療の推進	積極的に健康づくりに取り組んでいると感じている県民の割合	62.2% (令和6年度)	増加を目指します (令和10年度)	県政に関する世論調査において、「積極的に健康づくりに取り組んでいるか」との質問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した県民の割合
	がんによる75歳未満年齢調整死亡率 (人口10万対)	64.9 (令和5年)	減少を目指します (令和10年)	人口構成が基準人口（平成27年モデル人口）と同じと仮定した場合における75歳未満の人口10万人当たりのがんによる死亡率
	日常生活動作が自立している期間の平均 (65歳の平均自立期間)	男性 18.17年 女性 21.06年 (令和3年度)	延伸を目指します (令和10年度)	65歳の人が、日常生活に介護を要しない期間（要介護2以上の認定を受けるまでの期間）の平均

・政策分野Ⅲ－２ 高齢者福祉と障害者福祉の充実

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
Ⅲ－２－① 高齢者福祉 の充実	高齢者施策について満足している県民の割合	16.4% (令和6年度)	35.0% (令和10年度)	県政に関する世論調査において、「お年寄りが安心して暮らせる高齢者施策についてどう感じているか」との質問に対し、「大変満足している」「まあ満足している」と回答した県民の割合
	介護予防・日常生活支援総合事業における「多様なサービス」（訪問型及び通所型）に取り組む市町村数	47 市町村 (令和6年度)	54 市町村 (令和10年度)	介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、全国一律の基準で実施されている訪問・通所型サービス以外に、要支援者等のニーズに応じたサービス提供の取組を実施している市町村の数
Ⅲ－２－② 障害者福祉 の充実	「共生社会」という考え方を知っている県民の割合	35.6% (令和6年度)	50.0% (令和10年度)	県政に関する世論調査において、「障害のある・なしに関わらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らす共生社会という考え方を知っている」と回答した県民の割合
	地域生活支援拠点等が整備されている市町村数	38 市町村 (令和5年度)	54 市町村 (令和10年度)	障害者総合支援法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等を整備している市町村の数

基本目標Ⅳ こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

・政策分野Ⅳ－① こども・若者施策の充実

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
Ⅳ－１－① こども・若者の健やかな成長への支援	ちば・うみやま保育認証団体数	106 団体 (令和 6 年度)	230 団体 (令和 10 年度)	「ちば・うみやま保育」(千葉県自然環境保育認証制度)において認証を受けた幼稚園や保育所等の数
	こども家庭センターの設置市町村数	23 市町村 (令和 6 年 4 月 1 日現在)	54 市町村 (令和 9 年度)	母子保健と児童福祉の両機能が連携し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対して、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置した市町村数
	里親等委託率	34.9% (令和 5 年度)	39.1% (令和 10 年度)	社会的養護が必要な児童のうち、里親及びファミリーホームに委託されている児童の割合
Ⅳ－１－② 安心して子育てできる環境づくり	地域子育て支援拠点の数	364 箇所 (令和 6 年度)	387 箇所 (令和 10 年度)	地域の身近なところで、気軽に、子育て中の親子の交流や子育て相談ができる地域子育て支援拠点の数
	保育所等の待機児童数	91 人 (令和 7 年 4 月 1 日現在)	解消を目指します (令和 11 年 4 月 1 日現在)	保育所等利用待機児童の数
	放課後児童クラブの待機児童数	1,181 人 (令和 6 年 5 月 1 日現在)	解消を目指します (令和 11 年 5 月 1 日現在)	放課後児童クラブ待機児童の数
Ⅳ－１－③ 若者の仲間づくりの促進やライフイベントに応じた支援	地域少子化対策重点推進事業を実施している市町村数	32 市町村 (令和 6 年度)	増加を目指します (令和 10 年度)	千葉県地域少子化対策重点推進事業の補助対象となる市町村数
	若年者の就労支援施設を通じて就職した正規雇用者の割合	59.5% (令和 6 年度)	増加を目指します (令和 10 年度)	ジョブカフェちばに新規登録した求職者に対する、正規雇用で就職が決定した者の割合

・政策分野Ⅳ－２ 教育施策の充実

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
Ⅳ－２－① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	月当たりの時間外在校等時間が 45 時間を超える教諭等の割合	31.9% (令和 6 年度)	減少を目指します (令和 10 年度)	県教育委員会が実施する「教員等の出退勤時刻実態調査」で月当たりの時間外在校等時間が 45 時間を超える教諭等の割合
	いじめ認知件数に対する解消率	78.9% (令和 5 年度)	増加を目指します (令和 10 年度)	文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」で公表される、いじめの認知件数に対する解消率
Ⅳ－２－② 未来を切り拓く「人」の育成	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童生徒の割合	小学校 81.7% 中学校 80.3% (令和 6 年度)	全国平均以上を目指します (令和 10 年度)	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査における「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」との質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合 ※全国平均（令和 6 年度） 小学校：81.9% 中学校：80.3%
	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学校 83.7% 中学校 83.2% (令和 6 年度)	全国平均以上を目指します (令和 10 年度)	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査における「自分には、よいところがあると思う」との質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合 ※全国平均（令和 6 年度） 小学校：84.1% 中学校：83.3%

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
	小学校における新体力テストの平均点	47.1 点 (令和 6 年度)	49.5 点 (令和 10 年度)	千葉県体力・運動能力調査における「握力」「50m 走」「反復横とび」など 8 種目 80 点満点の平均点
IV-2-③ 地域全体でこどもを育てる体制づくり	コミュニティ・スクールを導入した公立学校の割合	48.7% (令和 6 年度)	全国平均以上を目指します (令和 10 年度)	保護者や地域住民などが、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する学校運営協議会制度を導入した学校の割合。政令市を除く ※全国平均 (令和 6 年度) 58.7%
	地域学校協働本部が整備された公立学校の割合	72.2% (令和 6 年度)	増加を目指します (令和 10 年度)	地域と学校の連携体制を基盤として、幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制が整備された公立学校の割合。政令市を除く
IV-2-④ 青少年の健全育成	インターネット適正利用啓発講演を実施している市町村数	43 市町村 (令和 6 年度)	54 市町村 (令和 10 年度)	児童生徒やその保護者、教職員等向けにインターネット適正利用啓発講演を実施している市町村数

基本目標Ⅴ 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会

・政策分野Ⅴ－１ 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
V-1-① 誰もが力を発揮できる社会の実現	ダイバーシティという考え方を知っている県民の割合	47.4% (令和 6 年度)	60.0% (令和 10 年度)	県政に関する世論調査において、「『ダイバーシティ』という概念を知っている」と回答した県民の割合

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
V-1-② 男女共同参 画の推進	社会全体で男 女の地位が平 等となっている と思う人の 割合	11.3% (令和6年度)	20.0% (令和10年度)	県政に関する世論調査において、「社会全体で男女の地位が平等となっていると思うか」との質問に対し、「平等」と回答した県民の割合
	県庁の女性管 理職の割合	12.6% (令和6年度)	18.5% (令和10年度)	知事部局、公営企業、議会事務局、行政委員会における管理職（本庁課長級以上）のうち、女性が占める割合
V-1-③ 外国人の活 躍・共生と 国際交流の 推進	地域日本語教 室が開設され ている市町村 数	39 市町村 (令和6年度)	増加を目指し ます (令和10年度)	日本語学習及び地域の交流の場である日本語教室が、開設されている市町村の数
	県の姉妹・友 好都市交流へ の参加者数	248 人 (令和6年度)	350 人 (令和10年度)	本県の姉妹・友好都市であるウィスコンシン州、デュッセルドルフ市及び桃園市と交流を行った人数
	チーバくんグ ローバルパー トナーズとし て県や関係団 体の活動に参 加した人数	189 人 (令和6年度)	356 人 (令和10年度)	チーバくんグローバルパートナーズとして県や関係団体の活動に参加した人数（累計）

・政策分野V-2 連携・協働による社会づくり

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
V-2-① 多様な主体 の連携・協 働による社 会づくり	「ちばSDG s パートナー 登録制度」の 登録数	2,496 件 (令和6年度)	3,600 件 (令和10年度)	県が企業等を「ちばSDGs パートナー」として新規登録した件数（累計）

基本目標Ⅵ 独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造

・政策分野Ⅵ－１ 脱炭素化と循環経済の推進

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
Ⅵ－１－① 地球温暖化 対策の推進	エネルギー起 源二酸化炭素 排出量の推計 値	6,097.4 万 t -CO ₂ (令和 4 年度)	5,116.2 万 t -CO ₂ (令和 10 年度)	千葉県における「エネルギー起 源二酸化炭素排出量の 現況推計値（産業部門、家 庭部門、業務その他部門、 運輸部門の合計）」
	再生可能エネ ルギー導入比 率	16.2% (令和 5 年度)	23.9% (令和 10 年度)	千葉県における再生可能エ ネルギーの導入比率
	森林整備面積	854ha (令和 6 年度)	904ha (令和 10 年度)	間伐・植栽・下刈り・枝打 ち等により整備された森林 の面積（市町村による森林 環境譲与税を活用した整備 等を含む）
	電動車保有台 数	62.4 万台 (令和 5 年度)	89.3 万台 (令和 10 年度)	県内の電動車保有台数（軽 自動車及び二輪車を除く） ※電動車…電気自動車、燃 料電池自動車、プラグイン ハイブリッド自動車、ハイ ブリッド自動車
Ⅵ－１－② 循環経済 （サーキュ ラ－エコノ ミ－）への 移行	産業廃棄物の 最終処分量	26.7 万 t (令和 5 年度)	24.8 万 t (令和 10 年度)	産業廃棄物の発生抑制・再 使用、再生利用に加え熱回 収の取組を行った上で、最 最終的に処分される量
	一人 1 日当 たりの家庭系ご みの排出量	482 g (令和 5 年度)	452 g (令和 10 年度)	県民一人が 1 日あたりに家 庭から排出するごみの量 （資源ごみを除く）

・政策分野Ⅵ－２ 環境の保全と豊かな自然との共生

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
Ⅵ－２－① 豊かな自然 環境と大 気・水環境 の保全	光化学スモッ グ注意報の年 間発令日数	8.0 日 (令和 3 年度～ 6 年度平均)	8.0 日以下 (令和 7 年度～ 10 年度平均)	光化学オキシダント濃度が 基準以上になった場合に発 令する「光化学スモッグ注 意報等」の日数

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
	河川・湖沼・ 海域の水質環境 基準達成率 (BOD・COD)	68.2% (令和5年度)	87.1% (令和10年度)	生活環境を保全する上で、 維持されることが望ましい 基準である水質環境基準の うち、BOD(河川)、 COD(湖沼・海域)の環 境基準を達成している水域 の割合
VI-2-② 野生生物の 保護と適正 管理	イノシシの捕 獲数	25,927 頭 (令和3年度～ 5年度平均)	30,000 頭 (令和10年度)	有害鳥獣による農作物被害 額の4割を占める、イノシ シの捕獲数
	キョンの生息 数	約 86,000 頭 (令和5年度)	77,000 頭 (令和10年度)	特定外来生物であり、増加 を続けるキョンの推定生息 数

・政策分野VI-3 千葉の魅力の向上と活用

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
VI-3-① 半島性を活用した「千 葉」のブラン ディングと移住・二 地域居住の 促進	人口の社会増	15,289 人 (令和6年)	50,000 人 (令和7年～ 10年合計)	住民基本台帳における日本 人移動者の各年の転入超過 数の合計
	メディアに取 上げられた件 数	13,363 件 (令和6年度)	増加を目指し ます (令和10年度)	千葉ならではの魅力を紹介 する情報がテレビ・新聞等 のメディアで取り上げられ た件数
VI-3-② 地域の特色 を生かした 農山漁村の 活性化	直売所の年間 販売金額	483 億円 (令和4年)	500 億円 (令和10年)	農産物直売所と水産物直売 所の年間販売金額
	農村の持つ多 面的機能の維 持・発揮を図 るため農業者 等が共同で取 り組む活動面 積	34,348ha (令和5年度)	増加を目指し ます (令和10年度)	集落の資源を保持し、農村 の多面的機能の維持・発揮 のため、国・県事業を活用 して農業者等が共同で取り 組む活動面積

・政策分野VI－４ 千葉の特徴・歴史を生かした文化・スポーツ振興

施策項目	指標名	現状	目標	指標の解説
VI-4-① 文化芸術の 振興	この１年間に 文化芸術を鑑 賞した県民の 割合（オンラ インでの鑑賞 を含む）	77.0% (令和６年度)	85.0% (令和１０年度)	県政に関する世論調査にお いて、「この１年間に文化 芸術の鑑賞（直接、または オンラインやテレビのいづ れか）を行った」と回答し た県民の割合
	この１年間に 鑑賞を除く文 化芸術活動 をした県民の割 合（オンライ ンでの活動 を含む）	28.9% (令和６年度)	41.8% (令和１０年度)	県政に関する世論調査にお いて、「この１年間に文化 芸術の活動（直接、または オンラインのいずれか）を 行った」と回答した県民の 割合
VI-4-② スポーツの 振興	成年の週１回 以上のスポー ツ実施率	53.9% (令和６年度)	70.0% (令和１０年度)	成年が週１回以上スポーツ を実施する割合
	この１年間に パラスポーツ の体験や観戦 をしたことの ある成年の割 合	17.2% (令和６年度)	50.0% (令和１０年度)	この１年間にパラスポーツ の体験や観戦をしたことの ある成年の割合